

令和 5 年

第 1 0 回大津町議会定例会会議録

開 会 令和 5 年 9 月 1 日

閉 会 令和 5 年 9 月 15 日

大 津 町 議 会

令和5年第10回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9月 1日	金	午前10時	本会議	開会、提案理由説明 議案質疑、委員会付託	
9月 2日	土		休会	議案等整理	
9月 3日	日		休会	議案等整理	
9月 4日	月	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 5日	火	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 6日	水	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 7日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 8日	金	午前10時	委員会	各常任委員会	
9月 9日	土		休会	議案等整理	
9月10日	日		休会	議案等整理	
9月11日	月		休会	議案等整理	
9月12日	火	午前10時	本会議	一般質問	
9月13日	水	午前10時	本会議	一般質問	
9月14日	木	午前10時	本会議	一般質問	
9月15日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				15 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 陳情書（1件）
- 健全化判断比率報告
- 資金不足比率報告
- 財政援助団体監査報告
- 令和5年6月例月出納検査の結果について
- 令和5年7月例月出納検査の結果について
- 令和5年8月例月出納検査の結果について

会 議 に 付 し た 事 件

議案第55号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第56号	大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第57号	大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第58号	財産の交換について
議案第59号	令和5年度大津町一般会計補正予算（第10号）について
議案第60号	令和5年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第61号	令和5年度大津町四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）について
議案第62号	令和5年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第63号	令和5年度大津町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第64号	令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第65号	令和5年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第66号	令和5年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第67号	令和5年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
認定第1号	令和4年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和4年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	令和4年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	令和4年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号	令和4年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号	令和4年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
認定第7号	令和4年度大津町公共下水道事業会計決算の認定について
認定第8号	令和4年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定について

令和5年第10回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
令 和 5 年 8 月 2 1 日 陳 情 第 号	会計年度任用職員の処遇改善を求め る陳情	熊本市中央区神水1丁目30-7 コモン神水 自治労連・熊本自治体一般労働 組合 執行委員長 多久 俊一	配付のみ

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 5 年 9 月 1 日 (金) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 経済建設常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 議案第 5 5 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 6 議案第 5 6 号 大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5 7 号 大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 8 号 財産の交換について
- 日程第 9 議案第 5 9 号 令和 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 0 号) について
- 日程第 1 0 議案第 6 0 号 令和 5 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 1 1 議案第 6 1 号 令和 5 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託
特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 2 議案第 6 2 号 令和 5 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) に
ついて
- 日程第 1 3 議案第 6 3 号 令和 5 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1
号) について
- 日程第 1 4 議案第 6 4 号 令和 5 年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算 (第
1 号) について
- 日程第 1 5 議案第 6 5 号 令和 5 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 1 6 議案第 6 6 号 令和 5 年度大津町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 1 7 議案第 6 7 号 令和 5 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 1 8 認定第 1 号 令和 4 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 2 号 令和 4 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 2 0 認定第 3 号 令和 4 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託
特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 1 認定第 4 号 令和 4 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 2 認定第 5 号 令和 4 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 3 認定第 6 号 令和 4 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第 2 4 認定第 7 号 令和 4 年度大津町公共下水道事業会計決算の認定について

日程第 2 5 認定第 8 号 令和 4 年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定について
一括上程、提案理由の説明

日程第 2 6 議案質疑

議案第 5 5 号から議案第 5 7 号まで 一括質疑

議案第 5 8 号 質 疑

議案第 5 9 号 質 疑

議案第 6 0 号 質 疑

議案第 6 1 号から議案第 6 3 号まで 一括質疑

議案第 6 4 号から議案第 6 7 号まで 一括質疑

認定第 1 号 質 疑

認定第 2 号 質 疑

認定第 3 号から認定第 5 号まで 一括質疑

認定第 6 号から認定第 8 号まで 一括質疑

日程第 2 7 委員会付託

議案第 5 5 号から議案第 6 7 号まで

認定第 1 号から認定第 8 号まで

午前 10 時 00 分 開会

開議

○議 長（桐原則雄） 皆様おはようございます。

ただいまから令和 5 年第 10 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

大村議員より欠席の届けがっておりますので、報告します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（桐原則雄） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、大塚益雄議員、6番、三宮美香議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会津田委員長。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸） おはようございます。議会運営委員会における審議の経過と結果について、報告します。

当委員会は、8月25日午前10時から、役場委員会室において、桐原議長にも出席を願い、令和5年第10回大津町定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の21件について、執行部から説明を求め、協議いたしました。

また議事日程、会期日程、その他議会運営全般について協議いたしました。

認定1号令和4年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから第8号令和4年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定についてまでの8件の決算関係については、会議で町長の提出議案の説明のみとし、所管部長の説明は省略することにいたしました。

なお、一般質問については、11名ですので、1日目が通告書の1番から5番まで、2日目が6番から9番まで、3日目が10番から11番までの順で行うことになりました。質問時間は一人60分以内とします。

会期日程については、議席に配付のとおりです。本日から9月15日までの15日間といたします。最終日に追加提案される予定です。

以上、桐原議長に答申いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から9月15日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月15日までの15日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第4 経済建設常任委員会所管事務調査報告について

○議長（桐原則雄） 日程第4 経済建設常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

経済建設常任委員会委員長から所管事務調査報告の申出がっておりますので、この際これを許可します。

永田経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員会委員長（永田和彦） ただいまから経済建設常任委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

当委員会は6月26日、全員協議会室におきまして、所管します大津町企業連絡協議会の役員の方々7名との意見交換会を行いました。TSMCの菊陽町進出は日本中の注目を浴びているわけですが、その中で大津町がどういったかたちで進んでいくのか、また働き手不足、人材確保が深刻な議題となっているが、企業での取組と町への要望はないかといった議題で話を進めてまいりました。

初めての議員もおられましたので、最初に大津町企業連絡協議会の概要について執行部より説明を受けた後、意見交換となりました。

企業連より、まず人材確保については、企業が一番頭を抱えている。また働き手はあると考えているが、働く気がない人が多いように思いますと。採用したが長続きしない現状があります。生活保護に流れてしまっているのではないかと出ました。また心の病等で働けない人に対するケアを町としてどうやっていくのか議論してほしいと要望がありました。

委員より生活保護につきましては、若い人や精神疾患の方もおられます。身体及び知的障害の方は人口に比例していると思われます。精神的な障がいの方々は見た目ではわかりにくいので、就労についての判断が難しいと思われるとありました。精神障がいの方々は人口比以上に増えているという情報もあります。

執行部より、大津町の生活保護の概要等について説明がありました。

委員より、働く人はいるが長続きしないという意見があったが、気になるところであります。企業に長く務めることにより厚生年金等により将来働けなくなった場合の積立てをしているという考えを持った人が少ないのではないかとありました。

企業連より、TSMCの進出により企業進出も多くなっており、今後人材不足の加速と住居不足を懸念しております。町営住宅の活用などについても検討して町内への移住につなげれば経済も回るのではないかと意見をいただきました。

執行部より町営住宅は、全800戸、あけぼの団地が多く400戸で現在100戸程度の空きがあります。あけぼの団地は現在見直しを検討しており長寿命化計画で年に2棟程度改修を行っております。収入がある程度以下及び複数世帯が入居の条件でしたが、60歳代以降や障がいをお持ち

の方は単身で入れるよう検討しているところであります。その他民間のアパートも多く開発申請が出ております。民間の場合は開発途中で入居が決まっています、需要に間に合っていない状況でありますとありました。

また委員より、不動産業者が地権者に対して土地を売ってくれというふうにくるために、民間の家賃はどんどん上がってきております。町営住宅は条例に低所得者に対する良好な住環境を提供するとあるので、収入が上がればおのずと家賃も高くなるということになりますとありました。

また企業連より、熊本は車社会なのでアパートやマンションが増えることにより、さらに渋滞が加速すると思われます。公共交通の利用を増やすには駅前の居酒屋等を多く整備すれば、食事をし帰る人が増えて渋滞の解消につながるのではと思ったりもします。また、行政は企業誘致を進めるが、企業側としてはライバル企業が進出しないかという不安もありますという意見をいただきました。

委員より、駅前の開発等については課題も多く長年解決できてない部分もあります。渋滞についてはおっしゃる通りで国が誘致するならば同時並行でインフラ整備をしていかななくてはならない。現状は高規格道路を早期に取り組むように要望しております。道路問題は御指摘いただいているため議会としても検討していきたいとありました。

また執行部より9月末にかけて交通量調査を行います。渋滞している道路から優先的に工事を行っていく予定であります。国も国策でTSMCを誘致したため中九州横断道路についても合志から大津インター間が早期に事業化された背景もあるため、町も早期完成に向けて要望してまいりますとありました。

また委員より、翔陽高校の採用状況はどうか。人材育成を後押ししていきたく考えているがとの問いに、企業連より、企業連絡協議会主催の翔陽高校生向けの工場見学や企業ガイダンスに参加しております。今年企業では、この企業ですね、言われた企業では、一人採用されました。平均して毎年1名程度は採用しておりますという意見をいただきました。

また委員より、LGBTにより男女格差がなくなってきております。男の仕事という概念が古いのかもしれません。女性の意識自体も海外は違っており、男性がこれまでしてきた仕事を女性が普通にしております。そのような仕事に対する社会的な変化は企業側でも実際あっておりますかとの問いに、企業連よりダンプを運転している女性もおります。男性の仕事に女性がいることにより活性化し効率も上がっているように感じます。女性の活躍ができる社会になれば企業側もありがたいといただきました。

また企業連より、弊社では男女の制服を統一し、区別なく仕事ができるように配慮しております。実際に働きたいと思っている女性も多いと考えており、税金や社会保険の認定について緩和をしようと働きたいと思う女性が増えるのではないかと思うといただきました。

また企業連より、企業活動面でのお願いとして、工業用水道や下水道が不足していると感じております。インフラの整備は企業にとっても魅力的なところであるので、ぜひ議会にお願いしたいと意見を申されました。

また委員より、工業用水道や下水道の問題については、議会でも取り組んでいきたいとの答弁となりました。

以上で、経済建設常任委員会の所管事務調査報告を終わりますが、今後も地場企業との意見交換会はとても重要であると委員会では考えております。目まぐるしく変化する経済状況に少しでも早く行政の対応は重要だと考えているところであります。

以上で、経済建設常任委員会の所管事務調査報告について終わらせていただきます。よろしくお祈いします。

日程第5 議案第55号から日程第25 認定第8号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（桐原則雄） 日程第5 議案第55号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第25 認定第8号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定についてまでの21件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず、まず、議案第55号「大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律」の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第56号「大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、こども家庭庁長官通知により、「放課後児童健全育成事業実施要綱」が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第57号「大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部施行により、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部が改正されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第55号から第57号の案件については、条例の一部改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第58号「財産の交換について」は、町道桜町57号線歩道整備事業の用地取得のため、土地の交換を行うものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第59号「令和5年度大津町一般会計補正予算（第10号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14億6千24万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ187億8千634万1千円とするものです。

歳入では、町税2億3千900万円、地方交付税2億1千655万7千円、国庫支出金802万1千円、県支出金6千532万1千円、財産収入471万円、寄附金1億円、繰越金9億5千315万4千円、諸収入219万3千円をそれぞれ増額し、繰入金1千748万円、町債1億1千123万4千円をそれぞれ減額するものです。

歳出では、総務費9億7千238万円、民生費1千126万9千円、商工費2億3千517万3千円、土木費1億5千621万円、消防費397万3千円、教育費1千140万円、災害復旧費700万円、予備費7千37万円をそれぞれ増額し、議会費210万3千円、衛生費266万7千円、農林水産業費276万3千円をそれぞれ減額するものです。

次に、議案第60号「令和5年度大津町国民健康保険、特別会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ772万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、30億8千93万4千円とするものです。

歳入で、国庫支出金9万5千円、財産収入3千円、繰入金3千499万9千円、諸収入985万2千円をそれぞれ増額し、繰越金3千722万4千円を減額し、歳出で、基金積立金4千円、予備費772万1千円を増額するものです。

次に、議案第61号「令和5年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託、特別会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千215万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、4千900万8千円とするものです。

歳入で、繰越金1千215万5千円を増額し、歳出で、予備費1千215万5千円を増額するものです。

次に、議案第62号「令和5年度大津町介護保険、特別会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億699万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、29億1千574万6千円とするものです。

歳入で、支払基金交付金496万4千円、繰入金1万7千円、繰越金1億201万6千円をそれぞれ増額し、歳出で、総務費1万7千円、基金積立金5千万円、諸支出金4千629万3千円、予備費1千68万7千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第63号「令和5年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ209万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、4億4千322万2千円とするものです。歳入で、繰越金209万7千円を増額し、歳出で、予備費209万7千円を増額するものです。

次に、議案第64号「令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2千66万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、1億5千188万2千円とするものです。

歳入で、繰入金1億2千66万2千円を増額し、歳出で、事業費1億2千66万2千円を増額するものです。

次に、議案第65号「令和5年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」です

が、今回の補正は、収益的支出の営業費用を22万5千円増額するものです。

次に、議案第66号「令和5年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、収益的収入の営業外収益64万円、収益的支出の営業費用64万をそれぞれ減額し、資本的収入の出資金145万円、資本的支出の建設改良費145万円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第67号「令和5年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について」ですが、今回の補正は、収益的収入の営業外収益7万4千円、収益的支出の営業費用7万4千円を、それぞれ増額するものです。

議案第59号から議案第67号までの案件については、令和5年度、一般会計及び、各特別会計等の補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、認定第1号から認定第8号までの案件について、「令和4年度一般会計、各特別会計及び事業会計に係る歳入歳出、決算の認定について」ですが、まず、一般会計では、歳入総額180億8千700万1千円、歳出総額169億2千29万6千円、歳入歳出差引額、11億6千670万5千円、ここから、翌年度に繰越しすべき財源として、繰越明許費1億1千129万8千円、事故繰越225万3千円を差し引いた結果、実質収支額は10億5千315万4千円となりました。

次に、「大津町国民健康保険特別会計外、各特別会計」においては、歳入総額63億3千839万4千円、歳出総額60億6千651万3千円となりました。

次に、各事業会計では、「大津町工業用水道事業会計」は、収入の決算額7千127万3千円、支出の決算額7千226万3千円、「大津町公共下水道事業会計」は、収入の決算額14億5千111万6千円、支出の決算額16億4千706万8千円、「大津町農業集落排水事業会計」は、収入の決算額1億9千519万9千円、支出の決算額2億3千290万円となりました。

認定第1号から認定第8号までの決算の案件については、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものです。

なお、決算書に加え、「監査委員の審査意見書、決算資料及び主要な施策の成果」を配布しております。各常任委員会において、御審議をいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

なお、ここで大津町の令和4年度の一般会計の決算の状況について、簡単に、御説明を申し上げます。

まずは歳入ですが、大津町の収入の約32.2%は、町民の皆様や企業から納められた町税によるものです。町税総額は、58億1千955万円で、昨年よりも6.2%増、3億4千177万円の増額となっております。

内訳は、個人町民税は、6.8%の増、8千900万円の増額となっております。法人町民税は、13.3%増、5千万円の増額、固定資産税は5.4%増、1億5千800万円の増額となっております。また、自主財源は、歳入全体の約50%、90億4千900万円で、前年度比4.8%の増となっております。要因としては、税収増に加え、繰越金が前年比2億2千800万円増となった

ことが影響しております。

依存財源は、前年度比26.2%、32億500万円の減額で、総額90億3千800万円となりました。普通交付税が2.1%、4千200万円の増となったものの、地方債が77.4%、22億3千500万円の大幅な減となり、全体では減となりました。

次に歳出ですが、目的別では、総務費は、前年までの新庁舎建設事業が大きく影響し、28.1%の減となりました。民生費は、前年度の子育て世帯への臨時特別給付金事業や住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業などが影響し、7.4%の減となっております。衛生費は、菊池環境保全組合への負担金や新型コロナウイルス感染症予防接種委託などの減により3.1%の減となりました。農林水産業費は、前年度の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業などの影響により、41.6%の減となっております。

商工費は、工場等振興奨励補助金や大津町地域応援商品券事業などの増により、全体では62%の増となりました。

土木費は、前年度の室工業団地4号線の補償費などが影響し、17.2%の減となりました。

消防費については、前年度の防災行政無線移設及び防災情報システム設置事業などの影響により、11.2%の減となっております。

教育費は、前年度の大津北中学校増築工事の完了などが影響し、23.9%の減となりました。

災害復旧費は、前年度の農業用施設の災害復旧工事などが影響し、23.5%の減となりました。

公債費は令和2年度に借入れを行った災害復旧事業債などに係る元金償還が開始されたことにより、6.9%の増となっております。

次に性質別の歳出ですが、義務的経費は、全体で83億円、5.1%の減となりました。

町債の残高につきましては、令和4年度末で174億1千300万円、前年度比12億5千800万円の減となっております。

基金につきましては、令和4年度末の総額は63億4千800万円で、前年度比10億6千200万円の増となっております。

財政状況につきましては、全国の類似団体と比較しても、健全財政を堅持しており、財政健全化法に基づく、指標につきましても、国が示す「早期健全化基準」を超えるものはございませんでした。

しかしながら、昨今の原油価格や物価の高騰が続く中において、学校施設をはじめとする公共施設の改修等により、今後も多額の支出が見込まれる状況です。より一層経費削減の意識を強く持ち、様々な事業について優先順位をしっかりと見極めながら、健全な財政運営に努めていきます。

以上、簡単ではございますが、町の財政状況の説明とともに、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御議決、御認定を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、各会計の「決算の認定」以外の議案につきましては、所管部長より、詳細を説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 町長の説明が終わりました。

次に各部長の説明を求めます。

議案第55号から議案第67号までの説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。私のほうから、議案第55号と59号について御説明申し上げます。

まず議案第55号の大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案集は、2ページ、説明資料集は、1ページをお願いします。

今回の改正につきましては、「新型インフルエンザ等の対策特別措置法」それから「内閣法の一部を改正する法律」の施行に伴いまして、条例の一部を改正するものです。

これまでは、緊急事態においてのみ、地方公共団体の事務の代行等を要請することができる「新型インフルエンザ等緊急事態措置」から、早期要請、範囲を拡大した要請ができるよう「特定新型インフルエンザ等対策」へと改正されました。

そのことにより、派遣された職員に支給することができる手当の名称が「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」へ改正されました。

それに基づきまして、「町の一般職の職員の給与に関する条例」におきまして、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるものになります。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正による条の修正を行っております。

説明資料集2ページの新旧対照表で、説明をいたします。

第2条それから第19条の2において、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるものになります。

また、第19条の2におきまして、引用条文であります「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正されまして、法第44条が、第26条の8に変更されたために、町の条例を改めるものになります。

附則で、この条例は、公布の日から施行し、令和5年9月1日から適用する。としております。

次に議案第59号「令和5年度大津町一般会計補正予算（第10号）」について、御説明いたします。

今回の補正の主なものにつきましては、4月の人事異動に伴う人件費の補正、それから令和4年度決算に係る繰越金及び財政調整基金積立金等の補正、令和5年度の町税及び普通交付税・臨時財政対策債発行可能額の確定などに係る補正、それから新たな工業団地造成に関連する各種事業費等を計上していたしております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて補正予算の概要をお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14億6千24万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ187億8千634万1千円とするものです。

第2条で、地方債の追加及び変更を「第2表地方債補正」のとおりとしております。

7ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正ですけれども、追加につきましては、21の公共土木施設災害復旧事業は、6月末の大雨で被害を受けました町道東道免線の法面関の復旧工事に係るもの、それから22の室小学校改修事業は、室小学校の屋根・外壁等改修工事設計業務に係る地方債になります。

変更の1臨時財政対策債は、令和5年度の普通交付税算定におけます借入額の確定に伴う減になります。

4の道路新設事業は、杉水・水迫線歩道整備の事業費増額、及び桜町57号線、新生町東道免線の用地費に係る増になります。

5の防災・減災債対策等強化事業は、杉水・水迫線の排水設計に係るものになります。

14の緊急自然災害防止対策事業は、東道免、後迫、大津地区の急傾斜地対策に関する用地測量費の増額に係るものになります。

それでは歳出から主なものについて御説明を申し上げます。

19ページをお願いいたします。

款2、項1、目1一般管理費、ページが変わりまして、20ページの節8旅費の普通旅費については、町長等の出張増加に伴う増額補正をしております。

目5財産管理費、節14工事請負費は、旧電算室の屋上防水シート及び外壁のコーキングに係る改修工事費になります。

目6企画費、節12委託料は、ふるさと納税の寄附受入額増加に伴う業務委託料の増です。

節18負担金、補助及び交付金の3で大津町地域公共交通会議負担金は、まちなかエリアにおけます新たな公共交通実証運行の導入推進に係る負担金になります。

目13財政調整等基金費は、令和4年度の繰越額確定に伴い、繰越額の2分の1を下回らない金額を財政調整基金として、又、今後の公共施設更新等の財源としまして、公共施設整備基金へ積み立てるものになります。

21ページをお願いいたします。

目21新型コロナウイルス感染症対策費は、6月の補正で計上しましたLPガス使用世帯支援補助金に、今回、県の物価高騰対応生活者支援交付金を充当したことによる財源の組替えをしております。

24ページをお願いいたします。

款3、項1、目4老人福祉費、節18負担金、補助及び交付金の4介護基盤緊急整備特別対策事業補助金は、町内の介護施設の多床室の個室化に要する改修費の補助になります。

25ページをお願いいたします。

目12新型コロナウイルス感染症対策費は、5月の補正で計上いたしました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の町独自の上乗せ分に、今回、県の物価高騰対応生活者支援交付金を充当したことによる財源の組替えを行っております。

27ページをお願いいたします。

項2、目7新型コロナウイルス感染症対策費は、6月補正で計上しております保育所等副食費負担軽減補助金に、今回、県の物価高騰対応生活者支援交付金を充当したことによる財源組替えです。

28ページをお願いいたします。

款4、項1、目6こども医療費、節12委託料は、県の子ども医療費助成事業補助金の交付要件の改正、4歳未満から中学生まで拡充になっておりますけれども、それに伴うシステム改修に係るものになります。

目9、節18負担金、補助及び交付金は、ワクチン接種健康被害に伴う医療費及び医療手当に係る給付費負担金でになります。

30ページをお願いいたします。

款6、項1、目11新型コロナウイルス感染症対策費は、6月補正で計上しました農業者支援の原油価格・物価高騰対策事業補助金に、歳入で計上しております県の「物価高騰対応生活者支援交付金」の交付に伴い、各事業間において改めて国の「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」の財源調整を行い追加で国の交付金を充当したことによる財源の組替えを行っております。

31ページをお願いいたします。

款7、項1、目4企業誘致推進費、節8旅費の普通旅費は企業誘致に関する出張の増関係に伴う補正になります。

節18負担金、補助及び交付金は、今年度支出が予定されております2社分の工場等振興奨励補助金の増を補正しております。

節24積立金は、今年度それから来年度支出が見込まれる工場等振興奨励補助金の必要額及び利子分の積立金になります。

目8工業団地整備事業費、節27繰出金は、新たな工業団地造成事業に係ります工業団地整備事業特別会計への繰出金になります。

33ページをお願いいたします。

款8、項2、目2道路維持費、節14工事請負費は、町道三吉原北出口線の歩道整備に係るものになります。

目3道路新設改良費、節11役務費は、町道桜町57号線それから町道新生町東通線整備の用地買収に係る登記手数料になります。

節12委託料は、町道杉水・水迫線の排水施設整備それから工業団地関連の排水対策それから道路整備に関する測量設計に係るものになります。

節14工事請負費は、町道杉水・水迫線の歩道整備工事に係るものになります。

節16の公有財産購入費は、町道桜町57号線それから町道新生町東通線の整備の用地買収に係る用地費になります。

35ページをお願いいたします。

項4、目1住宅総務費、節18負担金、補助及び交付金の1土砂災害特別警戒区域転居費用補助

金は、土砂災害警戒区域内にある立石団地住宅2軒分の移転費用に係る補助金になります。

目2住宅維持費、節10修繕料で住宅修繕料の不足見込額を増額しております。

節14工事請負費は、あけぼの団地それから鍛冶の上団地における鳥害対策のためのネット取付工事に関する費用になります。

36ページをお願いいたします。

款9、項1、目3消防施設費、節14防火水槽改修工事は、漏水しております内牧公民館防火水槽の改修費用になります。その下の防災行政無線片俣2局改修工事は、基礎部分補強のための改修費用となります。

目4の水防費、節3職員手当等は、8月の台風6号の災害対応に係る管理職員の特別勤務手当それから職員の時間外勤務になります。

37ページをお願いいたします。

款10、項1、目2事務局費、節17備品購入費は、小・中学校の送迎用バス3台分の置き去り防止用安全装置の購入費となります。

項2、目1学校管理費、節14工事請負費は、大津小学校のプールシャワー配管工事や大津東小図書館の建具改修工事などになります。

38ページをお願いいたします。

項3学校建設費、節12委託料は、室小の校舎・体育館屋根外壁等改修工事の設計費となります。

40ページをお願いいたします。

項5、目2公民館費、節17備品購入費のデジタルサイネージは、図書館来館者向け案内表示のためのデジタルサイネージの購入費となります。

41ページをお願いいたします。

項6、目4新型コロナウイルス感染症対策費は、6月補正で計上いたしました学校給食用食材費補助金に、県交付金の交付に伴い、国の交付金の財源調整を行いまして、今回、追加で国の交付金を充当したことによる財源の組替えとなっております。

42ページをお願いいたします。

款11、項2、目1公共土木施設災害復旧費、節14工事請負費は、7月末の大雨で被害を受けました町道東道免線の法面復旧に係る工事費を計上いたしております。

款13予備費で、所用の財源を調整しております。

次に、歳入について主なものについて説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

款1、項1、町民税から項3軽自動車税については、今年度に入りまして本課税を行いました個人町民税、固定資産税、軽自動車税の3税について、本年度の当初課税に基づきまして、調定見込額相当を増額補正しております。

12ページをお願いいたします。

款11、項1、目1地方交付税の普通交付税は、額の確定に伴うものになります。

款15、項1、目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金は、ワクチン接種により健康被害を受けた方の医療費、医療手当に係る負担金となります。

項3災害復旧費国庫負担金、節1公共土木災害復旧費負担金は、歳出のところで説明いたしました町道東道免線に係るものになります。

14ページをお願いいたします。

款16、項2、目1総務費県補助金、節1総務費補助金の物価高騰対応生活者支援交付金は、コロナ禍における物価高騰に直面する生活者の負担軽減を目的とした交付金で、5月補正計上の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金それから6月補正計上のLPガス使用世帯支援補助金、保育所等副食費負担軽減補助金の財源として今回充当をいたしております。目2民生費県補助金、節2老人福祉費補助金の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金は、介護施設多床室の個室化に対応する改修費支援に用する補助になります。

15ページをお願いいたします。

款17、項2、目1不動産売払収入、節1土地建物売払収入は、町道桜町57号線歩道整備事業の用地交渉に係る差額金分になります。

款18、項1、目1一般寄附金は、ふるさと寄附金の受入見込みによる増になります。

16ページをお願いいたします。

款19、項2、目3大津町工場等振興奨励基金繰入金は、大津町工場等振興奨励補助金の支払のために繰入れを行うものになります。

目4財政調整基金繰入金は、県の物価高騰対応生活者支援交付金相当部分を減額するものになります。

17ページをお願いいたします。

款20、項1、目1繰越金は、令和4年度決算に伴う繰越金の補正です。

款22町債は、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。私からは議案第56号、議案第57号、議案第60号、議案第62号及び議案第63号について御説明させていただきます。

まず、議案第56号「大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」説明します。

議案集の3ページから4ページ、説明資料集も同じく3ページから4ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、議案集3ページに記載のとおり、令和5年4月12日付けのこども家庭庁成育局長通知により放課後児童健全育成事業実施要綱が改正され、放課後児童支援員とみなすことのできる研修修了予定者の内容が変更されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、放課後児童支援員は、保育士や社会福祉士等のいずれかの基礎資格を有する者または2年以上児童福祉事業に従事した者で、県知事が行う研修の受講修了者であることが要件となっております。ただし、研修未受講者の場合は令和5年3月31日までに研修を修了予定の者も含まれるとして、経過措置が設けられておりました。

今回、国は、経過措置期間満了後の対応として、基礎資格を有している者であることを前提とし、もう1つの要件であります「研修受講」について、卒業してすぐに就職する職員が研修を受けるまでの一定の猶予が必要なこと、また急な退職があった場合の支援員資格のある職員確保が難しいことなどを考慮し、研修計画を定め、採用から2年以内に研修受講修了を予定していることの2つの要件を満たせば、研修を修了していなくても支援員とみなすことができるとしたものでございます。

なお、今回の国の措置では、支援員資格の経過措置期間は特に示されておりません。

最後に、附則において、本条例は公布の日から施行するとしております。

続きまして、議案第57号「大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」説明します。

議案集の5ページから6ページ、説明資料集も同じく5ページから6ページをお願いします。

まず、提案理由でございますが、議案集5ページに記載のとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行により、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に係る法律」の一部が改正されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」で定められておりました指定都市等における手続の効率化が図られたことにより、第3条第10項が削除されまして、従来第11項であった規定が第10条に繰り上げられました。

そのため、資料集5ページ下段に記載のとおり、従来第11項だった規定を引用しております本条例の第15条第1項第2号の「同条第11項」を「同条第10項」に改正するものでございます。

最後に、附則において、本条例は、国の施行日に合わせ、令和5年9月16日から施行するとしております。

議案第57号の説明は以上です。

続きまして、議案第60号「令和5年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

今回の補正の主なものは、令和4年度大津町国民健康保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴う前年度繰越金と基金繰入金に伴う増額補正でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は、11ページです。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ772万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億8千93万4千円とするものです。

まず、歳出について御説明いたします。予算書の10ページをお願いいたします。

款2、項4、目1出産育児一時金は、出産育児一時金臨時補助金の創設に伴い、財源組替えを行

うものです。

款3、項1、目1一般被保険者医療給付費分は、基金繰入金及び諸収入の増に伴い、財源組替えを行うものです。

款7、項1、目1国民健康保険基金積立金、節24積立金は、補正予算書の11ページにかけてとなりますが、基金の満期に伴い発生する利息でございます。

款10、項1、目1の予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

款3、項1、目2出産育児一時金臨時補助金、節1出産育児一時金臨時補助金の9万5千円の増額につきましては、令和5年度に42万円から50万円に増額改定されました出産育児一時金のうち、1人当たり5千円が国から補填されるものでございます。

款5、項1、目1利子及び配当金、節1利子及び配当金の国民健康保険基金利子は、基金を繰り入れた際に発生する満期に伴う利息を受け入れるものです。款6、項2、目1国民健康保険基金繰入金、節1国民健康保険基金繰入金の3千499万9千円は、国民健康保険の運営に必要な基金を今回繰り入れるものでございます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

款7、項1、目1繰越金、節1前年度繰越金、3千722万4千円の減額は、令和4年度大津町国民健康保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴い、前年度繰越金を減額するものです。

款9、項3、目3雑入、節1雑入の985万2千円の増額につきましては、主に令和4年度の診療報酬等概算請求の精算によるものでございます。

議案第60号の説明は以上になります。

続きまして、議案第62号「令和5年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の概要は12ページです。

第1条で、既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ1億699万7千円を追加し、歳入歳出予算総額を、歳入歳出それぞれ29億1千574万6千円とするものです。

歳出から説明をいたします。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費と、その下の目2認定調査等費の節3職員手当等は、それぞれ会計年度職員の期末手当の増額です。

款4、項1、目1介護給付費準備基金積立金、節24積立金5千万円の増額は、令和4年度の精算に伴う、前年度繰越金のうち、償還金や一般会計繰出金を除いた剰余金から、基金に積み立てるもので、今後の介護給付費の増額等を見込み、介護保険料の増額幅の抑制などを目的として今回積み立てるものでございます。

補正予算書の10ページをお願いいたします。

款5、項1、目2償還金、節22償還金、利子及び割引料3千237万2千円は、令和4年度分の介護給付費等の実績報告による、国・県等への返還金です。

款5、項2、目1一般会計繰出金、節27繰出金、1千392万1千円は、令和4年度の介護給付費、事務費等の精算による、町の一般会計への返還分です。

款6、項1、目1予備費で、今回の補正に伴います財源調整を行っております。

続いて、歳入の説明をいたします。

補正予算書の8ページをお願いします。

補正予算の概要は12ページをお願いします。

款4、項1、目1介護給付費交付金、節2過年度分496万4千円の増額は、令和4年度の実績に伴い、町負担分を一般会計から繰り出し、介護保険特別会計に繰り入れるものです。

款6、項1、目4その他一般会計繰入金、節2事務費繰入金1万7千円の増額は、歳出で説明しました、会計年度職員の職員手当の増額分の受け入れになります。

款8、項1、目1繰越金、節1繰越金1億201万6千円は、令和4年度の繰越金の確定に伴うものです。

議案第62号の説明は以上です。

最後に、議案第63号「令和5年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は12ページの下段から13ページの上段です。

今回の補正は、令和4年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出の額の確定に伴い、繰越金を増額するものでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万7千円を追加し、総額をそれぞれ4億4千322万2千円とするものです。

まず、歳入について御説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。

款5、項1、目1繰越金は、令和4年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の額の確定に伴い、前年度繰越金209万7千円を増額計上するものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。補正予算書の8ページをお願いいたします。

款5、項1、目1の予備費で、財源の調整を行っております。

説明は以上になります。

よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前11時01分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 皆様、こんにちは。私からは議案第61号と、議案第64号について説明いたします。

議案第61号「令和5年度大津町外四ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）」について御説明します。

議案集は11ページ、補正予算の概要も11ページをお願いいたします。

補正予算書をお願いいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千215万5千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4千900万8千円とするものです。

歳入から御説明申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

款4、項1、目1、節1前年度繰越金でございます。前年度繰越金の確定に伴い、1千215万5千円を増額するものです。

次に歳出について御説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

款2、項1、目1予備費は補正に伴う財源調整となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第64号「令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

議案集は14ページ、予算の概要は13ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものは、工業団地整備に伴う委託料と用地費の補正でございます。

予算書をお願いいたします。予算書の1ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2千66万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5千188万2千円とするものです。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正で、工業団地用地取得事業の用地費を令和6年度に、総額4億6千214万4千円を限度額とするものです。

歳出について主なものを説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。

予算書の概要は13ページです。

款1、項1、目1、節1報酬3万8千円は、農村地域産業の導入に関する実施計画書策定に係る、審議会の委員10名の報酬です。

次に、節8旅費2万2千円は、同じく審議会委員の費用弁償です。

続きまして、款1、項1、目2、節2委託料は、基本設計業務委託の測量等の業務の追加及び人件費等の増に伴う補正が5千163万3千円、相続調査等業務委託が270万円、地質調査業務委託が1千483万1千円です。

節6公有財産購入費5千135万円は、工業団地用地購入に仮登記を行うために用地購入費用の1割を地権者の方に支払うための費用です。

次に歳入について御説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いします。

款3、項1、目1、節1一般会計繰入金1億2千66万2千円は、一般会計からの繰入れでございます。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 皆さんこんにちは。私のほうからは議案第58号、議案第65号、議案第66号及び議案第67号について御説明をさせていただきます。

議案第58号関係、財産の交換について御説明させていただきます。

議案集の7ページ、説明資料集の7ページをお願いいたします。

町道桜町57号線歩道整備事業に係る用地取得のために、土地の交換を行うものになります。

町道桜町57号線の位置は、説明資料集の10ページになりますが、この路線のうち、主要地方道大津植木線と交差する区間までの、幅員が狭く一方通行になっている部分について、今回歩道整備約75メートルを予定しているところでございます。

今回の整備用地につきましては、土地所有者が町所有の土地との交換を希望されているため、交換を行うものでございます。交換は、差額の支払を受けて行うものであり、条例で定める差額の許容範囲である「高価なものの価格の6分の1まで」を超えるため、議会の議決を求めるものになります。

説明資料の11ページをお願いいたします。

今回の事業で関係する土地は、図で示すとおり6筆になります。交換する土地は、町有地の「87-1」のうち、歩道に要する部分を差し引いた土地、水色の部分とA氏所有の「87-5」の歩道整備予定部分、水色の部分になります。交換する土地の評価額の差額分441万4千262円は、A氏から町に支払ってもらうこととなります。

その他の土地で、B氏が所有する土地4筆については、歩道整備に要する部分について、町がB氏から購入することとなります。

今後のスケジュールにつきましては、説明資料集8ページの6交換のスケジュールに示しているとおりでございます。議会で承認をいただいた後、土地交換契約を締結しまして10月頃土地分筆登記、所有権移転登記を行い、来年3月に工事竣工ということで予定をしております。

続きまして議案第65号「令和5年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正の概要は、14ページになります。補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出の第1項「営業費用」は、令和5年度工業用水道事業対象職員の人件費確定見込みにより増額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、令和5年度工業用水道事業対象職員の人件費確定見込みによる増額をするものです。

説明書により、詳細を御説明いたします。

説明書2ページをお願いします。

収益的支出、款1、項1、目3総係費は令和5年度工業用水道事業対象職員の人件費確定見込みにより、22万5千円増額するものです。

続きまして、議案第66号「令和5年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」御説明をさせていただきます。

補正の概要は、14ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、上の表、収入の第2項「営業外収益」を、4月の人事異動に伴い補助金を減額しました。また、下段の表、支出の第1項「営業費用」を同じく人事異動に伴い減額するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第3条で予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、上の表、収入の第2項出資金は、4月の人事異動に伴い増額するものです。また、下の表、支出の第1項建設改良費につきましても、4月の人事異動に伴い増額をするものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費を4月の人事異動等に伴い増額するものでございます。

第5条、他会計からの補助金の補正は、4月の人事異動に伴い人件費分を補正するため、予算書10条中の数値を改めるものでございます。

説明書より、詳細を御説明いたします。

説明書の1ページをお願いいたします。

上の表、収益的収入、款1、項2、目2補助金を収益的収支対象職員の人事異動に伴い、64万円を減額するものです。

下の表、収益的支出、款1、項1、目4総係費は、4月の人事異動等に伴い64万円を減額するものです。

2ページをお願いいたします。

上の表、資本的収入、款1、項2、目1出資金は資本的収支対象職員の人事異動に伴い、145万円を増額するものです。

下の表、資本的支出、款1、項1、目1建設改良費は、4月の人事異動に伴い資本的収支対象職員の給料等を145万円増額するものでございます。

最後に議案第67号「令和5年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。補正の概要は、15ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項営業外収益を4月の人事異動に伴い補助金を増額し、また、支出の第1項営業費用を同じく4月の人事異動に伴い増額するものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費を4月の人事異動等に伴い増額するものです。

第4条、他会計からの補助金の補正は、4月の人事異動に伴い人件費分を補正するため、予算書8条中の数値を改めるものでございます。

説明書により、詳細を御説明いたします。

説明書の1ページをお願いいたします。

公益的収入、款1、項2、目2補助金を収益的収支対象職員の4月の人事異動に伴い7万4千円を増額するものです。

収益的支出、款1、項1、目4総係費は、4月の人事異動等に伴い給与、職員手当等7万4千円を増額するものでございます。

説明は以上になります。よろしく御説明いたします。

○議 長（桐原則雄） 次に決算認定について、監査委員から審査意見書が町長に提出されていますので、その説明を求めます。

今村代表監査委員。

○代表監査委員（今村昭彦） 代表監査委員の今村でございます。令和4年度の決算審査が終了いたしましたので、関係法令に基づきお手元の資料等で御報告をさせていただきたいと思っております。

なお、決算審査意見書につきましては、議員皆様方のファイルの共有ソフトでありますモアノートの方にも9月定例会決算関係フォルダに保存されておりますので、そちらも御覧いただければと思います。

それでは、一般会計、特別会計、各基金の運用状況審査意見書について御説明をいたしたいと思います。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。

審査の概要でございますけれども、決算審査の継続性という観点から内容につきましては、昨年同様、準じて審査したところでございます。

2ページでございます。

審査の結果でございますけれども、審査の対象といたしました一般会計、特別会計等々につきまして歳入決算書等につきまして、関係帳票等と計数の符をいずれも齟齬なく適正であったことが確認できたところでございます。また部分的に一部事務の執行についてやや問題と申しますか、そういう点が物件費でございましたので、こちらにつきましては後ほど審査意見書の中で申し上げたいと

思います。

次3ページでございます。

一般会計に関する審査ということで歳入歳出全体につきましては、先ほど町長のほうから説明がありましたとおりでございます、第2表の一番下に実質収支額ということで一応令和4年度の決算につきましても10億5千300万円の黒字となっております。

それと令和4年度の不用額につきましては、そこに書いてありますとおりに11億4千100万円余の不用額が出ております。これにつきましても後ほど御報告をさせていただきたいと思います。

次4ページでございます。

歳入全般の概況でございますけれども、先ほど説明、町長のほうからありましたとおりに自主財源、こちらにつきましては町自らがその権能に基づいて調達する財源でございますし、依存財源につきましては、国・県の補助金、そういう形で基準や意思決定がされている内容でございます、自主財源、依存財源ほぼ大体50%になっております。今回会計監査委員として独自に一般財源、特定財源の歳入状況というのを一応作ってみたところでございます。この一般財源、特定財源の歳入状況というのは、先ほどの自主財源、依存財源が実際町のほうで使う場合にどういう状況になっているかというのを一応精査するために作った内容でございます。ただこの特定財源一般財源というのは、そこに書いてありますとおりに、特定財源というのは、国・県の補助金等で人が特定されている内容でございます。一般財源につきましては、町税、地方交付税、人が特定されていない政策経費にあてられるという財源でございます。5ページ一番下に令和4年度の状況がありますけれども、一般財源として52.3%、特定財源として47.7%になっております。

次の6ページをお開きいただきたいと思います。これは監査委員として決算カードから拾い上げた数字でございますので、財政当局が総務省のほうに地方財政調査表というのを提出いたしますけれども、その捉え方と若干一般財源等につきましては、異なる部分がございますので、必ずしも一致しないというのはあらかじめ御了承していただきたいと思います。さっき申しましたように、一般財源を政策的経費として使う場合にどういう内容になっているかを参考までに示したものでございます。一般財源につきましては、そこに示しておりますとおりに町税、交付税、それに関連する交付金等でございます、52.3%、特定財源につきましては、主に地方債が前年度に比べますと22億3千万円余少なくなっておりますので、全般的にこの地方債が少なかったということで特定財源自体の割合が47.7%になったところでございます。ただし令和5年度の当初予算を見ますと地方債の借入れというのが一応17億1千万円程度でございますので、令和4年度に比べますと11億円程度多くなりますし、あるいは町税が非常に58億円ということで多くなっておりますので、基本的には普通交付税等が減額になる可能性がございます。そうしますと令和5年度の内容といたしましては、右側の7ページのほうにグラフをつくっておりますけれども、令和4年度は一般財源一番外側の枠というのが半分より左側によっておりますけれども、令和5年度がどちらかと言えば令和3年度やはり青の特定財源のほうが一応多くなっていくという状況が見込まれるところでございます。やはりこのために非常に財政的には大津町としては、県下トップクラスの財政状

況でございますけれども、一般財源の補足というのをしっかり今後捉えていく必要が出てくるかと思っております。先般熊日新聞のほうで熊本市のほうで9月議会で法定外目的税というのを議案として提出されております。これにつきましては法定外目的税につきましては、地方交付税との減額とかそういう対象にはなりませんので、やはり大津町としてもぜひこういう法定外目的税、一般財源の確保という点についてぜひ研究をしていただきたいと思いますと思っております。

次8ページにつきましては、先ほど町長も説明されましたので、9ページの歳入の個別の中身について御説明をしていきたいと思っております。

まず10ページでございます。町税の税目ごとの内容でございますけれども、大津町の特徴としては固定資産税が大体31億で全体の53%、町民税のほうで21億ということで37%、2本合わせますと52億9千万円余ということで、率にして90%がこの固定資産税と町民税でございます。特に固定資産税につきまして深堀したわけでございますけれども、固定資産税というのは構成要素としては土地、家屋、償却資産というかたちで表れるものでございます。土地につきましては、前年度に比べますと600万円余増、率にして1%程度でございます。家屋につきましては、約1億円の増で率にして7.8%増えております。償却資産これにつきましては企業の設備投資関係でございますけれども、大体3千万円程度増えております。率にして2.8%、全体として固定資産税が1億5千800万円程度増えておまして、率にして5.4%の増になっております。ここで町税について注視していくという内容につきましては、特に償却資産というのが40%程度ございますので、現時点ではやはりTSMC絡みで設備投資あるいは家屋の増築等が増えてきますので、二、三年はこれが増えていくかと思っておりますけれども、最終的にやはり仮に不況に将来なった場合についての税収の落ち込み、こういう点についてはやはり注視していく必要があるかと思っております。先ほど言いましたように、このために一般財源を確保するという観点から法定外目的税等につきましてしっかり検討していく必要があるというのが理由でございます。町税以外の収入につきましては11ページに記載されているとおりでございます。国庫8億4千800万円の減、ふるさと納税6億円の増となっておりますのでございます。

次に15ページをお願いしたいと思います。これにつきましては歳出の状況でございます。経費の経済的性質に着目した見方でございますけれども、構成としては義務的経費、投資的経費、その他に分かれるわけでございますけれども、特に義務的経費というのは削減できない経費どちらかというと管理不能費という形になるかと思っておりますけれども、義務的経費につきましては前年度に比べますと4億5千300万円ほど減っておりますけれども、内容としては扶助費が5億4千600万円減っております。これは文字で書いておりますとおりに、やはり住民税非課税世帯への臨時交付金等が令和3年度で終了したという内容になるかと思っております。ただ義務的経費につきましては、金額的には予算的には4億5千300万円減っておりますけれども、構成比といたしましては、やはり前年度に比べますと4%増加しているところでございます。次に投資的経費につきましては、前年度に比べますと26億円余少なくなっておりますけれども、これは普通建設事業費、北中学校の増築等が完了した。また災害復旧事業につきまして庁舎の建設事業自体が完了したということで

前年度に比べますと大幅に減っているところがございますけれども、令和5年度につきましては、やはり投資的経費も20%前後で推移するものと見込まれるところがございます。その他につきましては、物件費、補助費、繰出金でございますけれども、物件費、補助費で合計で4億円程度増えております。また繰出金につきましては、国保介護後期高齢者の三つの特会と下水道納収の公営企業関係でございますけれども、前年度並みの30億円という状況になっているところがございます。

次は25ページをお開きいただきたいと思います。

財政指標といたしまして主な指標でございますけれども、①経済収支比率これは大津町としての財政構造の弾力性を示す指標でございます。国、県の指導といたしましては、大体町村においては70%から80%が一応妥当かという標準が示されております。大津町としてはその枠内の85.3%となっておりますので、特に問題点となることはございませんけれども、高くなった4%という要因としては、これにつきましては分母が一般財源等総額これに対して臨時財政対策債等が5億円程度減った。また分子となる経費充当財源が元利償還金あるいは先ほど言いました補助費、物件費が増えたということで率が上がった状況になっております。

27ページでございます。財政威力指数でございますけれども、3か年あるいは単年度で0.7を超えております。これにつきましては財政威力指数が0.7を超えているというのは、令和3年度の決算で見た限りにおきましては大津町、菊陽町、熊本市の3市町でございます。菊陽町が現在0.97ぐらいでございますので、二、三年後には1を超えて不交付団体になる可能性があるところでございます。公債費比率につきましては、これも前年度に比べますと1%増えております。要因としては、そこに書いておりますとおり令和4年度の元利償還金等が一応増えた。分母である標準財政規模が減少したというのが理由でございます。

次28ページでございます。

これにつきましては非常に財政秩序の維持という観点から、非常に大事な数字でございます。プライマリーバランスでございます。基礎的財政収支という内容でございますけれども、プライマリーバランスにつきましては扶助費の社会保障費、あるいは公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費、政策的経費につきまして一般財源等でまかなえているかどうかの重要な指標でございます。黒字ならば借金に頼らずに政策経費がまかなえているという状況でございます。これにつきましては令和3年度までは赤字でございましたけれども、令和4年度につきましては17億円ほど黒字になっております。この理由につきましては、黄色の色で示しておりますけれども、一応プライマリーバランスということで、これにつきましては歳入歳出から起債額であるとか財調基金等を取り崩して差引きでどうかという話でございますけれども、年度当初におきましてそこに示しておりますとおりプライマリーバランスとしては、6千593万1千円の黒字という見立てでございましたけれども、最終的に一番右側の令和4年度の決算を見ますと17億800万円、黒字になった。理由というのはそこに表を見ていただきますとわかりますように、財調取崩金9億円が当初は9億円あったわけでございますけれども、決算段階では一応ゼロ、それと歳出のところ、財調積立金が5千万円だったのが最終的には5億円、10倍ぐらいになっているという状況になっ

ておりますので、結果としてみればやはり財調基金というのは年度間の調整財源でございますけれども、これをふるさと納税が肩代わりしたような状況になっていることが見て取れるかと思えますし、また不用額の11億円のうちこれは地財法の7条の中で半分は前年度の繰越金は積立金、いわゆる基金に積み立てられているのはそういう制約がございますので、そっちが財調積立金が歳出のほうで増えたということで、結果として黒字になったという状況でございます。やはり重要な指標でありますプライマリーバランス自体が不安定な収入でございます、ふるさと納税で大きく影響されるというのは、大きな今後の課題ではないかと思っております。

次29ページ以降でございます。

これにつきましては国保特別会計、介護、後期高齢者大津町外4町村の特会でございますけれども、これにつきましては先ほどそれぞれ部長が説明しましたように、内容的には令和4年度は全て実質収支も黒字でございます。繰出金等につきましてもほぼ前年並みでございますので、特に問題点はなかったことを申し上げておきたいと思えます。

次に38ページをお開きいただきたいと思えます。各基金の運用状況に関する審査でございます。これにつきましては地方自治法の241条の5項に規定されている内容でございますけれども、前年度に比べますと10億円基金が増えております。これにつきましては非常に一般財源というのが、今後厳しい財政状況になるかと思えますので、この基金をうまく使いながら一般財源を調整していくような基金の使い方というのが求められてくるかと思えますので、その点財政当局あるいは各部署におきましても周知しながらこの基金の運用につきましてはよろしく願いをしておきたいと思えます。

次39ページの審査意見でございますけれども、財政状況等につきましては、令和4年度の単年度で見ますと非常に実質収支も増えておりますし、財政指標も特に問題ございませんし、プライマリーバランスも黒字でございます。件数の間違いもなく財政的指標もクリアしておりまして特に問題はなく予算の趣旨に沿って、おおむね適正かつ正確に処理されていることが認められたところでございます。

2でございます。決算審査にあたっての意見でございますけれども、健全な財政運営の取組についてという点でございます。これにつきましては先ほど言いましたように令和4年度の収支財政につきましては非常に好結果が出ております。要因としてはそこに3点あげておりますけれども、やはり一つには地方債の借入額が前年度に比べて22億円大幅に借入れが減ったという点。2点目がふるさと納税自体が前年度よりも約6億円増えた。3点目としては不用額が前年、令和3年度同様に11億4千万円余を残ったという点でございます。これら三つの要因が自主財源比率や一般財源比率を押し上げた好結果につながっている状況が見てとれるかと思えます。

特に不用額については、別の見方をするとやはり支出額の見込みが適切なのか、あるいは事業としてやりたいけれども事業の縮小、あるいは未実施だったそういう点がありますので、そういう点はしっかり地方財政法3条2項というのは、合理性、正確性、確実性をもって歳入予算を確保して予算をつくりなさいという規定がございます。少し気になる点が一番下に書いてありますとおり、

近年その算定のぶれが大きくなっているのではないかという点でございます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

要するに大きなぶれというのがどういう内容かというのが40ページの表に作っている内容でございます。例えば町税でございますけれども、平成26年度の当初等決算の増減というのは、1億7千万円程度でございました。それが令和4年度は、7億2千300万円当初よりも決算時が高くなった。これにつきましては大津町の税務当局についてはそういうことはないかと思っておりますけれども、やはり歳入というのはある程度高く見積もって決算で増えるというのは非常に喜ばしい、あるいは褒められるというのはそういう観点がございますので、そういうことはないと思っておりますけれども、やはり歳入の補足というのをもう少しきちっときちっとと言いますか、社会経済情勢を見ながらもう少しこら辺については詰めていただきたいと思いますところでございます。また、寄附金につきましても7億4千万円増えておりますし、繰越金、これは明許繰越を除きますと、最終的には10億円程度増えております。合計しますと1年間で当初と決算に比べると20億円程度増えているというような状況でございます。昨年定例会4回と含めて14回ほど臨時議会等がっておりますけれども、その中で一般財源を要する補正予算の中身を見ますと、一般財源を要する額というのはそこに書いておりますとおり17億円でございます。その大半が基金あるいはふるさと納税に係るコフソ負担でございますので、本当の事業の質にはつながっていないのではないかと。そういう懸念を持っているところでございます。そういう点につきましてはぜひきちっと精査をしていただきたいと思います。町長のほうからも御説明がございましたように、TSMC等の進出でやはり町営の公共団地あるいは社会インフラの整備あるいは大津中学校のそういう校舎改築等も出てきますので、非常に多額の投資が必要になるかと思っておりますので、こういう内容を実施していくためには、町として中長期の財政計画をぜひ立てていただきたいと思います。また記載はしておりませんが、やはりTSMCの進出に目が奪われがちでございますけれども、やはり大津町の基幹産業であります第一次産業農林業の振興、それとコロナ禍の中でしっかり頑張っておられます商工業者に対する支援、振興というのも非常に大事になってくるかと思っておりますので、その点どうぞよろしく願いをしておきたいと思っております。

(2)の的確な歳入予算の補足に向けてこれは(1)と関連する内容でございますけれども、令和3年、令和4年、11億円余の多額の不用額が出ております。これにつきましては、地方自治法が求めます最小の経費で最大の効果を上げろという本旨がございまして、そういうことであれば非常にうれしいことでございますけれども、しかしながら多額の不用額が2年連続で出るというのは何かやはり課題があるのではないかと。そういう内容を思っているところでございます。しっかり問題点、課題を掘り下げて検証していただきたいと思います。役所というのは行政事務というのは、まず歳入予算を確定されて、出を歳出を抑えていくという消費経済活動でございます。多額の不用額の要因の主として、先ほど申しましたように当初と決算の予算見積りのぶれが大きいため町税で7億円、繰越金で10億円というのは大きなぶれ幅になっております。これは例えば不用額につきましては、当初予算では1億円という計上の仕方でございます。これが今回の決算では関

連があるか前例踏襲でいったのかは決算審査では確認できませんでしたが、やはり繰越金に関しては、財政当局からすれば地財法のあるいは地方自治法の中で非常にいろいろと制約がございますので、そういう制約を精査しながら、予算の確実な補足というのが非常に大事になってくるかと思っておりますので、この補足につきましては、どうぞよろしく検討をお願いしておきたいと思っております。

(3) の物件費等の適正な手続につきましては、既に決算審査時点で各部局のほうに指示をしておりますので、内容的には随契から指名のほうに切替えは進んでおりますけれども、一部寡占状態が認められる傾向がございますし、あるいは指名自体がやはり固定的な指名になっておりますし、あるいは指名してもやっぱり年五、六回指名した中で全て辞退、そういう事態もございますので、そういう点につきましては物件費ではありますけれども、そこら辺につきましてはやはり例規の整備、あるいは決済関係につきましてはしっかり審査をお願いをしておきたいというふうに思っております。決算審査における補足意見でございますけれども、これにつきましては1番目は中長期の財政計画を特に中期の5年程度の財政計画を示して、町民に対して大津町はどういう方向でどういう方針でどういう絵を描いていくかということで、その財源はどうかということで中期の財政計画を早期に提示していただきたいというふうに思っております。

(2) のほうが風通しの良い組織、風土を目指してということで、いろいろそこに書いてありますとおりに不適切な事務処理等がっておりますし、あるいは裁判訴訟関係もっております。これにつきましてはなぜそういうことが起きたのか、しっかり検証していく必要があります。また場合によっては内部統制制度についての検討も必要になってくるかと思っております。それと219名の正職員の年齢構成を一応見たわけですが、大体大津町職員の皆さん方というのは大体18歳から35歳。非常に比較的若い方が219名のうち132名、大体60%が若い職員でございます。町長も若い、職員も若いということで活気ある職場となるよう期待するところでございます。

続きまして、公営企業会計についての審査意見をお聞きいただきたいと思います。

2ページをお聞きいただきたいと思います。

工業用水事業会計でございます。工水につきましては、令和3年度に第4水源を整備したところでございまして、下の事業実績のところを書いておりますとおりに、排水能力としては1日あたり4千700立方メートル、1日の平均排水量が3千110立方メートルでございまして、120万立方メートルのうち中核工業団地の濱田重工さんのほうが大体93万5千立方ということで77%程度占めております。これは排水能力から1日の平均排水量を引きますと単純な計算でございますけれども、1日あたり1千390立方メートルが若干余裕がある。これを1年に換算しますと約50万立方メートルが余裕がある。ただ50万立方メートルというのはそんなに大きい余裕ではございませんし、濱田重工さんの半年分ぐらいは若干余裕があるというような状況になっているところでございます。

ページ6ページをお聞きいただきたいと思います。

これにつきましては、中ほどの表で総収支比率、計上収支比率、これが経営の健全性を示す指標でございます。これが100%上回っているところは一応黒字という条件になってくるかと思いま

す。全て毎年度一応黒字を計上しております。

次12ページをお開きいただきたいと思います。

審査意見でございます。工水につきましては、資金残高自体も1億5千万円を超えておりますし、毎期純利益を計上しております、特に問題点等はございません。

ただ、課題といたしましては、やはり昨年も指摘したところでございますけれども、供用開始から33年経過しております。やはり平成13年度を最後に地方債等借入もございませんので、資産の管理ということで、こういう地方債あたりを買ってから有効に長寿命化そういうのを計画的に行っていただきたいと思ったところでございます。

15ページでございます。公共下水道事業でございます。

公共下水道につきましては、平成元年度に供用開始いたしまして、34年経過しております。令和4年度につきましては、大林区、新区の管渠の築造等で5億8千万円程度の工事があっております。現在下水道事業運営審議会、この審議会運営については副町長と時松議員のほうに参加されて多角的な視点で検討されているところでございますけれども、こういう点につきましても後ほど申し上げますけれども、よろしく願いをしておきたいと思っております。先週金曜日に第4回の審議会が開催されたというふうに聞いております。事業の実績につきましては、ほぼ若干前年度より増えたという程度でございます。

次16ページでございます。

企業会計につきましては、予算の構成としては収益的支出と資本的収支の2本立てでございます。収益的収支というのは、現在のために使うお金でございます。下水道の使用料、これ決算見ますと7億5千300万円、収益的支出この収益利益を上げるための維持管理費等が収益的支出にあたりますけれども7億5千800万円余、差し引きますと481万5千円の赤字になっております。資本的収支につきましては、将来のために使うお金ということで下水道というのは、非常に装置産業でございますので多額の経費と維持管理が必要となります。そのために今回資本的収入としましては、決算で見ますと6億9千700万円余、この内訳としては企業債、借金が2億4千万円余、出資金これは一般会計からの繰り出しでございます。1億2千200万円余、3億1千500万円が国の補助でございます。

次18ページでございます。

資本的支出につきましては、決算で8億8千万円余でございます。これにつきましては建設改良費が先ほど申しましたように大林と新区の築造関係、それと企業償還金というのが令和4年度の元利償還金でございます。1億6千500万円が翌年度へ繰越額ということで、これにつきましては大津町浄化センターの脱水設備等でございます。

次20ページをお開きいただきたいと思います。

一番下の表でございますけれども、経営の健全性を示す指標、先ほど工水のほうで言いましたけれども、総収支比率、経常収支比率が前年度より若干はアップしておりますけれども、まだ100%に届いてないということで、まだ赤字経営が続いているという状況でございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

これにつきましては使用料単価と汚水処理、原価でございますけれども、使用料単価117円30銭に対しまして、汚水処理原価が138円81銭ということで収益差が赤字の21円51銭、経費回収率も84.5になっておりまして、汚水処理に係る費用を使用料でまかなえていないということでございます。これにつきましては、下水道事業は一番右側の表でございますけれども、大津町と人口規模あるいは財政規模が同様なところを一応総務省のほうで類似団体というような表現をしておりますけれども、これを見ますとやはりどこの団体でも例えば収益損類似団体16円1銭の赤字でございますので、非常に厳しい財政状況でございます。

次27ページをお開きいただきたいと思います。

審査意見でございますけれども、今申しましたように、当期純利益が2千761万円の純損益赤字でございます。累損自体が1億3千900万円余になっております。これにつきましてはやはり赤字の要因といたしましては、やはり大津町の特徴といたしまして、処理区域が非常に広範であるという点の一つ。それとやはり装置産業ということで初期投資あるいは維持管理に多額の経費を要する。それと3点目として、やはり供用開始以来34年間全く使用料これが据え置かれたままだという状況になっているところでございます。そういう観点から現在下水道、運営審議会が開催されているところでございますけれども、よろしく御審議のほうお願いをしておきたいと思っております。

能書き以下でございますけれども、やはり公営企業自体としてはTSMC絡みで非常に今後下水道事業認可区域、単独工業団地への下水道の配管そういう点が非常に大規模な投資も見込まれます。また、整備人口あるいは行政人口等に対する有収水量の確保等大きな課題が出てくるかと思っております。やはり経営環境が今後とも厳しさを増すことが予想されるところでございます。公営企業としても現状、あるいは将来の見通しを踏まえて、投資財政計画の策定をしっかりとさせていただきたいと思っております。

29ページでございます。

農業集落排水事業でございます。農集につきましては、平成17年に供用を開始いたしまして以来18年経過しております。構造的な収支不均衡というのは公共下水道よりもさらに大きくなっております。事業実績につきましても若干は増えておりますけれども、ほぼ前年並みでございます。

30ページでございます。

収益的収支につきましては、決算1億2千200万円に対しまして、決算額収益的支出の決算額は1億6千万円余、差し引きますと3千811万円の赤字になっております。資本的収支につきましては、これにつきましては令和4年度が設備投資等がございませんので、資本的支出の経費としては企業債償還金の7千200万円余が大きいやつでございます。資本的収支につきましては、出資金これは一般会計からの出資金でございます。あと負担金、それぞれ使われる方の負担金でございます。差し引きますと資本的収支につきましては、41万1千円の黒字になっているところでございます。

次33ページをお開きいただきたいと思います。

一番下の表でございます。総収支比率、計上収支比率、先ほどから言いますように経営の健全性を見る指標でございます。やはりこれが100%届いておりません。そのために今年度令和4年度も赤字経営になっております。

35ページをお開きいただきたいと思います。

これにつきましては使用料単価が110円48銭に対して、汚水処理原価というのが389円64銭差し引き収益差でございますけれども、279円1立方メートルあたり279円16銭の赤字になっているところでございまして、経費回収率も28千4%、汚水処理費用に係る費用が使用料収入の3.5倍になっているというような状況になっております。これも一番右側の類似団体につきましてもほぼ同様な内容でございますけれども、特徴的な内容といたしましては、資本比が大津町の農集につきましては245円24銭、類似団体が26円80銭ということで大きな差がございますけれども、やはりこれは農集の場合は、人口密度が非常に低い、広範であるということでどうしても設備投資等に多くを要するためにこのような状況になっているかと思えます。

40ページをお開きいただきたいと思います。

審査意見でございます。収支決算につきましては先ほど申しましたように、3千812万円の赤字、累損で1億円を超えております。これにつきましては農村人口の減少ということで、さらに経営に対する影響が懸念されるところでございます。対応としては、既に取り組みおられますけれども、三つある処理場の統合、あるいは公共下水道事業への編入等が検討していくべきではないかというふうに考えているところでございます。

なお、記載はしておりませんが、やはり公営企業特に下水道及び農集につきましては、役所内企業でございます。一般行政の一部をあわせ行いあるいは本来採算をとることが困難でありますけれども、公共的な必要性、公共の福祉の観点からあえて、大津町としては事業を行われているところでございます。公共的利益を確保すべき責任の帰属に応じ、これに要する経費または増高する経費につきましては、一般会計から出資金補助金を負担するというのが地方公営企業法17条の2で経費負担の原則というのがございます。したがって、非常に経営としては、厳しい状況でございます。一般会計からの補助金で経営が成り立っている。このこと自体は地方公営企業法3条で独立採算制等公共の福祉という2面性がございますけれども、それをカバーするのが経費負担の原則ということで一般会計からの繰り出しということに求められるかと思えます。ただ現在審議会においていろいろ検討されているかと思えますけれども、やはり例えば下水道を見た場合に行政区域人口が3万5千人余でございます。その処理区域人口は2万7千800人余でございますので、普及率は77%、要するによく考えてみれば、23%の方は直接的な利益は受けてない。間接的な利益というのは河川が浄化される。あるいは住みよい環境になった。そういう観点がございまして、ただ今回の料金改定等につきましては、平成6年と平成10年、2回料金改定がありますけれども、料金改定と一般会計からの繰出金、これをどうバランスとるかというのが非常に大事になってくるかと思えますし、この審議会の内容につきましては、情報開示等ありますけど、やはり透明なそういう透明性というのが必要になってくるかと思えます。

最後になりますけれども健全化判断比率見ましては、令和4年度の決算につきましては全て財政指標等もクリアしておりますので、特に指摘、課題等はありませんでした。

以上で令和4年度の決算審査結果を御報告申し上げます。

どうぞよろしく御審議のほうお願いを申し上げます。終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より開始します。

午後0時07分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26 議案質疑

○議 長（桐原則雄） 日程第26 議案質疑を行います。

まず議案第55号から議案第57号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第58号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第59号を議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 補正予算の概要の7ページ、上から2番目の道路新設改良費の委託料の中の工業団地関連排水対策と工業団地関連道路整備について、どのような委託でどのような対策をされているのか、詳しい内容をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いをします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 豊瀬議員の質疑に対してお答えいたします。

今回の補正予算でお願いしております道路新設改良費の委託料である工業団地関連排水対策の2千610万円は、工業団地の造成にあわせて調整池から放流される雨水排水を適切に処理できる排水路を整備目的とした予備設計の業務委託になります。

今回の業務委託では、工業団地予定地から国道325号を越えて桜丘地区までつながる約1キロの排水路とその排水路が接続する準用河川の桜川の未整備区間約360メートルをあわせた排水路整備の予備設計になります。予備設計では、排水整備の方針や主な線形などを決めていきます。菊池川水系の日向川から流入する区間もあわせまして排水計画を行っていきます。桜川の桜丘地区の

最下流につきましては、水路整備が完了しているため受益地の計算次第では調整池等の整備も必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

今後の予定としましては、平成6年度に水路構造物や調整池の設計を行う詳細設計や用地設計あと令和7年度に用地交渉。それに伴う契約、令和8年度に工事に着手しまして令和9年度までに工事を完了したいというふうな形で予定しているところでございます。

次に道路につきましては、同じく道路新設改良費の委託料で工業団地関連道路整備の2千700万円を計上しております。工業団地造成に伴う周辺道路の通学路整備として工業団地予定地東側の町道を改良し、主に歩道整備と舗装圧を強化した産業道路整備を目的とした測量設計の委託となっております。

路線としましては、3路線ありまして工業団地予定地の南側の中部農免道路で歩道が設置されていない部分の約160メートル区間を歩道設置、工業団地東側に位置しラビアンそよかぜ台から杉上地区のほうに北に上がっていく道路である町道杉水水迫線の約250メートルの道路改良、工業団地予定地の北側に接する護川小へ延びる路線であります町道上原325号線の約250メートルを幅員2メートル程度の歩道を有した道路改良整備を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

今後の予定としましては、測量設計終了後、令和6年から7年にかけて用地交渉、契約、令和7年度途中ぐらいから工場に着手しまして、令和8年度中に工事を完了したいというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 地域からの要望でもございますので、対策の進行状況などを地域のほうにもそのたび状況を伝えていただくといいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 予算概要の2ページの財産管理費で、工事請負費の電算室の工事が屋上の防水シートの外装コーティング工事の追加ということですが、この電算室はどのような利用を考えられているのか。電算室だけでは一般質問1回したときに、電算室があるからということでほかにあまり貸し付けるという部分がなかったんですけども、空いているのであれば、借り手があれば貸す方向で検討していただければ、せつかく内装工事とか防水シートまで貼って事務所として使えるのであるんで、そういう検討はされているかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 旧電算室の活用についてのお尋ねだと思います。

これについては常に検討しておりまして、今公募に向けてどういった内容でやるのかというのでつめております。最終的に地域の活性化になるものを含めて、今年度内には公募をするような形でやっていきたいと思っております。そして今回補正したのは、もともと内装だけを当初予算で組ませてい

ただいて貸そうということで考えていたんですが、6月の雨の段階で、天井からの雨漏りが出てきて、実はこれ平成15年にたって、約20年近くになります。耐用年数もあと20年ぐらいあるもんですから、これを機に民間あたりに貸すもんですから、天井もしっかり防水をしながら、そして壁のほうもコーティングをしながら、民間活力を入れるための貸すということで今進めているところでございます。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 新庁舎ができて、私が質問したときには、1階はどうしても電算の補助的な部分で電算室がいるということであるということ、1階は貸せないということだったんですけども、現在でもあそこに補助の電算室がないと困るわけですかね。一体的な貸付けにするために耐震ができて、その部分までいらないと思うんですけど、その点についてちょっとお伺いします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 活用についてのお尋ねですが、当初1階の部分を残して貸すのか、あるいは全棟貸しをするのかという検討をしました。その中で最終的にはやはり全棟貸しをしたほうが管理も含めてやりやすいということでそういう形で今進めております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 土木住宅費の住宅総務費の中で予算書の35ページですけど、18負担金補助金の中の土砂災害警戒区域転居費用補助金ということで、立石住宅の入居者の転居の補助金だと説明を受けましたが、いわゆるレッドゾーン対象地域だと思うんですけど、まだ説明書では2件となっております。ほかにも対象地域があるのかがひとつ。それから多分現在入っていらっしゃる方が、同じ立石住宅のどちらかに転居をなさるんだろうと思うんですけど、転居費用の根拠算出方法を説明を願いたいと思います。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 荒木議員の質疑にお答えさせていただきます。

現在土砂警戒特別警戒地区につきましては、立石団地の2棟分だけになります。県のほうにも確認しましたが、2棟分だけが町営住宅として立っているということでございます。

あと、転居費用につきましては、2名の方が対象になっておりまして、1名の方はもう同じ団地のところで移転をさせていただいているところでございます。移転に伴います移転費用の算出につきましては、国土交通省のほうから町営住宅の移転に伴う移転費の算出方法がありますので、それに基づいた同じやり方として出しているところでございます。基本的には移転に係る費用分のみになっておりますので、あと工作物等には該当しないということで、あくまで移転に係る費用について補助をするというかたちでなっております。一応国土交通省の補助事業の分に合わせたようなかたちで算出しているところでございます。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 一般的に民間の家がレッドゾーンにかかっている場合、最低でも300万円の転居費用、新築ですね。家を建て直す場合の補助金ですけれども、1軒あたりだと17万2千円ですかね。聞くところによると住んでいらっしゃる場所に立石住宅が許可を取ってベランダに屋根をつけたりなさってる。そういうところにも住んでいらっしゃる方が費用をかけていたので、そういうのも対象になるのか、対象外なのかというお尋ねがございましたので、それから17万2千円でそれが転居費用として妥当なのか。国交省の基準があるみたいですけど、近隣の自治体とかで調査をなさったとかそういう根拠、ほかに根拠はないのかなともう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 再質問にお答えいたします。

一応近隣の町村に確認をいたしましたところ、同じような算出方法をやっているということですので、金額的には同じ金額になります。

それと工作物につきましては、どのような状態で造られたかというのも改めて調査をした中で判断していきたいと考えておりますので、一概にできないとかそういう話ではなくて、どのような状況で作られているのかというのを確認して対象内、対象外を判断していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第60号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第61号から議案第63号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に議案第64号から議案第67号までの4件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 議案第64号の工業団地整備事業の特別会計について質疑したいと思います。

この特別会計を作る際に、やっぱりまず基本は工業団地というのが収支相償であるなというような原則があるんじゃないかということをお願いしたところで、昨日の全協でも事業計画、経営計画の立案が必要ではないかということをお願いしたところです。工業団地整備は、町営工業団地というのを作るわけですから、その整備計画というのは、どうやって作るかだけではなくて、企業への

売却、その後のランニングコスト、その辺まで含めたライフサイクルを通しての運営、経営の計画が必要だと考えます。そうしたとき、投資額とそれに見合うリターンですね。そのリターンの分というのは必ずしも公営事業ですから、公益事業ですから収益とは限りませんが、そのバランスをとっていく必要があると。それ以外のことは民間が開発するときと何ら変わりはないということになると思います。そうすると、どれだけこの工業団地に投資をしたかということがきちんとこの特別会計の中で明らかになっていかなければならないというふうに考えるところです。先ほど一般会計の中でも少し工業団地整備に伴うというものがありましたけれども、そうしたものの中でも、一部でも本来であればこの特会の中で扱ったほうがいいもの。投資の一部としてですね。反映されるべき部分というのがあるんじゃないかとかいう事が考えられるわけです。それからもう一つが給与ですね、職員の給与というのが、現在は会計年度任用職員さんの分しか入ってません。ほかの工業団地整備の会計を見ますと、正規の職員の人件費というのを計上しているところも複数あります。そうしたフルコストというものをきちんとこの特会の中に入れていかないと、最終的に回収すべき全額とは言いませんけれども、回収すべき費用というものがはっきりしていかないと。そうすると売却額というののはっきりしないと。結局その根拠が説明できなくなってしまうということが心配されるわけです。したがってこの補正予算というか、特別会計ですね、特別会計の中にきちんとフルコストを反映させていくべきではないかということ。それからそうしたものを含めて、売却あるいはその先まで見据えた事業計画、経営計画というものをどうやってつくっていくのかということ。そしてもう一つそれを実現するためには、やはりどうしても新しい公会計による特別会計の管理が必要になってくると。今でも連結では出てくるかと思うんですけども、単独の会計としての公会計の財務処理というのは出てこないわけですね。これに関しては投資とそれに対する改修ということが明らかに求められるわけですので、この公会計的な管理というものをやっていったほうがいいんじゃないかと。連結から切り離して、単独での公会計での管理というものをきちんとまとめて報告していく。それによって工業団地の売却にあたったときに、この金額が適正だという根拠になっていく説明責任になっていくというものだと考えます。ということでその3点ですね。まず事業計画、経営計画というものはどのようにされますかということ。それから特会の中にフルコストをどうやって反映させていきますかということ。それから進行会計の手法をもってこの財務を管理していくことを考えられますかと。

この3点について質疑をしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 佐藤議員の質疑に対して御説明いたします。

まず最初の事業会計についてですが、今のところ財政シミュレーションとしては、収入としては分譲した場合の金額や、補助金や繰入額を入れた詳細を入れたものを収入として、事業費として最終的には今の宅盤についての事業費の分で財政シミュレーションをしております。

ただ御指摘いただいたように、一般会計でも道路や排水についても工業団地に伴う分がありますので、そこまで含んだところで事業会計には必要なものと思っておりますが、ただ歩道と水路につ

いては、どの部分が直接工業団地に必要な分になるかはその事業の中で分けながら考えていきたいと思えます。

特別会計に取り組む分については、現在のところは先ほど申し上げました宅盤をうったものとか、南部工業団地と同じようなところで特別会計は考えておりますので、今後先ほど申し上げました水路や道路部分についても中に含めて特別会計としていくかどうかは今後検討していきたいと思えます。

最後に手法としまして、実際工業団地ができますと、調整池の管理だったり、樹木の管理だったり、道路の管理だったり今後発生してきますので、宅盤を打って終わりじゃなくて、来た企業様からの法人税や住民税そういったものを含めたところで、最終的な収支がどれくらいになるかは今後収支を見ながらやっていかなければいけないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 確かに収支を見ていくというのも大切なことで当然のことではあるんですけども、先ほどの企業会計のものもありますけれども、収支というのが現金の出入りだけではないんですね。そうではない資本的収支まできちんと管理していく必要があるんじゃないかという意味で、公会計的な手法が必要ではないかと言っているところなんです。南部工業団地のときはこうしましたと言われたと思うんですけども、その時とは全然時代が違います。きちんとした新しい公会計というものも基準も示されましたし、今世の中の的にもそうした公会計の財務処理を通して、住民に説明していくというようなことが求められているわけですから、やはり会計、この工業団地の整備というのは本当に特別な会計だと思いますので、そうした管理というのはぜひ進めたいと思えますので、検討のほうしっかりまずはしたいと思えます。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 64号関係で事業費、委託料工業団地地質調査業務委託についてお伺いいたします。今回地下水脈電気探査が行われるということでありますが、聞くところによると、申請中のTSMCの工場の2キロ東にある酪農家では、地下にポンプを120メートル掘って推移が今まで62メートルだったものが、今年に入って80メートルまで水位が下がっているそうです。これが事実であれば、今回の地下水脈電気探査で地下水が水脈があった場合、工業団地の地下水量は地下水の枯渇や農業などに対して悪影響を及ぼす可能性はないかその点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 山部議員の質疑に対して御説明いたします。

山部議員の質疑に対しては、予算の概要の13ページで示してあるとおり、工業団地の地質調査業務委託については、土質ボーリング調査、土質地調査、地下水脈電気探査、現場透水試験等が今回の業務委託になっております。御心配のように、地下水については地下水低下の実際ボーリング

もあるのは現状でございますが、今回は地下水脈電気探査ということで、まず地下水脈があるかというような状況の調査になっております。

その後企業さんの状況に応じましては、企業様が地下水はいらない企業であれば地下水の取水はないかもしれませんが、地下水が必要であれば企業様のほうで地下水を掘っていただくような状況になります。そうなりますと地下水の試掘が必要になりますので、その時点でどういった地下水の状況かというのがわかると思います。実際地下の状況でございますので、どういったふうに地下の状況に応じて、近隣の地下水が減ったりするというのは今のところはわかる状況ではありませんが、そういったことについては水道企業団あたりが地下水については相当ボーリングしておりますので、そういった関係者と協議をしながら、そういった近隣の地下水脈には影響がないようなのをできればと思っております。ただこの地下水についてはやってみなければわからないという現状もございますので、その辺は調査の中で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 県の工業団地も今検査をしているということでしたので、これからもやはりいろいろ工場なんか地下水を利用することが多くなると思うんで、町民の不安を払拭するような対策ちゅうか、そういう思案ちゅうのはないんでしょうか。その点お伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 山部議員の再質疑に対して御説明いたします。

今の状況の地下水の推移を調査することと、近隣の同じようなボーリング状況を調査しながらボーリングをやっていったり、取水したりそれで確認していくしかないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に認定第1号を議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 施策の成果60ページの総合窓口課の推進充実の一番下のところの今後の施策展開の方向性につきまして、その中に来庁しなくてもいい窓口、書かない窓口を目指すとなりますけれども、これはやろうと思えばできることだと思いますけれども、具体的に目指すというのはいつから実施されるのかというのが1点と、もう一つ施策の成果136ページ、町営住宅管理事業につきまして、これは昨年もお伺いいたしましたけれども、立石団地の駐車場について利用者を募集して利用者は増えたのかどうかの状況をお伺いいたします。まだ空きがあるということであれば、借りたいという人に、団地以外の人に団地の近隣の方のあそこは第2団地もありますけれどもそういうところから借りたいという人に貸す考えはないのかどうかの2点につきましてお伺いいた

します。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 皆さん、こんにちは。私からは豊瀬議員の一つ目の来庁しなくてもいい窓口、書かなくていい窓口についてお答えします。

町では全国的にデジタル化が求められる中、昨年度大津町DX推進本部を設置し、DX推進計画を策定、現在3つのワーキンググループを設置しDXの推進に取り組んでおります。来庁しなくてもいい窓口、書かない窓口を目指す窓口改革を実現するには、システム導入だけではなく、BPR業務改革が必要になります。またいかに縦割りなくして、組織横断的な共通目標を設定し、全庁的な協力体制を築けるかが重要になります。そこで町では現在、窓口を持つ担当課で構成する窓口改革ワーキンググループにおいて、本年度デジタル庁の窓口BPR派遣アドバイザー事業を活用し実際に職員が窓口を体験して現状把握や課題を洗い出しアドバイザーからのアドバイスをいただき、町が目指す窓口の在り方を考えております。その上で書かない窓口や将来的には来庁しなくてもいい窓口を段階的に目指したいと考えております。

またシステム導入についても、システム導入を目的とするのではなく、町が目指す窓口を決めた上で、それに見合ったシステムの選定や財源についての検討も必要になりますので、その時点において具体的なスケジュールを計画したいと考えております。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 豊瀬議員の質疑についてお答えいたします。

立石団地の現在の駐車場の状況につきましては、10台止めることが可能なものに対しまして、現在5台の御利用をいただいているというところでございます。また借りたいという人に貸す考えはないかということですが、基本的に町営住宅の駐車場取扱い要項の中では、1戸につき普通自動車1台とするという規定があります。今回立石団地で貸出し等を行うと他の団地等にも波及してきますので、その辺の整理ができないうちは、現在のところは2台目の利用はお断りをしている状況でございます。ほかの町営住宅につきましても、2台目以降は近隣の駐車場を御利用されている状況でございますので、同じように近隣の駐車場等の御利用をしていただけないかと考えているところでございます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 来庁しなくてもいい窓口、書かない窓口につきましては、このサービスは来庁者にとってもサービス向上にもなりますし、職員の方々の窓口業務の軽減にもなりますので、ぜひスピード感をもってこの来庁しなくてもいい窓口、書かない窓口というものを実現していただければと思います。

それと立石住宅の駐車場につきましては、5台もまだ空いている状況ですので、何か効果的な利用の在り方というのができるのではないかなということを近隣の方々も空いているだけではもったいないということもありますし、いかに利用の部分を考えていただければと思いますので、よろし

くお願いします。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 令和4年度一般会計決算資料、こちらの2枚つづりのものについて質疑いたします。

1ページ目の下から5項目、6農林水産業費、畜産業費の中に記載をしてある県予選を勝ち抜いた大津町和牛の応援のために横断幕を作成した10万4千円についてです。こちらの応援体制また横断幕作成についての要項を例規集の産業経済のところで見ましたが見当たりませんでしたので、どちらに記載があるのかをまずお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 三宮議員の質疑に対して御説明いたします。

予備費の流用の中の一つだと思いますが、こちらについては共進会の中で鹿児島に全国大会に出場した場合の横断幕の件だと思います。こちらについては例年、農業関係者が全国大会に出場する場合は横断幕を作成しまして、トラックに貼ってそれから会場入りをして会場のほうに横断幕を貼るということで、今まで全国大会に行った場合、そういったことで町のほうも支援して横断幕を作成したという経緯がありましたので、今回は同じような経緯で横断幕を作成した状況になります。今回、全国大会に出られた農家については矢護川の畜産農家と下町の畜産農家の2名になっております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 多分慣例に沿って横断幕を作成したという理解だと思いますが、今まで例えば文化スポーツ関係に対しても応援体制を整備していただくようにこちら側から訴えてやっとな年度要項に基づいて横断幕を町でも代表としてならば横断幕を申請を出せばつくることのできるような要項ができあがったところです。

片や要項なしに慣例で、応援体制ができて横断幕が町から出せる、片や要項に沿ってじゃないとできなかったというこの差はちょっと何なのかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。

午後1時33分 休憩

△

午後1時33分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 三宮議員の再質疑について御説明いたします。

こちらの予備費の充当の6の農林水産業費の中で書いてありますとおり、県予選を勝ち抜いて大津町の和牛が5年に1度の全国大会に出場し横断幕を作成したためということで、こちらは5年に

1回の全国大会、先ほど申し上げたとおり5年に1回に出た場合は横断幕を作成しているという状況になっております。実際要項については、こちら該当しているかどうかじゃなくて全国大会に出場した場合は横断幕を作成しているというような状況になっております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 先ほど三宮議員おっしゃったように、町で横断幕について要項を作っております。それが今の条件の中で該当するかどうかについては、ちょっと検討させていただいて、必要であれば要項の見直しをしたいと思いますし、今の現状のままでいいのかどうかも含めて改めて要項については検討させていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。

午後1時35分 休憩

△

午後1時36分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） すみません。質問の趣旨としましては、いろんなスポーツの要項等もございますけれども、今向こうのほうで担当部長が申し上げた内容については、要項に基づかないものじゃないかという趣旨の御質問ということでよかったですか。

そういうのも含めて、本当に横断幕として貼った方がいいかどうかについては、要項の中できちんと整理をしていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 主要な施策の成果の中、三つ質疑をいたします。

まず69ページの上段ですね。災害時避難行動要支援者支援事業、情報提供同意割合ですね、これの目標値というのを定めてありますが、55%というのと。実績44.8というのはちょっと厳しい数字だなというふうに思うわけです。ちょっと低かったのではないかと。また地域版防災計画の作成推進と見直しをやりますと。推進するとあるんですが、令和4年は実際どれくらい計画のほうで策定できているのか。パーセンテージとしてですねをお尋ねします。

あと、90ページ下段ですね、90ページ下段については家庭的保育事業連携保育所という部分ですね。これについては小規模保育所施設等はですね、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準というのが厚生労働省から出ておりますけれども、これによれば連携をしっかりとしなきゃいけない。3歳未満の子供たちの保育が終了した後もその後は町立の幼稚園だったりとか、公立認定こども園にちゃんと連携を図らなければならないと。そういう義務行為を市長さんと事業者に求めておるところなんですが、この主要な成果を見ると、交流回数は令和4年の実績が2回と参加延べ人数が38人という実績になっておりまして、全ての方がそれをやっているようにちょっと見出せなか

ったわけですから、ですからどういった指導とか支援をしたのかということ。

もう一つ158ページの下段です。給食センター管理運営事業についてであります。地産地消をベースとした食育、生まれ育った地域の喜びを感じられる給食提供、これを給食センターのほうでやっていたらということなんですが、具体的な例として令和5年度を含めてその取組のほうをお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 時松議員の1問目の災害時避難行動要支援事業関係についての質疑に対してお答えをさせていただきます。

生活指標の中で目標値を定めているところでございますけれども、同意者の割合についてでございますけれども、こちらの目標値につきましては振興総合計画の後期基本計画におきましても情報提供同意者の割合の目標は55%というふうに設定しているところでございます。令和2年度の同意割合が26.5%とありましたので、策定当時ですね、そういうところで倍増を目指すということで55%に設定したという経緯がございます。令和4年度の実績でございますけれども、対象者が2千840名ほどいらっしゃいまして、このうち同意された方が1千271人ということで、その同意率が44.7%というふうになっております。中にはこの同意なしと言いますか、対象者の中にされていない方の中には、家族の方でありますとか、あるいは近いに支援者がいるなどの理由で支援不用という回答されている方も含まれております。

また、もう一つの地域版の防災計画につきましてですけれども、こちらの策定割合ということで御質疑ありましたが、現在全行政区中、2行政区ですね、桜丘区と中島区のほうで策定済みでございます。その策定割合今2.85%という形になっております。

なお、策定にはまだ至っておりませんが、現在ほか5地区が今これにつきまして計画のほうを目指して今会議等を実施開催されておりますので、今後こちらのほうの拡大を目指していきたいというふうには考えております。第3期の現在策定中の大津町の地域福祉計画、地域福祉活動計画におきましても令和6年度末における地域版の防災計画策定地域数目標値を10行政区というところに設定をしているところでございますので、失礼いたしました。第3期ですね、第3期の計画におきましても10行政区としているところでございますので、今後社会福祉協議会、あるいは防災交通課あたりの関係課とも連携をとりまして支援者に対する円滑迅速な救助支援ができますように体制づくりのほうを務めていきたいと考えております。

それから2点目の質疑に対してお答えさせていただきます。

小規模保育施設の家庭的保育事業等についての実績についての質問であったかと思っております。この主要な施策の成果の中に示しております回数が2回ということでもありますけれども、これにつきましてはですね、1回の交流会で各園、今、小規模保育施設が町内に4施設ございます。この小規模園の4園が一堂に一緒に集まって交流事業を実施したということもございますので、この回数が2回ということになりますので、4園とも小規模のほうは参加しているというようなかたちになっております。ここ数年コロナウイルス感染症の影響等もございまして、交流のほうが一時期滞ってお

りましたけれども、緩和されたこともありまして、昨年は交流事業再開しまして大津保育園におきまして2回実施したというところがございます。なお今年度につきましては、既に1回実施しておりますので、予定ではあと4回ほど実施をするということになっておりますので、今後は今私立保育園のほうがまだどこも連携保育所ということではまだ検討中ということでされておりませんので、まずは公立のほうでやっておりますけれども、今後御指摘のように小規模保育施設との連携協力がスムーズにいきますように町としても取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、時松議員の3問目の御質問についてお答えさせていただきます。

給食センターで行ってまず給食の提供の中で、地産地消による食育についての具体的な事例をということでしたので、学校給食のほうでも地産地消については食育の一環としては大変重要なものと考えております。

事例としましては、毎月の献立の中でもカライモデーやふるさとくまさんデーを設けて大津町特産品のカライモや野菜を活用したメニューを提供いたしております。カライモのメニューでは例えばカライモサラダ、大学芋、カライモのクリームスープそういったメニューを年間計画的に出しております。それとふるさとくまさんデーにつきましても、地元産のニンジンやネギあたりを使ったけんちん汁やニンジンサラダなどを献立のほうに使っているような状況です。

コロナの状況がございましたので、直接栄養士が学校に出向いての食育指導というのがなかなか難しいところございました。栄養士のほうもそこを何とか手作りでDVDに撮って、各学校に配布して給食の時に見ていただくとかそういった工夫をこれまでやってまいりました。今年度は5類に移行いたしましたので、各学校を回るべく日程調整をさせていただいているところな状況でございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 2点目に質問しました家庭的保育事業というのが、コロナの影響がありまして集約をしたかたちで実施をしたということで理解はできておりますし、町が公立認定こども園にこれを整備していくということの目的は、この保育園との連携、小規模保育園との連携というのが非常に大事だと思いますので、引き続き推進をお願いしたいと思います。災害時避難行動要支援の件ですが今答弁をいただいた中では、やはり行政区が作成をしている計画の計画立2.85というのは非常に苦しい数字であると思います。

なぜかという、この中には手段どうやっていうところが成果報告にあります。名簿作成から個別計画作成にいき、同意者の情報を関係機関と共有をしたあと、訓練をするというかたちになっているので、まだ一つ目のステップに係っているだけなんですね。そういうのを行政区の区長さんたちとしっかり共有をしていけば、桜丘区のような取組になると思うんですね。そういう先行的な事例を区長会のほうにお示しをいただく、要は区長会のときは総務のほうでやっていただいている

と思いますが、避難行動要支援者の件は災害対策基本法でしっかり書いてある部分ですので、しっかり連携をしてお示しいただきたい。そのアイデアを出していただきたいというのが一つあります。

給食の件ですが、確かに地産地消を推進する中で地域の食材を使うというのはわかるんですが、最近の原材料の高騰やあるいは天候不順による原材料の確保が難しいというお話もあり、その納品についてはどうしますかということで、事業者の方が大変苦勞されているという実情を伺っております。そういったかたちの意見交換というのはどれくらいできているのか。二つまた重ねて質問をいたします。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 時松議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今後の方針といたしますか、現在取り組んでいることでございますけれども、御指摘ありましたように区長さん方、あるいは民生委員さん方にも事例紹介ということで実際そういうのもやっていたいております。そういうかたちとあわせて、社会福祉協議会のほうでも地域推進含めまして今地域に出向いてその辺の推進にあたっておりますので、そういうかたちでバックアップ、社協のほうもバックアップするところで今進んでおりますので、策定については今後も引き続きそういったかたちで行政区への支援のほう続けていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 時松議員の再質問ですけれども、高騰とかそういった資材の確保といった部分で事業者の方とどれくらい調整ができていくかというようなところなんですけれども、今年度に入っても多少納品あたりでやり取りがありまして、そういった中で事業者様のほうとも直接お話をさせていただく機会を設けさせていただきました。やはり天候とか価格の高騰で品薄になったりする品物あたりがあるという状況がございますので、その辺の情報をできるだけ共有を給食センターと事業者さんのほうと共有させていただきたいというところで、話を情報交換の場を適宜設けていただきたいと思いますということで、1回全員寄っていただいて会議をさせていただいたところです。

そういったところの情報も受けながらメニューのほう考えて計画的にさせていただきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質問ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） それでは、令和4年度の決算につきまして3点についてお尋ねします。

第1点目が福祉課関係で生活保護世帯の人数が記載がなされております。今年の3月時点で188世帯265人となっておりますが、ここ数年で結構ですので、世帯数人数が増えているのか減っているのかお尋ねをしたい。それから保護世帯の私たちは町でありますので、生活保護の実務は県の福祉事務所が担当しているかと思えますけど、町として町民の問題でありますから、保護世帯の実情を十分把握をされているかということです。とりわけですね、この最近の猛暑酷暑と言われている中で、この間生活保護世帯の方でもエアコンがない、エアコンが故障している。そういう方の話も聞いておりますが、熱中症の心配深刻であると言われております。そういうエアコンが欲しいと

かいう要望が保護世帯の方からか出ていないのか、あるのかないのか把握をされているのかお尋ねいたします。

次に、決算書の124ページ、成果は71ページです。他機関の協同による包括的支援体制構築事業についてお尋ねします。

いわゆる福祉の相談窓口ということで、令和4年から始まった国のモデル事業と言われておりますが、福祉の相談窓口ということでは、大変町民にとってはワンストップで相談ができるということでは評価ができるところではあります。国は其中で民間委託を奨励をしているのかどうか確認をしたい。といいますのは、いわゆる労働者派遣法の偽装請負の心配が常につきまとう事業であります。これについて偽装請負の心配はないのか検討されたかについてお尋ねをします。

それから手段としてこうした福祉の相談、コーディネートはいわゆる本来役場の一番大切な仕事であります。地方自治法では住民自治体は何のためにあるのかというのは、住民の福祉の充実にあると言われていたわけですが。そういう一番大事な仕事を外部に丸投げをする。ということは自前でそうした福祉の相談窓口をすることができないということになってしまうわけであり。自前でできないから外部に委託をするのかお尋ねをしたい。

それから、以前討論の中で、社会保険福祉士の合格率が低いから大変社会保険福祉士の資格が難しいから外注をするような説明がされたわけですが、そうでありますならばその理由は、社会福祉士が足りないとか、把握をされているのか。社会福祉士は貴重な人材というのでありますならば、今回の委託先の人数は2.5人ぐらいに相当するわけですが、委託料は約1千万円あります。貴重な人材というのがありますが2.5人という一人あたりに400万円ちょっとしか年収にならないわけであり。1千万円ほどの委託料ではとても貴重な人材を雇うには予算が少ない。新たないわゆる完成のワーキングプアとなっているのではないかについてお尋ねをします。

3点目であります。決算書の132ページの高齢者外出支援事業であります。予算が401万円決算が358万円となっておりますが、利用者の人数、実人数と延べ人数をお聞きします。それからこれは大体障害のある方が対象となっているようではあります。障害のその内訳についてお尋ねをします。

もう1点は自己負担額であります。この中で対象者1人につき1月あたり4万円、それ以外は8万円となっておりますが、私が聞きたいのは補助金交付要綱で身体状況等により乗合タクシーの失礼しました。対象者は障害があられる方、自分で自力歩行ができない方が対象になっているみたいですが、要綱を見ますと、病院やそれから買物などについてこれが利用できるとありますが、自分で歩けない方が一人でタクシーに乗って病院に降りて行って、受付までどうやって移動するのか。あるいは買物に行ってどうやって自分で買物ができるのか。どうもここは矛盾があるかと思えますけど、誰か介助者が一緒に乗っていかないとこれは成立しないのではないかと思えますけど、介護者は一緒に乗ってこれが利用できるのかどうか。この点についてお尋ねをします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 荒木議員の質疑に対してお答えをさせていただきます。

まず1点目の生活保護世帯についてのお尋ねでございますけれども、まず世帯数の人数の最近の動向ということでございましたので、こちらについてお答えします。令和4年の先ほど議員のほうからありましたように、世帯数が188世帯265人ということでございます。4年前の平成30年が173世帯そして人数が243人ということで、この間上下繰り返しながら4年前と比較しますと5世帯ほど増加しているような状況でございます。

世帯別でいいますと、障害者傷病世帯のほうが増加しておりまして、母子世帯は横ばい、その他の世帯は減少というような傾向がございます。この他、一方で保護率人口の千分率ですけれどもこれが6.2から7.2の範囲で推移しているということで、町の人口増加の関係もございまして、人数や世帯数の増加に比べますと緩やかな増加といった傾向になっているというところでございます。また県のほうの福祉事務所のケースワーカーのほうが生保世帯については対応しているところでございますけれども、必要に応じて町のほうにも情報提供が行われるようになっておりますので、町のほうでも県のほうと連携しながら保護世帯についての支援にあたっているところではございません。

また福祉の相談窓口ですね、こちらのほうでも生活復旧世帯あたりの相談当然受け付けておりますので、そちらのほうから生保世帯のほうにつながったという認定のほうにつながったというケースも多くございます。

それからエアコンの設置についての御質問でございますけれども、昨年こちらのほうについては一度調査のほう行っております。生活保護世帯につきましては、菊池事務所のケースワーカーのほうにお願いをしまして、また高齢者のほうについても介護保険課を通じて介護認定の調査委員、あるいはケアマネのほうに自宅訪問の際に調査を行っております。その中で確認されましたのが、エアコンを設置していないという世帯が2世帯ほどございました。その世帯については、いろんな聞き取りもして支援につながればということで相談も受けておったんですけども、なかなかエアコンが自分に合わないということで苦手だということにつけないということをおっしゃった方もいらっしゃったという報告を受けております。またエアコン設置の費用につきましては、平成30年の4月以降は新規の生活保護世帯については、もともとエアコンがついていないという世帯については一定の金額を上限に措置するという制度もございますので、そちらのほうあたりを紹介しているところでございます。それから2点目の他機関協同による包括的支援体制事業構築についてでございますけれども、こちらについてでございますが、現在福祉の相談窓口ということで進めております。議員のほうの御質疑にありましたけれども、委託ができるかということでございますが、国のほうがこれについては委託のほうを奨励をしているというところではございませんけれども、他機関の協同による包括的支援体制構築事業によれば、社会福祉法人あるいは一般社団法人等の団体に委託することができるというふうになっております。

大津町におきましては、これを受けまして、くらしの相談窓口というのをまず福祉の相談窓口の前進になりますけれども、令和元年の6月に開設しましたが、開設時から相談窓口相談支援包括化

推進委員ということをおきまして、こちらのほうを社会福祉法人のほうに委託して配置をしているところでございます。近年、住民の方のいろんな御相談、課題も複雑化、複合化してきております。なかなか担当課だけでは解決が難しい事例も増えてきているという中で、開設当時からこの包括化推進につきましては、相談者の課題を把握しまして必要な支援につなげるということで支援のコーディネートを主に行っておるところでございます。この包括化推進につきましては、社会福祉士あるいは介護福祉士の資格を持った職員でございますけれども、これまで培ってこられた経験あるいは技術を生かしながら業務にあたっただいただいているところですが、町の職員と日頃から密に連携をして取り組んでいるというところがございますので、質問がございました偽装請負ですね。こちらのほうにつきましては、大津町における今業務委託という形ですが、委託業務については担当職員へ報告相談しながら先ほど申しあげましたように密に連携して支援を行っているということで、偽装請負の一つのポイントとなっております、指揮命令関係そういったところの関係はございませんので、委託の内容とかそういった協議をする際にも受注者の代表者の方で行っているところがございます。また、勤務規則等についても町のものについては適用されておられませんので、偽装請負には当たらないものというふうに我々としては判断しております。

最後に、社会福祉士の合格率についてでございますけれども、合格率が国家資格の中で低いというところでありましたけど、その理由としましては、これは一般的に試験の出題範囲が広がったり、また実務経験が求められる場合もございますので、いろんななかなか勉強時間の確保が難しいとか、そういった課題が挙げられるということは聞いておるところでございます。

町としましても社会福祉士をはじめとしました資格を有する人材の確保には苦勞しているところがございますけれども、そういった観点からも民間をはじめ様々な力を活用しながら、住民の方の福祉のために今後業務を行っていきたくと考えているところがございます。

また委託料についてのお話もございましたけれども、現在物価高騰をはじめ社会情勢の変化、業務内容等も今後勘案しながら受注者側と協議を行いまして、必要に応じて委託料の見直しあたりは今後また検討していきたくと考えております。

2問目については以上です。

それから3問目の外出支援タクシーについての御質疑でございますけれども、まず利用者の人数ですが、現在実人数としましては156件で延べ人数が5千496件の利用があつてるところでございます。障害の内訳ということでございますけれども、対象者が高齢世帯の方ですね、65歳以上ということでなおかつ非課税世帯ということで。身体状況により運転が不可能で交通機関等の利用が家族による移送などが困難な高齢者というところで、運用しているところがございます。その状況により申請をしていただいて包括支援センターの職員が調査実施を行いまして、利用の決定をしているというところがございます。それから質問にありました同乗についてでございますけれども、身体的理由などで介助を要する方につきましては、御相談を登録時に受けておきまして、基本的にはお一人で乗車されるということがほとんどでございますけれども、一部ヘルパーの方でありますとか、あるいは家族の支援者の方が同乗されているケースがございます。そう

いったところは相談登録されるときに御利用者の方の相談を受けてお伝えをしているところがございますので、同乗についてはそういうケースの場合は実際認めているということで、この場合に同乗された場合の新たな費用負担というのはございません。利用者の方の利用券でもって利用していただくというかたちになります。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 2問目のいわゆる福祉の相談窓口の外注外部委託であります。社会福祉保健士が貴重な存在で集まらないということが本当にあるのかどうかというのが、眉唾ものだと思いますけど、合格率が確かに低いというのは私も調べてわかりましたけど、しかしながら大学等を出て現役で受かった人たちの合格率はほかの資格に比べてそう低いわけではない。学校を離れて社会人になったあと受験をされて、なおかつ非常に試験の範囲が広いということで合格率が低くなっているのは確かにそうであるらしいでありますけど、ですから一般的に合格率が低いからどうのこうのという説明は当たらないということが私は把握をしたところであります。そういう意味で偽装請負に該当するかどうかは私は一番心配しているんですけど、密に連携をする。指揮命令はやっていけないと。つまり役場の職員と委託業者が話し合いをしてあしる、こうしろということは一切やってはいけないというのが原則なんですよね。そういう意味で、常に偽装請負の疑いが発生しやすい。そして役場の職員が一番大事な仕事をやらなくなったら、そういう経験がなくなってしまう、蓄積もなくなってしまうという、そういう意味で見直す必要があるのではないかとここは指摘だけにしておきます。

最後の外出支援事業でありますけど、同乗者は無料で可能であるということで、そうでありますならば補助金の交付要綱にきちんとうたうべきではなかろうかと思っておりますけど、いかがでしょうか。3点目だけで。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 荒木議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

最後の外出支援タクシーの同乗者の件でございます。御指摘のように確かに要綱等には同乗者については定めはございません。ただ利用者の方の状況等に応じたところに対応してございますので、要綱等の見直しについては今後検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

まず町税の歳入について質疑いたします。

一般の18ページのほう見てみますと、毎年不納欠損出てきますけれども、1千200万円程度の不納欠損が出ております。この不納欠損、これで終わりだよってこれは削除しまうわけですから、結局事実上の課税された方々は免除のかたちになるわけですね。この点不納欠損というのはい

つも問題になるところではありますけれども、国民として納税の義務を果たせなかったというかたちになります。そしてまた町民全体からみると、これだけの不納欠損があるというならば公平の原則に租税原則に反しているのではないかと。しかしながらいろんな方々の事情、状況がありますんで払いたくても払えないと悪意はないと。そういう状況にはなくなったんだと課税はされたけれども事態は変わったというかたちの方々もおられるというのはわかります。ただここでは数字だけです、このデータですね、数字を情報に変えなければ我々はわからないということです。データのままではデータのままです、この内訳ですね、不納欠損の状況というのは、きちんと把握されて今後の課税対象として好ましいのか。適切な課税なのか。そういったものの状況把握というものがきちんとできているかどうかというのを質疑します。全体的にですね。

また監査委員の審査意見書として出ておりますが、内容が非常に適切な御指摘をされているなどと思って聞いておりました。本来ならば町の会計を監査委員さんに見ていただくんですね。そして、その中で全体の審査の意見として出てきております。意見として指摘されたものに対してからは、きちんとした対策というのが出てくるのが本当ですよ。これが本当です。ですからここは、こういう指摘をしました、までなんです。私も監査委員したことがありますんで、そのところはよくわかります。だから本来ならばこの議場において監査委員の指摘を受けましたので、こういったふうに改善がなされました。また取り組んでいきますというものがあれば一番いいと思いますが、その中で何点か明らかにしておきたいと思っておりますので、質疑しときたいと思っております。

まず、この監査審査意見の中で39ページで指摘されております、繰越金ですね、不用額というかたちで指摘をされました。そして40ページにおいて、当初予算の表まで作って出されております。要は、このまさしく監査委員の指摘と同じことをここで質疑をするわけですが、結局不用額の多額の不用額という御指摘をされております。有効に使われているのかどうかということがまた予算の積算はきちんと合理性、正確性、現実性を持ってなされたのかというふうに指摘されております。我々議員は予算書や今回の補正予算ですね、そういったものが出されてきて、それを審査するわけです。各委員会におかれて審議しますけれども、その時にきちんとした積算がなされてできあがってきているという説明を受けます。しかしながら年間を通じたならば11億円ですか、誤差が出てきているということです。我々は審査をしたけれども誤差がえらく出てしまった。そしてまた繰越し事業が廃止になったというものなら本当に不用額かもしれませんけれども、繰越しとなった場合は以前にも指摘したことがありますけれども、翌年度に事業がいくわけです。原則は決算は単年度決算の原則がありますよね。ということは、前年度の事業を例えば令和4年度の事業を令和5年にしなければならなくなる。どんどん押し出していくわけです。そういったものを避けたいなっていうのはずっと以前にも指摘はしてきました。しかし改善がなされていないというふうに感じられます。なぜできなかったのかなと予算は組んであるわけですよ。その整合性がなされていないという御指摘をされているのはごもつともだなと。ということですね、これは根拠租税原則に照らし合わせた場合に課税最低限の原則から外れてるんですよ。きちんとした課税をしてそしてそれを分配していくというのが大原則であって、そのところのきちんとした消費経済活動

というかたちで指摘されておりますけれども、まさしく入りと出るというものは同一でなければならない。やはりそこに努力して合わせなければならない。無理やりに要らないお金を使うというのは税金を使うというのはもちろんアウトですけれども、後に精査した場合にやはり不用だったというのであるならば、きちんと議会に示していただきたいということですね。じゃないと我々が審議したのは当初の数字でありまして、それから変わっていくならば補正予算として出てきます。総合的に見た場合やはり結構な差ですよ。これはやはり問題だと思います。

だからこの指摘を受けて、恐らく執行部のほうではどういうふうに対応するかという会議も必ずあってと思います。私も町長や幹部職員の前でそういった経緯がありますので、その中で御指摘の中に昨日全員協議会がありましたけれども、向こう5年間程度の中期財政計画を早期に示していただきたいということで昨日説明がありましたよね。そしてまたそれを指摘しましたよね。5年後まだ悪くなっているじゃないかというふうなことを私は指摘しております。ですから、ということはそのなりのこの決算を受けたということは大問題でありまして、これに対する対策というものが、どれだけ今審議されて、どういうふうに関後反映させていくかというものは必須条件だと思います。もう9月になりました。きちんとしたそういった対策というものが、この決算をうけてある程度はできあがっていると考えられますので、その点についても質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） まず永田議員の不納欠損についての質疑にお答えしたいと思います。

不納欠損のほうは、令和4年度の不納欠損は町県民税が125件で521万3千296円、法人町民税が6件の28万2千3円、固定資産税が87件の587万6千810円、軽自動車税が58件の59万800円となっております。

議員言われるように、そのほとんどが財産調査や所在不明等により執行停止から3年、もしくは5年の時効を迎えたものになります。ただ今回の執行停止の中に個人町民税が現年度分で21万5千円不納欠損にしておりますけれど、これにつきましては帰国された外国人11名、及び生活保護世帯のうち重度障害により今後就労が見込めない方、この方の不納欠損をやっている状況です。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 予算編成と事業の進捗についての考え方のお尋ねだったかなと思います。

繰越金確かに今回10億円程度出ております。通年でしたら6億円から7億円ということで約3億円ほど多いというところが一つありますけれども、見てみますとこれは室工業団地の用地交渉の関係で頻りに交渉をやっていたんですけど、なかなか今年度では落ち着かなかったということで、一旦はそこで不用としておるといのが大きなところが金額としてあります。ただ予算編成と予算の執行についての考え方のお話なんですけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、そしてまた監査委員からの御指摘もありましたように、地財法にある合理性と正確性その辺あたりをしっかりと予算編成の中で捉えるというのは大事だと思ってます。これまでも予算編成については様々な聞き取りをしながら財政課長査定あるいは町長査定を踏まえてしっかりと予算については確立して

きたところですが。ただし繰越金等についてはここ近年昨年も10億円、今年も11億円超過ありますけれども、昨年はコロナの影響がありまして、今年はいろんな事業進捗の影響もありますけれどもひとつは歳入の確定がどうしても3月末に確定していたというような実態がありましたもんですから、実は今回の9月補正では税関係の三税については調定額のある一定の調定額が見込めましたので、それを補正としてあげております。これまでは3月の補正の段階でぐっと予算をあげるもんですから、歳出がまかなえないということなんで、今まさにふるさと納税もそうですし、ふるさと納税の財源をどうするのか。そして今税関係についても今回9月補正のあげた部分ですね。一旦は財政調整に積み込みますけれども、本来はそれを政策的な経費として今後下期に向けて予算編成として組むことはできるかなというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

先ほどの町税の点でありますけれども、今の答弁の中に外国人の方が帰国されたというものがありましたよね。私はこれが非常に危惧している点でありまして、今後これが増えていくのではないかなとも考えております。帰国されたならばまず手に負えない。追跡できないという状況になるのではないですか。かといって、それが考えられるから預り金をくれとか言えないのが税金ですよ。ですからそういったことを考えれば、ここの対策っていうのは非常に難しくなると思うんですよ。どういった事情がお持ちなのかというのはなかなかわからないですよ。例えばそういった課税逃れと言ってはちょっと失礼になりますけど、忘れていたとかわかりませんが、ちゃんと納付書は送るわけですが、空港あたりでちょっと待ってくださいと。払ってくださいと言われても恐らく払わないと思うんですよ。これ何らかの対策が必要だと私は思っておりますけれども、この点については、もちろんTSMC関係もありますでしょうが、いろんな国々の方が大津町も増えてきておりますので、この点についてはきちんと問題点として取り上げてほしいと思います。ふるさと納税については、ちょっと聞き忘れましたけれどもここで御指摘されているので、恐らく総務委員会あたりで深く審議されることだと思います。そうですね、外国人の帰国になったならば、もう徴収することができませんよということで、それに対する対策というのは持っておられるのか質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 外国人に対する課税につきましては、住民税、町民税の場合は前年の1月から12月、これまでの所得に対して町のほうは5月に課税をしております。ですので、例えば帰国が12月もしくは3月ですと、課税したときには町のほうには日本国には外国人の方はおられないような状況になってますので、これについては非常に難しい問題だと考えております。

課税が翌年度になってしまいますので、先ほど言われたとおり預り金とかそういった形では現実的には難しいので、企業さんにきちっと務められていても退職されて帰国された後、5月の先ほど言いましたとおり、5月の納税通知の発送ということになって、その時点で住所地のほうに届けても本人のほうにはつかないというようなかたちになっております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

だからこそ対策が必要じゃないですかということを質疑しているんですよ。例えば前年12月までの収入やいろんなかたちを計算して課税するのが5月だと。これはこっちの都合でしょ。言うならば変えんといかんですよね。そういったところ。そういったところが例えばこちらはどうしても5月しかできないんだって言われるのか。それとも何らかの方式を変えていくのか。問題点は外国人の方々が、たくさんこられて町が活性化してグローバル化して、こういったものは全然いいんですよ。そしてそれの全くいいんです。ただですね、問題点となるのは、町民となられて課税されているだけではないから言っているんですね。例えばその国々によって、道徳心やそういった生い立ち、今みんな社会情勢とか違うじゃないですか。それが大津町に及ぼす影響が怖くなってるんですよ。外国人の方々が例えば町の町営住宅に入られたと。これ1回指摘しましたよね。どうもおかしいぞと。前年度収入でもっていくならば分位がずっと下になってしまうからという指摘はしました。結局ですね、そういったものが課税逃れ、料金逃れになってはいけませんよという質疑なんです。我々の歴史や文化の中で日本人はそれないですよ。だって我が国におるわけですから、帰国というのはここなんでないんですよ。ということは変えんといかんでしょ。そういった今の部長答弁では、そういったことは今まで問題点としてあげたこともないような感じがするんですね。これって大問題に発展しますよ。不公平感ものすごく高いです。外国人の方が来られて優秀なる能力が持つとって、生産性に寄与されたと。非常に喜ばしいことです。しかしながら、我々が長年にわたって築き上げたいろんなインフラやいろんな整備されたものを使っておられるというならば、それなりにきちんと納税の義務ははたしてもらわなければならないと。そういうふうに思いますんで、この点について答えられないならば、そういった問題点としてまだあがってないのかどうかを聞きましょう。そういったことでまだ町の審議したことがないのならば、審議していただきたいのでその点だけでもいいですよ。質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 永田議員が言われたとおり帰国された方への対策、これにつきましては過去には元にも働かれていた会社の方そちらの方から連絡をとっていただいたり、その方に変わりに立て替えとっていただいたりしたことも確かあったかと思えます。それと帰国する方につきましては納税宣言人の管理ということで、出国するまでの間に代理の方を立てることができる制度があるみたいなので、そちらにつきましてもしっかりと勉強しまして、大津町のほうでも今後外国人が増えるかと思われますので、活用していきたいと思えます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。そのまま続けます。

次に認定第2号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に認定第3号から認定第5号までを一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に認定第6号から認定第8号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27 委員会付託

○議 長（桐原則雄） 日程第27 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第55号から議案第67号まで、認定第1号から認定第8号までをお手元に配付しました議案委員会付託表案のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後2時32分 散会

本 会 議

一 般 質 問

諸 般 の 報 告

- 大津町議会議場執行部席の変更について

令和5年第10回大津町議会定例会会議録

令和5年第10回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

令和5年9月12日(火曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	9番 豊瀬 和久
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 飯塚 彩菜
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 総務部 財政課長 田邊 嵩博 副町長 工藤 あずさ 教 育 長 吉良 智恵美 総務部長 藤本 聖二 教 育 部 長 羽熊 幸治 住民生活部長 木村 欣也 教 育 部 次 長 百田 止水 健康福祉部長 坂本 光成 農業委員会事務局長 梅田 博隆 産業振興部長 村山 龍一 都市整備部長 併任工業用水道課長 西岡 多津朗 総務部 総務課長 兼選挙管理委員会書記長 村山 博徳 総務部 財政課長 大塚 昌憲 会計管理者 兼 会計課長 中井 雄一郎

一 般 質 問

1 番 時 松 智 弘 議員 p 72～ p 89

1. U D e スポーツを通じ老若男女を問わず交流できる機会を作る考えはないか
 - (1) 県内各市町村でU D e スポーツの福祉や教育、生涯学習での導入事例が報道などでも盛んに取り上げられている。U D e スポーツに対する町の見解を伺う。
 - (2) U D e スポーツの導入に際し国も様々な財源措置を講じており、D X推進を含める本町でも導入は可能ではないか。福祉の分野のみならず広域連携も視野に入れながら地域全体で取り組む考えはないか。

2. 物流を担うトラックドライバーの為、ステーション等の休息拠点を整備する考えはないか。
 - (1) 2 0 2 4 年にはトラックドライバー労働環境改善のため改善基準告示など法令上の規制において、物流労働環境は大きな変化を迎える。t s m c、J A S M周辺には関連企業の進出も受けてトラック交通がさらに増大することは明白だが対策等、整理は進んでいるのか見解を伺う。
 - (2) 町内で広大な駐車場を持つ施設等では、荷待ち、車寄せ等の時間調整、または仮眠や食事、トイレ休憩等トラックドライバーが苦勞しながら車両を停止させ待機している例をよく目にする。トラックドライバーが適切な休息をとるための拠点整備の施策は。

3. 正しいインクルーシブ社会の考え方と公園整備の具体策について
 - (1) 昨年度一般質問をした「親水の要素を持った都市公園の整備」についての考え方を再度伺う。
 - (2) インクルーシブ社会の定義と公園整備の現況について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「都市公園法」と照らし合わせ齟齬はないか。
 - (3) 誰もが楽しく使用する公共施設を目指す施設改修、新設の財源について「企業版ふるさと納税」を充当する考えと思うが、その財源適用範囲について町長の見解を伺う。

3 番 田 代 元 気 議員 p 89～ p 96

1. 通学路及び、地域住民の生活道路の安全対策について
これまでも通学路や住民の生活道路についてさまざまな質問が出たが、財政面

の問題などで解決には至っていない。

そこで今回は費用を抑えた安全対策について町長の考えを伺う。

- (1) 通学路となる道路を通学、下校時間に合わせ規制する考えはないか。
- (2) 大型車の往来の激しい生活道路について大型車進入禁止などの規制をする考えはないか。

2. 公共施設のネーミングライツ導入について

熊本県及び、県内自治体のスポーツ施設をはじめ、多くの公共施設で導入されているネーミングライツを本町でも導入する考えはないか。

4 番 山 本 富二夫 議員 p 96～p 107

1. 立野ダムのメリット・デメリットについて

永年白川沿いに暮らす私自身が、穴あきダムである立野ダムのメリットを実感したのは、7月2日夕方から3日にかけての大雨のときである。ダムがなければ水位が堤防を越えて被害が発生したと思われる我が家対岸の白川右岸において、水量が最大の時でも堤防から約1メートル程度の余裕があり、そこから半日以上水量の変化はなかった。

また、デメリットとして、大雨当日の朝からダムを見に行った際に、立野ダム内に大量の流木が浮いていた。その流木が、水量が減ると共に内牧区内の白川に砂と一緒に流れてきて、畑堰下流に大量に堆積し、更には畑井手取り入れ口にも堆積したため、畑井手に水が流れなくなり、翌日の朝からユンボ2台で流木と砂の撤去作業に追われることとなった。

以上のことから、立野ダムのメリットを広く周知するとともに、今回判明した下デメリットである流木と砂に対しては、対応策をダム事務所と協議すべきでないか。町長の見解を問う。

2. 地下水を心配している町民に対し、水田基本事業をPRするべきでないか

平成13年、熊本市で地下水の低下が問題となり、翌14年に灌水農法研究会が発足し、本格的な地下水対策に乗り出した。

平成15年に大手企業や熊本市の協力を得て、おおきく土地改良区管内の農家による水田灌水事業が始まり約20年を迎えようとしている。しかし、非農家の町民はこの灌水事業のことを知らないのが現状である。

町長は、おおきく土地改良区理事長も兼務されているので、TSMC進出の影響などにより地下水の問題を心配している町民に対し、色々な媒体を使って水田灌水事業をPRし。安心感を訴えるべきだが町長の見解を問う。

3. 町職員の働き方改革（仕事内容の大幅な見直しと、残業時間短縮を）

国家公務員の蹴球3日制の話がある今日、町長自らの残業が多く感じられる。また、職員の残業時間は20時間から30時間以内に抑えるべきであり、終業時間を過ぎたら自宅へ帰り家族との時間をとり、翌日の仕事に備え準備する時間にすべきだが町長の見解を問う。

5 番 荒 木 俊 彦 議員 p 107～p 119

1. いのちの木の汚染がないように、地下水の安全性の確認とチェック体制

熊本市内の井戸（14か所）から指針値を超えるPFASが検出され、熊本県も熊本市内以外の市町村で検査する予定ですが、県予定の内容と大津町でも町内の地下水の検査が必要ではありませんか。

2. 公共交通空白地域にAI利用の乗合タクシーを、既存の乗合タクシーにもAI導入で利用者増加を。

地域公共交通会議の答申で「まちなかエリアにおける巡回バス」の実証実験が始まるとのことで、一步前進と評価している。一方、町中心部と周辺地域の狭間の人たちは乗合タクシーの精度もなく、巡回バスのバス停まで歩くのが困難な人たちが公共交通から取り残されている。既存の民間バスは利用しずらく、バス停まで遠い地域もある。

AIを利用したデマンド型タクシーの導入を検討するべきではないか。また既存の乗合タクシーの相乗り率を高めるためにも、AIの導入で待ち時間、乗車時間の短縮につながるものではないか。

3. 子育て支援は後れを取ってはならない。給食費の無償化を前進させるべきではないか。菊陽町にならってまず月千円の援助はそんなに難しいことでしょうか。

今現在、対策を取らないと予測以上に少子化は、進展してしまうといわれている。政府も給食費無償化を言い出したが、実現の目途はたっていない。お隣の菊陽町ではすでに一部援助が始まっている。大津町でも後れを取ってはならないと思う。

保育の副食費と小学生、中学生の完全無償化の対象人数と予算額はいくらか。また菊陽町にならって、1人千円/月の補助をした場合の予算額はどうか。

6 番 大 塚 益 雄 議員 p 125～p 132

1. 熊本空港周辺地域の騒音対策について

T SMC と関連企業進出に伴い不動産や建設関連の好調、また、コロナ感染の減少等々もあり観光客の増加、阿蘇くまもと空港も新たに完成しており、他県からのお客様、海外からの来客等が、日々増加傾向にあるようである。

今後については、さらに台湾、韓国、ベトナム便等の増便も計画される様であり、そういった中、空港周辺地域においては、特に飛行機の離陸/着陸時は騒音の影響で、一時的に、テレビの音も聞こえず、会話もできない状態であり、ガマンしている現状である。

上記の、現状を踏まえて、対策が必要と思うが、町長の所見を伺います。

- (1) 騒音に対する規制及び、騒音の現状と状況
- (2) 騒音に対する苦情はあるのか・・・また、近隣地域との協議会等実施されているのか
- (3) 今後については、便数も増加していく中、騒音箇所の見通しと騒音調査をすべきではないのか、特に空港周辺地域の測定
具体的には・・・下町/上町/中島/鳥子川/岩坂地区

2. 災害を起こしかねない水路の点検/整備を

一口で水路といっても、大津町には様々な形態をていしております。歴史的な産物でもあり、今も大津町の水田900ヘクタール以上を養っている上井手、そして下井手。これからの水路は、大雨の際は白川の取水口を閉じても、周辺地域の宅地化等により非常に危険な状態になり、昭和57年には浸水し、町内に水害をもたらしております。これらの幹線的な水路の整備は、こういった災害を通して復旧工事が行われると共に、大規模な改修・改善が行なわれてきました。

さて、私が今回質問いたしますのは室地区クローバー歯科医院の南側水路に象徴されるような水路のことですが、地域の方から相談があったものであり、内容は過去において側溝の上部にゴミがつまり水路の水が、道路周辺と住宅地内にあふれ出し、大変な思いをした所であり地域の皆さんが大雨のたびに一番心配されるところであります。現地をみますと土が堆積し、維持管理されている様子は、うかがえません。また町民の命と財産を脅かす箇所が、他にはありはしないか。町として、全地域を点検し整備する必要があると私は考えますが、町長の所見を伺います。

- (1) 本町が管理している水路の安全点検は、いつ実施しているのか
また、点検の調査結果と状況は
- (2) 水路の整備は、どの様に対処されているのか
今後の計画はあるのか

1. 通学路の安全対策について

全国的に通学途中での児童等の交通事故が相次いでおり、また J A S M の進出などにより交通量も増加していることから、さらなる通学路の安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みが必要ではないか

- (1) 登下校の子供を守る「通学路見守りカメラ」の設置を提案
- (2) 街路樹による歩道の盛り上がりや段差が生じている危険箇所の歩道補修が必要ではないか
- (3) 各学校に置いて、児童生徒に対して指導や校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、交通安全確保の取り組みを推進していく必要があるが、実施状況と交通安全プログラムにおける合同点検位置以外の危険箇所の把握と対応は

2. いじめ対策について

文部科学省の「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、61万5351件と過去最多を記録している。いじめを苦しめた自殺の重大事態も後を絶たない。いじめに対して学校はどう対処すべきか、未然に防ぐことができるのか。教員の経験則に頼るのではなく、科学的に裏付けされた成績確率の高い手法を取り入れるべきではないか、欧米で成功している「いじめ予防プログラム」の8割は傍聴者教育であり、日本でも複数の学校でいじめ予防授業（トリプチェンジプログラム）が始まっている。本町でも導入するべきではないか、教育長の見解を問う。

1. 人参選果場新築について

J A 菊池では人参の選果場の老朽化に伴い、新しく選果場の整備を兼用している。

この選果場は大津町と菊陽町の農家が共同で使用しているが、菊陽町では前回の議会においていち早く手厚く支援していくと答弁があり、大津菊陽の人参農家は安堵している所である。

しかし、現在の状況では国県の補助金を活用したとしても建設費の高騰等もありその負担は利用者である農家に重くのしかかる。

大津町も菊陽町と協力し、補助を検討するべきではないかと考えるが町長の考えを問う。

2. 農業者の収入保険について

農業を取り巻く状況は資材高騰等により依然として悪い状況にある。

そういった状況も踏まえ合志市では、保険加入の呼び水的な意味合いで6万円上限の保険加入掛金三分の一を補助する事業を行っている。

大津町でも数度にわたり農家に物価高騰対策として補助を行っているが、今後の状況を考えれば農家に対して合志市が行ったような保険への加入を促すような施策を行っていくことも必要ではないかと考えるが、町長の考えを問う。

9 番 三 宮 美 香 議員

p 145～ p 159

1. 産後ケア事業について

産後ケアは、出産後の母子が助産師などの専門家から心身の支援を受けられる事業である。これまで国の実施要項は対象を「心身の不調または育児不安等がある者」「特に支援が必要と認められる者」としていたが、今回、「産後ケアを必要とする者」と改定し、希望者全員が対象となることを明確にした。

大津町のホームページでは産後ケア事業が分かりにくく、目的とする情報を見つけにくい状況である。

大津町の産後ケア事業の現状や周知方法、他関連機関との連携はどうなっているのか。今後、大津町で増えるであろう外国人の産後ケアもどう考えているのか。

2. まちづくり懇談会の検証について

コロナ後しばらくぶりのまちづくり懇談会が開催され、広報おおづでも4ページにわたり報告記事が掲載された。7か所で開催されたことやその内容、地域のことを一緒に考えるという特典では評価されると思う。しかし今までも町民に周知する方法・集客方法で指摘を受けていたがその改善はなされておらず、「町民に町のことを伝えて広く意見を聞きたい」という趣旨には程遠く今回も参加者が少なかった印象である。

また、懇談会の進め方についてきちんと準備はされていたのか。今回出た意見やワークショップでのまとめに対して、町はどうしていくのか。

3. 町内の安全安心について

安心安全なまちづくりとして、街灯の設置や防犯カメラ設置など取り組みが進んでいる。不審者情報は以前より減った印象ではあるが、もっと「安心して暮らせる大津町」の実現へ向けては町としての予算の重点配分とタイムリーな施策の実現が望まれるところである。それら施策の実現に向けては警察署等との情報共

有による値域犯罪の未然防止へ向けた取り組みが不可欠と考えるが、そのような情報共有の取り組みなどなされているのか。

10番 佐藤真二議員 p165～p180

1. 業務見直しやDX推進による業務改善（BPR）の進捗について
 - (1) 昨年の業務量調査を受けての業務改善の進め方
 - (2) DX推進計画の実効性
 - (3) 職員定数の増は包括的取り組みの一部

2. こども基本法と、新たなこども計画の策定について
 - (1) こども基本法と今後の町のこども政策
 - ・こども条例と、こども政策課の必要性
 - (2) こども計画への反映

3. 内部統制制度（ガバナンス）の整備について
 - (1) 続発する不適切事務・訴訟事件等の組織的要因
 - (2) 内部統制による改善

11番 永田和彦議員 p180～p192

1. 東部清掃工場の解体について
 - 使われなくなった工場は町のイメージを損なう迷惑マークである
 - 現地は廃墟となり荒廃がすすんでいる
 - 解体費用約8億円の財源確保と期間の明確化
 - 町民の理解を得る必要がある
 - 解体終了後の利用計画
 - 周辺地域の可能性の創出

2. 国県のインフラ整備計画と町の発展について
 - 町の工業団地整備に多大な影響を与える
 - 高規格道路は県道325号線までの早期着工が必要である
 - 近郊市町との企業誘致合戦に勝算はあるのか
 - 県は新たに菊池市に工業団地を整備するが、なぜ大津町は単独か。
 - 振興総合計画に及ぼす影響とは
 - 1次産業の生産性向上は可能か
 - 町道整備との連携で宅地開発を加速させ人口を増加させる

議 事 日 程 (第 2 号) 令和 5 年 9 月 1 2 日 (火) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

なお、西川秀貢議員より遅参の届け及び豊瀬和久議員及び総務課吉良主幹より欠席の届出が
ておりますので、御報告します。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容は、議席及びタブレットに配付のとおりです。

今回の一般質問者は当初 1 1 名で、本日が 1 番から 5 番までの 5 名で行う予定でしたが、
2 番豊瀬和久議員から、欠席により取下げの申出がございました。よって、本日は 1 番、3 番、4
番、5 番の 4 名で行いたいと思います。明日、1 3 日が 6 番から 9 番まで、明後日、1 4 日が 1 0
番から 1 1 番までの順で行いたいと思います。

日程第 2 一般質問

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

時松智弘議員。

○3 番 (時松智弘議員) 皆さん、おはようございます。ただいま議長からお許しをいただきました
ので、3 番議員、時松智弘が登壇をいたします。

昨今、6 月から 9 月にかけてのニュースの中では、コンプライアンスを揺るがせにするような事
案が多数発生をしております。それは何かと言いますと、例えば、ビッグモーターという会社がで
すね、お預かりをしている他人の車に傷をつけて、それでですね、修理の代金を水増しにする。あ
るいは、自社の製品がよく見えるようにと言わんばかりに道路に除草剤をまいて、そういった迷惑
行為を行っているかと思えばですね。ジャニーズ事務所というところがありますが、そちらについ
ては、男性と男性による性被害と、そういった事案がニュースを騒がせています。これは企業の風
土そのものもあるところですが、それを経営する者のコンプライアンス、これが著しく低下をして
いることによって起きた事案であると思います。こうしたですね、リーダーというものが間違った
方向に進むということがですね、いかに危険なことかということが分かると思います。

本議会においては、町政に対して提案、あるいは町長に対してその町政の質問をするわけですが、町長が間違った方向に行くということを是正するという場でもあります。また、議会がですね、行政をしっかりと車輪の両輪の一軸としてですね、片方としてしっかりそれを支えていくというところが非常に重要であると思いますので、この一般質問もそういった意義、志のもとでやりたいと思います。

今回は、一般質問は3問を御用意いたしました。ユニバーサルデザインeスポーツを通じ老若男女問わず交流できる機会を作る考えはないか、物流を担うトラックドライバーのため、ステーション等休息拠点を整備する考えはないか、正しいインクルーシブ社会の考え方と公園の整備の具体策について、以上3問を用意しました。

資料をお願いします。

40代後半50代前半世代ですね、というのは、家庭用ビデオゲーム機、例えば、ファミリーコンピュータの行使世代です。私とそのファミリーコンピュータというのを手にしたのは小学2年生ぐらいの時ではなかったかと思いますが、その時にですね、子供たちの遊び方というのは一変をいたしました。公園とか広場に行ってですね、野球やサッカーに興じるということのほかのエッセンスとしてですね、どこかのおうちに集まってみんなでゲームをするということが一般的になるような世代であります。もちろん、若い頃にそうした電子的機器ですね、ビデオゲームを手にした後は、なかなかそこから離れません。今でもですね、私の家にはそういったビデオゲーム機があります。自分でも興じることがあります。こうしたですね、長い期間遊ばれているようなスポーツとは言わないですね、ビデオゲーム機ですからゲームですけれども、なかなかないのではないかと思います。しかし、そういった形には必ず批判がつきまといます。ゲームは1日1時間、これが望ましいというような風潮があったり、あるいは、香川の県議会では、ゲームに関する規制の条例というのがありますけれども、常にですね、テレビゲームの世界、ビデオゲームの世界はその多様性と批判を受け続けてきているわけであります。

地方議会において、こうしたゲームが課題として取り上げられることになったのは、私自身も非常に喜ばしく思えるわけであります。大津町議会のみならず、様々な場所で、議会ですら、こうしたゲームに関する提案が取り上げられております。

ここで用意しておるのはeスポーツであります。

eスポーツとは、コンピュータゲーム、ビデオゲームをスポーツ競技として捉える際の名称、エレクトロニックスポーツと略称されております。近年、このeスポーツが注目を集めていることは、もう報道などでも盛んに取り上げられていることでありますから、周知のことと思います。

I O C国際オリンピック委員会、eスポーツの公式大会を開催することをもう既に発表しております。オリンピックバーチャルシリーズと銘打ちまして2021年からやっておりますが、野球、サイクリング、ボート、セーリング、モータースポーツ、これを競い合い、要はそういったスポーツに全く何ていうんですかね、能力がない人でも参加ができるんですね。例えば、サッカーであれば、ハットトリックを連発するようなエースストライカーになることも、野球であれば大谷やある

いはイチローのように、投げては、打っては活躍する選手にゲームの世界ではなることができます。そうした新しいユニークな発想の下に、スポーツへの参加を促し、特に若者を焦点にオリンピックの価値観促進を努めているということでもあります。

そんな中ですね、資料の中にお示ししておりますが、コンピュータゲームを用いるeスポーツは、マインドスポーツと同様に、腕や指先などを使う競技種目が大半を占めます。身体障がい者など体が不自由な方でも参加することができます。

また、この写真の中にあるように、年齢を問わずプレイができます。リハビリなどを通して福祉や医療などでの利用が期待をされています。

また、認知症予防、特にですね、認知症というのは何が大事かと言いますと、運動することだけでもないんですね。ちゃんと脳みそを働かさないといけない。それとフィジカルとメンタルの双方でケアが必要になります。そのフィジカルとメンタルのバランスが崩れる状態、これをフレールと言います。そのフレールを予防するためにも通いの場を設定すること。これもですね、通いの場を設定すると認知症の抑制効果になるというのは、広報おおづでも特集をされており、体力に自信がない方であってもeスポーツによるレクリエーションは重要であります。

熊本eスポーツ協会では、福祉や障がい者の生きがいをづくり、青少年育成、老若男女楽しめるといった広域的なeスポーツの振興、ゲーム依存などの健康問題もしっかりと取り上げる啓発活動をしています。特に高齢者へのeスポーツの提供、先ほど言いました、認知機能の維持・向上、認知症の予防ですね。そして、パズルゲームや音楽ゲームなどの体験、対戦が行われることにより、遠隔地の方と交流ができるというメリットがあります。そして、それがデジタルリバイドにつながるのではないかと考えます。

資料の2を御覧ください。

資料の2は、そうしたデジタルリバイドの状況をまとめた2021年の内閣府調査を示しています。40代を境とし、インターフェイス機器に対し抵抗がない世代と使用に苦慮する世代があります。この図でいきますと60歳から69歳までの方、約半数の方がですね、スマートフォンをなかなか利用できないという現状があります。方や、先ほど述べたビデオゲームに通用している人たち、40歳から49歳ぐらいの方ですね、スマートフォンの使用率は90.2%まで上がっております。今後はいかにデジタル社会が有用なものであるかを町が示すとともに、まさに生活をされている地域の中での活用を相まって、トップダウン及びボトムアップ双方のDX推進が必要と考えます。行政のスリム化、あるいは、高効率化にも寄与することと思います。

資料の3で示しているのが、まさにその点になります。大津町DX推進計画のビジョンにあるデジタルを身近に感じる、デジタルで地域を元気に、双方に福音をもたらす具体的な取組は何かあるのか。既に事業パッケージが明確で。県下各自治体でもボトムアップという形で導入の動きが活発になっているeスポーツですが、その方向性に変化が訪れています。

eスポーツは、これまでは、例えば、固有名詞を出してすみませんが、テトリスとか、そういった既に販売されているゲームを使っていることが多かったと思います。そうなるそうですね、実は、

これには著作権が絡みまして、ある一か所のところに常設することができないんですね。例えば、室の公民館別館にそういったものを設置しようとしても、1回1回それを引き上げなければいけない。常設するとゲームセンターになってしまうんですね。風営法の中では、そうならないように、操作方法が難しく、既存のゲーム機やソフトの著作権とは全くの関係のないイベントに自由使用ができるユニバーサルデザインeスポーツというのがあります。これはオリジナルソフトを開発し、簡単なボタン操作で、誰でもがプレイをでき、老若男女、先ほど申し上げました、障がいの有無も問わず参加できる新しいスポーツの形、新しいeスポーツの形として提案をされています。

現在、山鹿市、合志市が熊本県スクラムチャレンジ事業としてこれを導入しています。

以前の点を踏まえ、町内、各市町村でユニバーサルデザインeスポーツの福祉や教育、生涯学習での導入事例が報道でも盛んに取り上げている中、ユニバーサルデザインeスポーツに対する町の見解を伺います。

ユニバーサルデザインeスポーツ導入に際し、国も様々な財源措置を講じており、DX推進を進める本町でも導入が可能なのではないか。福祉の分野のみならず、広域連携も視野に入れながら地域全体で取り組む考えがないかお尋ねをいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 皆様、おはようございます。それでは、時松議員のUDeスポーツについての質問にお答えをいたします。

先ほど議員からありましたとおり、近年、ビデオゲームをプレイする技術を競う「eスポーツ」が注目を浴びておりますが、若者に人気がある一方で、コントローラーの操作が難しく、また映像が複雑であるなどの理由で、特に高齢者や障がい者の方にとっては、競い合って楽しむという状況ができていなかったことなどから、年齢や障がいの有無にかかわらず、いつでも誰でも楽しめる「ユニバーサルデザイン・エレクトロニック・スポーツ」略して「UDeスポーツ」が提案をされております。

高齢者については、地域活動の促進を促し、併せて記憶力向上など認知症予防や、フレイル予防などの介護予防につなげていくこと。また、障がい者については、外部とのかかわりなどの社会参画を促し、就労支援の促進にもつなげていくといった効果が期待されているところです。

対象者を限定することなく、高齢者や障がい者が子供や健常者と交流する機会を創出することでコミュニケーションが増えることが期待できますし、UDeスポーツを通して「生きがい」や「やりがい」を見つけ、地域活動の促進や健康寿命の延伸など、社会にとっても有意義なものになるのではないかと考えております。また、議員御提案のDX推進を進める際のデジタルデバインド対策にもつながることも考えております。

現在町としてもニュースポーツであるモルックの大会開催、誘致などの普及推進も行っておりますが、UDeスポーツに限らず、新たな施策や広報などによって、いかにより幅広い層に健康づくりや生涯学習、あるいは異年齢交流を広げていくかは、今後のまちづくりを考えるうえでも大切なテーマだと考えております。

そこで、具体的にどのような方法によってUD eスポーツを導入できるのか、また、その普及をどうしていくのか、実際に大会も含め、交流の場をどうつくるのか、同様の目的を達成するにあたっての施策としての比較優位性はいかほどかなど、まずは、先行して取り組んでいる自治体の導入事例について、その事業内容や仕組みづくりと普及方法、そして効果や課題等についての調査研究を進めていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をいたします。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。時松議員のUD eスポーツ導入についての御質問にお答えいたします。

UD eスポーツは、先ほど町長からもありましたように、年齢や障がいに関係なく誰でも楽しめるものです。地域のイベント等での活用を通じて異なる年齢層の人が交流し、相互理解を深める機会を提供することができると思われまます。

また、活用の工夫次第では、地域の方々が年齢を問わず共通の興味を持ち、共に活動することで交流の場が形成され仲間意識が芽生えるなど、地域のコミュニティ力を高めることも期待できます。

これは青少年の健全育成、高齢者や障がいのある方への生きがいや、やりがいづくりなどを通して、明るく住みよい地域づくりを目指す生涯学習の観点からも大切なことでもあります。

教育委員会としまして、今後、UD eスポーツにつきましては、まず、町が進めるDX推進との連携を図りながら、それを踏まえて今後どういう方針で取り組めるのか、生涯学習として大切な持続可能な活動としていくことが可能かどうかなど、その仕組みづくりや課題等について、関係部局ともしっかりと協議・連携していきたいと考えます。

なお現在、生涯学習課においても誰でも簡単に気軽に楽しめるニュースポーツの普及活動を行っておりますので、担当部長から報告させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。私からは、UD eスポーツに取り組んでいる県内の自治体の状況と活用されている補助事業やDX推進との関係などについて説明をさせていただきます。

まず、近隣自治体等での事例でございますが、合志市と山鹿市は「UD eスポーツ推進協議会」などと連携して、令和4年度から熊本県広域連携プロジェクト（スクラムチャレンジ）推進補助金を活用し、一般社団法人UD eスポーツ協会や実際にゲームを開発した民間事業者等と一緒にUD eスポーツの普及に取り組まれております。具体的には、福祉・介護分野において認知症予防のための高齢者サービスや障がい者施設等での体験交流会や大会などを実施されているようです。このほか、菊陽町と芦北町では、今年度からそれぞれ熊本県の「地域づくり夢チャレンジ推進補助金」を活用して実施されると伺っております。

また「eスポーツ」ではありますが、美里町では令和4年からデジタル田園都市国家構想推進交付金やふるさと納税を活用して事業を実施されており、介護予防を軸にした高齢者の健康対策や、

高齢者と若年層の世代間交流などを進めることで複合的な地域課題の解決を目指す取組をされております。

次に、DX推進との関係でございます、今回のUD e スポーツは、モニターやコントローラーなどのデジタル機器を使いますので、デジタルへの不安感や抵抗感が和らいだり、取り除かれたりする効果もあると考えます。それは、DX推進を進める際のデジタルデバインド対策にもつながるかと思われま。町としまして、明確なビジョン、推進するための組織、そして人材の確保・育成を行うためにも、何をコンセプトとして取り組むことが最適なのか、住民の活用意欲はあるのか、世代間交流につながるのかなどを研究しながら、デモンストレーション等で住民の意見を聴き、さらに広域的に進めるために先進的に取り組んでいる自治体の状況を確認するなど、まずは具体的な事例について調査・研究したいと考えております。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。私からは、生涯学習課における取組状況を御説明させていただきます。

現在、生涯学習活動においては、町内自治会ごとの親睦会や校区スポーツ振興会主催事業をはじめ、各小学校での学級レクレーション、学童保育や子供と地域をつなぐ地域学校協働活動、また、公民館が主催する講座や高齢者学級など、子供から大人まで、老若男女、誰でも気軽に参加でき、親しみやすいものとしてニュースポーツの推進を実践をしています。

最近では、世界大会まで盛大に行われている人気のスポーツとして、複数の木製のピンをめがけて、木の棒を投げて獲得した点数を競うモルックというフィンランドの伝統的なゲームが盛んでございます。

大津町においても、令和3年にモルックの日本大会が開催され、町民の皆さんへ体験会を開催するなど周知・啓発されたことなども大きく影響しているようです。

他にもシャフルボードや五目お手玉や輪投げなどがございます。

屋内外でも簡単にできるため、地域や学校などの様々な場面で出張による出前講座のリクエストが増えており、町のスポーツ推進委員を通じて、各イベントに参加し紹介活動している状況です。

今回、議員から御提案のUD e スポーツは、このようなニュースポーツの参加者について、さらに裾野を広げるものであると考えます。また、各種イベントにおいても子供からお年寄りまで一緒にできることから交流の機会を創出する一つのメニューとしても考えることができると思います。

今回、介護・福祉・生涯スポーツの面からの御説明ではありますが、町が将来的に取り組むDX推進とも連携しながら、今後どういう方針で取り組むことが最適か、モルックなどのニュースポーツと同様に利用する人が親しみやすい持続可能なものか、費用の問題、遊びの難易度などいろいろな課題について、活動の中核となる住民の皆さん意見を聞きながら、健康福祉部が行うデモンストレーション等で一緒に調査・研究していきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質問をいたします。

まず、先行事例の研究ということで町長がおっしゃられました。先行事例、大分たまっております。熊本県では熊本市が積極的な取組もさることながら、全国的にですね、あるいは熊本県下11の市町村ですかね、今取組をされているところ。隣町、菊陽町においても、このユニバーサルデザインスポーツをしっかりとやっていこうというところの動きができておりますので、このですね、菊陽町との連携もしっかり視野に入れていただきたいなというふうに思うわけでありませう。

また、教育長のほうから持続可能になっていうところが出てまいりました。私が初めてビデオゲーム機を触ったのが小学校2年生です。今厳然と、今この場においても48歳になった私がまだ興じているというこは、これ以上持続可能なことが何かあるんであるんですかというところもあるんですけれども、そうは言いながらですね、優れたパッケージというものをしっかりと用意をしなければ続きません。ゲームというのはですね、飽きっぽいという側面も絶対あります。ですから、そういった興味を失わされるようなそういった取組であってはいかんのかなというふうな気もいたします。

再質問の内容は、今健康福祉部長のほうと教育部長のほうからありましたが、デモンストレーションですね。実は、もう各自治体のほうでユニバーサルデザインスポーツって何ですかというところのその売り込みがもう終わっていて、もういよいよですね、財源はこういうのを使ったほうがいいですよ。ゲームの単価はこれぐらいになりました。ゲームの開発費用はこれぐらいになっておりますという、もうパッケージが事業者でできているんですね。でなければですね、具体的にお試しですね、これは事業者の方からもお試し提供、研究提供というのできる形がありますので、例えば、今年度中に何か取組ができるようなことがあればお尋ねしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 時松議員の再質問にお答えさせていただきます。

デモンストレーションについてということでございますけれども、これにつきましてはですね、先行してやっていらっしゃる自治体等の事例も先ほど申し上げましたようにございますので、その辺のヒアリングあたりをしながらですね、開発された業者さん、あるいは取り扱われている協会さんや業者さんがいらっしゃいますので、その辺も含めて今後検討させていただきたいと思っております。

それからですね、直近では10月15日に福祉祭りが予定されております。その中でNPO法人さんのほうですね、このUDeスポーツを使った体験コーナーとございますか、そういう形での今現在そこも企画されているというふうに伺っておりますので、そこで高齢者施設、あるいは障がい者施設の方もたくさんお見えになりますので、そういうことで住民の方も含めてですね、その反応あたりも我々のほうで確認していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） はい、今御回答がありましたとおりですね、もうパッケージがあるというの気がついている町内の方がいらっしゃって、その取組をちょっとやろうとしているというところでございます。町がやることはですね、ここから周知なんですね。せっかくそういったものが用意さ

れている。みんなが体験できる。これが役に立つものか、それともそうでないものなのかというのをジャッジする場がもうここにできておりますので、積極的にですね、町のほうからもですね、情報発信をしていただいて、ユニバーサルデザインeスポーツは良いものなのか、悪いものなのか。あるいは、財政的にそれを使えるのかどうなのかというところも含めてですね、検討していただきたいなと思います。

2問目に移ります。

資料をお願いします。

T S M C、J A S Mの本格稼働が現前に迫っております。渋滞対策の抜本的な解消策の模索として、菊陽町は県と連携し、町内の交通量調査を実施したのち、主要企業に対して時差出勤の要請というのがありました。原水駅から通勤バスの整備を行っております。最近の報道では、光の森からも通勤のためのバスが走るそうです。一定の渋滞抑制のための研究が続いております。

J R 豊肥本線の駅から第二原水工業団地や町内主要団地、また、現在計画の中の新工業団地までの交通確保のため、本町もこうしたJ Rからのシャトルバスの運行が必要になってくると思います。今、県も、あるいは国もですね、そういった輸送力強化というのを一生懸命やっております。渋滞対策と相まってですね。パーク&ライドじゃなくてですね、ちゃんと駅のほうにはですね、そういったバスが着けるところをつくっていただきたいというふうに思います。

昨今は、大津駅北口にはマイクロバスがひっきりなしにやってくるようになりました。これは、従業員の輸送のためにその車がつけてあるわけですがけれども、駅の一般利用者等が、例えば自転車で往来される方とかが迷惑とまではいかないですけど、大変配慮をしなければいけない状況が続いております。

今般は、交通渋滞のみが焦点がいきがちです。T S M Cが本格活動、稼働をすれば24時間体制の半導体拠点となるというのは分かっている話でありまして、生産と物流が不夜城のように継続されることが考えられます。生産拠点が24時間稼働するとあれば、そのサプライチェーンを形成する関連企業の活動、それを支える輸送体制も今とは比較にならないほど増加するのは、誰の目に明らかです。

また、最近の報道ではですね、そのT S M Cの周辺に第二工場を造るという計画になっている。ということは、今まで第一工場を造る時に、建設という行為が行われていて、その建設の作業者とかが工場完成とともにいなくなるかと思いきや、まだ第二工場の建設のために留まるとなればですね、この交通量もしっかりと考慮しなければいけません。これまで以上に物流を担う大型トラックが往来を増加させることが十分見込まれるのであれば、これに関連し、配慮が必要なのは、トラック業界の2024年問題であります。

資料1に示しております。

公益社団法人全日本トラック協会によれば、トラックドライバーは改善基準告示などの法令上の規制を受けて、連続運転時間というのが細かく決められることになりました。端的に言いますと、4時間運転したら30分休憩が必要。1日は9時間以内、休憩時間はですね、2日設ける場合には、

継続8時間以上休息しなければならないというルールがあります。休息はどこで取ってもいいんですね。路上でというか、その駐車用地があるところでしっかり取ることができますので、例えばですね、長距離のドライバーの方は途中で仮眠を取るという形になっております。これらの法令を遵守するためには、高速道路や一般道において、休憩・休息をする施設が必要となります。荷主のニーズなどにより、休憩の休息の場所は工場の近くに限定をされたり、あるいは、広い駐車スペースを持つ高速道路サービスエリア、パーキングエリアに限定がされていますが、明らかに不足をしているということがトラック協会の指摘であっております。

なぜ、このような働き方になっているんでしょうかということなんです。今、この資料で示している下側に大阪の某氏の工業地帯がありますが、このトラックが縦列駐車をしてありますが、これ駐車用地じゃないんですね。右側に駐車禁止と書いてあります。書いてありますが、そこにいきゃ困るんですね。要するに、荷主のニーズであと5分以内にこの工場にトラックを付けてくれといたら待たなきゃいかんやないと。下手すればですね、トイレにも行けないという状況が続いておりますと、まあこういう言い方はちょっと適切じゃないですが、男性であればどうにかできますけど、女性でじゃあトイレいけないというのは結構苦しいものがあるんじゃないですかね。トラックドライバーの中の男女比はですね、女性ドライバーは約3%、男性97%という社会になっております。女性の社会進出を妨げる一つの要因として、大型免許や牽引免許を持つ女性が大変少ないです。

トラックに路上駐車を強いてしまう荷主の責任というのがあります。先ほど言いました。トラックは予定どおり来るんです。車が。車は来るんだけど、積み込み、積み出しのための時間ですね、これを工場側が指定をします。要するに、あと30分後にやってこいよとかいうことが起きますので、混雑緩和という観点から、工場の近くには止めなさんよとおっばらわれてしまいます。スポーツの森ですね、肥後大津のですね。スポーツの森の駐車場には車止めが設置されていますが、昔はカラーコーンが山のように乱立をしておりました。それはなぜか。あそこにトラックが来ないように、寄せ付けないよう整備をしたんですね。それは正しいことです。生涯学習の施設ですから利用者優先です。トラックドライバーのためではないです。しかし、現前とそのトラックドライバーはどちらで今休憩をしているのかという問題が出てくるくわけなんです。

多業種においてもですよ、皆さんの仕事の中においてもアポイントメントの時間にちょうど向かうのは当たり前のことなんです。当たり前のことなんですけど、荷主の都合でそこに例えば30分待ちなさい、1時間待ちなさいと言われてたら、道路交通違反を犯してでもトラックは止めなければいけない。荷主次第で違法駐車をしなければいけないという状況がこの1個目の図のところに出ているわけなんです。カーテンの中閉め切ってますね、もうふて寝をしてしまうしかない、もうこの大阪市の事例で言うそうですね、1万8千円の駐車違反の切符を切られてでも、そこにいないと仕事にならないということが分かっているそうです。

道路管理の目的って何のためにあるんでしょう。下のほうにあるんですけども、地域住民の日常生活の安全のため、もしくは、利便性の向上、または快適な生活環境を創造するため、確保するた

めにやっているんですね。そうなったら、先ほどのトラックのですね、縦列駐車というのは、じゃあ地域の環境の安全確保できますかってなると、んってなるわけです。

このような働き方になっているというところの現状を踏まえていただいて、資料は3枚目にいきます。

トラックドライバーのためにそうした休息ができる環境を整えたらどのような効果が表れるでしょうか。物流を担うドライバーは、我が町の場合、遠方から来る事業者です。はっきり言えば、うちの町の住民ではないでしょう。ないけど、それいえ、ドライバーの声というのは、生産地の行政には伝わりにくく、まさに工業地帯として周辺を整備する大津町のうえでは、置き去りにされている課題と言えるかもしれません。別に町内にもトラックの事業さんいらっしゃるんですね。その方が大阪や岡山や広島や主要な工業地帯に出ていかれた時にですね、同じような経験をするとお思います。であればですね、その意見をしっかり吸い上げて、この町が一大発展をするための工業地帯になるためには、そのトラックドライバーや周辺交通をどう整備したらいいかというのが非常に大きな課題であるとお思います。

それゆえ、意見がなかなか通じらないところですが、私はですね、大型免許や牽引免許を有する資格者であり、当事者の1人としてこの問題を取り上げたいとお思います。

以上の観点から2024年にはトラックドライバー労働環境改善のために様々な法が規制をされますが、物流労働環境の大きな変化を受け、TSMC、JASM周辺、関連企業の進出も受けて、トラック交通がさらに増加することは明白です。対策等整備は進んでいるか見解を伺います。

町内で広大な駐車場を持つ施設では、荷待ち、車寄せの時間調整、また仮眠や食事、トイレ休憩とコンビニとかですね、トラックドライバーが苦労しながら車両を停止させ、待機している例をよく見ます。トラックドライバーが適切な休息を取るための拠点整備の施策等がありますか。

以上、2点お尋ねをいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 時松議員の2つ目の質問、物流を担うトラックドライバーのための休息・休憩拠点整備についてお答えいたします。

本町において、菊陽町へのTSMCの進出により、以前に増して物流企業をはじめとした企業の進出・問合せが相次いでおります。特に物流企業におきましては、新規に1社の企業進出や3社の既存企業による増設が行われており、これまでの農水産物や食料工業品といった消費関連貨物以外にも、新たに半導体産業ガス関連の危険物輸送を取り扱うなど、多種目に展開する輸送業者が増加をしております。

一方で、トラックドライバーの労働時間等の改善を図るため、先ほど議員からありましたように、国による改善基準告示の施行が、いよいよ2024年4月から始まります。トラックドライバーの時間外労働上限規制や拘束時間、連続運転時間が制限されることで、労働条件の改善が図られていく反面、輸送力不足の懸念など、いわゆる2024年問題として社会的な課題となっていることも認識をしております。

生活に欠かせない物流の輸送力が不足することになれば、企業の生産活動などに影響するほか、我々、一般消費者の生活サービスにも影響が出ることになり、社会全体に影響を及ぼしていくことにもつながります。

国においても、荷主、事業者、一般消費者が一体となって物流を支える環境整備について、関係行政機関が密接な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うために令和5年3月31日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」設置し、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容へ向けた抜本的・総合的な対策として、令和5年6月2日に物流革新に向けた政策パッケージを決定しております。

町としては、これまでも町内の物流企業と意見交換をしながら、課題の把握や共有に努めてきたところですが、荷主側・消費者側の意識改革や法的諸問題への対応も必要であり、国や企業とも一体となった取組が不可欠だと感じております。

今後も、この菊池南部地域では、物流企業も増えていくことが予想されますので、町としても課題改善に向けては、荷主となる企業や消費者等への啓発を進めながら、社会全体で物流業界を支えていく仕組みを考えていく必要があります。

そうした中で、物流を担うトラックドライバーのための休憩・休息拠点整備についてですが、事故防止の観点からもドライバーが安心して休憩できる場所はなくてはならないスペースと考えております。

現状では、道の駅やコンビニ等の広いスペースで休憩をされている状況ですが、大型トラックが増加している本町でも、その休憩スペースも限られております。

そのため、今後の荷待ち等の時間調整や休憩拠点整備の必要は十分認識をしております。一方で、施設整備にはまとまった土地の確保が必要となり、また、施設整備を行った場合には、拠点近郊に多くの大型車両の往来を発生させるとともに出入庫や入庫待ちなどによって出入口周辺に渋滞を引き起こす可能性もあり、その対策については企業の皆様や国や県などの関係機関とも十分に協議を行うことが必要と考えております。

特に、現在、整備予定の中九州横断道路は、熊本のみならず、九州、さらには日本全体にアクセスがつながる、まさに物流をはじめとする重要な経済発展のための「道」として整備される予定です。

そのため、大型トラックなどの利用も多く見込まれることから、施設整備については、中九州横断道路をはじめ、国・県道整備の際は周辺自治体とも連携を取りながら、早期の道路整備と併せ、拠点整備に関する要望活動も今後継続的に強く行っていきます。

詳細につきましては、担当部長より御説明いたします。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） おはようございます。時松議員の御質問について御説明いたします。

物流業界における2024年問題は、労働者への労働環境整備が図られる一方で、何も対策が講じなければ輸送力が34%不足する可能性があると言われております。

そのため、各物流企業においては、この2024年問題の解決に向け、物流の効率化に向けた対策を独自に講じている企業なども出ております。

例えば、町内の企業では、物流企業と荷受企業が協力することが重要ということで、納品の頻度や納品のロットの見直しを行い、ドライバーの一人当たりの生産性を向上させたり、付帯業務の効率化として、バラ積バラ卸で輸送している場合は、パレット化することで大幅な時間を短縮しております。別の企業では、短時間で多くの物量を輸送することができるダブル連結トラックを導入し、輸送量の増加や人材不足解消等に取り組んでいる企業もございます。

このような対策を講じながら、物流革新に向けた取組が全国で始まっていますが、本町でも複数の物流企業が立地しておりますので、町としても、企業とも連携を図りながら、課題に対するニーズ把握を行い、企業と連携して対策を考えてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質問をいたします。

ここです、そのトラックの人たちの道路交通状況とかを明確にしたところ、都市整備部長のほうに今後は答弁いただかなければいけないと思いますが、何しろはですね、道路をしっかり作りますと言った時に、我々の力だけではできません。国やその他の自治体のほうと協働をしていかなければいけないというのは分かりました。国に対してしっかりと陳情を出していくというムーブメントの中には、恐らくですね、町自身が整備をする、道路の状況、それぞれの付帯施設ですね。そういったものをどういうふうに整備をしていくかという方向性、今、本田の北側のところにですね、大きな道路を通そうとされています。そこにトラックが流れてほしいんですね、皆さんですね。トラックが流れていけばですね、資料をもう1回お願いします。トラックを流し打て行けば、生活拠点、生活支援のための道路と工業用品が流れていく道路っていうのが明確に分かれるわけなんです。一番下のところに、私あるんですが、トラックが通ることによって、要するに、批判とか、あるいはその何ていうんですか、苦情というのが結構あるんですね。このトラックが騒音出しているというのも、静かに走るトラックありませんので、すみませんねと思うんですが、しかし、それはですね、ニンビーのように捉えていただいてですね、あっち行けあっち行けてやったらいけないわけなんです。国に対する要望を明確にさせていただきたいのは、中九州横断道路内にそういったサービスエリア、パーキングエリアをしっかりとつくっていただく要望を国にだしてほしいということなんです。

例えばの話なんです、こういった質問、施設が設けられませんので、じゃあ道の駅がそれを補完します。道の駅、トラック止めるところ2軒ないんですよ。9台か8台しか止められてない。先ほど産業振興部長のほうからありましたが、輸送力増強のために、じゃあダブルトレーラー走らせるという国が考えておりますけども、牽引免許を持っている人、また稀有なんです。そうすると、根本的に輸送がひっ詰まってしまった場合は、また同じように周辺地区に並ぶということがあります。

先ほどの質問の中で答弁をまだいただいておりますけれども、都市整備部長のほうからですね、その辺の道路をどういうふうに整備がなされるのかということを再度質問いたします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） こんにちは。時松議員の再質問のほうにお答えしたいと思います。

大津町におきましてはですね、大型車両のトラックドライバーが適切な休憩を取れる場所は、現在、道の駅おおづがありますけど、この場所は先ほど言われましたように、約8台ぐらいが駐車が可能だったというふうに覚えております。

今後、予想されますJ A S M関連企業の増加に見合った数では全然ありません。そのため、荷待ち等の時間調整や幹線道路沿いにトラックドライバー向けの休憩拠点整備が必要になってくるというのは思います。

ただ、町道につきましては、基本的には生活道路というのもありますし、あと、熊本県、特にですね、国・県管理の幹線道路、高速道路や一般国道、都道府県道路等は幹線道路も構成していることもありますので、その辺で強く要望していかねばならないというふうには思っているところでございます。

それで、中九州横断朗や国道57号及び325号、国道445号の沿線沿いにですね、休憩拠点施設整備ができないかということは、今後、期成会を通じてですね、近隣市町村も巻き込みながら国や県に相談、要望していきたいというふうに考えているところでございます。

今ですね、国土交通省のほうにも確認をしたんですけど、やはり東九州道に対してもそういう要望が出ているそうです。それでですね、中九州横断道路につきましてもですね、意見として取り上げていきたいというふうに回答がっておりますので、その旨をお伝えしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 今言いましたとおりですね、もう本当に全国的にも九州全体でそういう取組が始まっているというような答弁がありまして、これがですね、実情なんですね。本当にある話なんですね。本当にある話を小さな自治体でやってもそれを酌み上げてですね、自分たちのところではできないかということを探索をしながら、国へのパイプというものを大切なものをお持ちであれば、具体的なですね、具体的な整備用法というのをまとめ上げていただいて、ぜひ有意義な高規格道路、国道・県道、引いては町道の整備をやっていただきたいなというふうに思うわけでありまして。

3問目に移ります。

資料をお願いします。

正しいインクルーシブ社会の考え方と公園整備の具体策について。

インクルーシブってなんですか。全てを包括する、包み込むことですかとありますね。包括的配慮などということを行います。これは国連のですね、定めるところ、障がい者の権利に関する条約って、これを批准をしておりますね、日本はですね。そして、全ての障がい者がほかの障がい者同等

の選択をして、地域社会に享受をする。平等な権利を認める。これは国連の考え方です。

ところが日本国憲法ってよくできているんですね。日本国憲法って、基本的人権の尊重から始まるんですね。障がい者っていうのは1人ですね、個人の話です。我々の1人の個人、女性であっても、子供であっても1人の個人であります。すると、我が国が批准の礎になった障がい者基本法という中では、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人であるという位置づけになっております。これがですね、公共の福祉というものです。いかにですね、包括的配慮を求めますと、インクルーシブ社会を構築しなさいと国連言っているおるところで、日本はもともとそういう国です。SDGsもそうです。もともと日本はそういう環境に配慮する国なんですね。多々間違いはありますよ、間違いはあります。ただそれを是正するにあたっての基本的な根拠は憲法に全てが載っているということです。

また、それぞれの法整備の中でありますが、全ての公共施設の整備っていうものには公共の福祉の維持・増進というのが出てきます。公共の福祉とは何たるかというのは、昨年度の私の公園の質問の中に出てきておりますけれども、そこをしっかりと踏まえていただきたい。

インクルーシブ社会では、自分の属性によって周りから排除されることはない。どのような人でも社会の構成員として支え合いながら、共に生き生きと暮らせる社会であります。

先に触れたユニバーサルデザインスポーツもその正鵠をいっているものですね。要するに、障がいがあるだろうが、御老人だろうが、小さな子供であろうが、ユニバーサルデザインスポーツは公共の福祉の維持増進になります。

しかし、左に示しております、この資料でですね、表題はちょっと刺激的ですが、付け焼刃整備の公園の話をしませう。

国土交通省が指名する都市公園の移動と円滑化整備ガイドライン、この中に載っている左側、車椅子が移動するにはこれだけの半径ですね、円を、直径か、直径の円をしっかりと作ってくださいよと。あるいは、松葉杖をついた人はこのぐらいの幅が必要なんですと。車椅子で登れる坂の角度ってこれぐらいなんですよというのが決まっておりますが、これ右側にあるうちの町の公園ですね、はい。これがですね、要するにこの柵が設けてありますので、上の段ですが、90度90度ターンをしながら車椅子が上がっていくデザインになったときに、この右側にメジャーがちょっと明確に出ていませんが、この幅150センチでした。要するに、配慮が足りないんですね。あるいはですね、この公園の柵は埋め戻しがしてあります。最初に設けてあった柵の穴があるんですね。この柵の穴のところ測ったら90センチしかないんですね。恐らく町の方はこれじゃいかんと思って改修をされて左に寄せたんだと思いますが、それでもですね、下ですね、これ勾配定規といいますけれども、土木の方が使うんですが、これで勾配定規で指示している角度はこの公園の場合は6度です。6度というのはですね、勾配でいったらもう10%を超えるわけですね。10%を超える坂を狭いところをかいくぐっていかなければいけない公園の入り口がどこがユニバーサルデザインなんだろうという話なんですけど、何でこんなのがつくったのってなったときに、これはですね、実は地区の人たちの要望によってこの坂がついたというのは分かっております。何でこんなことをした

んでしょうか。改修の目的は、これ本当に言ったんでちょっとびっくりするんですけども、自転車に乗った子供が寄りつかないようにするという、そういう改修要望だったそうです。町はそのように整備をなさいと言いましたからやむやくやられたと思いますけど、この奇想天外、非常識極まりない、わけの分からん整備要望のおかげで、この公園は地域の子供も車椅子の障がい者もベビーカーの親子連れもいません。犬の糞だけがある公園です。こんなことでいいのかという話なんですけど、利用者の排除という考え方そのものも自体が公共の福祉には存在しないんですね。そういうような整備要望が出てきたとしても、町はしっかりとですね、私たちの整備の指針というものを示して、そんなことはできませんと断るべきなんですね。

名古屋市で名古屋城が昔の建築の基準というか、そのまだ戦国時代のその様相をそのまま残したまま再整備をしますということで、名古屋市長がですね、その整備の住民のパブリックコメントを取ったわけですけど、その時に車椅子の方が言われました。「このデザインでは私は名古屋城の上に登れない」と。したら、そこに参加していた住民が「贅沢なことを言うな」というて反論をしたんですね。このやりとりはユーチューブで見れます。とても人間らしいというか、その公共の福祉の維持増進のためにやっていると思えないんですけども、その時の名古屋市長の見解もひどかったですね。名古屋市長は、「大変白熱した議論で」と言って、なぜそのことが起きたのがいけないのか、いいのかをきちんと説明しなかったんですね、歴史的建造物っていっぱいありますね。例えば、鳥取砂丘にエスカレーター付けたらどう思いますかね、皆さん。鳥取砂丘の上に登れることが優先じゃないんですよ。やはり維持増進をするための公共施設、あるがままに保存しておきたい公共施設はそういう整備を除くという法基準になっておりますので、今回の名古屋城はそういう整備はいたしませんと市長が言えば、それで収まった話なんですよ。そういうことをしっかりと行政側が言う。お金が使われていますから、そういうふうにならないようにちゃんと整備をしなければならないということです。

都市公園のインクルーシブ化を、これを優先していただきたいと思います。都市公園の整備の目的については、昨年質問をしておりますが、その方針に揺らぎが感じられるように思います。ユニバーサルデザインはユーザーの身体能力の違い、年齢、性別、国籍に関わらず、全ての人が使いやすいように造られたデザインを指すわけです。都市公園法でもその生活環境整備の核になると、今後も厳格な運用が求められているはずですよ。

都市公園の整備においては、町民1人当たり何平米用意しなさいという基準になっています。大津町は11平米ありますが、このユニバーサルデザインができてない公園がたくさんあったらですね、我々には用意されているけど、障がい者には用意されていないじゃないかということになるんですね。じゃあですね、都市公園の中で一番大きいとどこですかって言ったら、カウントアップされているのはですね、スポーツの森運動公園ありますね。運動公園駐車場の障がい者駐車場に止めました。そこから車椅子を出します。一番近い入口、自動販売機の横ありますけど、あそこ1メートル10しかないです。そこを越えたら水が流れるような側溝蓋がこういう形のUの字に掘ったものがあって、乗り越えるのに大変です。正面に2つスロープがあります。1個のスロープは既に通

れないんですね。そういった形になっているのがじゃあ平米上、すべての住民に用意されているかという、私は難しいなと思うんですよ。ですから、今私が思うのはですね、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に定める通りの改修工事、これを都市公園はしっかりやるべきです。都市空間の創出というもの、暮らしやすさというもののアキレス腱にならないようにしていただきたい。こうした整備がまだ進んでいない公園が散見をされるからこそ、昨年度やりました、都市公園ストックマネジメント、これを実施しながら様々な財源を求め、町長自身がインクルーシブ化公園をつくるということではなくて、町の全体の公園のインクルーシブ化、これに取り組むべきと思います。

以上の観点から、質問の中に、昨年度一般質問しました「親水の要素を持った都市公園の整備」というのがありますけど、時間がありませんので、ここは割愛をいたします。

2から大事にします。インクルーシブ社会の定義と公園の整備の現況、これら法律と照らし合わせて齟齬はないか。一番大事なのは、誰もが楽しく使用する公共施設を目指す施設改修、財源について、インクルーシブ公園をつくる時は企業版ふるさと納税を使いますと町長おっしゃってますが、その財源適用範囲について、インクルーシブ化にそれが使えるかどうか、見解を伺います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の質問にお答えをいたします。

都市公園には、観光振興の役割もありますが、そのほかにも防災、健康、教育、コミュニティなど様々な役割がございます。これらの役割を果たすためには、議員御指摘のとおり、すべての人が使いやすいように造られたデザインを目指すことが重要であり、このことが誘客促進等にも効果を発揮するものと考えております。

しかしながら、町内には、設備等の老朽化が進み、あらゆる利用者が十分に使いやすい状態にあるとは言えない公園もございます。そこで、限りある財源を有効に活用する観点からも、まずはトイレや照明等、休憩施設等の改修を進めることですべての方が使いやすい公園整備に取り組んでいくところです。その上で、さらなる誘客促進のためにも町民アンケートで、あるいは町民の利便性向上、生活の質の向上のためにも町民アンケートで要望の多い遊具の設置や親水要素の確保等も含めた公園の魅力化について、引き続き、検討をしていきます。

次に、インクルーシブの視点は、公園がすべての人が使いやすいように造られたデザインを目指す上で重要でございます。このため、公園を整備する際には、高齢者や障がい者の移動にも配慮しているところですが、子供の安全確保のため、公園から道路への飛び出しを防止する柵を設置した際に、保護への趣旨との齟齬が生じないように配慮して柵の間隔を確保したものの、柵がない状態と比較すると車椅子を利用される方の移動に負担が生じたという御意見をいただいているケースもあり、公共であるがゆえにバランスの確保も難しいというところで、しっかり考える必要があると思っております。

町としては、公園整備や改修を行う際には、あらゆる立場の方の視点に配慮し、適切なバランスを見極めながら引き続き、すべての方が使いやすいように造られたデザインを目指していきます。

また、財源としての企業版ふるさと納税につきましては、町として予算に限りがある中でも財源をつくり、確保していくために積極的に取り組んでいるところです。

具体的には、この企業版ふるさと納税を行う企業のメリットとしては主に3点、まず、1点目が地域社会の活力向上などへの貢献、2点目が寄附による社会貢献を通じた法人のイメージアップや認知度向上、3点目が創業地などのゆかりのある地域への恩返しがあげられますので、本町としては、これらを満たす訴求力のある具体的な寄附メニューとして障がいのある子供たちも共に遊べる複合遊具を設置したインクルーシブな公園づくりと次世代型子育て支援拠点の2つを軸にリターンとして施設への企業銘板などを設定するとともに、金融機関とも連携して本町に関連のある企業にも積極的に御紹介をしているところです。

したがって、企業版ふるさと納税におけるインクルーシブな社会づくりに向けたみんなの公園プロジェクトに対して寄附いただいた財源は、募集の趣旨や企業様の意向も踏まえ、小出しに活用するのではなく、新たな拠点としてのインクルーシブな遊具を備えたインクルーシブ公園の財源として活用する必要があると考えております。

ただ、一方で、先ほどお話もございました、各公園のインクルーシブ化についてももちろん進めていくところでございます。

企業版ふるさと納税に関しましては、令和5年度のみで2千70万円を寄附いただいております。インクルーシブな公園整備には、これまでに通年で1千900万円の寄附をいただいております。企業から寄附していただいたこの貴重な財源を有効に活用し、インクルーシブな公園整備を進めるとともに、それを象徴としながらも既存の公園等のインクルーシブ化もしっかり進めていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） はい、ちょっと私の時間配分が悪かったので確信のところは3問目になかなかいきませんが、要望としてはですね、そのインクルーシブ公園を造ると何が波及効果があるかと言われれば、やはりそういった先ほどのスポーツの森は社会体育施設でありますから、当然、車椅子スポーツの方来るでしょう。その時に、この公園のアクセスが悪かったなど、その人たちの意見としては総体的に公園は悪かったな。大津町は悪かったなということになるわけなんです。そうならないためにはですね、今、地域づくり、まちづくりをするためには、本当にその人たちの意見、目線というものを考えた上で整備をしていかなければいけないと思います。

スポーツの森のスロープ、右側のスロープから上がっていきますと、そのUの字の側溝のところにはちゃんとグレーチングが引いてあります。引いてくれという声があったから引いてあったはずなんです。そういったことをしっかりとですね、当事者の目線で整備をしていくことが可能になって、公園づくりはもうそれが第一の基本だと思うんですね。先ほどの柵を設置したのは、もうたった1人とか2人の意見なんです。そうではなくて、そこの地区に住んでいる、例えば行政区の方とか、あるいはですね、地域でそういった見守り活動をしている方の意見をしっかりと上げることができていけば、そのような、はっきり言えば、ざまがない公園にはならなかったんだと私は思っ

ております。こういったことをですね、しっかりまた一つ一つ取り上げながらですね、12月も住民の皆さんの意見を糧にしてですね、質問を行いたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前11時02分 休憩

△

午前11時11分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 改めまして、おはようございます。議席番号2番、田代元気です。今日、本来なら午後からのトップバッターとしての質問予定でしたが、急遽、順番が繰り上がり、朝からとなりました。今日、本来なら娘が3歳半健診が1時からって、うち嫁さんもですね、見れないということだったんですけど、見れるということで、喜んでたようで、まあ朝からできてよかったのかなというふうに思っております。

また、本来は午後からだったんで、傍聴予定だった方も、また、午前中、豊瀬議員の傍聴の予定で傍聴に来られた方も大変申し訳ありますが、一生懸命一般質問を行いますので、御清聴のほどよろしくお願いいたします。

それでは、通告にしたがい一般質問を行います。

まず1問目の通学路及び地域住民の生活道路の安全対策について質問いたします。

この質問に関しましては、これまでも多くの議員から質問がありましたし、今定例会におきましてもほかに一般質問がありますが、今回は今までとは違った視点で質問したいと思います。

まず初めに、通学路の安全対策についてですが、これまでも歩道の整備や道幅の拡幅など指摘がありました。財政面の問題で解決には至っておりません。

今定例会において杉水地区で計画されております工業団地整備にあわせ、一部で歩道整備の予算が計上されておりますが、町内の通学路として利用されている道路には、歩道もなく、道幅の狭い箇所が多数あるのが現状であります。

また、その通学路は、地元以外の方が通勤などで渋滞回避のために通行するなど、子供たちが常に危険と隣り合わせで通学しております。例えば、引水の町道では、引水の子供たち以外にも吹田団地から路線バスを降り、大津小学校へ通う多くの児童が毎朝歩いて通学しております。この引水の地区の中の道路は、車の往来が激しく、大変危険であると引水の住民の方から意見を伺っております。さらには、離合もできない箇所があり、私有地に車を進入させ離合するなど、住民の方は大変な迷惑を被っているといった話も伺っております。

また、車との接触事故も数回発生しており、喫緊の課題だと思います。

また、杉水の源場地区やつつじ台地区では、JAS Mの建設現場への作業車や企業への通勤車両が今までと比較できないほど多くなっております。本田技研さんに関しては、この道路は通っては

いけないということになっており、月に1度程度本田技研の安全委員会ですかね、の方が立っておられて、本田技研の通勤車両が通っていないか厳しくチェックをしている現状であります。

しかしながら、そこに大渋滞を起こすほど車が増えております。この通学路の安全対策において、歩道の整備や道路を拡幅するには時間も予算も相当ようになりますし、現実的に不可能な箇所もあると思います。だったらどうしようかと考えた時に、いっそのこと子供たちが通る時間に、そういった通学路に車を通さなければ安全を確保できるのではないかということです。

そこで、地元の方以外が多数通行する道路を時間帯によって進入禁止や一方通行にすることで、歩行者の安全は何倍も確保できると考えますが、そのような規制をする考えはないか伺います。

次に、この質問も始めの質問と重複しますが、大型車が生活道路に進入し、走行している件についてです。

これも北部地区において、深夜、早朝問わずに通り返すために大型車が通ってより迷惑している。町道だからどうかしてくれといった話を伺っております。この大型車については、北部地区ではなく、下町から森の区間の県道瀬田竜田線も朝晩関係なく大型車の往来が激しいと感じます。この県道では、大型車が陣内交差点付近の空き家に突っ込むという事故もおきました。これは早朝だったので人的被害こそありませんでしたが、もし通学時間や日中であれば大惨事になっていたかもしれません。この大型車というのは、運輸支局において通行許可証の交付を受けた上で、その許可証には走行ルートも記載してあり、許可証上の道路しか通行してはいけないとき決まっております。果たして、道幅の狭い道路で本当に許可が取れているのか疑問も残りますが、住民の安全確保のためには、町としても何らからの手立ては必要だと感じております。

そして、私も運送業を営んでいる関係でいろんな地域に行きますが、そこは大型車の進入禁止や時間帯での大型車の進入を禁止する規制が数多く敷かれております。

そこで、大型車の通行に関して、大型車進入禁止や時間帯通行禁止などの規制する考えはないか。

以上の2件の点について、警察などの関係機関や地域の自治会などとの協議は必要不可欠ですが、町が中心となって取り組んでいく考えはないか質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の通学路及び地域住民の生活道路の安全対策の御質問についてお答えをいたします。

町内の通勤時間帯の交通状況は、以前から交通渋滞による悪影響が指摘されておりましたが、最近では菊陽町のJ A S M新工場建設のための工事車両も増え、町内各地の生活道路や通学路を抜け道として通る車両が増加しており、歩行者の安全確保に向けた取組は喫緊の課題であると考えております。

現在、熊本県警察では交通渋滞の緩和策として、信号機の時間調整を行い、通勤車両は幹線道路に戻す取組をなされております。

町内各地では、通学路の安全安心を守る取組として、地域住民や学校関係あるいは警察では通勤、通学の時間帯における交通安全啓発活動や交通パトロールを強化されておりますので、引き続き、

啓発を進めたいと考えます。その他、大津町通学路交通安全プログラムを実施し、関係機関と連携し、町内各小中学校の通学路において交通安全対策に取り組むために、今年度も各小中学校から提出のあった要望箇所について9月中に関係機関と現地を回り合同点検を実施する計画をしております。交通規制などについても合同点検時において協議していく必要があると考えております。

議員から御指摘のありました生活道路の時間帯進入規制や大型車の車両進入規制については、子供たちをはじめとした住民の皆様の安全安心を守るために非常に有効なものであると考えております。

実際に、いずれにおいても導入している箇所が町内になりますので、先ほどお話しした交通安全プログラムで挙げた危険箇所をはじめ、道路の安全性向上手法の一つとして、現在危険性が非常に高く、安全対策として大きな効果が見込める箇所については導入をしたいと考えております。

一方、そのうえでは交通規制を行いますと、先ほど許可証の話等も地域住民向けもありますけども、当該地域に住居がある方々をはじめ、近隣住民の皆様へも大きな影響があることを踏まえる必要があるとともに、他の路線に通勤車両が流れていき別の場所で渋滞や通り抜け等が発生することも危惧されますので、個別の路線については大津警察署や区長等とも協議しながら検討したいと考えています。こちらは、先ほどの引水のところも含めてでございます。

なお、詳細につきましては担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。それでは、御質問にお答えをいたします。

町では、歩行者の安全確保を図るため令和3年度から令和4年度にかけて、横断歩道や通学路の区画線の引き直し、それから、ドライバーにも歩行者が視認できる歩行者用のカラー舗装など重点的に取組を行ってきたところです。

議員御提案の道路の時間規制や大型車の車両通行規制については、所管の警察署を通じて、県の公安委員会へ要望することとなっております。

今回御提案いただきました道路における各種の交通規制については、町長からもありましたように、安全対策としては非常に有効な手段であると考えております。

そのことを踏まえまして、交通規制の実施については、地域住民の方の意向や関係者、また、道路管理者の意見を踏まえ、総合的に判断することになるかと思えます。

特に、周辺にお住まいの住民の方も同様に規制を受けることとなりますので、地元における合意形成も重要となってまいります。

町としましても、通学路や生活道路における車両の通行状況をしっかりと把握し、地域住民の皆さんをはじめ関係者、そして警察と充分協議を行いながら安全対策を進めてまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 私のほうからはですね、町内の規制事例を御紹介させていただきます。

町道三吉原北出口線の大津インターチェンジから美咲野セブンイレブンがある交差点までの区間で21時から翌朝の7時の時間帯は大型車の通行規制がなされております。

しかしながら、大型車の通行が一定数あっているようでございます。警察にも取締り強化を依頼してまいります。また、規制標識が小さくてですね、気付きにくい箇所にあるため、運転手に気付いてもらいやすいように看板設置が可能か警察署と協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

そのほかにもですね、町道松古賀本線の時間帯による通行止めや町道桜町57号線の一方通行などもあります。

大津町にはですね、企業が集積しており、また、町道源場水迫線沿線には特殊車両の発着基地が数箇所あるため、大型車の通行が多い状況でございます。そのため、特殊車両が大津町の管理している道路を通行する場合は、国土交通省より通行許可の協議があります。その中で通学路や生活道路に影響がある路線については、他の道路への迂回を依頼している状況でございます。また、通学路につきましては、交通安全プログラムの対策必要箇所における安全対策の取組を加速するとともに、暫定的な安全対策の実施を含め、さらなる交通安全の確保に向け、教育委員会及び学校、警察等の関係機関等と連携し、計画的かつ継続的に取り組んでまいります。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 今、答弁いただいて、結構満額な回答をいただいたのかなと思って、本当協議も加速してですね、本当子供たちと地域住民の方がですね、一日も早くですね、安心で安全に道路を歩行できるようにですね、取り組んでいただけたらと思います。

そして、先日の熊日新聞に掲載されていましたが、お隣、菊陽町では、教育委員会が中心となって関係機関との協議を既に始めております。ぜひ、本町でも関係機関との協議も必要ですが、子供たちをはじめ、町民の安全のために早期に対策ができることをお願いし、質問に移ります。

次は、町の公共施設のネーミングライツ導入について質問いたします。

このネーミングライツについては、県内の多くの公共施設で導入されており、その命名権料は、施設の改修などに使われているようです。有名な施設では、県のリブワーク藤崎台球場、えがお健康スタジアム、熊本市の市民会館でありますシアーズ夢ホールなどがあります。町単位としましては、嘉島町の嘉島町総合運動公園がトヨタ自動車の販売店である熊本トヨタが命名権を取得し、くまトヨスポーツパークという名称になっており、その年間の命名権料は100万円で施設の維持管理に充てるということのようです。

このように、県内自治体をみますと、施設の規模にもよりますが、年間100万円から2千500万円とばらつきがありますが、各自治体の大きな歳入増の一躍を担っていることは間違いありません。本町には、スポ森の愛称で知られる運動公園を中心としたスポーツ施設や文化施設が数多くあります。しかし、お世辞にも素晴らしい施設とは言い難いのかなと感じるところです。今後、改修などで多額の予算が必要になってくる町有施設の改修費用の一部に命名権料を充てるというのは画期的だと考えます。

また、このネーミングライツについては、スポンサー側も起業のPRや知名度アップ、イメージアップにつながるなど、企業側のメリットも大きいとされております。

本町では、菊陽町に進出するJASMを契機とし、大津町に立地する企業が近年をはるかに超えるほど増えており、この命名権を所得する企業も可能性としては十分にあるのではないのでしょうか。さらには、町長も議員時代に一般質問でネーミングライツ導入の必要性を訴えておられましたが、その考えは今も変わらないと思います。

以上の点を踏まえ、町有施設にネーミングライツを導入する考えはないか質問いたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 田代議員の2点目の質問にお答えをいたします。

ネーミングライツとは、先ほど議員からもございましたが、日本語で命名権と訳され、自治体などが一定期間を設け、施設やイベントの名前を付ける権利を売却することだと認識をしております。

国内の公共施設における最初の導入は、一部議員からもございましたけども、東京都が所有していた東京スタジアムを食品メーカーの味の素株式会社が、2003年から5年間で12億円で契約、メインスタジアムを味の素スタジアム、セカンドフィールドをアミノバイタルフィールドと命名されております。

その後、全国の主要な施設でも取り込まれる施設が拡大している状況です。そして地方自治体の公共施設においても新たな財源確保の取組がなされてきました。

熊本県内でも、御存じのとおり県民総合運動公園の陸上競技場が2013年からうまかな・よかなスタジアム。その後、2017年から現在のえがお健康スタジアムと命名され、また、藤崎台県営野球場は2018年からリブワーク藤崎台球場として導入されており、熊本県や熊本市以外の市町村でも導入がされてきているところ です。

現在、町ではネーミングライツの実績はございませんが、本町における新たな財源の取組としまして、先ほども御説明しましたけども、企業版ふるさと納税による寄附を募集しており、令和5年度は、これまでに7社の協力を得て2千70万円の寄附が寄せられております。考え方としてはネーミングライツに近いところもあるというふうに認識をしております。

また、新庁舎になりまして、住民課の窓口には設置されている広告付発券機については、電子案内板を広告付きにすることで、モニターや表示機等を無料で設置でき、住民サービスの向上と設置料と電気代の新たな収入の確保にもつながっております。

その他、町ホームページのバナー広告や広告付封筒などについても行財政改革の新たな財源の確保ということで以前から取り組んできました。

このたび菊陽町のTSMC進出に伴い、本町にも半導体関連企業が急増、現在も立地協定等が進んでおります。これら新たな進出企業にも、自社のPRを兼ねた地元地域に貢献できる仕組み、財源を確保し町が活性化する取組を進めていかなければならないと考えております。

今回、議員御提案のネーミングライツにつきましても、本町にとって魅力のある事業だと考えますが、短い期間で施設の名称が変わることに手間や経費等の課題の整理も必要です。また、県内市

町村でも町内複数施設において募集をしたものの1件も買手がつかなかったということもあります、したがって、先進的に取り組まれている県や各自治体の事例をもとに、高すぎず安すぎない価格付けプライシングやメリット・デメリット等を整理しながら前向きに調査研究を進めていきたいと考えていきたいと考えております。

具体的には、現在のところ大津町の中でも最も町内外からの利用の多い公共施設である総合運動公園、スポーツの森の中で、愛称がついていない球技場及び総合体育館などについて、ネーミングライツを設定し、施設整備の財源に充てるというスキームを素案として、調査研究や企業等へのサウンディング調査を進めていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 私からは県内におけるネーミングライツの事例とメリットやデメリットについて御説明をさせていただきます。

最初に県内のネーミングライツの事例を幾つか御紹介いたしますと、先ほど、町長答弁にもありました熊本県民総合運動公園陸上競技場が、令和3年から4年間の契約でえがお健康スタジアムとなっております。命名権料が年額2千500万円で、総額1億円で契約をされているところです。

次に、熊本市総合体育館・青年会館はナースパワーアリーナとなり、令和5年から4年間で、年額が500万円、総額2千万円となっております。

また、先ほど田代議員からもありました町村では、嘉島町の総合運動公園がくまトヨスポーツパークで2年間の契約で年額100万円が総額200万円の契約となっております。

この他、天草市の陸上競技場、八代市総合体育館など県内でも他自治体においてネーミングライツの導入実績があがっているところです。

この命名権による自治体におけるのメリットを考えますと、命名権料の収入があることにより、新たな財源の確保ができ、施設の維持管理費の軽減と安定につなげることが可能となります。

デメリットは、企業や商品名が目立ち施設の機能などが分かりにくくなる恐れがあること、国内の場合3年から5年の契約が多いことから比較的短い期間で施設の名称が変わっていく可能性があり、混乱を招く恐れなども懸念されています。

また、地元地域に根ざした施設ほど、企業名をつけることに対する住民の理解や合意が得られにくいこと、また、契約を交わした企業が社会的な問題を起こした場合など、施設そのもののイメージダウンにつながるなどが考えられます。

次に、企業側の一番のメリットとしましては、企業のPR・宣伝効果や地域社会に貢献することにより企業のイメージや認知度アップにつながるなどが考えられます。

デメリットといたしましては、施設に対する命名権料が妥当かどうかの点。命名権に見合う対価が得られるかどうか不明といったことなどが挙げられます。

年間およそ20万人の利用があります大津町運動公園は、平成10年に愛称を募集し、応募総数202通の中から、いろいろなスポーツができる施設を備えた「森」をイメージして、「ス

ポーツの森・大津」と決定されました。

現在も、県内外問わず利用者からは、「スポ森」という呼び名で長年愛されて定着しているところ。導入に際しては、利用者や地域住民の意向を聞いていく必要があるかと考えます。

本町のネーミングライツについては、今年度より体育施設については、指定管理者制度への導入もしておりますので、指定管理者大津つなぐプロジェクトの意見も聞きながら、また、他自治体の導入状況も含めて、事務的な手間や命名権料の妥当性など課題を整理して、サウンディング調査も進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問をします。

この私が何でネーミングライツの導入を提案するといいますとですね、文教厚生で約3年半ぐらいやってきて、施設がですね、大分老朽化して、なかなか予算もつかないというのが現状でありまして、今議会で球技場のですね、小会議室のエアコンの改修が確か予算で上がっているんですけど、これもう昨年から故障されとったということで、1年ぐらい放置されてたまま予算がつかなかったと。まあその利用頻度と考えるとですね、多分球技場の小会議室なんでそんなないんですけど、やっぱり使う方からしたら、やっぱり迷惑というか、まあ不便なんですね。そういったことにやっぱり少しでも役立つようにこのネーミングライツを導入するんですけど、このデメリットもですね、短い期間でありますけど、やっぱ5年とかそういう長いスパンでやってしまえば、まあもうちょっと短いスパンで名前が変わるとか、そういう不安はないのかなと思うんですけど、結構前向きな意見だったんですね、あれなんですけど、ぜひよければ、今年度中ぐらいに協議していただいて、来年、再来年度ぐらいで導入してほしいんですけど、町長としてはどのようなスキームで考えているのか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 田代議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、やはりこの財源も厳しい中でいかに財源を確保しながら施設を適切に整備していくかというのは非常に大切なことだと考えておりまして、その中で、ネーミングライツというものは非常に有効があると考えております。

また、幾つかデメリット等もお話をさせていただきましたが、ちょっと企業さん側に依存する何かあったときですね、イメージダウン等ですね、まあそういうのは選ぶ課程でリスクは低減できるというふうに思っております、また、先ほど私の答弁のほうでもお話しましたが、スポーツの森というのは、やはりこれまで長い期間でかなり浸透ってきて、住民の方も愛着もあるので、名前としては残したほうが良いと個人的には現在思っております、そこで、現在、使用頻度も多く、かつ町内・町外の方もよく来られるその球技場のところと総合体育館のところ、そのほかのとかもあるかもしれませんが、そこに関してネーミングライツを3年ないし、5年ないし、そういった形で導入していきたいというふうに思っております。

ただ一方で、価格設定のところ、近隣市町村でも6か所ほど同時に出したものの一つも買手がつかなかったところもありまして、ただ一方で、町としては、町への応援の意味も含めて、仮に年間500万円で買うという人がいるのに、それを100万円で売ってしまうのは非常にもったいない話ですので、その値付けのところをどうしていくかというのは、そのサウンディング調査等もしながら進めていく必要があるというふうに思っております。恐らく入札というか、そういう手続も必要になるので、来年度の4月からいきなりというのは難しいかもしれませんが、その調整は進めながら、早い時期に導入したほうが早くお金も入ってきますので、ほかの業務量も勘案しながらになりますが、そうしたふうにスケジュールだって前向きに進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 今日ですね、珍しく2問とも前向きな答弁で大変うれしく思っているんですけども、この安全対策とですね、このネーミングライツ、両方とも早急に、もう安全対策はですね、本当いつも危険と隣り合わせで、私引水なんか全廃の家から見てたんですけど、車すれすれで走っていくんですね。聞くと、地元の人じゃないと、やっぱり言うておられますので、早急に対策をやっていただきたいと思えます。

このネーミングライツについても、町も企業もウィンウィンの関係でですね、ぜひ早急に導入していただいて、もっとよりよい施設になってですね、今度4年半後の指定管理の更新のときには、3者も4者も手を挙げていただけるような施設になることを願ひまして、一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時39分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 皆様、こんにちは。8番議員、山本富二夫です。

今年は例年になく残暑が続き、畑作農家は秋植えの作が作れず、今遅れておりましたが、先日、日曜日に夕立があり、作づけがやっとならざるようになりました。トマト農家の方も今年は残暑が続き、トマトの3割が身が固く、出荷ができないと言われておりました。まだまだ残暑が続くと思えますけども、これからも体に気をつけて農家の方は頑張ってくださいと思います。

そんな中、本日、傍聴に来ていただきありがとうございます。インターネットでの配信での一般質問のお聞きの皆様もありがとうございます。

今回は通告書に基づき、3問質問します。

1問、穴あき立野ダムのメリットとデメリットについてということで質問をしたいと思えます。

立野ダムのメリットは、7月2日夕方から3日の大雨にも関わらず、立野ダムがなければ堤防を

越えて被害が発生したと思われた水位が、我が家は白川のすぐ隣ですけれども、我が家の右岸の堤防の高さが10メートル、幅が100メートルぐらいありますが、水量が最大に増えても約1メートルの水量の余裕が今回は半日以上みえ、それ以上の水量の変化はありませんでした。

穴あきダムの立野ダム3か所の水量は増えたが、水量は一定の基準を満たし、水量が保たれたことで立野ダムを超えた被害がなかったと考えられます。これは私たちとしてはメリットと考えております。

次に、デメリットについて町民の皆様にご存知の資料をもとに質問をしていきます。

資料1を出していいですかね。

立野ダムには大量の水が溜まり、第2門の上まで、10メートルぐらい水量が増しました。その水量が雨がやみ、一番下の穴あき水門から5キロ下流に水と一緒に流木と砂が流れ出し、ここの図の写真のように、白川に堆積した、これ流木の写真であります。今までは増水とともに流木も白川には溜まらず、有明海まで流されておりました。立野ダムの中には、大量の流木が浮いておりましたが、泥水とともに内牧区内の白川に砂とともに立野ダムの流木が流れてきたということです。

こちらは、畑井手下流の畑井手堰の高さ1.5メートル、幅2メートルの写真です。これ水止めでとめている堰なんですけども、もう人間の力では全然取ることができないので、畑井手から水を取ることができませんでした。大量に堆積して、畑井手流域に水が取れなくなったので、翌日の朝からユンボ2台で流木とこちらの砂も1メートルほど堆積しましたけども、4日の日に取入口に溜まった流木と砂の撤去を朝から行いました。立野ダム内に流木対策として、シートを張り、下流に流木が流れないように、また砂もダム受けに堤防を設置して、下流の対策に取り組んでいただくように、今回は質問します。

畑井手堰のユンボの工事代はこれを借りるだけでも約20万円から40万円、畑井手の保全組合という、200人ぐらいの畑井手堰は組合数があるんですけども、そこに負担がかかってきます。おおきく土地改良は全体ですけども、7つぐらいの組合に分かれて、各々の井戸については、その組合さんの責任をもって工事負担をしなければなりません。そのために、2回以上水害が起これば200人の少ない畑井手保全組合では資金がなくなります。

それで町長に、イ、立野ダムの流木と砂の対応策を立野ダム事務所と協議していただきたい。ロ、白川の増水のために立野ダムの白川及び畑井手に流木と砂の堆積があるので、立野ダムとの撤去費用の負担の協議もしていただきたい。そういうことをお願いして、町長に質問をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） こんにちは。山本議員の質問にお答えいたします。

令和5年7月2日から3日にかけて、梅雨前線豪雨に伴い、立野ダム上流域では24時間で240ミリメートルを超える累加雨量を観測しました。

今回、立野ダムでは、有効貯水容量の約16%に相当する約165万トンの洪水を一時貯留し、下流域の水位を低減させたと聞いております。

立野ダムが機能したことにより、白川の基準地点がある熊本市中央区の代継橋で、河川水位を11センチメートル低下させ、氾濫危険水位超過を回避したと推定されております。

しかし、議員御指摘のとおり、貯水位が低下した洪水調節末期において、スクリーンに捕捉されずに放流孔を通過した流木があったと聞いております。これについては、河川管理者である熊本県が流木撤去を行うことになっています。また、流木などの堆積そのものを減らすための抜本的な改善・解消については、まず、私の方からも立野ダム工事事務所へ課題を共有し、現在対策などを協議いただいているところでございます。

詳細については、担当部長からお答えをさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 皆さん、こんにちは。

山本議員の質問について、御説明いたします。

立野ダム工事事務所によると、今年7月2日から3日にかけて24時間で、立野ダム上流域で累加雨量246.5ミリを記録しました。洪水調節により、ダム下流の水位を低下させ、氾濫危険水位の超過を回避するなど、白川全川の被害リスクを軽減することができ、洪水貯留による治水効果があったというふうに聞いております。

流木につきましては、湛水時、少なくとも100本以上の流木がダム堤体近傍で確認されております。流木は、貯水位が低下した時に放流孔の上にあるスクリーンに捕捉されますが、一部このスクリーンに捕捉されずに通過した流木が、下流4キロメートル区間にわたり、流速が低下する内岸側や川幅が広い区間に堆積している状況が見られます。放流孔の大きさ5メートルを超える最大18メートルの長さのものも確認されております。

ダム下流の白川に流れた流木につきましては、河川管理者である熊本県が8月下旬から9月上旬にかけて撤去を行うということ聞いております。

今後の大雨に伴う増水後の流木の撤去につきましては、立野ダム工事事務所と河川管理者である熊本県とともに協議を行っていきたいというふうに考えております。今後も国・県と連携して河川の適正な維持管理に努めていきます。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 先ほど一番最初にお見せしました、ちょっと写真、一番最初いいですかね。

これは県のほうから工事をしていただき、もう撤去が終わりました。一応4トントラックで40台ほど撤去していただき、ありがとうございます。町のほうからも言っていただき撤去できたということは、またきれいになった白川が見えたということで、2週間ほどかかって撤去はされたので、今、きれいな白川に戻っています。今後、このようなことがまた起きたら、また撤去作業をまたお願いしなければならないと思うし、町も大変だろうと思うので、その分は町長は立野事務所と協議していただき、早めに撤去するのか、立野ダム内での撤去の方向の協議もしていただきたいなと思います。

再質問にちょっと移らせていただきます。

立野ダムというのは、半分は大津町の、要するに、土地であり、北向山とか、白川発電所、岩戸神社とかいうPRすべき部分もあります。そういうところをメリットと考えて、また、南阿蘇村も立野ダム近くには見学施設を造るといふような話をちょっと聞いたこともありますので、対岸の大津町のほうにも大津町の部分での、大津町での土地ですよ、ここには北向山は大津町の原生林として今でも保存してますとかいう部分でのPR活動をちょっと考えておられるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 山本議員の再質問に御説明させていただきます。

立野ダムは、国内に事例が少ない、国直轄では初めての流水型ダムとなっております。立野ダムの左岸側は大津町であり、国指定天然記念物の阿蘇北向谷原始林などの貴重な地域資源があります。

立野ダム周辺の景観及び利活用等については、立野ダム景観検討委員会が設立され、景観形成の方針や景観に関わる設計・施工の方針について検討や協議を行われております。その委員会の中で、大津町・南阿蘇村・国土交通省で組織する「立野ダム周辺地域景観ワーキンググループ」で協議を行ってまいりました。

また、今年3月に発足しました「立野ダム周辺かわまちづくり検討部会」においては、大津町・南阿蘇村・国土交通省及びその他関係機関で連携して、立野ダム周辺の白川河川とそれにつながる地域の活性化を図る目的で協議を行っております。その中でも大津町のPRを行っていただけるよう取り組んでまいります。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 立野ダムは流木とかそういうデメリットもありますけども、メリットとしては、やっぱり大津町の部分でのメリットも生かして行ってほしいなと思います。期待しておりますのでPRをよろしく願いしときます。

では、次の第2問に入らせていただきます。

地下水を心配する町民に、水田湛水、湛水というのは水張りということですけども、事業をPRすべきだということで質問します。

平成13年、熊本市で地下水の低下が問題となり、平成14年に湛水農法研究会が発足し、本格的な地下水対策に乗り出しました。

7月頃、熊日の記者さんから水田の湛水事業を記事にしたいので詳しい人を紹介してほしいという電話があり、水循環型営農推進協議会の会長を紹介しました。よって、8月30日の記事に、水田湛水事業とザル田の記事が大きく記載されましたが、私も水環境営農促進協議員の一人として、資料2の、これは湛水事業をやっているところの地図で、白川水系というのは、上井手、下井手関係が特に皆さんには思われていると思いますけども、ちょっと迫井手、熊本市のほうも湛水事業に取り組まれております。

これはおおきく土地改良区だけの問題です。上井手の水がどうしても足りない菊陽蓄は、地下水

をくみ上げて水田を作られている地区が3か所地区あります。それと深迫ダムの水を冬場深迫ダムに取り入れて、夏はスプリンクラーで水張りというか、水の散布をされているというので、これが要するに、水やりの部分での地図で、湛水としては、もう上井手、下井手、畑井手、迫井手とかの部分での大津町との関係としては、湛水事業を今やっております。

白川より取り入れの部分で平成15年に大手企業や熊本市から、大手企業というのはソニーさんとかの部分なんですけども、熊本市からの協力で、また大津町、菊陽町からの協力でおおきく土地改良区管内の農家のもと湛水事業が始まり、20年を迎えようとしています。まだまだ非農家さんの部分では、熊日が出なければ知られない状況があったと思います。熊日さんのお蔭で随分この湛水事業の部分では取り組みはやられているというのは知られたのかもしれませんが、そこで、湛水、循環型推進運動が白川中流水域において水田の水はりで土壌の害虫、駆除や連作防止効果などが発揮するというので、より営農に役に立ち、引いては熊本市地域の地下水保全に貢献することから、大津町・菊陽町・熊本市・行政区・JA・ソニー等の企業・おおきく土地改良区が一体となって今でも散水事業を進めているところであります。

おおきく土地改良区では、毎年地下水を調べています。東海大学の名誉教授市川勉先生とは昨年は菊陽町で2月から3月にニンジン後に湛水事業の水張りをしてみました。内牧地区では、今年の冬場に水張りを行いました。約10アール当たり水を満杯に張ると10センチから20センチ地下に浸透するというデータが出ています。水田湛水事業に取り組むはじめてからの地下水はこのように一時期下がった時期もありますけども、傾向としては随分地下水位としては、状態としてはいい状態に戻ってきていると思っております。

また、大津菊陽水道企業団管内の17の水源の地下水位も例年の推移を維持していると今年の8月議会で説明を受けました。水田灌水事業とは、水田用水稲とかWCSが刈り取り終わった後に8月に大体刈取りが終わるんですけども、その後、1か月間から2か月間、麦を植える間に湛水をしたり、2月から3月にニンジンを植える前に水張りをするを湛水事業と言っております。

矢護川地区は冬場に水張りを行っておられます。農家は協力することによっていくばくかの協力金が湛水事業のおおきくのほうから各農家に支払われているという状況です。

そこで、町長にお尋ねですけども、町長はおおきく土地改良区理事長も兼務されているのでいろんな媒体を使って定期的な水田灌水事業についてもっと町民に地下水について、安心安全感を訴えるべきだと思いますが、その点について、町長にお伺いします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山本議員の2点目の質問にお答えいたします。

熊本都市圏100万人の生活用水は100%地下水で賄われておりますが、近年、地下水量の低下や水質悪化が懸念されておるところです。地下水保全は、大津町だけの問題ではなく、熊本県全体の広域的な課題であると考えております。

水田湛水事業の取組については、今から30年前の平成5、6年にかけて、熊本市内の地下水が低下したことに伴い、熊本県と熊本市の共同による熊本地域地下水総調査が実施され、熊本市と阿

蘇市のちょうど中間に位置する白川中流域の重要性が確認されました。平成7年から13年にかけて白川中流域涵養実験や涵養モデル事業を経て、平成15年度に熊本県の立ち合いのもと、大津町と熊本市、菊陽町、水循環型営農推進協議会により、白川中流域における水田湛水事業推進に関する協定が締結され、転作田への湛水を推進する水循環型営農推進運動が平成16年度より本格的に開始したところです。

白川中流域の水田に営農の一環として、転作作物の栽培前後に農家が水張りを行い、その協力農家に対しまして、熊本市をはじめとする県内の大手企業5社から協力金が支払われる仕組みとなっております。

水田湛水を行うことで、土壌の害虫駆除や連作障害の防止効果が発揮されること以外にも、地力の向上や農薬使用量の低減による経費削減のメリットがあり、土壌中のミネラルが増えていることが分かっております。併せまして、地下水の涵養にも大きく貢献できる事業となります。

また、水田湛水事業のPR活動としましては、毎年、現在私が理事長を務めている白川中流域土地改良区協議会において高校生、コロナ禍は高校生を対象とした田んぼハイスクールを開催しております。そのほか、水田湛水事業で低農薬や減化学肥料で栽培された安全で高品質な農作物は「水の恵み」と称して、節水イベントや消費者との交流会時に紹介し、地産地消の普及促進を図り、お米や野菜等につきましては、協力企業や大学の食堂で食材として活用されております。また、本年6月には、本町に地方実地体験研修として国家公務員初任者4名が来られ、白川中流域の水田湛水事業について研修を行ったところです。

現在、半導体関連企業の進出に伴い、ますます地下水保全が注目されておりますので、今後の水田湛水事業の推進につきましては、水循環型営農推進協議会や関係機関と連携し、協力農家の確保と水田涵養面積の拡大に向けて取り組むと同時に、水田湛水活動も、議員御指摘のとおり、しっかりとPRをしていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より御説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 山本議員の御質問について御説明いたします。

大津町から菊陽に広がる白川中流地域の水田は、通称「ザル田」と呼ばれており、阿蘇山の火山灰が降り積もった土に覆われていて、この大地の地層水が浸透しやすい特徴を持っていますので、他の地域の水田と比べ5から10倍も水が地下にしみ込みやすく、水道水源である地下に豊富で良質な水が蓄えられております。しかし、熊本の地下水が減少する傾向にあったため、先ほど町長が申し上げたように、地下水を守るため、そして豊かな農業をつくり出すことを目的に水環境型営農推進運動が進められてきました。この取組には、大豆や飼料作物などの水田転作物を作付けする前の1から4か月間、水を水田にはり地下水を涵養する運動で、地下水を利用する企業や団体も参加しております。令和4年度の実績としては295人が参加され、実施実面積は329.8ヘクタールで、実施延べ面積は530.8ヘクタールとなっております。

近年の状況としましては、平成25年度と令和4年度を比べますと町内で約80ヘクタールの協

力農地が減少となっております。原因としましては、営農作物の転換や開発による農地転用、あるいは農家の高齢化や協力単価の据置き等が考えられ、年々、協力農家数と水張面積が減少傾向にあるといった状況であります。

水田湛水事業のPR方法とし、高校生を対象とした田んぼのスクールを毎年開催しております。田植や稲刈り体験だけでなく、上水道や土地改良施設を巡る学習の場やワークショップを年に数回分けて開催することで、子供たちに水田湛水事業の重要性と地域農産物について理解を深めてもらっております。他にも、水田湛水事業で低農薬、減化学肥料栽培された安全かつ高品質な農作物は「水の恵み」ブランドとして販売されており、水の恵みで炊いた御飯で最大1千500リットルの地下水涵養に貢献しております。お米以外にもニンジンやさといもなど地下水を育む農作物の地産地消の普及促進に取り組んでおります。

今後も水循環型営農推進協議会や関係機関と連携し事業推進していくとともに、水田湛水の活動を町民の皆様だけでなく、県民の皆様へも広く知っていただけるように、広報活動を行っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 説明を受けましたが、まあ確かに水田農家としては、内牧地区も三十数件の稲作農家がありますが、実際にお米を作っているのは5件ぐらいで、それもほとんど食米だけです。あとはもうWCSかSGSとって飼料米を作ってくれということと言われております。それぐらいに稲作を作るってやっぱりWCSとかSGSとやっぱり作り方が少し違うんで、そういう意味では、やっぱり稲を作ることによってより安全な水とか、いろんなPR活動もできるんじゃないかなと思います。そういう意味で、PRについては、今後もしていただきたいと思っております。

再質問をちょっと2問ほどしたいと思っております。

第1問目は、水田湛水事業を始めてから20年、去年ごろから肥料代や燃料代等は大幅に値上がりをしてしまいましたが、協力金はそのままです。先ほど部長も協力金のことは少しお話されていましたが、今度JASM等もできますので、水湛水事業が継続できるように交渉をお願いしたいと思っておりますが、そのことについて質疑します。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 山本議員の再質問について御説明いたします。

議員御質問の件については、協力金については、改定がなされていないということですので、今後、改定について要望されるかということだったと思っております。助成金については、協力農家に対して月単位、日単位で支援を行っております。事業開始当初から約20年間改定されず据置きとなっている状況です。先ほど議員おっしゃったとおり、農家の高齢化に伴い、近年は肥料代も高くなっており、燃料代も高くなっております。先ほど申し上げたとおり、農家も高齢化に伴い、年々協力農家や水田涵養面積も減少にあります。

水田の準備作業や管理費、湛水後の作業等を現在の単価で計算して実質的な作業単価として見直すことにより、事業の継続と地下水涵養の拡大につながると思っておりますので、今後は単価の引上げや協力金についても関係団体、関係者と協力して現実に沿った単価になるように要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） ぜひ協力金については、協議会の中で話し合いを十分しながら値上げのほうをお願いしてもらいたいと思います。

もう一つの再質問ですが、私が菊陽町の一般質問を聞きに行きました。もちろん水田湛水事業の補助金のことについて質問されていた議員でしたので、そのことも私と関係があるということでちょっとお伺いしていた中で、普通の水田稲作田んぼ水張りについて、水田湛水事業に補助金対象に追加されていないが、追加されるべきではないかという質問でした。回答は、もともとの趣旨は、水田を作っているところはもう対象外で、今まで水張りをしてなかったWCSと麦の間に水を張るとか、先ほど申しましたように、ニンジンの2、3か月の植付け前に水張りというのでこの営農推進循環型推進協議会の中で補助金を払うということですが、農家も高齢者になってきたし、そういう意味では、まあ菊陽町の議員さんが言われたように、普通作のWCSありますけども、6月から10月までの水張りの部分での補助金も、厳しいとは思っているんであれですけども、県の職員と話される時には話していただきたいなと思います。

それと、今、大津町瀬田地区の冬場の湛水事業というのが取り上げられていて、瀬田地区の住民の方から、県の職員と菊陽町の職員しか来なかった、大津町の職員が来んだった。何で来んだったのかということと言われてまして、まあ事情が何かあったんだろうということで、その場は聞いておきますということで、農家の方にちょっと言いました。菊陽町は冬場の湛水事業はやらないということで、もう言って。だから、菊陽は県と相談して、大津の瀬田地区に湛水を冬場やってくれんかということの話を持ってきたということですが、そういう相談を受けて、大津町農政課にもやっぱりだれか行って聞いておけば、そういう町民からの不満の声も出なかったと思いますけども、県庁と菊陽町に対して、きちんと情報の共有をしてもらいたいと町は言うべきだと思いますので、この件についての見解をお聞きします。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 山本議員の再々質問について御説明いたします。

3つあったかと思いますが、冬場の湛水についてということで、現在、冬場の湛水については、真木地区が冬場の湛水をやっておりますので、こちらについては、湛水事業については可能かと思っておりますので、関係者と協議を進めたいと思います。

それと2つ目の瀬田地区の説明会について御説明いたします。

1回目の説明会については、日程が急遽決まりまして、大津町としても参加したかったんですが、どうしても日程調整が取れないということで、瀬田の代表者の方には申し訳ないということでお断

りを申し上げまして、先週の金曜日に第2回目の説明会がありましたので、そちらについては農政課の職員がしっかり参加して中で対応していると思います。

それについては、3つ目になりますが、2つ目は、先ほど説明したとおりに出席したということで、3つ目については、県や菊陽と連携ということですが、1回目の説明会については、先ほど申し上げたとおり、急遽でしたのでできませんでしたが、2回目についても日程調整をやりましてしっかり出席しましたので、これからについては、県や菊陽、それと関係団体としっかり連携をしながら一つの団体ではできませんので、これについては、水張りについては、しっかり連携をして日程調整も含めたところでやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 水張り事業というのはもう20年間水田農家が一生懸命取り組んできたことですので、町も菊陽町、県独走を許さずに、きちんと情報の共有等をしていただいて、進めていっていただきたいなと思います。

では、次の第3問の質問に入ります。

町職員の働き方改革（仕事内容の大幅な見直しと、残業時間短縮を）ということで、今の若い世代の人は、土日祭日休みで、盆休や正月休みがある企業を一番に職業として希望する人が多数です。働き方改革の進んでいる企業を希望します。ここに総務課からもらった6月1日付けの記録の出金表一覧をいただいております。朝の時間帯については、6時半から7時までぐらいで1名、7時から7時半まで5名、7時半から8時まで19名、8時から8時半まで122名というふうに乗っております。まあ朝の出勤帯については、菊陽町では4時半頃1人来る人がいると聞いたので、まあ朝の時間帯については、あまり問題ないと思います。ただ問題なのは、夜の退庁時間です。ちょっといただいた資料を読み上げます。22時から24時まで3名、22時から22時59分まで8名、21時から21時59分まで4名、20時から20時59分まで10名、19時から19時59分まで30名、18時から18時59分まで44名、17時30分から17時59分まで36名ということで、基本的には8時以降の残業者がいかに多いかなということと、普通は5時半には終わるのであると、7時以降は考えても少し多い職員が残業しているんじゃないかということで、この資料をもらって感じたところです。

そこで、こういう夜12時まで仕事をしている職員が3名いるということですので、やっぱり翌日の仕事に支障を来すかもしれません。どちらかというブラック企業に近い感じがあると考えてもいます。一つのれいですが、6年前に熊大教育学部を卒業した私の知り合いなんですけども、県北の進学校に赴任したら、朝課外があり、学校に行くために朝5時頃には起床し、それから用意し、6時頃朝課外に間に合う。夕方は夕課外と校長から専門外部の顧問をしてくれと言われて帰宅時間は夜の10時に帰るという生活を昨年までしていましたが、今年からは県立高校では課外授業をなくしたため、本来の授業ができると話していました。これは働き方改革の良い例だと思います。その代わり、光の森駅は6時、7時ぐらいはもう高校生が通勤のために列車を3本待たなければいけ

ないというふうな話も聞きました。企業は人なりと言われていて。また、学校は、校長が変われば生徒の生活態度も、学校自体も変わると、そういう事例も見てきました。

町長は、町民のために365日24時間働いてもらっておられることについては感謝しておりますが、しかし、まずは町長の庁舎内での働き方改革が必要だと思います。職員は仕事中は緊張感を持って働いて、でも、役場を退庁したら自分自身を高めるため、自分のための趣味や家族のための時間を使うことができるよう環境整備を町長は作ってやるべきだと思っております。退庁し、リフレッシュができるようにしてやるべきだと思います。

今の町長の働き方では、職員は働き方はなかなかできないのではないかと思います。私自身。ある町の町長は、仕事が片付いたら6時半前には退庁すると言われてました。自分が早く退庁すれば職員も早く帰れると言われてました。今現在、大津町には多くの住宅が建ち、企業進出も多くあり、人手不足と町長は言われているが、そのことも踏まえての働き方改革をすべきであると私は感じます。

今後、男性職員の育児休暇も基本的にはならないといけない時代に入ってきます。そこで、町長に2つの取組を実現してほしいと思います。今現在、大津町では木曜日にノー残業デーというのがあり、良い取組であると私は感じております。

そこで一つ目は、来年度にあと1日、ノー残業デーをぜひとも取り組んでもらい、週2日ぐらいはノー残業デーをすることによって随分と職員にとってはリフレッシュになるんじゃないかとおもいます。

2つ目は、ソニーなどとか大手企業関係はもう終業時間が変わらないんですけども、週休3日制というふうな部分になってきて、始まっている企業もあります。

町長自ら残業を減らし、職員の残業時間は24時間から30時間以内に私は抑えるべきだと思います。ただし、決算予算時期は例外として取り組んでもいいと思います。特に私がお願いしたのは、子育て中、小学校に入る前の親と親の介護を必要とする職員には就業時間が過ぎたら職員は自宅に帰り、その時間に子育てや介護につけるように仕事内容の部分についても配慮をすべきだと思いますが、町長の見解をお伺いします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の町職員の働き方改革についてお答えいたします。

一般的に言われる残業というのは、私にはあまり当てはまらないところもあると思いますが、しっかり早帰りとメリハリということだというふうに受け止めました。御心配等いただきありがとうございます。

そこも踏まえてなんですけども、人口増加、行政需要の多様化や国からの権限移譲などによる業務量の増加に伴い、公務員の業務量は増加している状況にあります。おっしゃるように、長時間にわたる残業は、生産性・効率性の低下を招くだけでなく、職員の心身の健康にも影響を与えるものと認識をしております。職員のパフォーマンスが落ちれば、住民サービスの質にも直接的な影響を及ぼすことが懸念されるために、ワークライフバランスを高めることは庁舎内にとどまらず、町にとっても大切なことだと考えております。

一方で、残業がしくてやっているのではなく、残務があるために残業せざるえない状況にあると認識をしております。特に昨今はT SMC関連の開発や、それらに伴う人口増などが各課の業務にも影響を大きく来しております、日中は問合せや現場対応、夕方以降によりやく通常業務に着手できるようなケースも増えているような状況でございます。

業務がひっ迫している状態の職員に対して、状況を勘案せぬままに一方的に早帰りや有給取得等を勧奨しても逆に休み中も心が休まらなかったり、さらに業務がひっ迫して別日の残業が増えたりということになりかねません、預かった組織、あるいはチームが理想的に機能していないのに必要なサポートを行わずに早々と帰宅するのは、役割の放棄であり、そのような姿勢では生産性の向上も職員さんの心身の健康上も望むべくもないというふうに考えております。そこで、やはり大切なのは、各課や係内での業務の分担・サポート体制や上長のマネジメント、あるいは業務プロセスの見直し、研修・O J Tを通した職員自身の生産性向上を図ること、そして、それらを織り込んだ上での適正な人材配置を行うことであると考えております。もちろん、こうした先を見据えた仕組みの変化を進めていくためには一時的に業務が膨らむ部分もありますが、組織体制整備を進めながら、私自身のパフォーマンスもしっかり上げていきたいというふうに思っております。

一方で、こうした中でも、今年7月の職員1人当たりの定時以降の在勤時間の平均は約2.1時間、業務量調査に着手した令和3年度の平均が約2.3時間ですので、現在は改善の傾向に向かっているというふうに考えております。

そうした中で、さらなる改善に向けては、今年4月に時間外勤務の縮減にかかる指針を策定し、時間外勤務の上限として法の定める月4.5時間、年間360時間を、改めて職員へ周知し、定時で退庁しやすい職場環境の確保にも取り組んでいるところです。また、総務課によるI Cタイムカードでの退庁時間のデータ管理をはじめ、毎週木曜日を一定のメリハリを付けるためのノー残業デーに設定し、定時退庁の徹底を呼び掛けるとともに、課長会議において、管理職による所属職員への指導要請も行いながら、残業が多い部署については総務部による課長ヒアリングを実施し、残業の多い係や係員を相互に確認するとともに、業務改善の余地がないか等の協議も行うなど、実効性のある監視と管理職による指導を通した時間外勤務削減のための体制整備を進めております。

しかしながら、町を取り巻く環境として、半導体関連企業の進出、空港アクセス鉄道の延伸、肥後大津駅周辺整備、民間開発の急増などのハード面の事業量増加もあり、近年の社会情勢の急激な変化に伴う今後の業務量増加は避けられない課題と言えますので、このような環境の変化に備えるため、昨年12月に職員定数を242人とする条例改正をお願いしたところです。職員数に関しても増やしていきたいところですが、なかなか採用の関係ですぐに増やすことも難しいような状況ですので、しっかりとこの大津町で働いていただける仲間探しというか、職員も増やしながら進めていきたいというふうに思っております。

今後は、昨年度までに実施した業務量調査でも示唆のあったI C Tの活用やアウトソーシングによる業務改善、事業の廃止や一部縮小も含めた事務事業の見直しによる業務総量の縮減、また、職員組合とも協議しながら残業時間の縮減に向けた全庁的な機運の高揚と、職員個人の意識改革も併

せて進め、働きやすい職場環境づくりを実現するため、男性の育児休暇取得の推進、未就学児の子を持つ職員が短時間の勤務ができる「部分休業制度」、家族等の介護に従事する職員が介護休暇や短時間の勤務ができる「介護時間の制度」などを引き続き周知するとともに、子育てや家族の介護を行う職員に対する周囲の理解を醸成しながら、仕事と家庭の両立・調和、職員の健康の維持に取り組んでいきます。

○議長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 今、町長のほうから前向きな回答が得られました。やっぱり、特に育児はもう今は2人家族というか、昔はじいちゃん、ばあちゃんが手伝ってくれたけど、今はなかなかいないんで、やっぱりそういう意味では、男性親もやっぱり育児については協力して夫婦で子育てをやっていかなければいけないので、そういう取組についても前向きに役場内で検討していただきたいなと思います。

これで、今回の質問は終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時5分より再開します。

午後1時54分 休憩

△

午後2時05分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

御承知のとおり、半導体製造工場のTSMCの進出に伴いまして、とりわけ熊本の宝とも言える、また、100万人の命の水と言われる地下水の大量取水が大変心配されているところであります。地下水の水位の低下あるいは涸渇、それと同時にその水質の安全性の確保が何としても、これは確保しなければならぬと、そのために今回の質問を行うところであります。

熊日新聞の報道でも熊本市内の井戸から14か所と言われておりますが、いわゆる暫定指針値を超えるPFASが検出をされ、県のほうも熊本市以外の市町村で検査すると言われておりますが、こうした県がやろうとしているPFASの検査についてのその内容をお伺いすると同時に、この大津町内でも地下水の検査がぜひとも必要であると。そのように考え、質問をするところであります。

資料1をお願いします。

皆さん、PFASについては御承知かと思いますが、改めてPFAS有機フッ素化合物とはいったいどういうものかについて、触れさせていただきたいと思っております。

有機フッ素化合物、OECDにおいて、少なくとも4千700種以上のこうした化学物質が特定をされていると言われております。その内、代表的化学物質として、PFOS、それからPFOAと、この中の2つについては、人体に悪影響を及ぼすということで、現在では国際条約で製造、使用、そしてまた輸入が禁止がなされているところであります。しかしながら、そのほかにもこうし

たPFASの材料があるわけでありますが、使用例として、身近なところではフライパンなどのコーティング剤、あるいは界面活性剤、金属メッキ処理にも使う、そして国内でこのPFAS問題が問題視されたきっかけというのは、いわゆる泡消火剤、それから半導体で製造におきまして、このPFAS有機フッ素化合物が大量に使われるということで話題となってきたわけであります。

現在、日本の国内では、水質管理の暫定目標値がPFOSとPFOA合計で1リッター、リッター当たり57ナノグラム以下となされておりまして。

既にアメリカでは、そのPFASの人体に及ぼす影響を考慮して4ナノグラム以下を目指す、という方針が示されて、ヨーロッパあたりでもこうした厳しい基準がつけられようとしたしております。

国内では、東京や沖縄の米軍基地周辺で高い濃度が検出されました。こうしたところでは、いわゆる航空機事故を想定して、泡消火剤を大量に使ったと。それが高い濃度の原因であるとはほぼ推定がなされているところであります。

また、大阪市の地下水では、地下水としてはPFAS濃度が全国一高い値が出て、その原因として、大阪空港、やはり空港関係、または近くにはダイキン工業がございまして、こちらダイキン工業でもこうしたPFASを使っていると、それが発生源ではないかと言われております。

そして、私たちのこの熊本市でも植木町の轟地区やまた中央区の九品寺で目標値の2倍、最大で377ナノグラムが検出されたということで、この熊本でそういった高い濃度のPFASが検出されるということが明らかになって問題とされているわけでありまして。

そして、このPFASがなぜ問題かということ、永遠の化学物質だと言われております。一旦このPFASが自然界に放出をされると、自然界では分解されない。ずっとそのいわゆる人間にとっては毒性がずっと続いてしまう。そして、一旦生物、まあ人間の体内に取り込まれるとこれが排出しにくい、人の体内にですね、蓄積をしやすいということで問題とされているわけでありまして。

欧州連合の環境保護方では、確かな健康リスクとして、甲状腺の疾患、コレステロール値の増加、肝臓や腎臓障害、精巣がん、腎がん、まあ低出生体重児、乳房発達遅延など、こういった人間の健康に及ぼす悪影響が指摘がなされているところであります。

こういった今まで熊本ではその考えられなかったようなPFASの検出であります、ここにきて、いわゆるTSMCで半導体製造工場では、問題となっておりますPFOS、PFOAは多分使われないと思いますが、それ以外のPFASが使用されることは間違いありません。

じゃあどの種類のPFASを使うのかということ、いまだ企業秘密とされているわけでありまして。

そこで、大津町としてもTSMCが創業を始める前に現在の状況を把握をする必要がある、TSMC以外にもこれは県内、あるいは町内でこうしたPFASを使っている企業もあるかと思っておりますので、町民の安全・安心を確保する。何よりも命の水を絶対守ると、そういう意味から町としての対応をお尋ねをするところであります。

1 問目の質問をこれで終わります。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の命の水の汚染がないように、地下水の安全性の確認とチェック体制についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、環境省や都道府県等が実施した調査において、河川や地下水等の水環境で有機フッ素化合物の一種である「PFOS」、「PFOA」が、国の暫定目標値50ナノグラムパーリットルを超過する事例が確認されております。

まず、県内の調査結果ですが、熊本市においては、14か所の井戸で暫定目標値を超えていることが判明、さらに検出した地区の範囲を広めて調査したところ、新たに17か所の井戸でも国の基準値を上回っていることが判明しております。

また、合志市でも、国の暫定目標値より濃度は下回ってはいるものの2か所の配水池でPFOAが検出されています。

有機フッ素化合物は、議員からありましたとおり、生体内に蓄積されやすく、有害性が問題視されています。一方、国内において、PFOS、PFOAの摂取が主たる要因とみられる個人の健康被害が発生したという事例は、現在のところは確認はされておられません。

しかしながら、予防的考え方に立って、PFOS、PFOAは国際条約により廃絶等の対策が取られ、国内法においても製造・輸入等が原則禁止をされています。

また、厚生労働省では2020年にPFOS、PFOAを水質管理目標設定項目に位置付け、当時の科学的知見に基づき安全側に立った考え方を基に、飲料水中のPFOSとPFOAを合計した濃度が暫定目標値である50ナノグラムパーリットルを超えることがないように、水道事業者による管理をお願いしているところです。

熊本県では、本年6月の県議会一般質問で、「科学的調査に基づく事実を示すことが重要」とした上で、県内の地下水や河川の流れを考慮した上で、熊本市以外の13市町の中から17か所を選定し、調査を始めると答弁がなされおまして、大津町内においても1か所が調査の対象となっております。

さらに、県では、半導体関連企業の集積等に伴う環境の変化を客観的かつ科学的に把握するために、企業の集積前である、この夏から来年の11月にかけて環境モニタリングを行い、その後も、工場の稼働に応じて随時実施し、専門家で構成する委員会において結果を検証・共有される予定であります。

また、現在私が企業長を務めている大津菊陽水道企業団でも令和2年度から企業団全体の3割強を配水している立野水源において、PFOS、PFOAの検査を実施していますが、検出は今のところされておられません。

こうした中で、来年度からはさらに大津町内の配水池10か所でも同検査を行う計画ですので、熊本県の検査結果と併せて、町としても企業団と情報を共有し、対応を協議していきたいと考えております。

いずれの結果が出ましても、PFASのうち、特に健康において懸念されているPFOS、PFOAにつきましては、住民の皆様の不安に寄り添い、透明性を確保するためにも、適切に情報を発

信していく必要があると考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 皆さん、こんにちは。私からは、荒木議員からも説明がありましたが、PFOS、PFOAについて御説明させていただきます。

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称してPFASと呼び、OECDでは約4千700万の物質、それ以外では1万種類以上の物質があるとされております。その中でも幅広い用途で使用されていたのがPFOS、PFOAになります。PFOSは半導体の製造や泡消火剤などに、PFOAはフライパンのコーティングや界面活性剤などに広く使用されています。

この2つには難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、現時点では、北極圏なども含め世界中に広く残留していると言われております。

仮に、環境への排出が継続した場合には、分解が遅いため地球規模で蓄積され、環境や食物連鎖等を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼすことから、国際条約や国内法において予防的対策が取られています。

国内では、現在得られている健康影響等の情報や公共用水域等における検出状況等から判断して、PFOS、PFOAを直ちに水質汚濁に関する施策を講じる必要がある水質環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努める必要がある要監視項目に追加し、暫定目標値を50ナノグラムパーリットル以下としています。

また、人の健康への影響では、発がん、コレステロール値の上昇、免疫系などとの関連が報告されていますが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては、未だに確定的な知見は得られていないため、国際的にも様々な検討がなされているところです。

国内でも環境省と厚生労働省とが連携して、最新の科学的知見に基づき専門家による検討が進められていますが、東京都では多摩地域の住民のPFOS、PFOAを合わせた血中濃度が全国平均より高かったことなどもあり、社会的に有機フッ素化合物PFASが注目され、暫定目標値の厳格化を求める声も上がってきています。

これらのことを踏まえまして、環境省は、2024年度の概算要求にPFAS関連予算を盛り込み、PFASの有害性の調査・研究を本格的に行い、海外で基準が厳しくなっている河川や地下水等における暫定目標値の50ナノグラムパーリットルの見直しについても検討を行うようですので、経過を注視してまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 有機フッ素化合物の危険性というのは、体内にずっと蓄積されて排水をされない。それがどんどん体の中に溜まっていくと、血中濃度が高くなる。それが人間の体の異常につながると言われております。熊本県内では、あの水俣病がですね、有機水銀の蓄積によって引

き起こされましたが、当初は、その有機水銀が公害を引き起こしたということが企業も国も認めなかったという苦い経験がございます。そういう意味でですね、このPFASについては、念には念を入れて調査をしていただきたいということで、一つだけお伺いしますが、熊本県が町内1か所というのは、具体的な場所が特定されているのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 再質問にお答えします。

県の計画では、場所は特定されていると思いますが、現在のところ公表はされておられません。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 分かりました。現在、分からないということですので、場所については分かり次第公表していただきたいと思います。

泡消火剤等はですね、空港等でも結構使っているということですので、熊本空港周辺でもそういう心配もがございますので、ぜひ情報が公開されるようお願いしときます。

続きまして、2番目の質問に移ります。

公共交通空白地域にAI利用の乗合タクシーと、それから既存の乗合タクシーにもAI導入で利用者増を進めるべきではないかという質問であります。

2-1をお願いします。

今年度開かれました地域公共交通会議の答申の中で、大津町のまちなかエリア、いわゆる中心エリアにおける巡回バスの実証実験が始まるとされております。私もこの巡回バスについては一歩前進だと評価をしているところであります。

こちらのまちなかエリア巡回バスルート案を御覧いただきたいと思います。

御承知のように、東側は吹田団地から旧57号、旧道を西側に向かって走り、現在は菊陽町になりましたが、セントラル病院を經由し、バイパスから大津駅南口で、それからイオン温泉の前の通り、最終的に大津町役場に来ると。これが右回り、左回りで巡回をするということで、いわゆる大津町の中心部の東西の動きがですね、移動がこの巡回バスによって、特に運転をなされない、普段運転がなされない方、高齢者の方、あるいは障がいのある方、運転免許証を返納された方にとっては朗報であるかと思えます。実証実験がぜひ多くの人利用がなされることを祈っております。

次の2-2に移る。

失礼しました。今回の質問の大きなポイントは、これ私が書いた概略図であります、今回の東西巡回バスですね、東西における巡回バスで、町の中心部は大体カバーがなされるかと思えます。吹田団地から町の中心部、それからバイパス、この黄色い枠内の人にとっては、この巡回バスを利用することが可能かと思えます。

一方、一番問題なのは、この大津町中心部の上井手から北側のエリアの人たち、それから、57号バイパスの引水森周辺ですね、南側のお住まいの方。この3つの地域あたりが公共交通の不便、空白ではありませんけど、非常に不便なエリアになってしまっているということでもあります。

御承知のとおり、乗合タクシーが大分普及をいたしまして、町の周辺部からこの町中心部に乗り

入れをすると。中心部への乗り入れはかなり乗合タクシーによって解消、まあ十分ではありませんけど、解消しつつはあるかと思えます。

そこで、私はこの公共交通不便空白エリアの方々に対して何かのですね、その運転できない方、交通弱者の皆さんの移動を確保しなければならないと思ひ、質問をするところでもあります。

そして、この交通不便エリアのところではバスを回すのはちょっと現実的ではないと思うわけです。現在、北部と南部のほうに産交バス等が通っておりますが、まあ1時間に1本あればいいほうだということ、また、バス停まで500メートル以上歩かなければいけないというような所がこの空白エリアだと思うわけでもあります。

そういう意味でですね、AIを利用したデマンド型タクシーですね、この例えば、楽善日吉ヶ丘、あるいは美咲野あたりでも高齢者もこれからだんだん増えてまいります。こういった方々が街中の例えば、セントラル病院に行きたいと言っても簡単には行けない。なんせ山坂がございますので、歩いていくにしてもですね、高齢者にとっては現実的ではないと思うところでもあります。

そして、こういった空白エリアのところではデマンド型のタクシーを導入したとしても、現在の乗合タクシーのシステムではですね、かなり費用対効果が見込めないと思うところでもあります。

県内では荒尾市が市内全域でこうしたAIの乗合タクシーを導入し、確か市内であれば300円で、例えば、美咲野からセントラル病院で指定すれば300円で移動ができると。こういう仕組みになっているそうであります。AIを導入することによって、乗合率も高まると。また、待ち時間も短縮されると。そういう利点があるかと思ひますので、こうした空白エリアに対する住民の皆さんの利便性ですね、何とか解消できないかということで町長に質問をするところでもあります。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 荒木議員の質問にお答えをいたします。

本町の公共交通につきましては、学識経験者や国・県、交通事業者、町内団体の代表者などで構成します地域公共交通会議での議論を踏まえ、令和4年9月に策定しました、大津町地域公共交通計画に基づき、地域の実情に応じた適材適所の公共交通サービスの構築を進めております。本計画では、多様な公共交通がそれぞれの役割を果たしながら相互に支え合う持続可能な公共交通ネットワークを構築するとして、乗合タクシーは町外外部の居住地から中心市街地までの移動を支える役割として位置付けております。また、身体状況により運転や公共交通機関の利用が困難な高齢者に対しましては、外出支援タクシーにより、タクシー料金を助成し、支援を行うこととしております。

また、まちなかエリアでのAIオンデマンドタクシーの導入につきましては、以前から町としても検討をしており、公共交通会議でも実施を検討しましたが、現時点の大津町では既存の公共交通との整合性を図ることが難しいという結論に達したところでございます。また、AIデマンドタクシーそのものの導入に関しましては、町のタクシー事業者の車両数などを踏まえますと導入の費用対効果や利便性を高めることが難しい状況でございました。

具体的な事情を少し御説明しますと、大津町では各社の車両及び運転手も限られていることから現状はタクシー会社3社でエリア分けをして運行地域をそれぞれで担当し、各社で電話受付を行う

方式をとっております。

したがって、各社それぞれにA Iによる受付システムを導入するか、別途オペレーターを雇用して統一したA I受付システムを導入する必要があるため、かなりの額の初期投資及び運用経費が必要となります。

また、一括した受付システムを導入する場合にも、事業者もエリアも3つあるため、既存のA Iタクシー配車のシステムのままではオペレーションが成り立たないという事情もございます。

また、過去に試算したところ、仮に町内の事業者とエリアが一つであったとしても、現在程度の利用頻度では、A Iによる相乗り率向上や最適なルート算出にも十分な効果が見込められず、費用対効果の面でも実施がなかなか難しいという結果になりました。

しかしながら、今後の利用者増やA Iシステムの進化などによる環境変化も期待できますので、改めて、あれからしばらくたっておりますので、事業者へのヒアリングなどを行い、大津町の現状を踏まえた上でより良い方策があるかを確認したいと考えております。

その上で、技術・オペレーション的に実現可能で、現在のやり方よりも費用対効果の向上が見込め、さらに住民の皆様の利便性向上につながるのであれば、それは導入を検討をもちろん考えたいというふうに思っております。

また、あわせて、実証運行を行いますまちなかバスの普及促進に併せて、乗合タクシーにつきましても改めて広く周知し、乗合率の向上など、公共交通サービスの推進をしていきたいと考えております。A Iなどのデジタル技術の発展は日々進んでおりますので、引き続き様々な分野で導入・活用ができないか調査・研究を進めていきます。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） お答えをさせていただきます。

本町の乗合タクシーの利用者については、現在、月約1千人、その9割の方が70歳以上の高齢者となっております。町内の医療機関への通院、あるいは店舗への買物などに利用されているような現状でございます。

運行便につきましては、町の中心部行きと指定された地域行きでそれぞれ1日4便ありまして、迎えに来る時間の1時間前までに電話で予約をいただくというような仕組みになっております。

現在の乗合率はですね、1.46で、約2割が2人で相乗り、約1割が3人以上ということになっておりまして、7割の方が1人での利用というような現状でございます。事業は町内タクシー事業者3社に委託をしております、それぞれ北部・中部・南部のエリアを3か月ごとに入れ替えて、それぞれの事業者の電話予約オペレーターが相乗りの調整をされておるような現状です。

対象エリアにつきましては、路線バスの利用が困難な高齢者・障がい者の移動手段を確保し、公共交通における地域間格差の是正を図ることを目的に、令和2年4月に、町の北部・南部の全域化、それから、大津東区への導入拡大を行いまして、一方、現在対象エリアに含まれていない高齢者や障がい者の方は外出支援タクシーなどの福祉的な視点で支援を行うこととしております。

AIのデマンドタクシーにつきましては、先ほど議員のほうから御紹介がありましたように、荒尾市が実施しているような事例もございます。

そういったAIの配車システムについては、それを活用することで、相乗りを前提としつつ複数の予約をリアルタイムで効率的に配車することが可能となります。

町内の乗合タクシーにAIを導入することでオペレーターが不要となり、複数の予約に対して、相乗りまでの最適なルートや効率的な配車が可能となりますけれども、導入に関しましては、先ほどいろんな課題があるということで、町長のほうが申し上げたとおりでございます。

したがって、まずは、実証運行を行いますまちなかバスの普及促進に併せて、乗合タクシーにつきましても通いの場などで高齢者を中心に積極的な情報発信を行うことで、乗合率の向上など、公共交通サービスの推進を進めてまいりたいと思っております。

なお、AIなどのデジタル技術につきましては、他の自治体の実証運行の状況などを広く情報収集を行い、タクシー事業者とも協議を行いながら効果的・効率的な公共交通体系を構築していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 今年度から、10月からはですね、まちなかエリアにおいてこの巡回バスが実証実験が始まるわけですから、もちろんその実証実験のですね、経過も見ながら検討すべきだとは、私もそう思います。

しかしながら、今、答弁でありましたとおり、この公共交通の不便、実際はもう空白上京にあるということはお認めになるかどうかちょっと確認をしたいと思います。

室小の周辺、それから日吉ヶ丘楽善、美咲野周辺、引水森周辺、路線バスを利用、多分便数が少ないとまたバス停までとても歩けないという山坂の中ですね、この空白で超不便であるということはお認めになるかどうか、一つお答えいただきたいと思います。

それから、外出支援事業も確かにございます。大津町は割りとその外出支援事業は割と充実していると思いますが、対象となる人は、自力で歩けないような、非常にちょっと障がいがある方が多いとこれは事実上利用ができない、そういうことであります。高齢者であっても自分で歩ける人はこの外出支援事業は対象外という、大多数の人は高齢者の方は対象外となって、実際は利用できないということを確認をしておきたいと思っております。

それからですね、荒尾市のオンデマンド型乗合タクシーが3年目になったそうであります。おもちゃタクシーという名前であるそうですが、荒尾市がそうですね、この市内全域を対象にしたこうしたタクシー事業を始めたということは、対象者がやはり圧倒的に高齢者、もしくは障がいがある方などが中心であります。荒尾市の教訓というのをちょっと調べてみましたら、市の担当者がですね、社会福祉協議会などと協力をして、高齢者の集まりとかあるところでですね、職員が出かけて行って、ひざ詰めでどういう要望があるのかと。交通移動に対してどういう困りごとがあるのか。恐らく徹底して話し合いをして、1回聞いただけでということではなくてですね、定期的にこうした社会福祉協議会などと合同して、ニーズをきちんとつかむと、このことを徹底してやられたという

ことであります。

荒尾市でもいわゆるバス会社への補助金の増加が問題となっているわけでありまして。そして、どういうふうにも、輸送人員がどんどんバスになかなかみんな乗らないという状況があるということですね。そんな中ですね、公共交通事業への補助金額の軽減には、効率的な公共交通サービスの提供だけでは不十分であると。こういう交通手段をやれば人が増えるのではないかとただでは不十分であって、ソフト対策であるモビリティの要望ですね、そうした調査をやることによって、利用者確保、利用者が要するにタクシーを導入してもなるべく乗合でたくさん利用してもらわないと効果が出ないということで、財政部局とですね、そういう町民のニーズを共有をして問題意識を持ったということでもあります。

そこでもう1点お聞きしますけど、高齢者の方がこうした公共交通にとって一番困っていらっしゃることはもうだれもが認めるところだと思いますけど、今言ったように、地域に出かけていって、実際当事者の方々のニーズをもっと徹底的に把握をすると。そういう努力が今求められているのではないかとということで、先ほどの件とその町民ニーズの把握について、2点について、再度お尋ねをいたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） はい。2点御質問あったかなと思います。

まず1点目が、公共交通での不足エリアということで、先ほど説明をされたときに公共交通の不足エリアということで説明があったかなというふうに思っております。今、これまでですね、公共交通のあり方については、いろんな事業者等を中心とした公共交通会議という法定協議会で議論してきました。その中で政策として決定していくんですが、おっしゃいますように、その前段として町民のニーズをどう把握しているかという話がございまして、先ほどの中心部と、いわゆる乗合タクシーのエリアの狭間にあるいわゆる公共交通の不足エリアということで書いていらっしゃいましたが、その方たちについては、いろんな意見を聞くような機会を設けたいと思います。その辺を踏まえて、いろんな意見を聞く中でどういうふうな仕組みづくりができるかということで法定協である公共交通会議の中に諮って政策決定をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 今回、10月から実証実験が始まりますまちなかエリア巡回バスルートと、このことは、私も評価していると先ほど申し上げましたが、委員会の中でも意見がたくさんありましたが、実際にこの不便な目にあっている人たち、住民の声がきちんと反映されていないんじゃないかと。地域公共交通会議では、事業者、あるいはその関係者の意見だけが通って、実際に不便を被っている町民の声が反映されていないのではないかと意見が多かったわけでありまして。そういう意味でですね、今回の実証実験を契機に、公共交通の不便空白エリアに住んでおられる方々の意見をですね、きちんと聞いてそれに答える政策が進むことを求めてですね、次の質問にまいりたいと思います。

3点目はですね、学校給食費の無償化について質問をいたします。

学校給食費の無償化は、これまでも同僚議員が少なくとも6人給食費の無償化について質問がなされているかと思えます。もちろん、私も学校給食の完全無償化を理想としてそうなってほしいと願ってはおりますが、いきなり完全無償化、あるいは町独自で完全無償化するというのは、かなり難しいのかなというふうに思っておるところであります。

そこで、この質問では、お隣の菊陽町がですね、まず月1千円の給食費の援助を開始されました。私はですね、子育て支援は後れを取ってはならないということで、今回質問をするわけですが、御承知のとおり、岸田政権がですね、異次元の少子化対策ということで、わあこれは異次元だから、今までとても政府がやろうとしなかったことが実現できるのではないかと淡い期待を持ったところですが、実際は、財源が示されない。具体的な方策が示されないということで、本当に非常に残念な少子化対策となっていると思えます。

そこで、そういう中でですね、お隣の菊陽町が一部援助を始めたということでもあります。

そこで、まずお尋ねをしますが、保育の副食費、それから小学生・中学生の完全無償化の対象人数と予算額はどのくらいになるかということをお尋ねをしたいと思えます。

それから、菊陽町にならってですね、1人1千円、1か月ですね、補助をした場合の予算額は大体どのくらい必要なかと、そのことをちょっと明らかにしていただきたいと思えますので、お尋ねをいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の給食費の一部援助についての御質問にお答えをいたします。

趣旨としましては、無償化を前進させるべきじゃないかということと、月1千円の援助はそんなに難しいことなのかということをお尋ねを踏まえて答弁させていただきます。

まず、給食費の無償化につきましては、少子高齢化が叫ばれるようになって久しい中、また、コロナ禍で合計特殊出生率が、過去最低となったことで、このまま少子化が進めば、国の存続に関わる重大な危機に直面するとの認識に基づき異次元の少子化対策の中でも検討が明記され、国全体で取り組んでいくべき課題の一つとして捉えられるようになりました。

町議会でも度々この問題を取り上げていただき、様々な形での御提案をいただいております。

給食費の無償化に関しましては、これまでの答弁の中で、私の考え方を述べさせていただいているところですが、町の現状として、先日の議会全員協議会で新たな財政シミュレーションの材料をお示ししましたけども、今後5年から10年ほどだけを見ても、取り組まなければならない事業とそのための財源の確保につきまして、大変厳しい状況が続くことが見込まれております。

その中でも、特に教育環境の整備につきましては、熊本地震からの復興等でこれまで先送りにされてきた経緯もあり、厳しい財政事情といえども何とか財源を捻出しながら、子供たちに安全安心で快適な教育環境を提供するために最優先で取り組まなければならない課題と認識をして進めてきました。

先ほど議員からも子育て支援は遅れをとってはならないというお話がありましたけども、こちらに関しても、特に学校整備に関しまして、私の就任直後から建設計画、立て直しの計画を立てても

らいまして、その手始めとして、本年度から大津中学校の大規模改修や護川小学校の屋根改修に着手しております。一方、今後も南小学校や東小学校の建て替えあるいは大規模改修、さらにJAS M進出の影響で想定される児童数の大幅な増加に伴う学校施設の増改築、給食センター自体の整備等、学校関連施設の整備については着実に進めていかなければならないものと考えており、その財源も必要であると認識をしております。

今回、荒木議員からお隣の菊陽町の事例を参考に、毎月1千円ずつを助成してはどうかということですが、本町で同様の助成を実施した場合、本年度5月の時点で小学生2千507人、中学生1千257人が対象となり、年間で約4千万円の新たな財源が必要となります。

これに保育所等の副食費を含めて実施しますと対象者は836人で約1千万円となり、総額で約5千万円超の財源が必要となります。

なお、御参考までにですが、給食費全額の無償化を想定しますと小・中学生の給食費分だけで年間約1億8千万円、さらに副食費分を加えますと2億3千万円ほどの財源が必要となります。

もちろん、町の一般会計予算の総額からしますと月一人1千円の補助、年間5千万円の補助は意思決定をし、議会の議決をいただければ実現は不可能ではないと考えておりますけども、当該予算はすべての町の施策を実現するための財源でもありますので、そのためには施設の整備も含めて何かしらの事業、あるいはサービスを取りやめるか、先送りにするかの基本的には2通りしかないというふうに認識をしております。

もちろん町としましても、中長期的視点に立った企業誘致等による税収増、あるいは、ふるさと納税の取組など、歳入の増加が交付税の減少につながらない方策による財源の確保も進めており一定の成果も出ております。しかしながら、先に申し上げました様々な課題への取組を踏まえますと、給食費及び副食費の一部無償化につきましては、現時点では、限りある財源を優先的に配分して取り組める状況にはないものと考えております。

一方で、給食費を含む就学に係る費用の負担が困難な世帯への支援につきましては、これまでの答弁でも申し上げておりますとおり、就学援助制度をプッシュ型で最大限活用しているところでございます。

また、本年度から町独自でスクールソーシャルワーカーを配置しておりますけども、保護者が抱えている様々な問題の対応の中でそうした支援制度の活用を図っておるところでございます。

さらに、昨年度に引き続いて物価高騰のあおりを受けて値上がりがつづいている給食用の食材費について、国からの交付金を財源として補助金を交付することで、保護者負担の軽減と給食の質を落とさずに安定した給食の提供を継続できるよう取り組んでいるところであります。

今後とも異次元の少子化対策で検討される給食費無償化に関する国・県の動向を見極めながら、町として可能な支援にしっかりと努めていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、私のほうから荒木議員の給食費の一部助成について御説明をさ

せていただきます。

町長答弁にもありましたが、給食費の実質的無償化となります就学援助制度につきましては、令和2年度の時点では370人でした。それから、令和3年度、非課税世帯へのプッシュ型案内通知の送付を始め令和3年度におきまして465人と約100人増加し、令和4年度では497件が認定されている状況です。

本年度、令和5年度の8月中旬時点でございますけれども、473件が認定を受けられている状況です。

こうしたことで、対象世帯の約8割以上の方が認定を受けられており、就学援助制度が着実に定着していることが数字的にも裏付けられております。

また、本年度から町独自で配置しておりますスクールソーシャルワーカー等の活動により、困窮されている世帯を取り残さない、よりきめ細かな支援につなげ、子供たちが安心して学校に通える環境整備に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 資料3をお願いします。

給食費の無償化について、就学援助をきちんと徹底をするということで、プッシュ型で対象者に対して就学援助で給食費の無償化が進んだことは大いに評価をいたしております。しかしながら、就学援助の基準というのは、生活保護の基準でありまして、そのすれすれのところで漏れた人たちこそ最も大変な経済的には負担が大きいということを言わなければならないと思います。進んだところでは、生活保護基準の2割増しの水準までこうした就学援助を拡大しているんです。これまでも求めてまいりましたが、大津町はいまだに生活保護基準の1.0倍としか認めないということになされておりますので、その点はぜひ2割増しまで広げていただきたいと思います。

それから、菊陽町で1千円の補助ができたということで、これは比較をいたしました。かつては大津と菊陽は張り合っていたわけですが、もう現在では菊陽のほうが人口も多い、財政規模も大きいということになってまいりましたが、しかし、財政力指数は大津が0.76、菊陽が0.97ということで、菊陽が近々1を超すだろうと言われておりますが、しかしながら、財政力は大津町もかつて1ぐらいの時がありましたけど、普通地方交付税が減らされますので、あまり大きな財政力的メリットはないわけでありまして。そういう中ですね、一番下のいわゆる14歳、中学3年生まで給食費を補助した場合、全員です。1か月1千円やった場合、大津町で6千509万円、菊陽町で8千202万円と、大津町で言えば、ただいまの説明では約5千万円あれば月1千円の補助ができるということでありまして。決して、大津町でできない金額ではないということをお願いいたします。

そういう意味ですね、学校の施設整備もちろん大切ではありますけど、子供1人、小・中学校までいきますと、大体50万円ほど給食費の負担があるわけです。2人育てれば約100万円、そういう意味ですね、少子化の原因がこうした経済的理由が一番大きいわけでありまして、菊

陽町でできたこと、そして、大津町でも決して無理な財政ではないということを申し述べてですね、引き続きこの問題をですね、実現できるよう私は追及をしてみたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後 3 時 0 4 分 散会

本 会 議

一 般 質 問

諸 般 の 報 告

- 大津町議会議場執行部席の変更について

令和5年第10回大津町議会定例会会議録

令和5年第10回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

令和5年9月13日(水曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	9番 豊瀬 和久
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 飯塚 彩菜
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 総務部総務課主幹兼行政係長 吉良 元子 副町長 工藤 あずさ 兼法制執務係長 総務部長 藤本 聖二 教育 長 吉良 智恵美 住民生活部長 木村 欣也 教育 部長 羽熊 幸治 健康福祉部長 坂本 光成 教育 部次長 百田 止水 産業振興部長 村山 龍一 農業委員会事務局長 梅田 博隆 都市整備部長併任工業用水道課長 西岡 多津朗 総務部総務課長兼選挙管理委員会書記長 村山 博徳 総務部財政課長 大塚 昌憲 会計管理者兼会計課長 中井 雄一郎

議 事 日 程 (第 3 号) 令和 5 年 9 月 1 3 日 (水) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

なお、豊瀬和久議員及び財政課田邊係長より欠席の届けがっておりますので御報告を申し上げます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容は、議席に配付のとおりです。

本日は、6 番から 9 番までの順で行います。

日程第 2 一般質問

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

大塚益雄議員。

○5 番 (大塚益雄議員) 改めまして、皆さん、おはようございます。

議席ナンバー 5 番、大塚益雄です。まずもって、傍聴の方におかれましては、傍聴に来ていただき、大変ありがとうございます。

さて、通告に従いまして一般質問をいたします。本日は 2 問質問いたします。

1 つ目は、阿蘇熊本空港周辺地域の騒音対策についてです。

新熊本空港建設においては、当初、空港周辺の地元民への説明がない、また、空港ができれば騒音などの被害を受けるなどの理由で反対運動もあったものの、阿蘇熊本空港は 4 6 年 4 月に航空機がジェット化して 1 日 6 往復便の就航化が開港しました。熊本の空に初めてジェット定期便が飛んだ日でもあると聞いております。

現在は国内線往復 8 0 便、国際線往復週 1 6 便が就航しております。

また、平成 2 8 年度の年間の利用者数は国内線 2 9 4 万 1 千 4 2 1 人、国際線 4 万 5 千 2 6 5 人の利用者数となっております。

また、経済面においても、観光面においても、熊本県の経済発展を後押ししてきました。年々便数は増加しており、騒音も悪化している状況ではないでしょうか。私の知人がいる空港周辺地域、

岩坂地区の方に騒音について確認をしましたところ離陸発着時においては騒音が発生し、会話ができない、テレビの音が聞こえない状況であると聞いております。空港機騒音による環境基準について、熊本県ホームページによりますと、環境基準は地域の累計ごとに都道府県知事が指定されております。平成29年度航空機騒音の環境基準については、常時監視地点、9地点において測定、場所は熊本東区戸島西、戸島日向上公民館、菊陽町久保田、菊陽町曲手、大津町子育てセンター、益城町古閑、西原村小森、菊陽町戸次、大津町森の9地点となっております。全地点環境基準は地域累計1に当てはまるひたすら住居のようにさらされている地域、地域累計2に当てはまる累計1以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域、いずれも達成されているとなっております。しかし、前述したように、私たちの日常生活において会話ができない、テレビの音が聞こえないという事象は誰もが経験していることではないでしょうか。

環境基準は達成している状況ではありますが、測定箇所が近隣周辺地域、下町、上町、中島、岩坂地区等の調査もすべきと私は思います。

また、便数も年々増加していることと、飛行機も小型化しており、飛行航路も変化していることから、再度調査すべきと私は思います。

今後も台湾、韓国、ベトナム便の増便計画を含めて、将来600万人の乗客数を目指し、往復160便、現在の倍になるということで聞いております。

空港の騒音対策で考えられるものとして、運用時間の厳守、現在は朝7時半から夜の9時30分となっております。しかし、年間7回から8回の運用時間が守られていないケースがあるようです。また、着陸の料金体系に騒音の要素を追加する、住宅地方向への離陸を制限する、発着経路の高度を引き上げて旋回する、騒音測定局の設置と結果報告を行う、防音工事の助成を行うなどが考えられます。大津町としても騒音についての対応と備えは今後最も重要と考えるわけです。

町長の所見を3点伺います。

騒音に対する規制及び現状の騒音の状況は。2つ目、騒音に対する苦情はあるのか。近隣地域の協議会は実施されているのか。協議会の頻度は。3つ目、今後、便数も増加する中、騒音箇所の追加と騒音再調査をすべきではないのか。空港周辺地域の測定箇所の追加はどうか。

以上、3点伺います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） おはようございます。大塚議員の熊本空港周辺地域の騒音対策についての質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、県内では、半導体受託生産の世界最大手、TSMCの進出などをきっかけに、半導体関連企業をはじめ工場・事業拠点の立地が加速をしております。

熊本空港では、旅客と貨物の両面で国際空港化に動いており、熊本と台湾では相互の国際交流が活発になってきました。

熊本空港は、本年3月に「世界と地域に開かれた九州セントラルゲートウェイ」として新たなターミナルビルがオープンし、今月1日には、台湾のスターラックス航空が、熊本と台北を初めて結

ぶ国際定期路線を週5便の往復で就航し、さらに、10月末からの冬ダイヤでは週7往復の毎日運航に増便することも発表されております。また、今月18日にはチャイナエアラインも熊本-台北線の週2往復の定期便を就航予定、さらに、11月には香港の格安航空会社の香港エクスプレスが、熊本・香港線の運航を週3往復での再開を予定しております。今年1月に再開した韓国ソウル線と合わせると、3路線で4つの航空会社が国際線を運行することとなり、地域の活性化が期待する一方、おっしゃるように、飛行機がたくさん飛ぶことによる影響は大きくなるものと思っております。

一方、熊本空港の航空便の増加に伴う騒音に対して、懸念をお持ちの住民の方がおられることも認識しております。

航空機騒音につきましては、国は特定飛行場周辺において、航空機の騒音により生じる障害の防止、頻繁に行われる離着陸の実施により生じる損失の補償のために、特定飛行場の設置者が講ずべき措置等を規定した、いわゆる航空機騒音防止法に基づき、騒音対策事業を実施しております。

また、熊本県は、昭和49年度から熊本空港周辺の航空機騒音調査を始め、昭和53年3月に熊本空港周辺の熊本市、菊陽町、益城町、大津町及び西原村の一部地域について、航空機騒音に係る環境基準の類型指定を行い、監視のために、現在7地点において常時騒音を測定しております。

大津町内の騒音測定局は、平成22年4月から県に代わり国が測定を行っている「岩坂共同利用施設局」、県が設置した「大津町子育て・健診センター局」、町が独自で設置した「大津町運動公園局」の3か所があり、環境基準については3か所とも達成される状況にあります。

議員提案の騒音箇所の見直しと騒音調査をすべきではないかとの質問につきましては、熊本県及び熊本市、大津町、菊陽町、西原村、益城町の職員並びに空港周辺市町村の推薦を受けた住民代表をもって組織する阿蘇くまもと空港周辺環境整備協議会や、大津町内の飛行経路に係る地域住民の代表である19の区長及び町並びに県で組織する空港周辺環境整備協議会大津町部会がありますので、その中で環境整備事業や騒音測定の在り方に対して、地域住民の要望及び意見の集約を行い、国・県及び関係機関に対し要望していきます。

また、空港周辺では、益城町、西原村、菊陽町、大津町で空港周辺4カ町村というものをつくっております。その中でも首長同士よくお話しするんですけども、その首長と空港を加えるかどうか別にして、意見交換の場を設けて、その騒音に止まらず、これからの空港の利活用の増進の状況ですとか、それに対する影響度ですとか、そういった課題等も含めて話す場を設けてしっかり整理していきながら、それも伝えて改善につなげたいというふうに思っております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 皆さん、おはようございます。大塚議員の質問について御説明させていただきます。

まず、公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律、いわゆる航空機騒音防止法では、国管理空港である熊本空港の設置者は、航空機騒音防止法に基づき国土交通大臣が定める第1種から第3種に区分された騒音対策区域内において、区分ごとに騒音対策事業を実施し

ています。第1種区域では、住宅の防音工事に対する助成、第2種区域では、同区域外への移転補償、土地の買入れ、第3種区域では、緩衝緑地帯の整備をすることとなっております。大津町では、滑走路東側の岩坂の一部が住宅の防音工事対象となる第1種に該当していますが、その区域には住宅は存在していません。

また、熊本県は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい航空機騒音に係る環境基準を都市計画法上の用途地域ごとに定めています。

第1類型に分類される第1種・第2種住居専用地域、田園住居地域、第1種・第2種中高層住居専用地域の環境基準はL d e n 5 7デシベル以下、第2類型に分類される第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域等の環境基準はL d e n 6 2デシベル以下となっております。

町内にある3つの測定箇所は、すべて第2類型の区分に該当し、3測点とも測定結果は、環境基準のL d e n 6 2デシベル以下となっております。

L d e n、エル・ディー・イー・エヌとは、現在、国際的に主流になっている航空機騒音の指標値で、デジタル技術を活用して、1回の騒音のエネルギーの大きさを、騒音の強度、継続時間などの積分により算出、評価を行う方式になり、飛行騒音だけでなく地上騒音も評価しております。

航空機は、昭和40年代から50年代の音が大きかったエンジンは改良され、低騒音型となっており、このエンジンを搭載した国内線中型航空機が就航することになって、熊本空港をはじめ各空港の航空機騒音は大幅に改善されてきていますが、大津町中南部、特に空港周辺では、天候などの条件によっては現在も支障を来しているようです。

そこで、今年6月の阿蘇くまもと空港周辺環境整備協議会大津町部会の開催に加え、8月に町部会の役員と県、熊本空港との意見交換も行い、騒音の現状を伝え、運行経路の工夫などを要望したところです。

町としましても、熊本空港周辺の他の市町村との連携も行いながら、引き続き、騒音被害の実情と地域住民の意見を国・県及び関係機関に対して、しっかり伝えていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 再度お聞きします。

騒音に対する駆除と、また、協議会の頻度ですかね、この辺りの説明をちょっとお願いします。

○議 長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 大塚議員の再質問にお答えします。

まず、空港の協議会関係の頻度ですけど、令和3年度が大津部会、ミーティング部会それぞれ1回、令和4年度が空港整備協議会を1回、大津部会、ミーティング部会をそれぞれ1回、令和5年度は、現在、大津部会を1回とミーティングを1回行っております。

コロナ関係で令和2年度以降ですかね、部会のほうは若干少なくなってきました。

それと騒音に対する苦情についてですが、空港周辺環境整備協議会では、大津町のほうからはですね、住民の代表として地元の意見としてですね、騒音に対しての要望はあっております。しかしながら、ほかの町村からはですね、やはり飛行機の航路の関係上もあって、あまり上がってない状況です。

以上で再質問にお答えします。

○議長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 問題があればですね、要望なり、協議会への意見具申はですね、どしどし代表が言わないと住民は出れませんのでよろしくお願いしときます。

また、空港運営会社の調査報告では、飛行機は原則風上に向かって離陸するのが普通です。阿蘇くまもと空港の気象、自然状況からして、最近のデータでは、東の方向、大津町の方向に向かって離陸するのが7割から8割になっております。よって、一番影響を受けているのは大津町ですので、大津町職員と関係者は本腰を入れて取り組む必要があると私は思います。

また、特に阿蘇くまもと空港運用時間の厳守については、規則が守られていない部分があるということですので、規則を守るよう強く厳守していただきたい。

また、騒音については、昼と夜とでは大きく異なるわけですね。そういうことでよろしくお願いします。

そして、熊本県、地元住民との約束でもあるわけですので、緊急事態以外は厳守すること。

また、もう一つですね、補助金の在り方も時代の変化とともに、検討、見直しをしてほしいと思います。

今の問題を一つ一つ解決していかないと、今後の発展は絶対ありませんので、よろしくお願いします。

質問は、空港運用時間の厳守についてですね、規則を守るよう監視すること。こういったことと、補助金の在り方ですね、この補助金の在り方も時代とともに変わっておりますので、県と見直しをしてほしいということでの内容です。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 大塚議員の再々質問に御説明します。

今後、熊本県を中心として半導体産業が集積される中、阿蘇くまもと空港は、ビジネスのみならず、観光面でも需要が伸びてくると考えられますので、町としましても地域住民の皆様の実情や要望は把握しておりますので、地域と空港の共存・共栄のために、空港周辺環境整備協議会におきまして、空港に関する諸問題の一つとしてしっかりと協議していきたくと思います。

また、空港支援機構から熊本国際空港株式会社に引き継がれました助成事業等につきましても、地域住民の意向を尊重し、要望等を国・県及び関係機関に対しまして、しっかりと伝えてまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） しっかりと伝えていただきたいと思います。

周辺住民の安全・安心を確保するには、行政として重要な役割だと思います。大津町が他市町村と連携し、率先してよりよい騒音対策を取り組むべきだと申し上げ、次の質問に移ります。

次に、災害を起こしかねない水路の点検整備について質問いたします。

一口で水路といっても大津町には様々な形態をしています。歴史的な産物であり、今も大津町の水田900ヘクタール以上を養っている上井手、そして下井手、これらの水路は、大雨の際は白川の取水口を閉じても周辺地域の宅地化により非常に危険な状態になり、確か昭和57年だったと思いますが、越水し、町内に水害をもたらしております。これらの幹線的な水路の整備は、こういった復旧工事が行われるとともに、大規模な改修と改善が行われてきました。

圃場整備が行われた水路については、用水と排水が分離し、管理しやすくなっており、各土地改良区で管理されております。

また、農家の皆さんも大雨の時には、止水と排水を調整して大きな土手ぐえがないようにそれぞれが工夫して管理されていると思います。

さて、私が今回質問いたしますのは、室地区クローバー歯科医院の南側水路に象徴されるような水路のことですが、地域の方から相談があったものであり、内容は過去において側溝の上部の端にごみが詰まり水路の水が道路周辺と宅地内にあふれ出し、大変な思いをしたところであり、地域の皆様が大雨のたびに心配されるところでもあります。

現地の写真をお願いします。

これが現状のクローバー歯科裏の水路の現状です。赤でかかっているところが水路の上にかかっている橋であります。右のほうが東側で上流です。赤の橋の西側が左側の水路ということで見てください。

現状をみますと、土が堆積し、雑草が生え、維持管理されている様子はいかがえません。恐らくこの水路の下流は、宅地開発や商業施設等により田んぼがなくなっているか、ごくわずかになり、土地改良区の管理範囲ではないのではないかと思うわけです。思うに、大津町には都市化とともに、上井手から国道57号線バイパスまでの区間にこういった箇所がありはしないか。また、畑地帯の宅地でも昔からの水路が、いわゆる悪水脇となり、町民の皆さんの命と財産を脅かす箇所がありはしないか。町として点検し、整備する必要があると私は思いますが、過去に点検の結果があるのか。また、その整備についてはどのように対処されているのか、町長の所見を2点伺います。

1つ目は、本町が管理している水路の点検はいつ実施しているのか。

また、点検の調査結果と状況はどうなっているのか。

2つ目、水路の整備はどのように対処されているのか。今後の計画はあるのか。

以上、2点を伺います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 大塚議員の2点目の質問にお答えいたします。

大津町中心部を流れる大きな農業用水路は、白川から取水される上井手になります。上井手は約400年前に加藤清正が築造した歴史ある土地改良施設であり、一級河川白川から取水し、灌漑用

水路として、延長13.4キロを有しております。上井手の完成により大津町の農業基盤は確立され、農業の発展に貢献した歴史的価値のある農業用水施設です。上井手を含めた農業用排水路の管理につきましては、主におおきく土地改良区が維持管理をしております。また、熊本県が国の補助を活用しながら改修工事を行っている状況です。

今回、御指摘の農業用水路につきましては、上井手から国道57号南の農地へ水を供給する支線水路の一つであり、周辺の宅地開発により雨水が浸透せずに農業用水路に流れ込むことで流量が増加しているような状況であります。特に灌漑期では、そもそも用水量が多い時期とも重なりますので、水路管理者のおおきく土地改良区により、取水ゲート閉じるなど連携した対応を行っているところです。数十年前であれば、室地域でも農地が広がり地元農業者が土砂浚渫や除草作業などの維持管理を行われておりましたが、近年特に町中心部では農地が急激に減ったことにより、営農者も少なくなりまして水路管理が困難な場所も発生しております。

水路の安全点検につきましては、地元消防団からの危険個所の要望に応じ、年に1回梅雨前の時期に町と警察や消防団が合同で点検を行っています。また、おおきく土地改良区におきましても農業用水路の維持管理において見回りと点検を行っています。町の開発も加速しておりますので今後も状況の迅速かつ正確な把握に努めるとともに現地の状況により危険性の高い場所につきましては、浚渫に向けた協議を進めていきます。

詳細については、担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） おはようございます。大塚議員の御質問について御説明いたします。

町中心部の上井手につきましては、宅地化が進み、宅地や道路から上井手水路への流入量が増加しており、おおきく土地改良区が主体で管理しております。また、熊本県が国の補助を受け、農業生産の基礎となる農業用水の確保、農地排水の改良を図るため、平成20年から25年までに、総事業費10億3千200万円、護岸整備3千697メートルを整備しております。

上井手から国道57号南側に広がる農地への農業用水につきましては、多くの支線水路があり、場所によっては水路幅が狭い箇所もあります。大雨時には取水ゲートを閉じるなど対策を行っていますが、宅地化が進み以前より多くの雨水が流れ込んでくる状況です。農業用水路の見回りにより危険性が高い場所については、おおきく土地改良区と連携し、必要に応じて改修工事や浚渫を行ってまいります。今後とも上井手、下井手の歴史的景観の維持と農業用水路の適正管理に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） おはようございます。大塚議員の質問について御説明いたします。

私の方からは、農業用水以外の一般の水路管理について御説明いたします。

まず、広い意味での水路である河川管理は、1級河川の白川や矢護川については熊本県が管理し

ております。定期的に土砂の浚渫等の維持管理が行われております。

町が管理する河川であります平川、東山川、堀ヶ谷川については、財源的に有利な緊急浚渫事業債を活用しまして浚渫作業を継続しております。今年度も引き続き平川と、新規で大谷川の浚渫を行っていきます。

また、農地が宅地開発により宅地になることで、それまで農業用水として利用されていた水路が使われなくなり、農家等による維持管理がされなくなった水路が昨今増えております。これらの水路には、土砂がたまり草木が生えたり、ごみが詰まりやすくなったりする場合があります。開発の段階で隣接する水路にこれらの懸念が想定される場合には、開発申請者に水路の法面等の維持管理についての対策をお願いしているところでございます。

また、新興住宅地の中を流れる水路の管理は大変難しいものがありまして、役場にごみや水路に生えた草木等の撤去等の依頼が寄せられます。それについても対応している状況でございます。それらの箇所につきましては、職員の見回り、業者、関係機関との情報等を共有しまして状況を把握し、早急に対応できるようにしているところでございます。

説明は以上になります。

○議長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 危険と思われるところですので、住民も心配されるところでもありますので、早急に対策を考えてほしいと思います。

あわせて、岩坂区の阿原目地区の北側の北側水路など白川と合流する地点は白川からの押水で親水などの被害が起きております。こうした大規模な改修を行う事業については、今後どのように対処していくのか伺います。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 大塚議員の再質問にお答えいたします。

確かに岩坂阿原目地区の北側の水路の白川と合流する地点は、白川からの押水で浸水などの被害が確かに起きております。熊本県のほうでですね、阿原目から日暮橋付近を毎年熊本県のほうが浚渫等を行い、適切な維持管理に努めているというふうに聞いております。毎年1回されているというふうに聞いております。

説明は以上になります。

○議長（桐原則雄） 大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄議員） 最後に、何よりも住民の財産と安全を第一に守ることを優先し、より安全で住みやすい大津町を目指して住民の皆さんの現状を踏まえた危険箇所のさらなる点検と早急な対策を行うべきと申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。10時50分より再開します。

午前10時36分 休憩

△

午前10時50分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） おはようございます。今日は、忙しい中、議会傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

それでは、通告に従い、議席番号7番、山部良二が一般質問を始めます。

1点目の通学路の安全対策についてですが、全国的に通学途中での児童の交通事故が相次いでおり、先日も大津高校の生徒が事故に遭うという痛ましい事象がありました。1日も早い回復をお祈りするばかりです。

また、J A S Mの進出などにより、交通量も増加していることから、さらなる通学路の安全確保に向けた着実かつ効果的な取組が必要ではないでしょうか。

隣町の菊陽町では、7月にJ A S Mや関連企業の進出により子供たちの安全が脅かされるとして、緊急的に通学路の安全状況を調べています。もちろん、大津町と同じく通学路交通安全プログラムに沿って年度末に合同点検の結果を公表しています。今回、さらなる緊急的な調査を行ったわけです。その結果、町内のほとんどの小学校で通学路が交通量が増加した危険箇所があると教育委員会に報告していたことが明らかになっております。危険箇所として報告された数は、合わせて39か所でしたが、現在は保護者の関心が高まった結果か、危険箇所が71か所に増加しており、中には、午前7時過ぎから小学校前の道路が渋滞する学校もあり、左折する車と登校中の児童がぶつかりそうになったり、下校中の児童が横断歩道を渡っていた際に、車と接触したケースもあり、教育委員会では、これから県、警察などと協議して対策を急ぐそうです。

大津町でも通学路交通安全プログラムに沿って合同点検が実施されているのは承知していますが、把握していない危険箇所があるのではないのでしょうか。

資料1を見ていただいてよろしいでしょうか。

これは室地区の方から御相談いただいたのですが、町道三吉原北出口線沿いのドラッグストアから室の新興住宅地までのスクールゾーンです。今後ですね、歩道ができることは確認しておりますが、今はですね、写真を見て分かるとおりに、10メートル手前からではなく、この巣スクールゾーンという標識が全く見えていません。実際に見えるのは、2メートル手前付近となり、これは非常に危険であり、何より子供たちが通学路を歩くことが困難ではないのでしょうか。

また、菊陽町では、自転車通学中の高校生が雑草に車輪を取られ、転倒してけがをするという事故も発生しております。本当これから多くの通学路で小・中・高の子供たちが危険にさらされるのではないのでしょうか。

次に、資料2を見ていただいてよろしいでしょうか。

こちらの写真は、美咲野から大津北中までの通学路ですが、美咲野地区の方ら子供たちが通学している通学路がこのような状況では非常に不安だという声をいただきました。美咲野から北中まで歩いてみたのですが、その他にも樹木の根による歩道の盛り上がりや花壇のブロックの破損等が随所に見られております。これでは保護者が不安に思うのは必然ではないのでしょうか。

資料3を見ていただいでよろしいでしょうか。

こちらは緑ヶ丘区の方から御相談いただいたのですが、左側の写真は緑ヶ丘区から美咲野1丁目公園を通る町道ですが、車1台通るのがやっとの状況です。この道を左折すると通学路でもある、子供の命を守る交互作のある美咲野1丁目公園の前の町道ですが、他の公園と違い歩道がなく、公園から通勤時間帯には交通量のある町道に接するという特殊性があります。また、見通しも悪く、子供たちの飛び出しが危惧され、あわや事故という事象もあったため、当時の区長や地域の方々からの御要望もあり、実現しています。ですが、緑ヶ丘地区の人口、交通量の増加により、非常に危険なルートであることは変わりません。もちろん子供たちは緑ヶ丘側から公園を通るルートもあり、普段は日常的に使用できますが、しかし、町担当者からは公園は不審者が出るので危険という説明があったそうです。子供たちは通学時にはこの道路を通るしかなく、非常に危険であることから、道路の拡張等の対策が必須ではないでしょうか。

次に、右の写真を見ていただいでよろしいでしょうか。

朝の通学時は、集団登校するため通ることではないのですが、帰りは個別に帰るため、子供たちがこの道路を下校しており、車の通行時や大雨の際には、子供たちにとって危険な状況が続いているのではないのでしょうか。

また、緑ヶ丘区は、近年人口増加により後迫区から分離してできた区であり、また、JASM関連かどうかは定かではございませんが、外国人の方のための3階建てアパート3棟の建設が始まっています。その他にも宅地造成が大きく進んでおり、子供たちが通る町道の安全確保は喫緊の課題であり、新たな町道整備計画が必要になってくるのではないのでしょうか。

そして、今、不審者情報が多く入っていますし、やはり通学路に防犯カメラの設置が必要であり、また、交通事故等があった場合などの確認に今後防犯カメラの必要性が増すのではないかと考えております。

以上を踏まえ、3点お伺いいたします。

登下校中の子供を守る通学路見守りカメラの設置を提案します。

街路樹により歩道の盛り上がりや段差が生じている危険箇所の補修が必要ではないか。

3、各学校において、児童生徒に対し、指導や校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、交通安全確保の取組を推進していく必要があるとともに、交通安全プログラムにおける合同点検位置以外の危険箇所の把握も必要ではないでしょうか。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の通学路の安全対策についての質問にお答えをいたします。

まず最初に、通学路などの安全確保に向けた取組を御紹介します。

大津警察署生活安全課内にあります、大津地区防犯協会では、令和元年度から地域の防犯や見守り活動を目的として、大津町・菊陽町・西原村の3町村内の各地区や事業者、学校などを対象に防犯カメラ設置事業を実施しております。毎年募集案内を8月号の広報紙やホームページなどに掲載

し、10団体近くの申請がありますが、大津警察署と防犯協会での審査を得て、採択された5団体に対し、50万円を限度に補助金を支出しております。この事業を利用し、現在まで20か所に防犯カメラが設置されておりますので、地域と学校等が連携しながら通学路を含めた防犯カメラの有効活用を行い、地域、学校、警察が一体となった通学路の見守りに努めていきたいと考えております。

次に、議員が御指摘される美咲野地区から楽善地区への町道三吉原北出口線の歩道については、街路樹の根が張って、塗装を持ち上げて通行者に支障が出ている状況です。そこで、本議会で補正予算の承認をいただいて、本年度から次年度にかけて歩道再整備を行い、通行者の安全確保を図っていく計画であります。

また、学校関係で保護者や地域ボランティアで把握できていない危険箇所については、警察や地元消防団と情報共有して、危険箇所の把握を行うようにしております。

また、現在実施中の交通量調査におきましても、交通渋滞の解消に止まらず、安全面等にも含めて検討を進めていきたいというふうに考えております。

その他、直接防災交通課や建設課、教育委員会へ区長の皆様や保護者の皆様から連絡がある場合があります。また、現在はスマホで道路、側溝の不具合などを住民の方から直接お知らせしていただけるシステムも導入し、様々な手段で町の方から報告をいただける体制を構築しており、その情報については、関係部署と情報共有しながら対応しておるところです。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。山部議員の通学路の安全対策について、私からは3の交通安全プログラムの実施状況につきましてお答えさせていただきます。

大津町におきましては、菊陽町へのJASMの進出や関連工場の大津町進出、それに伴う交通量の増加などが発生し、通学路の安全確保の取組がより一層必要になってきているところです。交通安全プログラムにつきましては、今年度、学校関係者、道路管理者や警察、町関係機関との合同点検を実施予定でありまして、現在、準備を進めているところです。

大津町の交通安全プログラムは、平成27年度に策定しております。当初は、緊急の場合を除いて2年に1度の合同点検を実施しておりましたけれども、近年の社会情勢や交通安全のさらなる取組としまして、令和3年度からは毎年関係機関との合同点検を実施し、必要な対応をしているところです。

議員御指摘のとおり、JASMの本格稼働に向けて、交通量も大幅に増加してきておりますので、児童生徒の通学路等につきましては、この安全プログラムを通じて関係機関とさらなる連携と充実を進めてまいります。

また、この合同点検の結果は、今後も学校を通じて保護者や地域の皆様と情報共有を進めてまいります。

交通安全プログラム以外の危険箇所につきましては、先ほど町長からも御説明がありましたよう

に、道路管理者や役場関係者との情報共有と連携を図り、解決に向けた取組を進めてまいります。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 私のほうからは、歩道の補修の件と交通安全プログラムにおける合同点検以外の危険箇所への対応について御説明させていただきます。

町長からもありましたとおり、本年度の補正予算において歩道の再整備をしたいというふうを考えているところでございます。特に桜などの高木樹は根が張っている箇所を切って除根し、歩道道路境界ブロック、歩車道境界ブロックの一時撤去、再設置、舗装のし直しを行います。本年度は、楽善交差点から東へ延長約600メートルの10か所を予定しております。次年度以降も美咲野地区へ向かって約1,800メートル区間の歩道再整備を予定しておるところでございます。ただし、除根次第ではですね、高木のバランスが崩れてしまう可能性がありますので、その際は高木自体の撤去も考えているところでございます。

次に、交通安全プログラムにおける合同点検以外の危険箇所の把握についてですが、毎年警察署と消防団と町合同で危険箇所の現地調査を行っております。通学路等の危険箇所の把握に努めております。防災交通課や建設課で対応できる案件につきましては、情報を共有しながらそれぞれ対応をしていっているところでございます。毎年、町道等の維持管理のために建設業者と建設業者と委託を契約しております、町内のパトロールを行っております。道路のポコ、いわゆるポットホールですね。ここが倒木等の対応や雑草等で道路が覆われている箇所についても除草等の対応をしてもらっているところでございます。

御指摘がありました、ドラッグストアから北側の町道工業団地線沿いの民地から雑草が伸びて、通学路が通りづらくなっている箇所についてですが、地元の歩道整備要望を受けまして、道路改良のため、今年度測量設計を行っている路線になります。

先日、用地立ち合いを行いまして、地権者のほうに雑草管理依頼を行ったところでございます。現在ですね、地権者のほうから伐採をしていただいて終了をしているところでございます。

次年度には用地取得を行いまして、補助事業採択次第、工事着工していきたいというふうに考えているところでございます。

また、スマホを使って道路や側溝などの不具合を通報できるシステムを導入しております。住民の方々から道路の穴ポコや歩道の不具合等の報告がきて、現状把握ができるようになっております。システム導入から2年間で約120件の報告があっております。早急に対応することにより、未然の事故防止に努めております。対応の件数は102件となっております。測量設計等で一部着手も含めまして対応中のものが6件あります。その他、熊本県やその他の機関に引き継いだ案件もあります。

また、危険箇所につきましては、各所より情報が入りますが。道路等を整備する際には、交通安全プログラムに搭載されると国庫補助対策に認定しやすくなりますので、状況等により可能な限り登載できるように調整しております。

今後も教育部局と連携をしながら、住民の安心安全の確保に努めていきたいと思っております。
以上になります。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。私のほうからは今年度の交通安全プログラムの取組状況について御説明をさせていただきます。

今年度、大津町交通安全プログラムにおきましては、6月に各小・中学校において各校区の危険箇所調査についてお願いをしたところ、約60か所の危険箇所の調査要望の提出がありました。現在、その中から合同点検が必要と思われる箇所の振り分けを行い、9月中には合同点検を実施する準備を進めているところです。

また、合同点検を待たずに関係機関で対応が可能な箇所については、速やかに対応する箇所として振り分けをさせていただいております。

合同点検後は、各関係機関でどのような対応ができるかを検討いただき、11月頃、関係機関と対応策の調整会議を開催し、対応内容の確認を行ってまいります。

また、年明けには、町ホームページのほうに合同点検の結果や対応策などを調整してとりまとめ、年度末までには最新の対応策をホームページに公開するスケジュールで進めてまいります。

先ほど都市整備部長からも説明ございましたように、合同点検以外の要望箇所につきましても、役場担当課と、関係機関と連携、情報を共有しながら通学路の安全確保に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 再度お伺いいたします。

えっとですね、今、美咲野地区、それと室地区の対応はお聞きしたのですが、緑ヶ丘区の危険な通学路の答えがちょっともらっていないのが一つと。

あと、その合同点検をされるということですので、その際にですね、やはり保護者と子供たちにもどこが危ないとかそういうのをちゃんと聞くべきではないかと思っておりますので、その点について、再度お伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 山部議員の再質問にお答えしたいと思います。

緑ヶ丘のところにつきましてはですね、状況を確認しまして、対応できる路面の表示とか、そういうのも対応できるのであればそういうこともやっていければというふうには思っているところですので、まず、現地を確認して、何が一番適切になるのかというのをちょっと確認したいというふうに考えているところでございます。

合同点検につきましては、先ほど羽熊部長のほうからも話がありましたように、言われるとおり、保護者の方、できれば通学をしている子供さんたちとも話をしながらやっていければというふうにご考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○**教育部長（羽熊幸治）** 山部議員の再質問のほうで、合同点検の際にも保護者や子供たちの意見をですね、聞くような形でということでの質問についてお答えいたします。

今現在、先ほどもちょっと説明を申し上げましたが、学校長、それからPTA会長等に依頼をかけてですね、この調査を実施しております。ただ十分こうPTAも各保護者、末端までこう周知ができていない部分もあるかもしれませんが、今後はその辺もですね、しっかりこう交通安全プログラムの周知を図って行って、内容の充実を図っていきたいと思います。また、あわせて、子供たちの意見あたりもですね、学校のほうで聴取しながらその意見を反映させていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○**議長（桐原則雄）** 山部良二議員。

○**7番（山部良二議員）** はい。えっとですね、町道歩道の整備がこれから進むということで、本当に関係者の皆様には本当ありがたいという気持ちでいっぱいです。

それでは、2点目のいじめ対策について伺いいたします。

東洋経済の記事にこのような特集がありました。海外に比べいじめが増えている日本、決定的に欠けているエビデンスの視点、その中で、欧米で成功しているのはいじめ予防の8割は傍観者教育だそうです。

資料4を見ていただいてよろしいでしょうか。

これは文科省の令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果ですが、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、このグラフを見えたとおり、61万5千351件と過去最多を記録しております。また、重大事態の発生件数は705件あり、いじめを苦にした自殺の重大事態も後を絶たない。また、いじめに対して学校はどう対処すべきか。未然に防ぐことができるのか。教員の経験則に頼るのではなく、科学的に裏付けされた成功例確率の高い手法を取り入れるべきではないでしょうか。子どもの発達科学研究所所長の和久田氏によりますと、特に重大事態の件数が705件と、前回調査から37%増えている点から深刻な状況であると指摘があり、また、海外の現状については、いじめの研究が進んでおり、例えば、アメリカでは、学校の銃乱射事件を背景にいじめの問題が隠れていることが多いことから、予防策が熱心に研究されてきました。

資料5を見ていただいてよろしいでしょうか。

これは柏市の資料ですが、複数の研究でいじめには8割の傍観者がいることが分かっています。例えば、1990年代のカナダの研究では、いじめ事案の85%に傍観者が存在し、その内の74%は積極的支持で、23%は暗黙的支持ですが、実は傍観者の8割がいじめを嫌だと感じており、さらには13%の傍観者が勇気を振り絞りいじめを止めようとしたところ、57%のいじめが数秒以内に止まったといいます。また、教員がいじめの現場にいたケースは13%と、教員が見つめるのは難しいことも明らかです。いじめを見つける努力をするよりも、日ごろからいじめに関する正しい知識や行動を教えるほうが子供が傷つく機会をはるかに減らせると和久田氏はおっしゃってお

ります。

また、いじめは被害者だけではなく、加害者や傍観者にも大きな影響があることが、様々な研究結果で明らかになっているそうです。いじめの被害者の場合、自己肯定感の低下や不登校になることで学力や社会的能力が下がるほか、不安、抑うつなどの身体的特徴や後でPTSDを発症するなど、長く影響することが分かっています。

一方、加害者は反社会的な人格障がいになるリスクでそうでないものの、4倍という調査結果もあり、また、傍観者も被害者と同様に、心理的苦痛を受けており、いじめの被害や目撃は災害よりも深刻でいじめが起きているだけではなく、その後の人生にも影響を与えるとされています。

そんな中、大阪府吹田市では、令和2年よりいじめのない学校づくりを教育ビジョンに掲げ、いじめ予防推進事業を実施してきました。そんな中で、同市の教育委員会はいじめの調査と予防を目的に、子どもの発達研究所が開発したいじめ予防プログラム、トリプルチェンジを採用しています。トリプルチェンジとは、いじめが起きにくい学校をつくるための3つの変化を子供たちと一緒に起こしていこうとするもので、ファーストチェンジは、間違った考え方、これをシンキングエラーといいます。や思い込みを正しい知識に変える。そして、セカンドチェンジは、いじめに直面した時、どう対応していいのかを考え、実行する。サードチェンジは、すべての人にとって居心地のよい集団に変えるというものです。

このように、いじめと学校風土の関連を可視化する学校風土いじめ調査やいじめ予防プログラムによるエビデンスに基づく実践的な予防と効果的な介入ができる支援を大津町でも始める必要があるのではないのでしょうか。

町の見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 山部議員のいじめ対策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、文部科学省の調査によりますと、令和3年度のいじめの認知件数は過去最多の記録となっております。その中で、令和3年度調査時におきましては、既に解消しているものが80%あり、残りは解決に向けての取組中のものでした。

議員からも先ほどありましたように、いじめは一人一人の子供が自分らしくあることを否定し、時にはその命さえ奪ってしまう人権侵害行為であり、絶対に許されないことであります。

学校教育におきましては、成長の過程にある子供たちにとっていじめはどの子供にも起こり得ることであり、かつ、1人の子供がいじめをする側にも、される側にもなり得るという認識のもと、系統的、計画的に人権教育や道徳教育等を通して、子供たち自身が互いの違いを認め合うこと、おかしいことに対して声を上げることなどの教育を行っております。

本町においても、今年度4月から3件、いじめ事案が報告されています。各学校における対応を通して、いじめの行為は解消していますけれども、関係する児童生徒につきましては、継続的に、見守り中でございます。

本町におけるいじめに係る人権学習の中では、いじめを見て見ぬふりをする傍観者は、いじめる

側に入ってしまうのだという視点で授業を実施しており、その上でいかにいじめをなくす側として行動できるようにするか取り組んでおります。

この点では、議員御紹介のいじめ予防プログラムと重なる点が多いと考えております。

また、令和5年度大津町学校教育ビジョンにおきましても、いじめ不登校等の未然防止と解消を位置づけ、安全・安心な学校、学級づくりの推進に取り組んでおります。

平素から子供たちの状況を把握し、学校総体としての支援体制の充実を図ることで、今後もいじめの未然防止及び解消に取り組んでまいりたいと思っております。

具体的な取組につきましては、担当部長から説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 私からは大津町の具体的な取組について御説明をいたします。

まず、未然防止の取組としてですけれども、教育長の答弁にもありましたように、道徳や人権学習などを通して、教師も子供もいじめられた児童の立場に立ち、傍観者にならず、いじめを見逃さず、行動するための学習を行っております。その中では、子供たちが、教材を通して、登場人物の行動のわけや心情を考えたり、自分自身の経験と重ねたりいたします。子供たちは、このような学習を通して改めて、人あるいは己の弱さに気づきながら、それでも一人ではできないことも仲間となら勇気が出ることなどを学んでいきます。また、児童会や生徒会を中心に、アンケートを取り、みんなが楽しく過ごせる学校になるためにはどうすればいいか考えを出し合ったり、スローガンを決めて行動化につながるような取組を行ったりしています。校内の人権集会で伝え合い、考えを交流するだけでなく、大津町児童生徒集会でも子供たちの学びを伝え合い、思いを共有いたしております。

なお、学校職員は、定期的に気になる子供たちについての情報共有の場をもち、組織的な見守りや支援を強化しております。その上で、いじめが起きたときには、いじめ対策委員会をひらいて現状を把握し、被害児童生徒及びその保護者への対応や加害児童生徒への指導等を行い、いじめの早期の解消に取り組んでおります。

また、いじめのない学校づくりに向け、5月の i C h e c k、12月の心のアンケートだけでなく、定期的なアンケートや教育相談、日々の健康観察を実施するとともに、普段と様子が違うなどの子供の小さなサインを見逃さずに対応することで、いじめの早期発見ができるようにしております。

これまでも、大津町では、学校経営や学級経営の基盤に人権教育を置いております。また、教職員の人権感覚を高めるための職員研修を定期的に位置づけるとともに、校長会によるいじめ不登校対策ワーキンググループやいじめ不登校担当者会議でも協議をしながら、町全体での取組の充実を図っております。

今後も、教育長の答弁にもありましたように、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、いじめられた児童生徒の立場に立ちながら、加害者はもちろん傍観者についてもいじめをなくすために行動する側に意識を変えて、児童生徒を巻き込んだ安心安全な学校、学級づくりを推進していきたいと思っております。

なお、議員御提案のプログラムにつきましては、今後、その詳細や手法等についてしっかり調査をさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 先ほども言いましたが、要は教員が気付くの13%しかないということですよ。その学級崩壊であったりとか、いじめ3件というはなしですが、私の認識ではもっとあるのではないかと考えております。ですから、えっとですね、今度このいじめを未然に防ぐプログラミングが天津町で導入されれば、もっと多くの子供たちがいじめから救われるのではないかと考えております。ですので、もしよければ、1個でもいいんでモデル校を作って、早急にこの傍観者、教育を実践する必要があると思っておりますので、その点について再度お伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 山部議員の再質問にお答えします。

1校をモデル校としてみてはどうかといった質問だったかと思っております。先ほどとちょっと重複する部分ございますけども、いじめはどこの学校でも、どこの子供にでも起こり得るものと考えております。現在は、天津町では部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくす取組を行っておりますけども、その中でいじめをなくす取組も含まれております。町内小中学校では、年間を通じて人権学習の授業権を位置づけるとともに、全職員が参加する公開授業権を開催し、授業の在り方や日頃の取組について協議を行っております。

また、年間の実践報告会もしておりますので、そういった意味で、1校のモデル校を指定ではなくてですね、すべての学校でいじめの未然防止に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 今の質問でいくと、このいじめ予防プログラムはやらないという認識でいいのでしょうか。これぜひ入れてほしいと思うんですよね。ですから、今後、研究してもしこういじめ予防に大きく貢献すると分かった場合にはやってほしいと思うんですけど、その点について、再度お伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、山部議員の再々質問にお答えします。

プログラムにつきましてはですね、今後またその詳細や手法等についてですね、しっかりこう調査、研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より再開をしたいと思います。

午前11時30分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 改めまして、こんにちは。それでは、議席番号1番、大村裕一郎が通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回質問させていただく内容は、ニンジン選果場新築について、農業者の収入保険についての2問となります。

それでは、ニンジン選果場新築についてから質問させていただきます。

J A菊池では、ニンジンの選果場の老朽化に伴い、新しく選果場の整備を検討しております。この選果場は、大津町と菊陽町のニンジン農家が共同で使用しており、収穫後泥付きのまま持つだけで洗浄し、選別、箱詰めまで行っていただけの農家にとっては切っても切り離せない場所となります。特に昨今の農機の高騰や人手不足で悩まれている農家の方たちにとっては非常に助けになっているのではないかと考えます。

しかし、現在の状況では、国・県の補助金を活用したとしても資材高騰による建設費の増大もあり、その負担は利用者である農家に重くのしかかります。

菊陽町では、前回の議会においていち早く手厚く支援をしていくと答弁があり、大津、菊陽のニンジン農家は安堵しているところです。特に自前で選果場を持たない農家の方たちは非常に安心されたのではないかと考えます。

そういった状況も踏まえ、大津町も菊陽町と協力し、支援を検討するべきではないかと考えますが、町長の考えを問います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大村議員の質問にお答えをいたします。

現在、ニンジンの選果場は、菊陽町のJ A中央支所にあり、平成25年に完成をしております。面積が約600平方メートル、事業費約3億7千万円で国・県が9割の補助を行い整備されました。元々作業効率の向上と省力化を図る目的で作られた施設ではありますが、利用者に対して規模が小さく作業効率が悪くなり、また、熊本地震の影響や機械の老朽化により、頻繁に修理が必要で作業に支障を来していると伺っております。

そのような理由により、J A菊池は、新たなニンジンの選果場を同じ敷地内に新設し、機械を更新する計画と聞いております。新設にあたっては、国の補助事業を活用し整備を行っていくとのことでした。

現在の選果場は、大津町のニンジン農家の半数が利用されており、大津町としましても農家負担の軽減・営農継続につながる重要な施設であると認識をしております。

議員御指摘のとおり、物価高騰や企業進出の影響で建設費が高騰し、高騰分が農家負担となった場合、離農につながりかねないという課題もございますが、現時点では、施設の規模・事業費等が確定していないため、今後、J Aや菊陽町とも協議させていただきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長よりさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 大村議員の御質問について御説明申し上げます。

現在のニンジンの選果場は、町長申し上げたとおり、J A菊池菊陽中央支所にあり、平成25年に事業費約3億7千万円で建設されました。しかし、機械の老朽化に伴い、維持管理において支障を来していて、現在の機械の能力は日35トンであり、処理能力が不足しているため、受入制限がかかっている状況です。そのため、受入れ制限により、掘り取りができないと大きくなりすぎて商品にならないなど弊害が出ております。

現在の選果場の利用は、大津町のニンジン農家の半数が利用し、ニンジンの出荷状況は、現在、冬ニンジンは、全体で88ヘクタール、45戸の利用があり、うち大津町は26ヘクタール、18戸の利用で約29.5%となっています。また、春ニンジンは全体で52ヘクタール、32戸の利用で、うち大津町は、3.5ヘクタール、5戸の利用で6.7%となっております。

今回、整備予定の選果場については、機械が大きくなるので、既存の施設では入りきれないため施設の整備を行い、処理能力も大きくなり、受入れ制限がほぼなくなる予定です。

議員の質問の農家の負担軽減のためにも今後、J Aや菊陽町と協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） この問題に関してましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、まだ確定していない部分等もありますので、しっかり菊陽町と、あと農家さんのほうとですね、協議のほうを重ねていただければというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問は、農業者の収入保険についてになります。

農業を取り巻く状況は今までの一般質問でもしてきたとおり、資材高騰等により依然として悪い状況にあります。そういった状況を踏まえ、合志市では保険加入の呼び水的な意味合いで6万円上限の保険加入掛金3分の1を補助する事業を行っております。

そして、合志市以外にも多くの県内市町村で新保険に関する事業が行われているような状況にあります。

大津町でも数度にわたり農家に物価高騰対策として補助を行っていますが、今後の状況を考えれば農家に対して合志市が行ったような保険への加入を促すような施策を行っていくことも必要ではないかと考えますが、町長の考えを聞きたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大村議員の2点目の質問についてお答えをいたします。

農業者の収入保険につきましては、農業経営の安定を図るため、国の制度である農業保険があり、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償するものです。この収入保険は、保険料の2分の1を国が負担し、2分の1を加入者が負担しますが、熊本県が新規の場合には、その2分の1のさらに3分の1を助成し、既加

入者は保険料の増額分の3分の1を助成します。

収入保険の加入促進事業として、合志市や菊陽町では、農業者の経営安定を図るため、収入保険への加入促進事業として、合志市は、3分の1を上限6万円として令和4年度に実施し、菊陽町は、令和5年度から7年度の3年間に実施予定です。県内では、熊本県と14の市町村が行っており、中には交付金を活用しているところも多いと伺っております。

現在、大津町において収入保険への加入促進事業は行っておりませんが、物価高騰対策として、臨時交付金を活用し、令和4年度に補助金交付事業を実施して、今年度におきましても、6月より畜産農家に重点を置いた支援を実施しております。

物価高騰が続く中、これまで町としても交付金も活用しながら農家の皆様への複数の支援施策を打ってきましたが、この収入保険制度への助成も農家支援策の一つの打ち手であると考えております。今後は、国・県や県内の市町村の状況を調査し、どのような支援がいいのか関係者と協議を行っていくとともに、情報発信等も進めていきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 大村議員の御質問について御説明申し上げます。

収入保険制度の内容について説明いたします。この制度は、農業経営の安定を図るため、国が助成を行っており、全国農業共済組合連合会が窓口となり、すべての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農家の努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を保証するものであります。例えば、自然災害や病害虫、鳥獣被害での収入の減少、また、市場価格や為替の変動の影響による収入減少などが対象となります。現在の物価高騰による収入の減少も対象となります。ただ、加入できるのは青色申告を行っている農業者で、過去5年間の平均収入を基本に、その9割を下回った時に下回った額の9割を補填するものであります。野菜価格安定制度などの類似制度とは同時に加入ができず、どちらかを選択して加入することになりますが、特例として2年間は同時加入ができます。また、肉用牛等のマルキン制度は対象外となっております。

現在、県や他市町で行われている収入保険への加入促進事業は、農業共済組合が加入を促進し、新規加入者や継続加入者に対し助成を行っております。熊本県は、新規加入者は加入者の負担金の3分の1を助成し、個人は上限が6万円、法人が上限25万円で、既加入者は保険料の増額分のうち3分の1を助成し、個人は上限が1万2千円、法人が上限5万円となっております。合志市や菊陽町も掛金の3分の1、法人・個人ともに上限6万円を助成し、農家負担を軽減する内容となっております。ただし、菊陽町は令和5年度から令和7年度の3年間の事業ですが1回限りの助成で、合志市は令和4年度に交付金を活用した1年限りの事業となっております。

現在、大津町において収入保険への加入促進事業は行っておりませんが、物価高騰による農家への負担軽減策として、臨時交付金を活用し、337戸の農業者を対象に、令和4年度は、6月より農業販売額の1%、上限10万円、11月より追加支援対策として、農業販売額の1%、上限10万円の支援を行いました。また今年度におきましても、6月より畜産農家は販売額の1.5%、上

限40万円、その他の農家は販売額の1%、上限20万円の農業者支援を実施しております。

対象者数や費用対効果を検証した結果の支援対策であります。今後、物価高騰が継続し、厳しい農業経営が続く状況であれば、交付金を活用して、この収入保険制度も支援対策の一つではないかと考えております。また、農業経営の安定化に向け、農家自身が経営の中の選択肢として、収入保険制度も含めて、様々な制度についての周知に努めてまいります。

以上、説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） それでは、再質問を1点だけさせていただきたいというふうに思います。

農家ですね、収入が安定しない主な要因はですね、先ほど言われてたように、ほとんどの所が害的要因になります。有害鳥獣、天気、実際、明日、明後日の状況さえも正直分からないという方が多いのではないかと思いますので、こういったところをですね、補助という形でしなかったとしてもこういった考え方、備えるというような考え方を広めていくというのは、行政として必要になってくるのではないかなと、私は思います。そういったところを今後取り組むような考えはあるのか、再度聞きたいと思います。

○議長（桐原則雄） 村山産業振興部長。

○産業振興部長（村山龍一） 大村議員の再質問に対して御説明申し上げます。

今後こういった農家の収入減対策について、農家としても前もって対策を打つべきではないかという質問だったかと思えます。こちらについては、今回、収入保険ということで国のほうが新たに進めた事業であります。国のほうについてもこういったいろいろな様々なリスクから農業経営を守るためにこういった国の事業を進めておりますので、こういった事業についても、町のほうももっとPRしながら事前に対策を農家としても講ずるようなPRを行っていただければと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 周知を図っていただけるということで、非常に安心したところです。これからもですね、農家、よく町長が言われるんですけども、住民の方を中心に置いてというところで、農業の分野に関しては農家、作っている生産者の方を第一に考えてもらって、中心に置いてもらって今後もいろんな事業に取り組んでいただければというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。25分より再開します。

午後1時17分 休憩

△

午後1時25分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、三宮美香です。通告に従い、一般質

問をします。

質問は大きく3点です。1、産後ケア事業について、2、まちづくり懇談会の検証について、3、町内の安全安心についてです。

まず、一つ目の産後ケア事業についてです。

産後ケアは、出産後の母子が助産師などの専門家から心身の支援を受けられる事業です。出産経験のない方はピンとこないかもしれませんので、補助資料1—1にイメージ図を出しています。

左から授乳指導です。生まれたらすぐに授乳がうまくできることはほぼありません。新生児がすぐに母乳を必要量吸えるわけではなく、母親も母乳が通る乳腺がしっかり開通していなかったり、コツがつかめないなどの理由で出産後すぐに授乳がうまくできるということではないということです。里帰り出産などをしている場合、妻が試行錯誤して母乳を与える姿をみないまま授乳がうまくできるようになった姿からを見て、なぜ授乳指導が必要なのか分からない方もいるかもしれません。

また、授乳がスムーズだったのに乳頭が切れたり、乳腺が詰まり乳腺炎になったりとトラブルを起こすこともあります。そのため、助産師が母乳マッサージやその親子にあった授乳指導が必要になります。

次に、沐浴指導です。これは乳児の入浴です。幼児の入浴とは違い、首の座らないぐにやぐにやした乳児の沐浴は慣れないと一苦労です。出産後の産院では沐浴指導はありますが、1、2回しかないので、不安に思う母親は多いと思います。

次に、育児相談です。特に初めての育児では不安なことだらけで今の自分のやり方で大丈夫なのか、だれかに相談して安心したいという気持ちは常に母親は持っていると思います。母親の休息も産後は乳児によりますが、昼夜問わず1、2時間おきの授乳があります。私の記憶では、私が第1子を出産したとき、授乳は2時間おきでした。慣れない間は、1回の授乳に30分以上かかりました。授乳したら合気をさせないといけません。げっぷのことです。乳児は、母乳やミルクを飲むとき、一緒に空気を吸い込みます。そのままにしておくと母乳を吐き戻してしまうことがあり、窒息の原因になることもあるため、授乳したらげっぷをさせるのはセットです。そして、おむつを替えて寝せますが、げっぷをさせてもおむつを替えたときに母乳を吐き戻して、乳児の洋服を総替えするということもありました。一言で授乳といってもそこに係る労力と時間は想像以上で、結局、私の睡眠時間は授乳と授乳の間1時間あるかないかでした。だから、産後ケアで専門家に来てもらえる時間は母親のほっと休息できる時間です。

そして、乳児の健康チェックです。特に産婦人科から退院しての1週間、1か月は乳児が飲んだ母乳の量は目で見ることで見ることができないので、母乳の量が足りているのか、発育は順調なのか、母親はとて不安に感じている時期です。

そこで、乳児の健康状態を見てもらえることは母親が安心できる要素となります。

これまで国の実施要項は対象を心身の不調、または育児不安等がある者、特に支援が必要と認められる者としていましたが、今回、産後ケアを必要とする者と改定し、希望者全員が対象となることを明確にしました。

熊日新聞でも8月13日でしたか、産後ケア事業についてだれも利用可能になるという記事が出ていました。

まず、大津町のホームページを検索すると、その熊日の記事が出て時点では産後ケア事業については実施要項しか出ていませんでした。皆さんよく見ていらっしゃるあの例規集に出てくる小さな文字の羅列です。さて、何人の母親がそれを読む気になったでしょう。

ほかの自治体、熊本市、菊池市、合志市、菊陽町、南阿蘇村を検索してみると、産後ケア事業についてのお知らせや事業内容、対象になったチラシが出てきました。現在は産後ケア事業のお知らせが大津町では出てきますが、まだ目的とする情報を見つけにくい状況です。

補助資料1-3に飛びますが、3回クリックしないと必要な情報にたどり着きません。

補助資料1-2を御覧ください。

大津町と他市町村の産後ケア事業を比較しています。今回は、大津町、熊本市、菊陽町、南阿蘇村を表に入れました。色がついているのは、その4自治体の中で対応がよい部分です。御覧のとおり、大津町はよい対応となっています。とても頑張っているのが伝わります。子育て支援センターに乳児と来ていた母親で産後ケア事業を利用したことがあるという方がいました。話を聞いてみると5回利用し、とても良かったと言っていました。大津町の事業を利用して良かったという声を聞いて私もとてもうれしく思いました。どこで産後ケアを知ったのかを聞くと、出産した産院で聞いたということでした。産後ケア事業を受けるためには、申請をしなくてはいけません。比較表の一番下に申請方法を記載しています。自治体によっては、申請書の提出はダウンロードし、郵送が可能なところもありますが、大津町は8月21日付けの産後ケア事業の御案内を見ると、申請書の提出は、利用を希望される方は健康保険課母子保健係へお尋ねくださいになっていて、電話でいいのか、来庁しないといけないのか、ダウンロードでいいのか、ほかの自治体に比べると分かりにくい書き方でした。

補助資料1-1に戻ります。

一番下に申請書の項目を書いています。申請書にはチェック項目があります。この項目すべてにチェックが入らないと申請が通らないとも聞きました。もしそうでなくても、例えば、チェック項目4番目の家族から十分な育児、家事などの支援が得られないの部分、初めて出産して産婦人科から退院したばかりの出産後、1週間そらの母親が十分な育児がどんなものか判断できるでしょうか。例えば、精神的に疲れていても親族が、家族が近くに住んでいたら、私は家族が近くにいるからと遠慮してしまうかもしれません。家族が近くにいたところで助産師なみの母乳マッサージはできないでしょう。今回、国が産後ケアを必要とする者と改定し、希望者全員が対象となることを明確にしたにも関わらず、このチェック項目があること自体、希望者を選別しているように見えます。そして、申請書が提出されたら申請内容の確認がありますが、心身面の状態や不安に感じていることなどをお尋ねし、支援内容を検討し、利用の可否を判定しますと書いてありました。産後ケアが必要な希望者全員が対象になるのに、利用の可否を判定するとはどういうことなのでしょう。ほかの自治体を見ても利用の可否を判定などという冷たい表現はありませんでした。

以上のことから、大津町の産後ケア事業について、国が示す必要な希望者全員が対象をどう捉えているのか。大津町の現状として、申請状況について問合せが何件あり、申請が何件出たのか。申請が何件あり、何件申請がかなったのか。どのようなケアの希望が多いのか。申請から利用開始までの日数はどれくらいか。そして、周知方法はどのようにしているのか。また、他機関との連携はどのようにしているのか。今後、大津町で増えるであろう外国人の産後ケアについてどう考えているのか。

以上を質問します。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 三宮議員の産後ケア事業についての質問にお答えいたします。

産後ケア事業は、心身の不調や育児不安を抱える母親の身体的、心理的ケアや育児サポートを行うことで、安心して育児ができるよう支援するもので、本町におきましても国の補助金を活用して令和4年4月から実施をしております。

当初は、国の要綱に基づき、町の要綱で利用できる人の要件を「心身及び身体の不調があり、家族などから家事や育児の支援が十分に受けられないなど」としており、広報及びホームページ等で情報発信を行い、保健師や助産師が面談や健診の際に、状況に応じ、個別に案内をしておりました。

今回、今年6月末に母子保健法の一部改正により、対象者が産後ケアを必要とする人に見直され、事業内容を十分理解した上で希望する人全員が利用できるよう要件が緩和されましたので、先月8月に町ホームページやリーフレットなどを更新し、9月からは出生届け出時に、リーフレットを配布するなど、対象者に対する情報発信を行うこととしております。

産後ケア事業の種別につきましては、令和4年度に助産師が自宅へ訪問する「訪問型」と医療機関へ宿泊する「宿泊型」を開始し、今年度からは医療機関で日中過ごす「通所型」を追加して実施しているところでございます。

このたび、この心身及び身体の不調があり、家族などから家事や育児の支援が十分に受けられないことということから拡大されたということで、そうした方々が今の枠からはみ出さないように、しっかり委託先を増やすなどの拡充も進めておりますので、利用者の利便性が高まるものと考えております。

また、本町におきましては、企業の進出等による人口増加と外国人の転入者の増加が見込まれており、国籍に関係なく希望する方が安心して産後ケアを利用できるよう、事業の受皿を確保し、事業体制を更に整えるとともに、相談体制を強化し、妊産婦への支援を行っていきたいと考えております。

本町での事業の内容、利用実績などにつきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） こんにちは。三宮議員の産後ケア事業についての質問について御説明をさせていただきます。

産後ケア事業は、母子保健法に基づく事業で市町村の努力義務とされており、本町では、昨年6月から実施をしております、県内では8月末現在で6割の市町村が実施しているという状況でござ

います。

対象者の要件としましては、国の要綱に基づき、専門職のケアや指導が必要な人としておりましたので、妊娠届出時や訪問、乳幼児健診などの際に、不安や悩みを個別に丁寧に聴き取った上で支援が必要とされた人に対して、事業内容を説明し、利用勧奨を行ってきたところですが、今回、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱の一部改正によりまして、対象者が産後ケア事業を必要とする者ということに改正され、事業内容を十分理解した上で、利用を希望する人全員に対象が見直されたところです。

本町におきましても、これまでは、助産師が自宅を訪問し産後ケアを行う「訪問型」を3か所の開業助産所に委託し、医療機関に母子が宿泊し産後ケアを受ける「宿泊型」を1医療機関に委託しておりましたが、本年度からは、委託先の「訪問型」を1か所、「宿泊型」を1か所増やし、さらに、新規で医療機関で日中を過ごしケアを受ける「通所型」を1か所開始し、事業の拡充を行っております。

一方、産後ケア事業の申請状況と実績でございますが、令和4年度は、「訪問型」は延べ40人、「宿泊型」は延べ5人、本年度は4月から7月の4か月間で、「訪問型」が延べ33人、「宿泊型」が延べ2人の利用状況となっており、利用者は増加している状況でございます。

なお、申請から決定までの期間は最短で2日、最長でも5日となっております。利用に大きい支障が出るという状況では今のところはございません。

また、利用などに関する問合せにつきましては、年間10件程度の状況でございます。

申請理由の主なものとしましては、乳房ケアや授乳の相談など、乳児手技の相談などとなっております。

次に、外国人の妊産婦への支援についてでございますが、令和4年度の母子手帳交付者350人中、外国人の方が6人、令和5年4月から7月では103人中4人が外国人の妊婦の方でした。国籍は、ベトナムの方が一番多く、ネパール、フィリピン等となっております。

言語のコミュニケーションにつきましては、家族等の同伴者による通訳をはじめ、音声通訳アプリ等を活用し、個別の面談により、支援者の有無、出産場所、経済面の不安などを丁寧に聴き取り、必要に応じて助産師など専門職による妊娠中の支援を行っております。

町としましては、今回対象者の要件が緩和されたことによりまして、産婦へ事業内容などの情報を周知するために、妊娠届け出時の面談や、妊娠8か月にアンケートを郵送する際と出生届け出時、また、乳児訪問など様々な機会を活用して情報提供に努めていきます。

また、町ホームページにつきましては、目的とする情報を見つけにくとの御指摘をいただいておりますので、住民目線で分かりやすく表示を行うなどの改善を図ります。

また、御指摘がございました申請理由のチェック項目、また、申請書に関しましても、様式をホームページからダウンロードできるよう既に改善をしておりまして、窓口に来庁するだけでなく、郵送や乳幼児訪問の際の事業などでも対応しているところでございます。

今後は利用者のニーズが高まることが考えられますので、受皿であります医療機関等と連携し、

委託先を確保した上で安心して利用できる体制を整え、令和3年10月に開設しました子育て世代包括支援センターをはじめ、令和5年2月から開始した出産・子育て応援交付金事業などによる保健師及び助産師等による妊娠・出産・子育てに関する伴走型の相談支援体制を充実し、関係課や関係機関との連携をさらに強化しながら切れ目のない支援と、安心して出産・育児ができるまちづくりを進めていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 詳しい説明をいただきました。私も今朝ホームページをチェックしたところ、ホームページのほうに分かりやすく更新されていたことなどを確認して、早い対応をいただいたなと思ったところです。

それから、ケアの日数のこと、申請してからその申請がかなうまでの日数のこともとても心配していたんですが、2日から5日の間にかなうということで、産後やっぱり1日1日がとても心配な、母親にとっては心配なところなので、大津町は比較的早い段階で対応していただけるということが分かって安心しました。

再質問になります。

対応などについて説明をいただいて、受けたい、申請したい方々も増えてきていて、その対応もきちんとできているということだったのですが、この新しく更新をされている、前のチラシもでしたが、更新をされているチラシで利用できる方のところに、大津町に住所を有する産後1年未満のお母さんと赤ちゃんとあるんです。先ほど産後ケアの中で説明をしましたが、出産後1週間、1か月が一番辛い、母親にとっても一番辛い時期になりますが、大津町に住所を有していない。例えば、里帰り出産などの母親は、この申請ができないというのは、すべての必要とされる、産後ケアを必要とされる方が対象というところから外れてしまうのではないかと心配をしています。そちらに対しての回答もお願いしたいと思います。

あともう一つ、病院関係にも協力をいただくということでしたが、私が子育て支援センターで話を聞いた母親は、出産した病院で産後ケアのことを知った。それで申請をしたということでしたので、委託先を確保するだけではなく、大津町の情報を流していただく産婦人科を増やしていく。そこで申請のことを伝えていただくということも大事だと思いますが、どういうふうに思われますか。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 三宮議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目が里帰り出産についてでございますけども、大津町の方がですね、町外でされている場合は、その方の状況に応じて電話等による支援を行っているところでございます。

今御質問にありました、逆に町外の住所登録がある方がですね、大津町で里帰り出産された場合についてでございますけども、住民登録のある市町村が支援、助成をするということになりますので、現行の制度では、大津町のこの助成の対象と、あるいは支援の対象とはなりませんけども、相談等があった場合はですね、産後ケア事業を実施している医療機関等を紹介するなどの情報提供を行っているところです。

助成の対象、あるいは支援の対象にするかにつきましては、助成額なども含めまして制度が市町村で異なるということもございますし、その方の住所登録がある市町村との調整でございますとか、支援の体制、利用できる医療機関などの、そういった課題がございます。そういうところでございますので、広域的な対応をしている市町村がないかなど、調査のほうをしてみたいというふうに考えております。

それから、2点目の産科の医療機関への情報提供でございますが、既に町のほうがですね、委託しているところは当然行っておりますけども、そういうところで大津町の精度についてもですね、協力していただけるよう機関のほうには連携として情報提供のほうに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 他の自治体の情報を確認して、ぜひ、希望者全員が対象となるというところに当てはめて進めていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。

2番目、まちづくり懇談会の検証についてです。

コロナ後しばらくぶりのまちづくり懇談会が開催され、広報おおづでも4ページにわたり報告記事が掲載されました。7つの小学校区ごとに開催されたことや、その内容、地域のことを一緒に考えようという姿勢は評価されると思います。しかし、これまで開催されたまちづくり懇談会でも周知方法や参加者の少なさは課題にあがっていたと思います。

補助資料2-1を御覧ください。

第6次大津町振興総合計画概要版を載せています。振興総合計画は、大津町が目指す姿とそこに到達するための羅針盤です。町民の皆様の声を反映して作りましたとあります。また、施策の大綱の取組姿勢と分野横断方針に町民参加と持続可能なまち、みんなでつくる大津町とあります。もちろん、まちづくり懇談会だけが町民の声を拾う場ではありませんが、重要な位置づけになっていると思います。私が参加した懇談会は、出席者の3分の2は町職員に見えました。職員はお給料をもらって町の仕事をしている人です。懇談会の出席者の3分の2が職員というのはどういうものでしょうか。職員に出席してもらうのであれば、もっと多くの町民にも参加していただき、職員と町民との会話がほしかったと思います。女性や若い人、子供の参加も少なかったです。区長さんたちは男性が多いですが、民生委員さんや地域福祉推進委員さんは女性が多いです。PTA役員も女性が多いです。動員という言葉は好きではありませんが、主要な立場の方々への声掛けも必要だと思います。

ある女性から、以前は案内通知が来ていたけれど、今回は来なかった。女性が夜家を空ける場合、案内通知がきていると家族にもいいやすいが、通知がないと難しいと言われました。男女共同参画が進んでいるとはいえ、年齢によっては固定観念がある方もいます。会議へ参加しやすい方法を考えるべきだと思います。

まず、まちづくり懇談会の参加者数と内訳、周知方法を確認したいと思います。

次に、懇談会の進め方についてもですが、1人の方がずっとマイクを持ちしゃべり続ける。行政の説明を聞くだけの懇談会で終わる。意見が出ただけで終わるなどの経緯を踏まえて、いろいろな方策を考えられたと思います。ワークショップにおいても全7回開催のうち、初回は進め方がきちんとなく、意見を出してもらえず、後半開催だと慣れてきて意見が出てくるというようにならないように司会進行役はもちろん、参加の各部長、課長などにも進め方を共有しておくべきではないでしょうか。そして、町民が出した意見やワークショップでまとめられた課題等を今後どう対応していくのかをきちんと町民に伝えることで参加しても仕方ないという風潮から脱却し、信頼関係を気づくことにつながり、参加者も増えていくと考えます。

そこで、進行する上での打合せはどうされていたのか。広報おおづで報告はありましたが、町民の声を実現するために懇談会の意見やまとめをこれからどうしていくのか。町民への効果的な扱い方をどう考えるのか。

以上を質問します。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 三宮議員の2つ目の質問にお答えいたします。

本年度、5月11日から5月30日にかけて、大津町まちづくり町民懇談会を小学校区ごとに全7回開催しました。議員の皆様におかれましても、多くの御参加をいただき感謝を申し上げます。

懇談会の内容としましては、TSMCの菊陽町への進出や、熊本空港アクセス鉄道の肥後大津ルート決定などにより町の置かれている状況が大きく変わる中で、現在の状況と今後予想される未来や、町の近年の取組、そして、先々行っていく施策を町民の皆様へお知らせ・共有させていただくことを目的に、『町を取り巻く外的、内的要因による町への影響、大津町の状況や町政の方向性』と題し、私から説明を行った後に、町民の皆様からの御質問に対してお答えをする質疑応答を行いました。その後、皆様からの質疑では、交通渋滞の問題や、地下水の問題、教育、福祉、地域コミュニティなど多分野に渡る多くの御質問をいただき、私や副町長、教育長及び所管部長よりお答えをさせていただいております。

質疑応答の後は、参加された町民の方とともに地域の課題や困りごと、その解決策を共に考えるためのグループワークを行い、皆さまの生活に身近なテーマが多く出され、町民、職員一緒になつてどのように課題を解決していくかを話し合ったところです。

こうした懇談会やタウンミーティングに関しては、様々な目的やコンセプトがあり、何を重視するかによって、同意するかしないかも含め、実施方式も異なってくると考えております。基本的には、1つ目ですが、公の責務として対面での説明及び意見交換をする場自体をしっかりと設けること、2つ目が、会を通してまちづくりにとって必要な様々な御意見を頂戴すること、3つ目が、懇談を通して、相互理解を高め、より高い協働の体制を築いていくことなどが挙げられます。

前回の振興総合計画説明をメインとした懇談会から変更を加えた点としては、前回出席者の御意見、あるいは内的な反省等も含め、開催場所を3か所から7か所に増やし、対象者がより参加しや

すい場所で、より深く地域の特性を踏まえて話し合える校區別の開催としたこと、行政と参加者の一方的なやり取りではなくグループワークを導入したことなどが挙げられます。

また、コロナ禍で職員と住民の皆様との接点が減少していたこともあり、今回は職員にも、主に地区担当職員としての担当校区を原則として、すべての職員にいずれかの懇談会に参加をしてもらうことで、住民の皆様生の声を聴くとともに、グループワークにも加わってもらうことで関係構築のための一助にもさせていただいたところです。

また、様々な御都合で参加をされない、あるいはできない方も多数いらっしゃる中でも、先ほど述べた懇談会実施の目的を少しでも達成するために、今回の懇談会の様子については、やりっぱなしではなく、当日参加できなかった方にも内容がわかるように広報誌で一定のページを割いて概要を掲載するとともに、より詳しい内容をホームページにも掲載することで広く皆様へのお知らせ図ったところです。

今回の町民懇談会は全7回で職員を除いて延べ175名、1回当たり平均で25名の参加をいただき、若い方を含めて初めて参加された方も一定数おられましたが、残念ながら御指摘のとおり、参加人数としてはこれまでと大きく変わらない数となりました。懇談会の周知方法としましては、広報誌の掲載、ホームページへの掲載、公式ラインを使用したお知らせ、公共施設のポスター掲示、あるいは懇談会当での私の呼びかけ等も行っておりましたが、より早い周知や効果的な広報ができたのではないかと反省をしております。

一方で、同年度に実施した、太陽光発電に関する説明会や工業団地新設に関する説明会においては、限られた広報でもより多くの方に御参加いただいていた状況もあります。これは個別テーマに対して各住民の皆様がより大きな興味関心と当事者意識をお持ちになられたためと推察しております。

その観点からは懇談会実施に向けた広報や運営の工夫はもとより、町政の方向性や運営が住民の皆様生活にとって大きな影響を及ぼすものであるということを経営や広報などを通してよりしっかりとお伝えしていくとともに、懇談会に関しましても参加者が少ないからといって打ち切るのではなく、改善を図りながら継続していきたいと考えております。

また、今回の懇談会でお聞きした意見については、庁舎内でも情報を共有し、役場全体で取り組んでいくこととしています。その上でさらに今後の町の取組としましては、様々な環境の変化に対して町の現状や取り組むべき課題を整理し、懇談会でいただいた多くの意見をしっかりと受け止めながら、より住みよい町となるよう、今後も尽力していきます。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） はい、再質問です。

今の町長の答弁だと、場自体をしっかりと設けるということ。様々な意見をいただくということなどが目的にあったということですが、では、職員、地区担当の職員にも出てきていただくという目的もあったということでしたが、では、この懇談会の対象は一体だれだったんでしょうか。

私は、やはり町民の皆さんだと思います。

そして、区長さんには声をかけられていたようですが、現場の困りごとを知っているのは区長さんだけでなく、現場の困りごとを知っている人、福祉を担っている人は民生児童委員さんや地域福祉推進委員さんもいらっしゃいます。PTAや子育て世代、子供たち、そういうところに、どういふところに声掛けをすればいいかは考えられたと思うのですが、なぜそこに声をかけられなかったのでしょうか。

成果が上がるような懇談会を開くための手法をきちんと考えられていたのかを再度お尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 三宮議員の再質問にお答えいたします。

お声かけの範囲ですけども、地域福祉懇談会等も開催しておりまして、区長さんですとか、民生委員さんですとかは個別に、別途意見交換としっかり意見を交わす場を設けております。

今回に関しましては、担当課のほうにもしっかり議論してもらったんですけども、より一般の方と言えばあれですけど、役職もない方も含めて、もっとざっくばらんに若い方も参加してもらおうと、そんなコンセプトで実施をしたところなんです。

ただ、おっしゃるように、だからといってその方々の参加がものすごく多かったわけではありませんで、そこに関してはしっかりと呼びかけですとか、先ほどお話ししたような、日々の情報発信というところで進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再々質問になります。

多分先ほど聞き逃したのかもしれませんが、ワークショップ等を進行する上での打合せなどはどのようにされていたのかということと。

そうですね、若い世代に声掛けをするためにお子さんも一緒にどうぞなど、そういう声掛けをしようという提案などは出てこなかったのをお尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。今の御質問にお答えをいたします。

まず、コンセプトとしては、先ほど町長も申し上げましたけども、今回のTSMCを含む社会の情勢の変化の中で、大きな変化のどう変わっていくかということをお伝えしたいということですね、まず町長のほうから説明をして、そして、いろんな課題についての取組状況を話して、そして、さらにはですね、町民の方からフリートークで、特にテーマは設けずにいろんな困りごとをですね、設けるといふことでワークショップをしたところなんです。そして、開催についての事前の調整についても、町の調整会議ということで三役と部長級が入っているような様々な各種施策について調整会議があります。その中でどういったやり方がいいのかということのを十分議論をしました。そして、その中では、今申し上げたようなコンセプトのやり方の中でやるためには、当然、これまでの3回、4回の会議を7回小学校区ごとに分けてやりましたし、それに伴って、各小学校区ごとの課題というのは十分把握することができましたので、そういったところで、特に動員ということにはかけずにで

すね、多くの方に寄っていただくような仕組みを作ったところです。

それと、先ほど町長申し上げましたように、なかなか参加できない方に対してどう周知をしているかということも含めて、広報のほうでもしっかり周知をしましたし、いろんな情報提供もやっております。そして、その来られた方が次に、じゃあ次、家族も連れてこようとか、あるいは、近くの友達を誘ってこようとか、そういう仕掛けづくりが大事だと思いますので、そういった形の懇談会が次回できるようにですね、しっかりと詰めていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） すみません、一部ちょっとポイントだけ補足させていただきますと、打合せに関しましては、かなり総務部長にも音頭を取ってもらって、もうしつこいくらいにこういった進め方をやろうというのはやっておりました。ただ、やはりロールプレイングを具体的にやったわけではないので、やっていく中でやっぱりよくなった部分とか、思ったけども1回目はできなかったとか、確かにあるかと思っておりますので、今回の経験もしっかり生かしていきたいというふうに思っております。

また、子連れに関しては、以前の振興総合計画に伴うものもそうですけども、例えば、託児所の設定等も議論してもらったんですけども、ちょっとリソース的に厳しいということで、当時は見送ったんですが、今後もその点については検討・検証していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） では、3番目の質問に移ります。

町内の安心安全についてです。

安心安全なまちづくりとして、金田町長では特に街灯の設置も進み、防犯カメラについても町ホームページでも防犯カメラ設置団体の募集もあり、取組が進んでいると思います。

補助資料3-1です。

安心安全なまちづくりのために、警察が行うことと町でできることを書いています。警察は、不審者の捜査など検挙に動きます。また、ゆっぴーメールなどの情報発信を行うでしょう。町は、街灯設置や防犯カメラ設置の呼びかけ、防犯パトロール、青色回転灯、青パトと呼ばれていますが、そういうものなどで予防が考えられます。

補助資料3-2です。

この下の写真、まず下の写真2枚を見ると皆さんどこか分かる方が多いと思いますが、旧道の味の天津屋交差点から美咲野へ上がる県道です。

上の写真は、その道路の歩道から写したものです。右側の写真は上から降りながら歩道を写したものです。この道路は、写真で見ても分かるように、青空がとてもきれいで開かれた場所ではありません。車両の通行量もありますが、この状態から見ると歩道がツタと雑草で覆われようとしています。向こう側から来る子供が多分見えないことがあります。そして、雑草が小学校低学年の身長よりも伸びていて危ない場所になっています。

割れ窓理論も十分御存じだと思います。この場合は、放置しておくことでだれも当該地域に対し、関心を払っていないというサインになり、犯罪を起こしやすい環境を作り出す。ごみのポイ捨てなどの軽犯罪が起きるようになる。住民のモラルが低下して地域振興、安全確保に協力しなくなる。さらに、環境を悪化させる。凶悪犯罪を含めた犯罪が多発するようになるというような流れにつながります。

治安を回復させるためには、一見無害であったり、警備な秩序違反でも取り締まる、例えば、ごみはきちんと分別して捨てるなど。警察、職員による徒歩パトロールや交通違反の取締りを強化するなどが必要です。

そこで、10から15年ほど前、室小校区で不審者情報を多く聞いていた記憶があります。ここ数年は聞かなくなりました。これは何らかの取組の効果だと考えますが、町は把握していらっしゃるのでしょうか。

以前ほど安心安全メールやからいも君メールで不審者情報が入らないのは、不審者や犯罪が減ってきているということなのでしょうか。実際の状況はどうでしょう。

警察と町の連携はできているのか。例えば、犯罪というか、不審者情報などの情報提供がその都度あるのか。早い時点で連絡が来るのか。

また、青パトについて、日中はパトロールをされているのを見かけますが、夜は見かけません。青パトのパトロールの時間とルートはどうなっているのでしょうか。

以上、質問します。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 三宮議員の3点目の質問についてお答えいたします。

町では、町内に約5千本弱あるすべての街灯、防犯灯をLEDに交換していく工事を進め、昨年度に完了しました。また、夜道が暗く歩きにくい場所には、区長からの要望により街灯設置補助金で対応をいただいております。

防犯カメラの設置については、大津地区防犯協会連合会の事業を活用し、地域からの要望を踏まえ、毎年、申請のあった5団体に合計5台分の補助金を支出し防犯活動に御協力いただいております。

議員御指摘のとおり、大津町の不審者情報は以前よりも減った印象ではありますが、依然として、県内では痴漢や公然わいせつ、つきまといなどの事案が発生している状況にあります。地域での防犯パトロールや見守り活動に加えて、学校やゆっぴー安心メールなどによる情報発信や啓発を通じた地域住民による見守りの目も防犯対策につながるため、各機関とも引き続き連携を強める必要があると考えております。

警察署等との情報共有による地域犯罪の未然防止へ向けた取組としましては、毎年、大津警察署管内の行政、消防団、区長会、防犯ボランティア団体などを構成員とした大津地区防犯協会連合会において、地域防犯について取り組むべき事項などの情報の共有を行っております。

今年は、7月に会議が開催され、地域と一体となって行う犯罪の起きにくい環境づくりの推進と

して、例えば、防犯カメラの設置、青色パトロールカーを活用した犯罪抑止活動の強化などや子供と女性を犯罪被害から守る活動の推進として、地域防犯ボランティアと連携した通学路における見守り活動など、また、高齢者の安全を確保する対策の推進として、電話でお金詐欺など高齢者の被害防止活動などの具体的な事業実施内容の確認を行っております。

一般的には人口が増えると事案も増えるとされておりますので、今後も地域の治安を守り、住民の皆様が安心して生活できるよう、常日頃から町、地域、警察が情報を共有し、安全安心な地域づくりを一体的に進めていくことが大切だと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 御質問にお答えいたします。

町長からの答弁にもありましたように、街灯は、町内の全域LED化を終えまして、また、防犯カメラの設置については、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。また、防犯活動の取組としましては、児童生徒の登下校の時間帯に合わせて、地域のボランティアの方々による子供たちの見守り活動、それから、青色パトロールカーによる町内全域の巡回による犯罪抑止の強化にも努めております。

不審者情報につきましては、必要に応じて大津警察署からの情報提供があるほか、熊本県警察が運用していますゆっぴー安心メール等により情報提供が行われております。

このことによりまして、県内で発生しました緊急治安情報関係など、子供たちの安全確保、地域の犯罪防止に関する情報が配信をされております。

また、JR肥後大津駅前にあります駅前交番につきましては、365日、24時間体制で地域の治安維持のためのパトロールをされておまして、定期的に交番だより等を発行され、各行政区を通じた回覧により住民の方への様々な情報提供、あるいは各種啓発の取組が進められております。

県警のホームページにおいても犯罪マップが公開されておまして、県内で発生した犯罪がマッピングされており、どの辺りでどのような犯罪が起こっているかを見ることもできます。

町としましても、ゆっぴー安心メールや犯罪マップの活用について周知できてない部分については広報等を通じて皆さん方のほうにお示しをしていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再質問と併せて提案です。

犯罪マップは見ることはできますが、それが予防にどのようにつながるのが分かりにくいと思いました。

それから、先ほどの質問の中に、室小地域、校区の不審者情報が減ったのはどういう効果があったのかを把握していますかとお尋ねをしましたが、その回答は防犯カメラによるものだと理解してよろしいのでしょうか。もしもそうであれば、防犯カメラが効果を出しているのならば、今後も継続していただきたいと思います。

また、警察との情報共有のところですが、例えば、サルが出没した場合やシカが出没した場合は、

町内放送で流れてきます。それと同じように、不審者情報もタイムリーであれば不審者は出たということ町内放送で知らせても抑止力になっていいのではないかと思います、いかがでしょうか。

そして、青色パトロールのような車、目立つ車こそ夜の防犯などには効果があると思います。せっかくあるので夜使わないともったいないと思います。まあ御高齢の方が運転されているので危ないというのであれば、防災士など町にはボランティア精神の高い方々がいらっしゃるの、そちらのほうに協力を仰ぐことも一つだと思いますが、いかがでしょうか。

そして、除草作業などについてですが、例えば、菊陽町の鉄砲小路という地区は、地震の前までは東海大学生が生け垣の剪定に協力をされていました。また、翔陽高校の前の道路や大津中学校の正門のところは、翔陽高校生が授業の一環などできれいに整備されています。そういう学校との連携などはできないのでしょうか。

また、シルバー人材センターも6月頃に刈払機の講習会をされていますが、広範囲で草刈りをしないといけない場所など、また、地域で草刈りが追いつかない場所などはそういう場所を講習会の場として使ってもら。刈払機の初心者の方に練習に来ていただく場として提供をするという考えはないでしょうか。

以上、質問します。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 御質問にお答えいたします。

何点か御質問ありましたので、もし漏れてたら後で御教示ください。

まず最初にですね、話がありました、不審者情報について、北中周辺について減ったのが防犯カメラの影響なのかということなんです、当然防犯カメラの影響もありますけど、やはりこれまで地域ボランティアの方がずっと登下校時にですね、見守りをしていただいていますので、そういった方々の協力は非常に大きいものと思っていますので、本当にありがたく思っているところです。

ですんで、防犯カメラについては、例の協会がやっている補助事業になりますんで、引き続きできるような形で要望していきたいと思っております。

それと警察からの情報提供ということなんです、不審者情報については、いろいろときます。そして、サルとかですね、そうした出没については、当然緊急性を要しますので、皆さん方に危険が及ぶということで防災無線でお知らせをしています。ただ、不審者情報についてはですね、いろんな事案がありますので、警察とも十分協議をする中で必要であれば不審者情報として流したいと思っております。

それから、青パトについてはですね、今、シルバーのほうに委託をしまして、子供たちの登下校時をお願いをしています。夜については、先ほど申し上げましたように、警察の交番による24時間のパトロールができておりますけども、ただ、青パトについても、話によりますと、地域のボランティアの方でボランティアを近々設置されて、そして夕方6時から8時ぐらいになると思います。その時間帯にですね、青パトができないかというような御相談もいただいていますんで、ぜひそういった団体が育成できるような活動の支援はですね、していきたいと思っております。

刈払いについては、担当所管のほうからまた申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 三宮議員の質問にお答えいたします。

地域の除草作業について東海大学生が鉄砲小路のところで一緒にされているということなんですけど、確かに、東海大学生が鉄砲小路の中でされているということで、地元の方たちとですね、交流を深めて、何か炊き出しとかも併せてやられているというふうな話をちょっと聞いたことがあります。

あとですね、翔陽高校につきましては、町のほうから苗代を提供してですね、その翔陽高校の沿道沿いの景観整備について授業の中でもお願いしているということで、今ずっとやっていただいております。

それと、あとシルバー人材センターのほうの刈払機の講習につきましてはですね、熊本県の連合会が何か主催をされているということだったもので、町がですね、ここをやってくれというふうにして希望されてもちょっとそれは厳しいんじゃないかというふうなお答えもいただいておりますけど、町としてはですね、もしそういうことができるのであれば、場所とかも提供させていただければというふうに考えているところでございます。

何しろいろいろ情報等をですね、寄せて、できるだけ早く刈払いとか、道路沿線沿いの清掃とかもやればというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） ある程度前向きな回答をいただいたのかなとは思いますが、1点だけ、不審者情報について緊急ではないというようなちょっと受け取り方をしたので、そこはちょっと改めていただきたいと思いました。

質問は以上で終わります。

○議長（桐原則雄） これで、一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆様、お疲れさまでした。

午後2時19分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和5年第10回大津町議会定例会会議録

令和5年第10回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

令和5年9月14日(木曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	9番 豊瀬 和久
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 飯塚 彩菜
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 総務部総務課主幹兼行政係長 吉良 元子 副町長 工藤 あずさ 兼法制執務係長 総務部長 藤本 聖二 総務部財政課長 田邊 嵩博 住民生活部長 木村 欣也 教育長 吉良 智恵美 健康福祉部長 坂本 光成 教育部長 羽熊 幸治 産業振興部長 村山 龍一 教育部次長 百田 止水 都市整備部長 西岡 多津朗 農業委員会事務局長 梅田 博隆 併任工業用水道課長 総務部総務課長 村山 博徳 兼選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 大塚 昌憲 会計管理者 中井 雄一郎 兼会計課長

議 事 日 程 (第 4 号) 令和 5 年 9 月 1 4 日 (木) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

なお、豊瀬和久議員より欠席の届けがっておりますので、報告します。

議事に入ります前に執行部より訂正の申出がっておりますので、これを許可します。

金田町長。

○町 長 (金田英樹) おはようございます。

昨日の一般質問におきまして、三宮議員の産後ケア事業についての質問に答弁いたしましたが、その中でこの事業の実施開始時期を令和 4 年 4 月からと誤って読み上げしてお答えをしてしまいました。正確には住民福祉部長がお伝えしたとおり令和 4 年 6 月からです。

お詫びして訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容は議席に配付のとおりです。

本日は 1 0 番から 1 1 番の順で行います。

日程第 2 一般質問

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

佐藤真二議員。

○1 0 番 (佐藤真二議員) おはようございます。通告によりまして、佐藤真二が一般質問を行います。今日は 3 つございます。そのうちのまず一つ目から業務見直しや DX の推進による BPR の進捗についてということでお尋ねをしたいと思います。

一昨年からですね、去年にかけてまして町では、業務量調査というのを行いました。その業務量調査の説明としては、役場全体の業務量調査を行い、問題点、課題の分析や具体的な改善策、事務効率化の検討、最適な組織整備や職員数に係る調査等の支援業務を委託するものというような説明がございました。調査につきましては総務委員会の中でも議論があったんですけども、その中で注意すべき点として指摘がありました。

一つは調査そのものが一定の負荷を伴うものですので、職員への動機づけが重要であること。それからもう一つが調査の結果業務改善の提言があっても実行されないままになりがちだということなので、いわゆる現状維持バイアスというものを危惧する指摘が行われていたところです。それに対して、総務課のほうからは今回の調査の大きな目的は職員定数の増減ありきで考えるのではなく業務の洗い出し、業務の棚卸しをして民間委託できるもの、効率化できるものを職員自らが気付き業務改善につなげることであるという答弁があったところです。その調査の結果を受けまして昨年12月には職員の定数条例を改正したところです。

資料をお願いします。まずこの上のほうを御覧いただきたいんですけども、昨年の職員の定数条例の改正におきましては、定時外の在勤時間という普通に残業時間と言えればいいんですけども、定時外の在勤時間が6万502時間あると。これを人員に換算すると不足する職員数が32.32、業務改善で3割程度は削減できると仮定したところで、その0.7倍であるところの23人を改正の対象にするというような説明であったかと思えます。

0.7の部分、削減できると仮定するものは会計年度任用職員への業務配分やアウトソーシングの活用、ICTの活用、事業の廃止、大幅な縮小というようなほかの項目によって3割の削減ができるというふうにしていたものです。

調査の結果から導かれました改善策の提案は大きく5つありました。書いてございますように担い手の最適化、ICTの活用、事務事業の廃止、縮小、その他の改善そして最適な組織体制の整備ということで5つありましたが、このうち必要な人数、必要な定員数というのは、この全体の中の一部にすぎないということなんですね。更に提言の中では、業務改善のスケジュールとして今年は各改善方策の優先順位を設定し、優先順位の高い施策から実施することを求められていました。提案された5項目の中には当然ながらICTの活用が含まれております。(2)のICT活用ですね。ICT活用におきましては、電子申請やOCR、RPA、AI等を活用できる業務プロセスが300あるというように指摘されております。この業務量調査と並行するかたちで町では、DXの推進計画というものを策定されておりました。普通に考えれば、並行して進められているわけですから、当然この内容がDXの推進計画に反映されるべきものであろうというふうに考えます。しかしそれを見ていきますと、本当にこの項目が、DX計画の概観しますとデジタルで夢と希望をかなえる町というスローガンのもとに、4つの分野で捉えまして、その一つがデジタルで業務を効率化するという一番下の項目ですけれども、その内容を見ていきますと本当にこれで業者が効率化するのかと。業務の効率化に区分されるものなのかというふうに疑問を感じるものが多いということです。下のほうに16の事業が書いてありますけれども、いろいろ書いてあるから読みませんが、この中で緑の分、この分くらいは業務改善にあたるかなとは思われるんですけども、それ以外の分はとてもちよっとそうではないかなというふうに思われるところです。更にどの事務にどのようにこの改善が適用されて、どの程度の効率化ができるのかという具体性、定量性というものがアクションプランの中には示されていないわけですね。そうするとこのDXの推進計画、アクションプランによってどの程度の効果があるものかというもの。アクションプランの実効性が見えてこないというこ

とになります。いったん戻ります。改善策の提案というのはもちろんICTの活用だけではありません。担い手の最適化、事務事業の廃止や縮小など多くの提案内容を含んでおります。

質問としましては、昨年の業務量調査の結果を受けて、業務改善の今後の進め方をどうするのか。既に着手されているはずですので、その内容について御説明をいただきたいということ。それから職員定数の増は包括的な取組の一部に過ぎず、残りの3割削減をどう実現していくのか。そして今回作成のDXの推進計画は提案されている業務改善にどの程度効果があるものなのか。この三つについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 改めまして、おはようございます。

佐藤議員の業務見直しやDX推進による業務改善の進捗についてお答えをいたします。

全国の自治体で行政需要の多様化や国からの権限移譲に伴う行政需要の増加、更に本町においては、人口の増加やTSMC関連の行政需要も加わり、更なる業務量の増加が見込まれる状況にあります。今後も増え続ける行政需要や行政サービスの高度化・多様化・複雑化に対応するためには、業務の効率化、最適な組織整備や職員定数の適正化を図ることが急務となっており、これらの課題を解決するために業務量調査を実施し、調査結果を吟味した上で、解決策の一つとして昨年12月定例会において職員定数を219人から242人とする定数条例を可決いただいたところです。また、議員御指摘のとおり業務量調査の目的は適正人員の算出だけではなく、調査を通じた業務そのものの見直しも含まれるとともに、見直しをさせていただいた定数自体も業務効率化や自動化、委託等を別途進めることを前提とした人数となっているため、業務量も増え続ける中、御指摘のように包括的に取り組んでいく必要があると認識をしております。

現在の状況としては、業務量調査による最終成果物が2月末に受領しております。この中で「課題や問題点の分析」、「業務改善策の提案」、「組織別の課題・問題・改善方法」などが示されております。本年度に、全ての部局で共有しているところですが、業務改革は、特にフローやプロセスの見直しの検討や諸作業によって、一時的に業務量が膨らむものに関しては特に対策が進みにくいことがあるのは議員御指摘のとおりでございます。したがって、総務課が統括所管として、有効性の検証は元より、全体及び各課で短期・中長期で検討するものを整理し、スケジュールに沿った進捗管理を実施していく計画でございます。また、各課の取組事例を全庁的に共有することで、業務改善に対する意識も高めていきたいと考えております。

また一方でDXの推進計画におきましては、本年度、電子決裁の基幹システムを構築し、来年度の庶務システム運用開始を皮切りに段階的な決裁の電子化などを計画的に進めていきますが、DX推進計画を実現していくことで、業務量調査が示唆する「ICT活用による業務効率化」にも好影響を与えるものでありますし、それぞれが独立して動くのではなく相互に関係すべきものであると認識しております。また今後も、今後も、DXを積極的に推進するために、DX推進リーダーの育成・確保も必要ですので、総務省の地域情報化アドバイザーの制度を利用しまして、全4回に分けて全ての職員に受講してもらっているところであります。また組織風土の醸成にそうしたことを取

り組む一方で、小規模な自治体においては、ICTの活用が業務効率化と利便性向上につながるものの先ほど申し上げた費用対効果がなかなかとれないというケースもありますので、IT化・DX化という手段が目的とならないよう、最小の経費で最大の効果を生めるよう、高いコストも意識も持った職員の育成にも努めていきたいと考えております。

具体的にも査定等でもDX、RPAあがってくるんですけども、やはり数時間削減できるけどもイニシャルで200万ですとか、ランニングで間100万円かかるようなものですとか、そこを全庁的にあわせて費用対効果を出していく。そして国の共通化、標準化もにらんで動いていく。そうしたこともしっかり進めていきたいと思っております。

テクノロジーの更なる進展や国の標準化の動きもあり、自治体のデジタル化は世の中の流れであるとともに、住民サービス向上と役場の生産性向上の双方において不可欠な取組です。新たなテクノロジーが生まれることはもちろん費用対効果等も随時変化していくことが予想されますので、計画の随時改良も加えながら、実効性のあるDX推進と業務改善の推進、また、担当部局の連携、あるいは組織体系の見直しも含めて推進体制の強化を図っていきたいと思っております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。私のほうからお答えさせていただきます。

業務量調査につきましては、先ほどおっしゃいましたように令和の3年、4年にかけて調査をしました。今回の調査では、それぞれ事務事業に関する問題課題を整理した上で、改善策の提案として、先ほど議員のほうから御提案されたような内容が挙げられております。

業務改善に向けての進め方についてですけども、業務量調査において、業務改善につながると思われた内容が、提案どおりに実現可能かあるいは改善可能であるのか。また、事業の廃止あるいは縮小の可否についても、各部局で検討しているところですけども、一方で「事業の廃止や縮小をしない」場合であっても、事業の必要性そのものを改めて見直すような機会としております。

今後、具体的に、いつまでにどのように改善実施していくのかなどのそれぞれの事業の工程管理それから進捗管理をしていくこととしております。

次に、DX推進計画の実効性についてですけども、今年の3月に、町のDX計画を作りまして先ほど議員のほうからおっしゃいましたように、行政DX、それから地域DXについての基本方針それから未来ビジョンを定めたところであります。その中にとりわけ重点的に取り組む事項として、「マイナンバーカードの普及促進」、「データの活用・連携」、「情報システムの標準化・共通化」、「行政サービスのオンライン化」などを掲げております。

今計画については、振興計画の終期に合わせまして2025年度までとしておりますけれども、毎年度アクションプランで見直すことをしております。

DX推進については庁内を横断的に進めるために、推進本部で進捗管理を行うとともに、ワーキンググループにおいても各テーマについての検討を引き続き進めてまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 今いろいろ説明があったわけなんですけれども、要約すればまだ着手ができてませんということであったかと思えます。これはぜひきちんと進めていただきたいんですけども、昨日の一般質問の答弁の中でこれに関してなんですけど、ちょっとおかしなところがありまして、昨日は職員の時間外勤務削減についての質問の答弁の中で、JAS Mの進出等の影響で業務量が増えております。業務が逼迫しておりますと。昼間に現地調査や住民対応をして、夜に日常業務をしているという状況にありますと。

にもかかわらず時間外勤務が、昨年の業務量調査の時点での30時間から21時間に削減されているという話があったんですね。そうすると、これは一体何なんだろうかと合理的な説明としてはもしかしたらステルス残業が行われているのかなというふうになんて疑問を持ったところです。業務量というのをきちんと把握するためには、そうしたステルス残業やってますと決めつけているわけではないじゃないですけども、きちんと把握していくということが必要になってくるかと思えます。更に言いますと業務改善ですね、取り組むときには本当に一時的に負荷はかかります。でもそれをやりきれば何とか効果が出てくるというもので、それは最初からわかりきっていたことなんですよね。しかもこの業務量調査に関しては、これは町長が就任されて一番最初に手がけられたことなんです。非常に強い思いで始められたと思うんですけども、それがなかなか進捗していないということについては、ちょっと残念に思うところでありまして。今後の進め方に関してこれから検討していくということでしたけれども、以前よく町長言われましたように、どんなスケジュール感をもって進めていくのか、その辺についてももう一度答弁お願いしたいと思えます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

まず最初に御指摘のあった照会等増えていて、それで着手できる話ありましたけれども、そこに関してはその他の業務もたくさんありますので、その他のところをしっかりとより効率的にマネジメント生かしながらやってもらったことによって、その部分は圧縮できているものというふうの一つは認識しておるところでございます。

またスケジュールにつきましては、すみませんこの場で具体的にはあれなんですけれども、今まさにスケジュールをつめて個別にやっているところですので、近々という言い方も好きではないんですけども、まずはスケジュールをもちろん年内には示させていただきたいと思っております。見せられるものを御提示いたします。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） それでは、2問目に移りたいと思えます。

2問目は、こども基本法と新たなこども計画の作成についてということになります。

令和元年の6月の定例会でも一般質問をいたしました。通告書のほうでは、今回教育長と入っていたかと思えますけれども、教育長につきましては、質問の構成を考えていく中で、ここで答弁をいただく場面があまりないかなと思ひまして、教育長の答弁はこの問題に関しては求めないこととしたいと思います。

令和元年の一般質問では、子どもの権利条約のことに、子ども子育て支援事業計画のことに
て質問したわけですが、それから4年間の間の状況の変化を受けまして、今回もそれとく
くも対をなさないよとなっております。今年の4月に権利条約に対応する基本法としてこども基本
法というものができました。

資料をお願いします。子どもの権利条約に関しましては、1989年に国連で採択され日本でも
1994年に批准しておりますけれども、条約の内容は、子どもが権利の主体者であることを大前
提とした上で4つの原則で表現されます。それ1つは差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生
存及び発達に関する権利、そして子どもの意見の尊重この4つの原則を整えていこうというもので
ございます。締約国には子どもの権利に関する包括的な法律を採択することが求められる。これが
基本法に相当するものですが、日本では個別法で対応しているということで、これまで基本
法が定められていませんでした。国連の人権委員会からは何回も勧告を受けまして、今回ようやく
このピンクの点々の部分ですね、こども基本法というものが施行されることになりました。余談で
はありますけれども、今問題になっておりますジャニーズ事務所の問題、子どもへの性加害に関す
る法や制度の改正など、このこども基本法がもっと早くに制定されていれば対応ができたのではな
いかと考えるものがあり、残念な思いがあるところです。

そのこども基本法の規定の中の第10条ですね、市町村におけるこども政策についての計画を定
めるよう務めるものとするということで、こども計画の策定を求めているわけです。法の条文を読
みますと、こども計画はこども計画の策定は、努力義務であって、子ども子育て支援事業計画はそ
れと一体のものとして作成することができるとなっております。

今日の質問の課題としては、このこども基本法を制定を受けて策定される、新たなこども計画の
策定にどう取り組むべきだろうかということになります。現在計画策定を委託する事業者のプロポ
ーザルが進行中でありまして、スケジュールどおりに進んでいるとすれば、今1次の書面審査が終
わって2次のプレゼン審査が進んでいるに向けての準備が行われているところになるかと思
います。予定では今年度中にニーズ調査、そして来年度が計画の作成ということになっているかと思
います。このプロポーザルの実施要項の業務の内容を見ますと、定時資料では要約しておりますが、このよ
うに書いてあります。本業務は第2期大津町子ども子育て支援事業計画が第6年度で終了すること
から、時期計画として第3期大津町こども計画を策定することを目的とする。なお本計画は子ど
も・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、次世
代育成支援対策推進法に基づく計画を包含した一体的な計画とし、今後国から示される予定のこど
も大綱を勘案して策定するものとするということになっております。

これを読みまして、私はそうなのかというふう感じたわけなんですね。こども計画は従来の子
ども子育て支援事業計画の時期計画ということで本当にいいのだろうかということです。この子
ども子育て支援事業計画と一体なものとして作成できることができるものというのが幾つか列挙され
ておりまして、丸が3つあるわけで、その丸の一番下の中にその他の法令の規定による計画とい
うものがあって、その中の1つに子ども子育て支援事業計画というものがあるわけです。そうすると

こども計画と子ども子育て支援事業計画の間に大きなギャップがあるということです。とてもこれが時期計画と呼べるものではないだろうなというふうに思うわけです。もちろん一体的に作るのが悪いわけではないんですね。計画策定の負担を軽減させるためには必要なことだと思います。しかしそれはあくまで、子ども施策全体についての計画の一部としてということであって時期計画であるというには計画の範囲や大きさ、深さがまるで違うものです。資料2のこちら、下のほうですね、こちらの緑の枠の中にありますのが、これまでの子ども子育て支援法を軸とした場合の体系ということになります。新法の下に計画があり、会議がありそして組織として支援課というものがありません。ところがこどもの基本法ができ、こども計画の策定をするということであれば、子ども・子育て支援法というのはどちらかという少し主軸を外れて、こども基本法にぶら下がるこども計画やあるいはその組織というものが軸に主軸になってくるということになりますので、もう少し包括的な枠組みで考えなければならぬと思います。そうでなければ、子ども・子育て支援計画の時期計画と言え、こども計画というものが矮小化してしまうんじゃないかということをしては危惧しているわけです。町として子どもに関する施策を立案計画、立案調整した計画を作ることに軸足をおいて考えていただきたいと。方法としては、基本計画とそれに連なる事業計画の一つとしてというようなことも考えられますけれども、こども計画そのものをきちんと独立させて考えていくべきではないかということです。更に言いますと、その計画を策定して実行していくためには、従来の子育て支援課というものではない子ども政策課というような部署、あるいはその施策の根拠となるこども基本条例の制定が必要になってくるのではないかと、求められるのではないかとということも指摘したいと思います。大津町の組織規則によりますと子育て支援課の事務分掌は子ども子育て支援に関すること、児童手当に関することと続いていくわけなんですけれども、これですと子どもの権利保障といったこども基本法の理念に基づく子どもに関する総合的な施策の推進ということ考えた場合にちょっと物足りないのではないかと。またこども基本条例については真ん中辺に書いてありますけれども、地方自治研究機構というところが、子どもの権利に関する条約を4つに分類し、その中で子どもの権利に関する条約というもので今年の5月現在で64の自治体が策定されているということ子ども権利条約総合研究所の調べで紹介がありました。その下のほうにはその条例がどのような内容なものであるか、章立てを御紹介しているところです。

長くなりましたので、一旦ここで切りまして質問としましては、こども基本法を受け今後の子ども施策をどのように立案してこども計画に反映させるのか。それとも従来どおりの事業計画を焼き直すのかということ。それから今後の子ども政策のためには、こども基本条例やこども政策課などの新しい体制が必要だと考えますけれども、いかがでしょうかということです。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 佐藤議員の二つ目の質問にお答えをいたします。

現在町は子ども子育て支援法に基づき第2期大津町子ども子育て支援事業計画を令和2年3月に策定し、令和6年度までの5年間の計画の中で個別の施策を実施し進捗管理を行っております。この計画は今年度と来年度2か年で時期計画の策定を進めていく計画ですが、時期計画からは根拠が

こども基本法となり名称もこども計画となります。

一方で国では、御承知のとおり、これまでにない子育て支援策に取り組む方針であります。令和4年6月のこども基本法の制定、本年4月のこども家庭庁の発足、更に国は今年6月13日に次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略方針を閣議決定しました。国のこども施策の基本となるこども基本法は憲法や子どもの権利条約の精神に基づき、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すための法律であり、国は子ども施策の基本的な方針としてこども大綱を策定することとしています。そして市町村にはこども大綱に基づき市町村こども計画の策定が努力義務として求められております。町では従来子ども・子育て支援法に基づき、子どもが地域社会の中で健やかに生活していける環境をつくることを目的として、各児童福祉事業の利用状況の把握や、保護者の意向調査の結果に基づき今後の各事業の見込み量を推計し、適切に福祉サービスを提供できるよう子ども・子育て支援事業計画を定め、各事業を実施してきたところです。今回国を挙げての子育て支援の強化が行われる中、議員からもはや従来の福祉サービスの内容や見込み量の推計といった部分の計画ではなく、従来の枠組みを広げた全体計画として整備すべきとのお話をいただいておりますが、私としましても今まさに子どもや子育て支援策の転換点とも言える状況であり、従来の計画をより発展させる形での策定の必要性を考えております。よって町としても町の事情も踏まえた大きなこども計画を策定すべく準備を進めているところです。

また議員からは、こども条例の制定と子育て政策課の新設というか、改称役割の変更というところもございましたけれども、名称をどうするかは別にして、おっしゃるようにこれからの時代を踏まえると役割としてはしっかりと政策的な視点もより深く持ちながら取り組む必要があるというふうに考えているところであります。

次に町こども条例の制定については、今回のこども計画の策定根拠はこども基本法に直接基づいていること。計画内容についても法律に基づいて策定されるこども大綱の内容を踏まえることが規定されていることから、今後の国の方針にもよりますが、現時点では条例制定までは要しないものと考えております。

以上から、時期こども計画では、従来の児童福祉事業の見込み量の推計と事業の適切な実施のための計画だけではなく、住民に寄り添い伴走型で支援していくという基本スタンスの下、こども基本法を直接の根拠としてこども大綱の具体的内容に従い、こども施策の基本的な方針も策定するという児童福祉の方向性と個別事業の充実の双方を反映した計画策定を目指していきます。なお、時期こども計画の意義や策定に向けた考え方、スケジュール等につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。私からはこども計画の意義や策定に向けた考え方、スケジュール等につきまして説明をさせていただきます。

先ほど町長から説明がありましたとおり、時期計画では従来の子ども・子育て支援事業計画からこれだけではなく関係法律に基づいた計画も含めてさらにはこども大綱に示されますこども施策に

関する基本的な方針や重要事項、その他こども施策を推進するために必要な事項が今後国から明確に明示されると思いますので、その趣旨や具体的な方針や考え方を踏まえた議員がおっしゃいます。従来から枠を広げた基本計画とも位置付けられる計画になると考えておりますし、またそれにふさわしい計画の策定を目指していきたいと思っております。またこの基本法の第9条につきましては、こども大綱には少子化社会対策基本法に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための少子化社会対策要項、子ども・若者育成支援推進法に基づく子供・若者育成支援推進大綱、そして子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困に関する要項が束ねられておりまして、こども大綱に一元化されるということになります。そこで町こども計画におきましても、こども基本法第10条の規定に基づき子ども・若者計画、子ども貧困計画、貧困対策計画、次世代支援行動計画、そして従来からの子ども子育て支援事業計画と一体化した形での計画を策定する予定です。その上で、子どもをめぐる今日問題化しております様々な課題を関係部署と連携して対応していきたいと考えております。

次にこども支援法の11条では国、地方公共団体におきまして、こども施策を策定実施する評価するにあたり、施策の対象となる子どもや子育て等、当事者等の意見を幅広く聴取して反映させる必要な措置を講ずることが定められております。そこで町におきましても、こども計画の策定にあたりまして、アンケート調査では従来の保護者だけではなく、子ども自身への調査も実施し計画に反映していくことを予定しているところです。国のほうは本年3月31日公表の子ども子育て施策の強化についてにおきまして、次元の異なる少子化対策の実現に向けて現状と課題を整理し、今後3年間で加速化して取り組む子ども子育て施策として児童手当の拡充や出産等の経済的負担の軽減などの経済的支援の強化や育児教育保育の質の向上など子育て世帯を対象とするサービスの拡充などが示されております。また、本年6月13日にはこども未来戦略方針が閣議決定されまして、3つの基本理念、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造意識を変える、全ての子ども子育て世帯を切れ目なく支援するが示され深堀りをされているところです。こうした国の今後3年間の集中的な取組の動向にも十分注視しながら、国の方針に基づいたかつ町の児童福祉の現状と現状の把握と分析によりまして、今後の方向性を見いだしていきたいと考えております。

今後のスケジュールとしましては、今年度はアンケート調査やニーズ調査等を行いまして来年度の子ども子育て会議等での議論を得て、令和6年度末の完成を目指します。その上で町長申し上げました今後の児童福祉の方向性と個別事業の充実の両方を反映した計画策定を目指していきます。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 答弁をいただいたところですが、計画に関しては大きめの大きな計画にしていきたいということ、方向性はあるということではそれで理解したところなんですけれども、具体的な部分の説明の中でやっぱり出てくるべきなのは子どもが主体者であるということ、きちんとうたいこんだ計画であるべきだということです。あくまで子ども、あるいは子育て家庭というのは支援の対象ではなくて、子どもが権利の主体者として先ほど申しました4つの権利を享受していくことができる。そういったものでなければならないというふうに考えます。そういっ

た意味で今大きな計画とは言われましたけれども、もっと大きな計画というものを私はイメージしておりました。そういった中で、確かに今回のこども大綱がまだ示されていない中で、そこまでの説明が難しいということであればそこまでの計画が難しいということであれば、やはり基本条例のほうの重要性というのがより増してくるのではないかと思うわけです。先ほど町長のほうからは基本法があるから条例までは必要ないんじゃないかというような趣旨の説明がありましたけれども、そうではないんですよね。こども基本法というのは、現在でも言われておりますように、いろいろな意味でも不十分なんです。子どもの権利委員会から勧告を受けていながら、基本法に盛り込まれなかったものもあります。本来ですね、こども基本法というのは、今申しましたようにいろいろな意味でも不十分な点もありますけれども、それでもこれまでの子どもや子育てに関して冷たく子ども子育てを排除してきた子育て罰の国と言われている、日本においてのわずかな希望なんです。その基本法を最大に生かすということが、子どもに優しいことに立ち戻る大切なチャンスだというふうに私は考えております。

そこでこの質問ではそこにこだわったところで、もう少しお尋ねをしていきたいと思えます。先ほど言いましたように、基本条例は本当に必要がないのかという話で不十分な点があると申しましたけれども、例えばどのようなことかということ、まず子どもの意見、先ほどプロポーザルの中でも子どもの意見を聞くことにしてありますというふうに言われました。けれども、それはちょっとしたヒアリングをして聞いたつもり、アンケートをとって調べたつもりというようなものではあってはならないと。もっと子どもたちが自由に本音を発言できるような環境をつくった上で、進めていく。そのためには子どもの意見を公平に引き出すためのアドボカシーの活動あるいはファシリテーターの配置、そういったものが必ず必要になってくるわけです。またそうした子どもの権利が養護されているかを監視するオンブスパーソンの配置など町が独自に取り組むべきことはあります。

そういった意味で、こども基本法だけでは足りないやはりこども基本条例という町独自のものが必要だと。先ほどそういったものを定めているところは64の自治体あるといいましたが、その64の自治体の条例を見ていけば、今の基本法だけでは何が欠けているのか、自治体独自には何を推し進めるべきなのかということが参考になってくるかと思えます。そもそも条約においては、自治体というのはローカルガバメントであって、自治体独自で条例の内容を実現させることに努力していくということが求められているわけです。ですから基本法があるから条例はいらないという考え方は成り立たないということですね。もちろん基本条例の作成には時間がかかります。ましてや子どもに関わる条例であれば、先ほど申しましたように子どもの意見、子どもの考え、主体者としてしっかりと聞いていくことが必要ですので、時間はかかりますが、そうであってもやはり時間をかけてでも基本条例の策定に取り組んでいくべきではないかというふうに考えます。計画に関しては結構です。この条例の制定についてですね、絞ってお尋ねをしたいと思えます。お願いします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

議員からありましたとおり、子どもが権利の主体者というところをしっかりと共有してという

ころで、もちろん計画の話にふれてしまいますけれども、計画づくりそういった理念を共有しながら策定をしていきたいというふうに考えております。その中で条例のお話ありましたけれども、議員御自身がおっしゃったようにこの計画を作っていくも非常に大きな負担と時間がかかるものですし、かける必要があるというふうに思っております。それと並行して条例も同時に作るやり方もあるのかもしれませんが、今担当課、担当部署等含めて調整している中では、しっかりとこの計画におっしゃったように法に足りない分も踏まえた上での計画を大津町なりに作り上げて、その中で更に必要性も踏まえて条例というものも次の段階として検討していくというような枠組みというところで考えているところです。

以上になります。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 条例については次の段階で考えていかれるということでしたので、それになるべく早いということは期待しますし、できればその策定にあたって住民と共同で作っていく、そういうような考え方もあるかと思っておりますので、住民提案に基づく基本条例というのもありかなというふうにも考えておりますので、その辺についても御検討いただければなと思っております。

それでは3問目に移りたいと思っております。

次は内部統制制度の整備についてということになります。これまで何回も幾度も不適切な事務というのが繰り返されてきました。挙げればきりがありませんけれども、一昨年春に議会と町長が新しい体制になってからだけでも、まず令和3年の4月、しょっぱなに予防接種の通知勧告が通知の勧奨通知が前の町長名で発送されていたりとか、転出証明書が誤交付されたりとか、あるいはその次の7月には固定資産税の住宅用の特例の誤課税、課税誤りの話、これも長期にわたるものでありますので起点はもっと早いんですけど、その後幾つもの事案がありまして、最近では社会体育施設の指定管理での事務処理ミスとその後の対応の不手際というものがあつたかと思っております。また更に最近ですと、被災農家の債権補助金の詐欺、公有地の境界確定訴訟の件など町が裁判の被告になったりするという場面も出てきているわけでございます。こうした最近の事例を見ておりまして感じるものが、事案の端緒での対応が不適切ではなかったかということです。社会教育施設の指定管理に関しては、11月に既にミスの指摘を受けておりましたが、情報が正確に伝わらなかったということになります。そして被災農家の補助金詐欺に関しては、時系列の説明を聞きますと令和3年の12月に詐欺の事実は把握されておりましたので、そこでフリーズしてしまっているんですね。その後の対応がなされておりました。そして公有地の境界確定訴訟では信じ難いことに事前に何の兆候もなく、いきなり訴訟を打たれたというような説明がなされております。本当は何かの兆候があつたのではないかと。あつたにも関わらずそれが理解されていなかったのではないかとどうしても感じるところであります。頭に浮かぶ言葉としましては、報連相の不足とか正常性バイアスとか、そういったものが組織の中に浸透してしまっているのではないかなというふうに危惧するところです。過去のこうした事案への対応策として町もいろいろと取り組んでいるとは思いますが、研修とかですね、会計の手引を作成したりとか、年間の流れの中で時期を見据えた注意喚起の通知の

排出などもなされております。そうしたものの1つに手元にちょっと2つの文章があります。1つが平成30年の不適切な事務処理等に係る再発防止策というものであります。それからもう1つが大津町のコンプライアンス行動指針と、この2つなんですけれども、まず再発防止策のほうを見ますとこの不適切な事務処理の要因は法制執務能力の低下、チェック体制の甘さ、業務の孤立化、利益収の情報化、業務量の増大（課内、組織内の連携不足、職員の意識不足）というようなことが要因として挙げられております。平成30年の話です。そしてその対応としては、チェック体制の強化、職員研修、職員の意識向上、上司職員の資質向上と気持ちの問題に留まってしまっているわけですね。

それからコンプライアンス行動指針、これは令和4年に改定されておまして、いろいろ書いてありますけれども書いてあることの文章の語尾をみればどういふものかわかります。適正に執行すること。適切な対応をすること。意識を常に持つこと。確認を徹底すること。何とかの励行に努めること。〇〇することについて観念的な注意喚起がされているにすぎないわけですね。指針ですからそのくらいかもしれないんですけれども、必要なのはそれを実現する仕組みをつくることです。その仕組みが今回提案しております内部統制制度、ガバナンスの制度でございます。内部統制制度につきましては、私監査委員としてもこれまで3年続けて決算審査の意見書の中で導入を促してまいりましたけれども、まだ取り組んでいただけてないところであります。

資料をお願いします。地方自治法の150条の1と2の中で、このガバナンスの制度を導入する分野としましては、財務に関する事項、その他総務省令で定める事務、それから前号に掲げるもののほか、自治体の首長が必要と認める事務というものがあります。それが管理及び執行が法令に適合しかつ適正に行われることを確保するための法則、そして方針に基づき必要な体制を整備しなければならないというものでして、これは都道府県や政令市においてはこれは義務です。しかし一般市や町村においては先ほどのこども計画と同じように努力義務でございます。その効果としましては、マネジメントの強化、事務の適正化の確保の推進、監査の重点化、質の強化、実効性の確保の促進、そして議会や住民による監視のための必要な判断材料の提供、こうしたものが可能になっていくということになります。今回の社会体育施設の指定管理の事務処理ミスとその後の対応の不手際について、再発防止策が示されております。具体的な対策ということで書かれているんですけれども、見ていきますと、研修だとか、徹底だとか、強化だとか確立だとか、先ほどいろいろ手間をかけて申しあげました再発防止策、あるいはコンプライアンス行動指針に書いてあることが相変わらず繰り返されてるんですね。ということはこういった書類を作っておいても、それが結局実現できなかつたことということになっているわけです。これではやっぱり同じことが繰り返されるだろうと思うわけですね。そこで具体的なやり方というものが必要になってきます。これが内部統制制度の基本となる考え方をイメージ化したもので縦軸の基本的要素ということ、で統制環境からITへの対応までこの6つの手法において4つの目的について各業務を見直して、定義していくという考え方になります。例えば手法として先ほども少し話が出ました業務フローであったり、マニュアルであったり、あるいは報告のルートを確定させること、あるいはリスクの評価をきちんとやって

いくことということです。ミスはゼロにはなりません。今回の事案も社会教育施設の話ですが、ミスが発生したこと自体が問題ではないんですね、ただそれに気づきそうな場面がありながらも正常性のバイアスに縛られて報道相が機能せず、更にその問題が大きく供出した局面、3月末のことです。においても顕在したリスクを正しく評価できず、判断を遅らせてしまったこと。この図で当てはめると、基本的要素という統制環境、そしてリスクの評価と対応、そして情報と伝達、この3つの要素に課題があったということです。つまり要素ごとにきちんと課題を整理し、リスクを管理していけば事故の発生は少なくなってくるというようなことになります。内部統制の導入が一般市と町村では努力義務となっておりますのは、やはり能力と負担に配慮したものであろうと考えられます。しかし、内部統制は組織に応じたものでいいと。過剰な統制はかえって問題だということになります。まずは対象を絞ってスモールスタート、今回の事例を踏まえた具体的な事例に対して対応をうっていくというやり方もあるのではないかと考えます。今回も通告の中で教育長のほうを質問者として入れてありますのは、これは考え方として教育委員会の独自のガバナンス制度というものを考えられるということを意図したものでございますので、その旨での答弁をお願いしたいと思います。

お願いします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 佐藤議員の3点目の質問にお答えをいたします。

続発する不適切事務、訴訟事件等の組織的要因についてどう認識しているのか、また改善策として内部統制制度の導入について佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、町の財政や町民の皆様に影響を与える不適切な事務に関しましては、町民の皆様に心からお詫びを申し上げます。

事務過誤の撲滅に向けては、これまでも令和3年の4月より総務課を主担当として事務処理適正化に向けた検討部会などによる改善取組を進めてもらい、一時期は実感としてもラインの途中で発覚するいわゆるヒヤリハットの現象もかなり減少しておりましたが、昨年度終盤頃からは残念ながら少しずつまた増加しているように感じております。

また重ねてになりますが、この間町財政にも多大な影響を与える大きな不適切な事務が発生しましたことに住民の皆様に心からお詫びを申し上げます。

一時期減少傾向にあった事務過誤が再び増加している要因としては先ほどお話ししたけどもTSMC進出に伴う様々な業務の増加も大きく影響していると認識しておりますが、今後外部環境の更なる変化にも比例して業務量もますます増加することが見込まれる中、業務量の増加や現在の組織風土、職員のスキルなども織り込んだ上でより一層機能する議員御指摘の内部統制の仕組みの強化導入は不可欠だと考えております。その点も踏まえまして、組織的要因についてどう認識しているのかという質問に対しまして、首長としての私の指揮監督に責任要因があることは大前提でございますけれども、その上で組織的要因について私がこれまで約2年半ほど首長を務める中で感じているの点を、改善に向けた取組と合わせて述べさせていただきます。

まず一つ目に、組織の構造的な理由として、本来であれば部長、課長、係長といった役職についてはより管理監督マネジメントに比重を置いた業務を担い、部下の指導や個別案件のフォローあるいは視座を一つ上げての確認や声掛けを適切に行うことで、仕事の質を高めることはもとより事務過誤も抑制することができると考えております。しかしながら、現在の現場の状況としても、業務量に対して主事や主査・参事といった層だけで処理することができず、係長や課長も多くの部分を現場のプレーヤーとして業務に従事せざるを得ない状況が散見され、それが結果として事務過誤や不適切な取扱いの発生にもつながっているところもあると感じております。

この点については、改善策として、先の業務量調査の結果により、先ほど議員からもございましたが業務効率化やICT化、アウトソーシング、そして定数増を進めさせていただくことになりましたので、更に適正な業務運営体制を個々の生産性も上げながら進めていきたいと考えております。

次に2つ目の要因になりますが、今回議員御指摘の「組織としての職員意識」は、私も深く関係していると感じております。具体的には、係長は係、課長は課のミッション及び自らの部下の指導・育成へコミットをするという意識が制度としても意識としてもまだまだ足りないところがあるというふうに感じております。

このコミットメントをいかに醸成するかは、日々の意識づけも重要ですが、やはり仕組み・制度として内部統制の中にも一部関わるところだと思っておりますけれども、人事評価とも密接に結びつけて、責任と貢献度を明確にしていくことも必須であると考えております。例えばよりマネジメントに比重を置く企業におきましては、大津町役場というところの係長、課長は、何か起こった時の信賞必罰もそうですけれども、プレーヤーとしての側面があったとしても、そもそも人事評価における目標設定も評価も8割から9割程度は、個人ではなくチームのパフォーマンスを持って行っているケースも少なくないようです。まずは課長、係長がマネジメントに避ける余力を作りながら、こうした方向にもかじを切る必要があると考えております。この点に関して、マインドセットにつながる新たな研修を導入するとともに、個人の目標設定や人事評価制度も含めて見直しを進めているところですが、更なる抜本的な見直しによって上司・部下双方の意識をより一層高める必要があると考えております。

また3点目としまして、1点目、2点目とも関連しますが、ここも議員御指摘のとおり意思決定や事業遂行における報連相の不十分さは私も責任を含めて感じているところでございます。

具体的にはこちらも頻度は私が就任した頃よりは減っているという認識ですけれども、事務や決済において先ほど体育施設で象徴されるような私あるいは部長等が知らぬままに本来であれば事前、あるいはその時に報告があつてしかるべき内容が、未確認のまま進んでしまったりあるいは私に判断を仰ぐ際も意思決定に要する資料、あるいは実際のデータの信頼性が足りなかったようなケースが見られます。この点に関しては都度しっかり指摘もしておりますが、本年度は新たな取組として「フォロワーシップ」に関する研修や新たなロジカルシンキング研修を、こちらも全職員の階層別で4回ほどに分けて実施しておりますので、物事の進め方、何が必要か、意思決定して何を求めているのか、そういったことを意識レベルでも引き上げるような変化を図っております。

また、組織体制としてもこれまでは、不適切な取扱いやヒヤリハットなどを都度部長会議などで情報を共有するとともに各課に改善を図っておりましたが、今後は内部統制制度の強化に向けて、総務課に担当者を設け、全庁的な調整やインシデント、いわゆるヒヤリハットの共有、進捗管理が不十分であった状況を改善していきます。

重ねてになりますが、恐らく全てマネジメントの一番上層に位置する私の責任だというふうに認識をしております。

今回御指摘の責任の所在や意識に関しましては、議員が平成26年6月議会において「監査委員の厳しい指摘についてどのように応えるのか」の質問をされた際、引用された平成25年度監査報告書で、「十分な確認を行い決裁すべきはずのものの責任感が希薄になっているようであり、そのことが事務処理や業務の進め方といった仕事のノウハウを後進の職員にきちんと継承されていない現状につながっているのではないか」や、また「部制の導入に伴い事務的な効率化を目指して決裁権を拡大するなどの改正が行われたものの、決裁権者としての責任感の確立にまでは至っていない実態が随所に見え隠れしているようである。このことが、単純なミスとは言い難い問題のある事務処理を頻発させている根底になっているものと思われる」との御指摘をいただいております。これを契機として、コンプライアンス行動指針を策定するなど意識改革に努めてまいりましたが、依然として、不適切事務の発生がありますので、先ほど述べた意識づくり、仕組みづくりは内部統制の一環として捉えて進めていきます。

議員御指摘の内部統制制度については、住民の皆様の幸福量を最大化するという組織目的が安定的に達成されるよう、早期の導入に向けて取り組んでいきたいと思っております。

具体的なスケジュールに関しましては、令和6年4月を予定し、また導入にあたっては、先行自治体の事例を研究しながら、抽象性をできる限り抑え、本町の現状に即した現実的・具体的な取組を目指していきます。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まずもって、今回の大津町運動公園ほか8施設の指定管理者制度に伴う不適切な事務処理事案につきましては、町民の皆様をはじめ議員の皆様、関係者の皆様に多大なる損失及び御迷惑・御心配をおかけしてしまいました。

大変申し訳ございませんでした。心よりお詫び申し上げます。

今回の不適切な事務処理につきましては、教育部においても深く反省し、その要因について考察をいたしました。

その事案の要因につきましては、あまり時間がないので、具体的には申し上げませんが議員御指摘のとおり基本的な組織力の弱さがまず教育部内にあったと思います。なかなか不適切な事務の取扱いに際して様々な対応策を講じてきましたけれども、その中でも基本に据えておりました上司とのチェックが今回まさに全く機能せず結果として町に大きな損失を生じさせることとなっております。教育部内の組織力の弱さこれが大きな要因の一つであったと思います。

二つ目の要因としましては、これも議員から御指摘がありましたように情報共有の不十分さがありました。11月の件が先ほど御指摘ありましたけれども、上司からの報告、連絡、相談、上司や同僚間の報告、連絡、相談を密にすること。これが基本でございますけれども、今回は、「報告・連絡・相談」をする側と受ける側とで、内容に関する認識に齟齬が生じておりました。一步踏み込んだ相互の確認があれば、早めの対応もできたのではないかと非常に悔やまれるところでございます。この点におきましても、情報共有に対する意識や仕組みづくりにも課題が大いにあったと考えているところでございます。

今後は先ほど町長がありましたけれども、内部統制制度の仕組みづくりにつきましては、町長部局とともに教育部局もしっかりと取り組んでいく所存でございます。

本当にすみませんでした。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 最後に一つだけ確認です。

取り組まれる内部統制制度というのが国の定める方法に沿った、法にのっとったものであるのかどうかということですね。それとももっとガバナンスという意味で取り組みますということなのか、それとも制度上のものなのかというのを最後に確認したいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。時間の関係ありますが端的にお願いします。

○総務部長（藤本聖二） 今回取組を進む内容についてですけれども、現在も内部統制についてはできていますので、それを試行錯誤するようなかたちでのスモールスタートでやっていきたいと思っております。

○10番（佐藤真二議員） 終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時10分より再開したいと思います。

午前11時03分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 通告にしたがいまして、一般質問を行います。

今回も2点、町長に対し質問をいたします。

まず初めに東部清掃工場の解体についてであります。通告書の要旨に書いておりますとおり使われなくなった工場は町のイメージを損なう、迷惑なマークであるということで、実際クリーンの森合志ができました。都市型の清掃工場ですね、全然造り方が今とこの東部清掃工場の時代とは違いまして、東部清掃工場は高い煙突がやたらと目立っております。あれを見てその周辺の土地っていうものはどういうものかというのは、第三者の視点で考えればわかるのではないかなと考えます。町民の皆様方は2市2町の方々は恩恵に授かっていたわけですが、いざ使われなくなった時点で、やはりこれは解体して更地にして、そして町に移譲を受けるというのが筋ではないでしょう

か。もちろん環境保全組合の議員を私2年やらせてもらいましたけれども、その確認は確かにとりました。地元自治体にお返しするという形になりましたけれども、ただ今の状況では、それこそイメージは損なっても町にプラスはならないということでもあります。民間企業で考えますならば、例えば菊池環境工場クリーンの森合志でゴミ処理をはじめ、そしてまた安定稼働が確認された時点で東部清掃工場の解体には着手するのが流れだと思います。

ところが、まだ全然それに対して音沙汰はない状況で、今からお金を積み立てますと。これも各市長の拠出金で地域住民の負担であります。この環境保全組合のときも、赤字続きで町からの持ち出し、市からの持ち出しがたくさんあっております。そしてまた今度広域連合と合併をしたとしても逆に赤字は膨らんでいくという、そういった算出がなされているかと思います。そういう中でやはり東部清掃工場を解体し、これを町のプラスに持っていくという施策はやっぱり必要ではないかなと思います。今現在土地がどこも足りない状況ですよ。今解体すれば売れる可能性はぐっと高くなります。その点は時間との戦いなんですね。いつ解体して更地にするか。全然わからないような状況だったらどうします。やはりその中の1町である我が大津町は早急に解体を進めていただきたいというのを、町長はやはりそういった議会の中で述べていただき進めていただきたい。そしてその地域の手前のほうでもいろんな企業が進出しておりますので、東部清掃工場跡地も開発によればおもしろくなるのではないかなと私は考えております。東部清掃工場の東側標高が高い側でなりますが、ところが東部清掃工場を起点として東側、それと南側落ちておりますので手前の西側あたりはおもしろい土地の開発というのできるのではないかなというふうに思っております。この売却できるチャンス、これを逃してはいけないという点。この点についてはやはり町長はそういった議会の中で強く推していただきたいと思います。解体終了後の利用計画というものがそれにより作られてきます。そして町の発展に寄与することができるということでもあります。周辺地域の可能性は高くあるはずであります。私は東部清掃工場をどういうふうに発展させるかというのを考えたときに、更地にした後にやはり企業を誘致したいと誰しも考えると思います。そんな時に売りになるものが何かなくてはならないと思うんです。あすこの土地柄からするならば、北側にその位置から走ればですよ、インターチェンジができてますよね。高規格道路の。これは阿蘇の方面からの出入りしかできない状況なんで、そういった発展が見込めるならば国交省とそういった交渉をして熊本市内方面へも乗り入れができる、出入りができるそういったものも可能性もできてくるのではないかと私は考えます。

そしてまた水の問題でありますけれども、多くの企業は水を求めてきます。ここの東部清掃工場のあった場所の東側にタブノキ水源だったですかね。今は使われておりませんが、実際たくさんの湧水が見込まれた土地ではあるんですね。そういったものを再開して豊富な水、そういったものを魅力的に宣伝したらどうかとも考えます。そして、また宅地も企業だけではなくて、宅地も足りない状況が出てきたということは農地を宅地に変えるのか。それとも山を宅地に変えていくのか。いろんな選択肢があるとは思いますが、TSMCの進出で有料農地といわれるものがそういった工業用地に変わっていきました。これは国県の大所高所からの視点で俯瞰してみるならば、そ

の減った分の農地というものの確保これは難しくなると思いますので、これに対して我が町もきちんとした構えを備えておかないと、こっちに押し付けられる可能性がある。あらゆる意味です。ですから我々は可能性のあるところはどんどん開発して、どんどん責めるオフェンスですよ。今までの今回の一般質問を様々な方々がされましたけれども、答弁を聞いておきますと、ほとんどがディフェンス的なんですね。守りなんです。こういった強く変化が現れた時期には強いリーダーが求められるのが当たり前です。ですからどんどん責めるんですよ。これは一つの方策を私が言ったばかりで、その2問目はもっと言いますけれども、町民が夢と希望を持てるような施策をどんどん進めていく、挑戦していく、前に進める、そういった姿勢が今町長に求められていると私は思いますので、東部清掃工場の解体8億円、概算ですね。これをまずどうするか、これをきっかけに質問を広げていきたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の東部清掃工場の解体についての質問にお答えいたします。

まず、解体費用約8億円の財源確保と期間の明確化についてですが、約8億円と見込まれている資金計画については、令和4年度に構成4市町で合計4億円を積み立てており、令和5年度から令和8年度に、各年1億円を構成4市町で負担する計画です。各市町の負担割合は旧工場の稼働時の市町毎の搬入量が基礎となっており、大津町の負担金は、令和4年度が1億848万円、令和5年度から8年度までが、各2千712万円となっております。

大津町としては、5年間の負担金の合計額は2億1千696万円となりますが、この負担金の元となるのは住民の皆様から集められた貴重な税金でありますので、その使途と跡地の活用方法については住民の皆様にもしっかり公表し、御理解を得ながら最小の経費で最大の効果を上げなければならないと考えております。

また、解体時の汚染等に対する住民不安を解消するために、法令で定められている項目を基に環境調査等を進められる予定ですが、住民の安全・安心確保のために、町としましては必要に応じて追加の環境調査を求めていきたいと考えております。

次に、旧東部清掃工場の解体後の跡地については、平成15年11月28日の管理者会において、更地にして大津町に無償譲渡されることが決定しております。議員御指摘のとおり、菊池郡市周辺地域では工業用地をはじめ、土地が不足していることは私も実感しておりましたので、昨年度に解体費の財政負担を減らすためにも建物ごとの売却等の可否を検討しておりました。

しかしながら、工場内にはプラント設備が配置されているため利用が制限されること、及び稼働開始後27年に加え、使用しなくなってからも約2年半が経過し施設の劣化も相当進んでいること、更に現況で売却した際の土壌汚染の責任関係や中途撤退で生じ得るリスク等から、現況のままの売却することについては断念しております。

そこで、跡地につきましては広域連合として解体や土壌調査及び必要な処置を行っていただいた上で譲渡いただき、町としては議員御指摘のように高規格道路の大津北インターチェンジや大津インターチェンジ及び中核工業団地に近いこと、あるいは住宅等から隔てられているなどの利点を生

かした活用のほか、周辺住民の理解が得られる活用を検討し、簡単なサウンディングなども行っております。

現況売却は難しいという結論に至りましたので、現在の民間による旺盛な開発状況も踏まえての解体の早期化については、先ほど述べました解体費用の抛出方法を含め、連合長に相談をし、既に可否も含めて検討を進めていただいております。

一方で、早期に解体を進める際の課題として、もちろん他の構成自治体及び議会の御理解が前提になりますけれども、解体費用の課題とは別に土壤汚染調査や解体の手続及び実際の解体工事に一定の期間がどうしても必要となってまいります。

現在のところ広域連合のスケジュールでは、解体工事の仕様書や設計書などの作成を行う調査設計業務を令和6年度に委託して、業務委託完了後の令和7年度夏頃に解体工事を発注、解体完了を令和9年2月頃と見込んでおり、各期間の大幅な短縮は難しいという説明を受けております。

さらに、この工程は土壤汚染の調査が不要な場合を想定しておりますが土壤汚染対策法で義務付けられている形質変更届の提出において県が土壤汚染の恐れがあると認める場合は広域連合において法が指定する調査機関による、土壤汚染状況調査を実施する必要があります。また、調査において汚染が確認された場合は、更に汚染土壌の処理期間が必要となります。

このように、解体には相当の時間を要しますので、速やかに旧東部清掃工場跡地を開発又は売却することは困難ではあると考えておりますけれども、議員御指摘のとおり、現在の企業による旺盛な開発状況を踏まえ、少しでも早くできないかと引き続き広域連合とは具体的な協議をするとともに、できるだけ早く当該地域における新たな可能性を創出できるように取り組んでいきます。また簡単なサウンディングの結果ですけれども、調査も含めてやはり今の場所に関しては少し排水に課題があるということが言われております。

またその他にも近隣の方をはじめ開発の可能性のある事業者さんにお声がけしたところ、興味があるところありましたので、そこはしっかり今後は考えていきたいと思っております。その他別話になりますけれども、イゴウダニの埋立跡地も非常に有効な土地と考えておりますので、そちらに関しても担当課はじめ連携しながら可能性を探っておるところでございます。

以上になります。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問いたします。

これは私が現地に行って写した写真でありますけれども、高々とそびえる煙突は目立ちますよね。そして近くに行ってみますと草がかなり生えとってその写真もたくさん撮りましたが、結局こういったイメージを持ったままずっと町は進めていく。大きな変化が今きているときにそういったイメージを払拭する努力が必要ですよ。仕事ができる人は時間から手を付けるんです。だからこの解体の計画自体が、私も何回か前にも言いましたよね。私が環境保全組合の議員にいて、2年間いきましたけれども、この解体費用のかの字も議論があつてなかった。そして、今となったらどうです。土壤汚染の可能性とか、そういったやつは前からわかってることですよ。そういったことを

今までの議員さんも悪いです。その首長さんたちも悪いですよ。そんなことが一切議論されてないんですよ。それを我が大津町が被るんですか。マイナスなイメージをずっと被るんですか。という話を私は言いたいんです。早めないで。2市2町でしょ。2市2町その集まったパワーはどこにあるんですか。そういったところはまず大津町のこの迷惑になった施設。今までずっと恩恵はあったんですけども、既に迷惑施設になってしまったと。構造物になってしまったということであるならば、早急に大津町に対してそういった議会なり何なりに早めろというのが筋ではないでしょうか。それが大津町町民にとってもいいし、全体にとってもいいですよ。開いた口が塞がらないのは、そういった議論が一切されてない。解体費用あたりは全く積み立ててない。クリーンの森合志を作ることだけですよ。これね、残念ですけど子どもの集まりですよ。そういった話じゃないでしょ。例えばですね、私だったら考えるんです。ここを全く使えなくなったわけではないんですね。しかし、町長も考えてみなはらんですか。各家庭には本当は捨てたいけれども家の中にあるごみってたくさんあるんですよ。そういったものを視点を変えてクリーンの森合志ではそういった袋に入れたやつを回収します。ここでは全体の2市2町のクリーン作戦を展開したそういったものをここで燃やしてしまうんじゃないか。そして各家庭のいろんなものを更新させてあげようじゃないかと。そして経済に寄与させていこうじゃないかと。そういったことを考えなきゃ。ただの迷惑施設のままでしょ。これを現在進行形で使ったならば、どれだけのごみの処分ができたと思います。ここクリーンの森合志で相当な2市2町の燃えるごみですね、処分できたと思いますよ。そういった発想自体もなかったんですね。ただそれは町長の責任じゃないですよ。はっきりいって。ただこれからそれを求めてくださいと。もう嫌だと言ってるんですよ。クリーンの森合志が稼働しているんですからそっちに皆さん、集中してごみを処理していただいて、ここは迷惑施設でしかない。それも何年後ですか。そんな悠長なことを言っとったら話になりませんよね。そういったところが話を聞いていて愕然とするんです。例えば今出しているのは東部清掃工場の解体が8億円ですよ。2市2町で折半として今決算の認定作業やっておりますんで、菊池環境保全組合負担金が令和4年度まだありましたから、こういった形で出てくるんですよ、1億8千500万円とか、例えば広域連合だったならば、し尿処理が4千万円とかやっぱり出てくるんですよ。これがずっと繰り返されていく。そして先の全員協議会で財政シミュレーションを提示されました。この財政シミュレーションちょっとひどく書いておりますけれども、実際のこの中に書いてある数字を抜いただけです。こういった形にするとものすごくひどく感じますよね。令和6年から令和10年までの町の借金が168億円から173億円で52億円を増えますよと。そして貯金、基金が53億円から30億円、23億円も減るというようなことを出してくる。これに対するどういった対応策があるのかというのが我々が考えなくてはならないですよ。しかしこの財政シミュレーションというのは一覧表を見ても、これバックに使ってますけれども、わざと大げさにですね、使ってますけどこの財政シミュレーションというのは実は曖昧なんですよ。将来予測の中では。この中で前提として説明の推計方法がちゃんと書いてあります。この中で歳出の中に、菊池広域連合への負担金は7億円から約8億円を想定しておりますとか書いてあるんですよ。実は。これは大きな歳出になりますよね。

ところがこれの曖昧な点は経済成長率は考慮しないでしてあるんですね。経済成長率は考慮しない。職務は増える。人が足りない。考えてみるとバラバラじゃないですか、これって。だけれども出された表にはこう書いてあるんですよ。こう示してあるんですね。としたならばこの差はただ単に町債が52億円増えましたよ。基金が減りましたよというふうになると、ここの幅というのは52億円、23億円の幅ではないんですね。75億円の幅になるんですよ。こういった計算のやり方というものを数字的に強くないと、これに対してむかむかしたのは私だけかなと思ったりするんですけども、この財政シミュレーションを町長の許しを得て、こういった全員協議会で示されたということはこれに対する対応策をきちんと示さなくてはならない。その対応策というのはそれこそこの中の推計方法に書いてない、考慮しないと書いてある経済成長でしょ。この経済成長をもってその地方税なり、そして移住者が増えて固定資産税なり、そういった増えるような施策をしなければなりませんよ。じゃないとずっと赤字幅は増えていくということになってしまうんです。ここが町長がこうやりたい、ああやりたいというリーダーシップを出してほしいところなんですよ。だから1問目の前段といたしまして、そこを有効な町にプラスになる土地にしようじゃないかという呼びかけを私はしたつもりです。可能性というものはたくさんあるということです。そしてまたインターチェンジの話もしましたけれども、あの周辺というのもそれこそ国の管轄としても、国と戦うぐらいの覚悟がないと。以前ですね、これを考えていた時に町長の言葉を思い出しました。私が尊敬する人がいて、どこかかの市長とかの中にも福岡の市長が確か入ったと思うんですよ。福岡の今福岡ビッグバンですか、これはもう私的な話の時だったのかもしれない、すみませんね。あの方なんて、福岡の市長なんて幾つも訴訟を起こして起こされ、国と戦っていると言いますもんね。結局国の決めた、そういった法律やいろんな仕様の中で、解せない、うちの地域には合わないというものはたくさんあるというふうな形で国県を相手取ってそういった戦いを起こす。これが首長の仕事だとも私は思います。じゃないとそれこそトランスフォーメーション、変化、変革というものはなかなかできないでしょうね。今最初に言いましたオフェンスを強化するべきだと。それこそ一時期のスポーツの中でも最近ではバスケットが何十年ぶりに世界大会に行くとかいろいろあってるじゃないですか。サッカーも強くなった、ラグビーも強くなった。これってディフェンスからオフェンスへの意識改革ですもんね。そういった形で前向きに発展していくんですよ。そういったそれを音頭をとるのが町長なんです。我々一議員から我々はもちろん政策立案していきますよ。していきますが、それをどう生かしていくのかというのは町長の責任ではないかと思います。ただこの財政シミュレーションを見た場合、もう待ったは許されない状況だと私は思いますが、このお金がない、お金が段々減っていくという状況の中で、議論もしていなかった、東部清掃工場の解体そしてまた土壌のそういった調査をしなければならなくなると、また時間が延びて、そして大きなお金が出て行くという状況の中で、ここのせめて東部清掃工場の処理ぐらいはもう少しスムーズに前向きに早急に処理していきましょうよ。それぐらいのところは2市2町の中で、大津町の首長として戦ってきてください。これがあなたの仕事だと思いますので、この点について再度質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げたことと重なるところがあつて恐縮なんですけれども、まず東部清掃工場の跡地利用については現況利用等も含めてこれまでも検討してきたところでございます。また跡地解体した後にというところに関しましても、連合長とも含めて相談してきまして、前向きに考えもらっているところです。ただ今の課題としては議員御指摘のとおり、より早くから着手しておけばよかったんですけれども、今現在お金が8億円たまらないから工事が進められないのではなく、今から手続を逆算していったときにどうしても係る手続があります。その早期化というのをお願いしているところでございますので、少しでも早くそれが解体がかない、それが町の発展につながるような施設、誘致等につながるように町としても努めていきます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問いたします。

この1問目に対しましては相手方もいるということですね。ただその人たちが全体が意識が低かったということです。広域連合に移りましてもそういった意識というものを高めていかなければいけないと思います。いみじくも私は広域連合のほうに行ってくれと、菊池環境保全組合2市2町で2名ずつで8名でありました。議会がですね。そして広域連合は4名ずつ出ておりますので、4×4、16名ですね。24名になるんでそれは多すぎるって言って、私は反対して、片や、4名の議会があつて方や2名、我が大津町から出る人たち。各市町からですね、この人たちが全部扱って何するんですかって話ですよ。こういった大赤字が出ているところで、そういった1年間だけは各市町から6名ずつ出してもらう。もう吹き出しますよこれ。そういったことをぬけしゃーしゃーとやっている状況じゃ、町民の皆様がたはどう思われますか。それですね、しかも私この前の菊池地域市町議会議員研修会には行かなかつたんですけれども、これいっても私勉強したうちの中身だろうと思って私行きませんでした。だから局長に言つとって、資料を持って帰ってきてくれと。それで勉強をして俺は十分だからと。そしてこの他の2市2町の人たちと会いたくなかつたんですね、実は。会つたならば文句言いたくなるんで、だから私は行かなかつたんです、これには。そしたら式次第というものがついておりまして、閉会をしまして閉会后括弧して連合議員広域連合ですね、連合議員のみ常任委員会視察研修の日程を打合せをしまして書いてあるんですよ。何しに行くんですか。こういったものを容認しとつたらですね、私知らんですけど、これで赤字が解消されるような研修だったらどんどん行ってくださいと私言いますよ。視察研修だそうですね、恥ずかしいですね。これ何か持って帰るかどうかも私注目するところですけど。これ何も持って帰らんで赤字の上にもまたそういった歳出を重ねるようなことをこの議会ではとてもじゃないが議論できませんよね。私はいみじくも二十数年議員しています。足し算、引き算ぐらいわかりますよ。赤字企業ですよ。こういったところでですね、視察研修を持ってくるっていうのがどういった意味かが私わからない。1点だけこれ心苦しいかもしれませぬけれども、視察研修が予定されているというのは恐ら

く耳に入っているんじゃないかと思えますので、その内容というのは町を代表とした町長としては把握されておりますか。この1点だけは聞いておきたいと思えます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の再々質問にお答えいたします。

細かい内容は伺っておりませんが、現在常任委員会等で検討中というふうな今の段階で伺っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 次の質問に移ります。

国県のインフラ整備計画と町の発展について。もう今この状況になりますと、密接に関係してくるということ。1問目におきましてそういったことを言ってきました。県の計画、蒲島さんがいろいろ頑張っておられますけれども、やはり県の計画に対して、いや、町はこうだというのはなかなか難しいですよ。当たり前のことです。整合性を持ってその中でもより良きプラスになるように考えるのが我々の仕事ではないかなとそれは思います。

県はTSMCの菊陽進出に対して一帯のインフラ整備に今後10年間で総額1千140億円程度の事業費を試算しているというのは多く報道等で行われております。今この時期に発表するのは、財務省が2024年度、来年度ですね一般会計予算概算要求額を固める前に熊本県予算要望の基礎資料とする方針ではないかなと私はよんでおります。予算が通らない場合は、今回入閣された方が熊本県から二人もおられますので、そういった方々に頑張ってもらおうという形になろうかと思えます。そういった方々おめでとうございませう。というとともに地元主義というものを貫いていただきたいなと熊本主義ですよ、それはちゃんと持っていたきたいと思えます。復活折衝までもっていきたくて当初予算で通していただきたいなと思えます。このTSMC関連のシリコンアイランド構想、というものは国家プロジェクトと位置付けてありますので、大胆な要求も現場の状況と声を聞く姿勢があると考えられますので、熊本県にとっても大きなチャンスであります。蒲島さんのリーダーシップに期待したいと思っております。そしてまたいろんな計画が被って出てきておりますよね。例えば復興道路である高規格道路のほうの延伸、そういったものを考えますれば今回持ってきたのは合志市まで早急に今回着工するというのが言われましたよね。大津町へはきておりません。この道路もですけど、9月3日ですかね、高規格道路である熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会総会がっております。具体的な計画検討のために年内に有識者による委員会を立ち上げるということで別の構想も例えば熊本市内街中ですね、から空港まで10分20分構想、うちのロビーにもでかかどとポスターが飾ってありますけど、そういった計画もあるということで我が町にとっても非常に好ましいことでもあります。しかし幾つものそういった計画の中で我々は何を要望していくのが最善策だろうかなと思うんですよ。その時にやはり今回中九州横断道路、この熊本合志区間というのをここは325までの結線が好ましいと思えます。そうすることによって熊本空港から降りていって、そしてTSMC関連のいろんな企業、そして菊池市あたりもものすごくその点については

やりやすくなると思いますし、大津町にとっても予算の関係かわかりませんが、早急に合志市まではしないとTSMC国家プロジェクトで1兆円規模の工場ですので、これに対するサプライチェーンの融通が効かなくなると考えたのかどうかわかりません。ただ全体の発展を考えたときには、やはり大津町はここはせめて325まで、本来ならばやはりそのまま今大津町で途切れております。東側からはですね。ここにやっぱりつなげてほしいですよ、もちろん。そのことによって例えばこのうちのさっき東部清掃工場のことを言いましたよね。東部清掃工場っていうのはこの地図は見にくいかもしれませんが、この辺になるんですよ。本田技研工業がここにいますんで、この上を通るんですかね。あの計画では。私もよくわかりませんが、ここを全体の配置として俯瞰してみた時に思うんですよ。それももちろんここまで来たならば、大津町はさっき言った周りの土地利用計画というのはものすごく進みますよね。だからこそこに先ほど言った1問目のやつで早めていただきたいというのは、国も県も有無も言わずに発展しているところに道路を通すインフラ整備をするっていうのは当たり前のことですから、もっともっと経済効果を高めるといような形になると私は思います。そしてせめて325までこれが持ってくれば全然違う形になっていきますと私は思いますんで、町の発展にはものすごく影響が強いと思っております。そしてまた我が町も工業団地を整備する予定がありますが、この工業団地の売行きに対してもかなり影響がある。そしてここに要旨で書いております菊池市に県が工業団地をつくるという書いてあります。ということは県が借金して作るわけですよ。現金持っているわけじゃありませんので、何で大津町は単独で作らんといかんとか。大津町も県が作ってくれよと。県が借金してくださいと先ほど言いましたよね、財政シミュレーションからするならば、ものすごく借金が膨らんでいくと。そしてまたこれが競争に負けて、いつまでも売れ残るとしたら大変なことになりますよ。だからこそ目の色を変えてでも前進させなければならないと考えております。そしてまたそういった産業界だけの話だけではなくてやはり1次産業の生産性を損ねてはならないと。これは当たり前のことですよ。ウクライナ紛争でいろんなかたちの世界的貿易がくるってしまっていて、食料不安というのは世界を覆っております。そういった中で我々が食料自給率そういったものをあわせて考えないと。そういったときに食料自給率をどの範囲で考えるかですよ。地方自治体として町で我が町は我が町民を食わずだけの一次産業は成り立っていると言えるのでしょうか。そしてそれをそごような工業の発展というのは農工商併進に反しますよね。これは振興総合計画から抜いたやつですね。1番が産業ということで農工商全てが盛んであると。そういった大津町を目指すと書いてあります。これは当たり前のことだと思います。そして私の考えでは恐らくTSMC関連の半導体関係も必ず飽和状態はくるんですね。産業というものはそういったものです。ですから、もちろん私がこの世におらんようになった後でしょうけれども、その時人間というものは何にかえっていくかなって私考えるんですよ。その時には恐らく野山や海自然界に帰っていくのではないかなと考えております。そんな時にやはり環境の保全というものの視点をもって我が町は高度なバランスをとれたそういった町にしていく。それが大切ではないかな。そしてこの要旨の中に書いてあります町道整備等連携で宅地開発を拡幅させ、人口を増加させる。これは私が考えたのは、やっぱり人口増加というのは

賑わいが生まれてもちろん固定資産税なり町民税なりの収入が入ってくるのが大きくなります。そして誘致企業を考えたときに、住みやすい町というのを外国の方、例えば台湾の方々がT S M C関係でこちらに移住するもしくはその仕事の間は住みたいと言ったときに、大津町でしょうか、菊陽町でしょうか、合志市でしょうか、熊本市でしょうかと考えた時に大津町ですと言ってほしいじゃないですか。そういった結局は我々が考えなくてはならないのは、総合的な既存の皆さんの大津町の町民の方々が喜ぶまちづくりが結局は強みとなるんですよ。もう菊陽お隣菊陽例えば菊池市、合志市にはない魅力が大津町にあるよねとかたちというのは、これがまちづくりだと私は思っておりますので、そういったものがやはり比較されて第三者というものは厳しいですから、第三者の目にかなうようなまちづくりというのが本当の答えになってくるのではないかなと私は考えます。

以上、質問の要旨としてあげておりますので、質問をいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の二つ目の質問にお答えいたします。

企業誘致は、法人町民税や固定資産税等の町税の増収、新たな雇用の創出や地域経済の活性化、働く場の提供による人口の増加等、町の発展に大きな役割を果たすものと考えており、誘致活動を継続的かつ積極的に取り組んでいるところです。

最初の質問の、高規格道路の中九州横断道路ですが、昨年度に大津町の国道325号線までの大津西から合志区間の事業化が決定しました。大津西インターチェンジは国道325号にできる予定です。この高規格道路は九州縦貫自動車道と大津町を結ぶ幹線道路として、地域間の交流が期待されるとともに物流等に大きな利便性を生み出します。

大津西インターチェンジは南北幹線である国道325号と連結するため、物流の一大拠点となることが予見されますので、周辺に工場等の企業進出が見込まれます。また町の工業団地にも大きく関わってくる道路と認識をしております。こちらの大津西、合志間につきましても以前の町長や議会の皆様方のお力もありかなり早期化できたと思っておりますけれども、更にこの工事も含め用地買収も含め進めるように町としても全力で取り組んでいく所存であります。

企業誘致合戦の勝算につきましては、町内に立地いただくためには、地道な活動も必要であり、近隣の競合する工業団地の中から選択していただくためには、誘致の諸条件、熱意や誠意を持って当たる姿勢も重要な分野であると考えており、私自身も機会があるごとに誘致につながるよう、関係各方面に積極的に働きかけているところです。

また、台湾のからの企業誘致についても、8月下旬には、大津町企業連絡協議会役員9名と副町長を含む本町職員3名が、台湾で町のPR等行っていただくとともに、交通渋滞や生活環境の現状を現地で見ていただきました。9月に開催される報告会の中で、企業視点による課題を行政と共有し、将来を見据えたまちづくりにつなげるための提言をいただき、企業が進出しやすい環境整備を企業の皆様とともに進めていきたいというふうに考えております。

一方で、企業が進出を決める際には経済状況はもちろん、取引先企業との距離や交通面もなどの立地が重要な要素となるため、このたび町の工業団地につきましては、J A S M及び中九州横断道

路のIC、そして今回御指摘の325号とも至近に整備することで優位性を確保しております。

そのような点を前提に、現在取り組んでおります新たな工業団地につきましては、法律上のクリアすべき課題や地権者の合意形成を含めた用地の確保など、完成までには段階的に様々な課題があり、一定の時間を要しますが、半導体関連企業に業種を絞った企業誘致を進めるため、国内製造業を中心とした約300社に対する企業立地意向調査結果を基にした企業訪問、企業誘致フェア等への参加による情報発信に加え、既に町内に立地されている半導体関連企業へのアプローチも積極的に継続していきたいと考えております。

また、熊本県との連携も重要であると認識しておりまして、8月中旬には、熊本県とともに、工業団地予定地や民間開発予定地を視察し、意見交換を行っております。

次に、熊本県の工業団地につきましては、中九州横断道路周辺など、交通アクセスのよい場所に新たな工業団地をつくる計画が示され、菊池市と合志市にそれぞれ25ヘクタールの工業団地計画がなされ、令和8年度の方譲開始に向けて進められております。近隣でも、西原村、益城町、合志市と各自治体で工業団地を進められており、最近では山鹿市もプロジェクトチームを設けて、新たに適地選定を進められておるようですので、競争環境加速する中、町としての有意性をしっかり保つ必要があると考えております。

大津町においても、すぐに紹介できる工業団地がないため、今回、町として工業団地の計画を進めているところです。TSMC第2工場以降の熊本県内への立地の報道など、刻々と変化する状況に、すぐに町としても対応できるように、積極的に県とも情報交換を進めながら次につながる取組を進めていきたいと考えております。

次に、1次産業の生産性向上については、今回の工業団地予定地は、将来的な工業団地拡張の可能性もある場所です。一方で、周辺の農地では、牧草やカライモの生産なども行われており、町が主体的な姿勢で、代替地の確保や農道の整備など農家の生産確保と大型機械による生産性向上を押し進めるとともに、工業団地整備については県の動向も注視しながら、積極的な連携や意思疎通を図り、農業振興との整合性を図った上で、国や県の協力を得ながらインフラ整備等を検討することが必要であると考えております。

また、企業進出だけでなく、宅地化も進んできており、令和4年度の開発申請は76件で、住宅においては、47件、900戸を超える申請がっております。宅地開発の誘導に向けては道路はもちろん、学校状況や下水などの整備も重要であるため、その点も織り込みながら進めていきたいと考えております。

町を取り巻く環境も、刻々と変わってきておりますので、町としては、この追い風を町の発展と住民生活の向上にしっかりとつなげていく必要があります。そのため、道路整備だけでなく、平成31年に見直しを行った都市計画改訂マスタープランについても、本来であれば20年程度で見直されるものですが、近年の状況を踏まえ、前倒しての見直しに向けて、現在準備・検討を進めているところです。

詳細については担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問いたします。

いろいろ他の自治体の内容も言われましたが、いずれにしても一次産業の保護というものは我々しっかり考えて食べ物がないという経験は私は実際したことないですけど、うちの母が農家だったんで戦後でも農家であったためか知らんけれども、ひもじい思いをしたことがなかもんねとうちの母は言っていました。生前。やっぱり食べ物というのは人が変わりますよ。やっぱり安心安全な食の確保というものは我が町で地産地消ができるならば、この上ないことですので、この点はしっかりと我々はすえて調整、まちづくりを進めていかなければならないと思います。この点については、議会の中では所管の委員会ですので、しっかりと議論もしていきたいと思います。そして、また例えば競争のやり方というの、私はいろんな規制や縛りみたいなのと戦ったらどうかということ、1問目のときに言いましたけれども、こういった町の発展というのを考えたときに、まちづくりというのは非常に強力な武器になりますよというのを先ほど言いました。実際に誘致企業も欲しいじゃないかと言ったときに、土地がない、そういった場所がないってなるじゃないですか。私はそこで考えましたすぐ売れるような土地はないのかなと。新しい工業団地をつくる。その近くに杉水公園がありますよね。私はあそこを工業団地にしたならばと考えました。そして、地域の方々に新しく時代に合った屋内公園とか運動場とかいろんなものの代替提案をするんですよ。これはいろんな縛りが各省庁が縦割りですんで難しいというのはわかっておりますが、総意をすることによってその周りにも住宅がはりつく、そしてそういった排水関係は農業集落のほうにいらしてもらおう。農業集落は稼働率が50%で大赤字です。これからもそれを消化していかなければならない。そういった事実が歴然とあるわけですから、そうした地域の人口を増やすというのは、魅力ある施設というのを代替案として出すのはおもしろいんじゃないかなと、そう考えもしました。いろいろそういった突拍子もないことを考えるのがトランスフォーメーションかなと。デジタルは今のはつきませんでしたけれども、私はまだまだ可能性があるのが、例えばJRの古宮社長ですかね。大津町への一本化が望ましいと。熊本空港まで乗り換えなしでJRで乗っていただくということを考えたときに、その時に我々が何を考えるかという責めの姿勢というのは、外国からこの熊本に來られて、熊本空港に降り立ちました。そこからJRがあるの。これに乗って軌道敷にのってそのままずっと行ってもいいね。まず最初に肥後大津駅に止まるわけですよ。ここからわざわざ原水とか三里木まで行ってTSMC行きます。うちのほうが近いですよ。空港ライナーが走ってますよね。TSMCライナー出しましょうか。全部こっち来ますよ客。だってこっちが近いんですから。そういった発想を持たないと、私は外国の方が來られたならば一番近くて一番動きやすいのはどうかと。その時に企業関係は、大津駅だよ、肥後大津駅で降り立つんだよ。そこから巡回バスがあるんだよ。そしてたらTSMCはすぐそこじゃないかと。アクセス道路をもう少し整備してもおもしろいかもかもしれません。だからそういったことを考えれば、まだまだ発展の可能性はあるし、観光産業というものも大津駅を起点として菊池市方面や阿蘇方面を使っていただく。これ観光というものも世界の方々はいろいろNHKとか番組見ますと、価値観がかなり文明的なものを一生懸命探るんじやな

くて、その国の自然を満喫するためとか。いろんなそういったところの探索とかする人たちの外国人の旅行者って実は多いみたいですね。グリーンツーリズムですか。それは問題もいろいろ出てきておりますけれども、そういったことを考えれば可能性はものすごく高い。だから大津町の可能性を考えたときに今、明日ですね、委員会の委員長報告私やりますけれども、今後の懸案となることをあげております。そして、提言として申し述べますけれども、駅周辺ですよ、やっぱり。駅周辺が今どういうふうになるかというのがどうもよめないというのは皆さんですよ。JRもそういった情報はなかなか出さないと思います。しかしだぶった計画で、せっかく作ったのを壊してまたお金がいるねというやつは避けたい。やっぱりJRと密にして、そして町の発展とともにというかたちでJRさん協力しますよ。美咲野でも協力しましたよねというぐらい言っていると思いますよ。そして我々は今後もJRとともにその発展路線を進まさせていただきます。だからある程度の計画として町が役割分担しましょうよ。JRはどこまでやるのか。そして町はどこまでやるのか。それぐらいまでどんどんそれこそ最初に言ったオフェンスです。それが責めです。それが恐らくほかの市町はできませんよ。うちだからできることです。こういったことを魅力にしないと。時間がありませんので、もう言えていたらずっと言いますけれども、結局時間がありませんので、町長としてまだ可能性が私は高いと思うんです。結局はまちづくりだと思いますんで、そういった変化の中での町長は、よしみんな行くぜって、大津町はもうどんどん発展路線に行くぜというような言葉が欲しいわけですよ。財源がありませんので、とかそういった答弁が昨日、一昨日とか聞きよってむしゃくしゃするんですね。よそがしたならうちはずっとするぜぐらいの気持ちがないと改革には至らないですよ。私はそれぐらい強いリーダーが今現在この変化の時には必要だと考えますんで、この点について何か強い一言っていうのを発することができますか。質問します。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 永田議員の質問にお答えをいたします。

様々な御意見、御提案いただきましたけれども、今お話を聞く中で大きな画としては永田議員がおっしゃっているようなビジョンは共有できていると思っております。その中で表に出てない話もありますけれども、様々な駅周辺の話ですとか、産業バスの話ですとか、あるいは国県JR民間との連携の話ですとか、今しっかりとプロジェクトチーム作りながら、あるいは国県民間等とも折衝しながら、しっかり進めていくところですので、かなり職員さんにオフェンシブに進めてもらっていますので、私のほうからももうちょっとやっていることをしっかり出せること出せないことありますけれども、バランスを取りながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後0時11分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 大津町体育施設等指定管理移行後の状況報告
- 委員会審査報告

令和5年第10回大津町議会定例会会議録

令和5年第10回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

令和5年9月15日(金曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	9番 豊瀬 和久
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 飯塚 彩菜
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 総務部総務課主幹兼行政係長 吉良 元子 副町長 工藤 あずさ 兼法制執務係長 総務部長 藤本 聖二 総務部財政課長 田邊 嵩博 住民生活部長 木村 欣也 教育長 吉良 智恵美 健康福祉部長 坂本 光成 教育部長 羽熊 幸治 産業振興部長 村山 龍一 教育部次長 百田 止水 都市整備部長 西岡 多津朗 農業委員会事務局長 梅田 博隆 併任工業用水道課長 総務部総務課長 村山 博徳 兼選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 大塚 昌憲 会計管理者 中井 雄一郎 兼会計課長

会 議 に 付 し た 事 件

議案第68号 同意第16号	大津中学校什器等備品購入について 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
------------------	--

議 事 日 程 (第 5 号) 令和 5 年 9 月 1 5 日 (金) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 4 令和 5 年度議員派遣について 議決
- 日程第 5 議会活性化に関する特別委員会の設置及び、委員の選任について 議決
- 日程第 6 議案第 6 8 号 大津中学校什器等備品購入について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 7 同意第 1 6 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 9 時 5 9 分 開議

- 議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
なお、豊瀬和久議員より欠席の届けがあつておりますので、報告します。

日程第 1 諸般の報告

- 議 長 (桐原則雄) 日程第 1 諸般の報告をします。
本日の議事日程並びに報告内容は、議席並びにタブレットに配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

- 議 長 (桐原則雄) 日程第 2 各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、タブレットに配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。
永田和彦経済建設常任委員長。

- 経済建設常任委員長 (永田和彦) ただいまから、経済建設常任委員会に令和 5 年 9 月 1 日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則 7 7 条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 5 8 号、5 9、6 1、6 4、6 5、6 6、6 7 号そして認定第 1 号関連、3 号、6 号、7 号、8 号の 1 2 件であります。

当委員会は、9 月 4 日と 5 日、審議の前に所管事業の 1 4 か所の現地調査を行い、その後委員会室 4 0 2 号室において、執行部より付議議案の説明を求めながら審議を行いました。

それでは、審議の経過については、お手元のタブレットに配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず議案第58号、財産の交換についてであります。

都市整備部建設課から報告がありましたが、さしたる質疑はありませんでした。

議案第58号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第59号関連、令和5年度大津町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

産業振興部企業振興課におきましては委員より、工場等振興奨励補助金について、委員会現地の際に、企業側から「当初の事業計画から事業内容を変更した」と説明があったが、補助金の交付要項として、問題はないのか。との問いに、行部より、当補助金の交付条件として、3千平米以上の用地購入、2億円以上の設備投資、10人以上の新規雇用という条件を満たすことで補助金の交付を受けることができます。補助金交付の際は、現地に出向いて要件を満たしているか検査をしております。補助金交付後の事業内容の変更までは把握できておりませんが、補助金交付としては、条件を満たしているので問題はありませんと答弁がありました。

また委員より、新規雇用者については、大津町在住者が雇用されているのか。可能な限り、大津町内に住んでもらえるように働きかけを行ってほしいとの問いに、執行部より、補助金の交付条件である10名以上の新規雇用の条件は、町内在住者に限定されたものではございませんが、補助金交付の対象となる人数は、町内に住所を有する者という条件を付して交付しておりますと答弁がありました。

また委員より、工場等振興奨励補助金を交付したことによって、町に新たなメリットが生まれているのであれば問題はいが、補助金を交付してリターンがないということではいけない。交付して終わりではなく、きちんと検証しながら、公金の使い方を精査する必要があるが、その点についてどう考えているのかとの問いに、執行部より、固定資産税や法人町民税等の税収の見込みを計算し、補助金のリターンについて確認は行っておりますと答弁がありました。

意見といたしまして、企業の投資による効果検証は非常に難しい。企業が立地することで、その沿線上で新たな宅地開発や商業も張り付くことも想定される。企業の固定資産税等の税収増だけでは、様々な影響があることも、住民の人に説明できるようにしておいてほしいとありました。

続きまして、都市整備部都市計画課におきましては、委員より町営住宅の鳥害対策とあるが、具体的には何をするのかとの問いに、執行部より、町営住宅の共用部分に鳩が住み着くのを防ぐため、階段部分にネットを張り、鳩が入ってこないようにするものであります。あけぼの団地の15棟と、鍛冶の上団地の3棟の全ての階段の共用部分に設置予定でありますと答弁がありました。

都市整備部建設課におきましては、委員より、測量設計等業務委託で人件費の増額とあるが、設計書や仕様書に記載しているのかとの問いに、執行部より、入札時には金額を抜いた設計書のみ業者に示しております。設計は県が定める基準単価を用いておりますと答弁がありました。

また委員より、測量設計等業務委託で人件費の増額は、県の基準単価が増額変更したからということかとの問いに、執行部より、県の基準単価の変更に伴うものと答弁がありました。

また委員より、業者は県に聞けば基準単価がわかるのではないかとの問いに、執行部より、県は公表しておりません。ただし、積算ソフトや積算関係資料は販売されていますので、それを参考に積算をされているようですと答弁がありました。

また委員より、緊急自然災害防止対策事業の大津地区は、上井手に隣接した急傾斜地対策の工事になるが、その一部は壊れても上井手で受け止められるため対象外となるとのことだが、上井手で受け止めると井手の水がオーバーすることも考えられる。何をもって上井手で受け止めるかとの問いに、執行部より、壊れた土砂が直接民家へ被害を及ぼさないと判断されましたと答弁がありました。

意見といたしまして、難しい状況ではあるが、人命にかかわることなので、検討をお願いしたいとありました。

都市整備部下水道課では、さしたる質疑はありませんでした。

議案第59号関連は討論はなく、採決の結果全員賛成で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第61号、令和5年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてであります。

産業振興部農政課におきましては、委員より、共有財産山林の維持管理について今後の流れはどうかとの問いに、執行部より、これまで一般会計の長期施業委託の中で共有財産山林を含め維持管理を行ってきましたが、契約を分けた方が管理しやすい意見もあり、令和6年度からはそれぞれに委託契約を行う予定であります。共有財産山林につきましては、伐採作業がほぼ終了しましたので、今後、新植を中心に維持管理を行ってまいりますとありました。

議案第63号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号、令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

産業振興部企業振興課におきまして、委員より、委託料の工業団地設計業務委託について、設計業務が終わった後に、次は造成工事費がかかると思うが、見積りの内容について、基準などがあるのかとの問いに、執行部より、基本設計業務委託の中身についてですが、現地測量、路線測量、地区界測量、用地測量、公共用地分合筆測量を予定しております。今、基本計画策定業務委託の受託業者から今回は見積りを徴収し、内容を精査し、予算を計上しております。人件費の増額についても、年に2回、労務賃金の見直しが行われますので、今回、賃金単価に基づき、人件費の増額をお願いしているところであります。また、地質調査と地下水脈を調査する電気探査を行う予定でありますと答弁がありました。

また、委員より、人件費の高騰や、地価上昇も課題となっている。大津町内の土地価格の動向は把握をしているかとの問いに、執行部より、現在、個別に用地交渉を行っておりますが、地権者と話をする中でも、町が提示する金額と、民間が提示する金額とで乖離がある、などの意見をいただ

いております。

また委員より、測量を発注する際も、1社に任せるのかとの問いに、執行部より、今、基本計画を業務委託しておりますが、基本計画業務を発注する際は、入札により業者を決めております。今後、基本設計・実施設計と進めてまいります。基本計画と基本設計は関連性が大きいので、今回は、基本計画を作成してもらっている業者に見積りをお願いしました。発注方法については、現在検討を行っているところでありますと答弁がありました。

また委員より、今はスピード重視で、早く進めなければならない。業務委託なども、早く着手し、完了させなければならないと思うがとの問いに、執行部より、スピード感をもって進めなくてはなりません。まずは地権者の同意が前提となります。全員から内諾をいただいた後でないと、業務発注も難しいと考えておりますので、地権者からの同意を急ぎ進めてまいりますと答弁がありました。

また委員より、地権者から同意をもらえなかった場合はどうなるのかとの問いに、執行部より、現在、1回目の用地交渉が終わったところですので、今後も継続して、丁寧に交渉しながら対応していきますとありました。

また委員より、今の地権者の反応はいかがかとの問いに、執行部より、事業自体に反対の方はいらっしゃいません。ただ、かなり以前の抵当権が設定されているものや、未相続などの土地もありますので、今後の手続には時間がかかるものと思われます。今回の補正予算にも上程させていただいておりますが、司法書士等にも依頼しながら地権者の方々から同意をいただきたいと考えておりますとありました。

また委員より、令和9年度分譲開始に間に合うのかとの問いにおきまして、執行部より、スムーズに手続が進められるよう、地権者の方からいただいた御要望への対応や相続調査等を行いながら、間に合わせられるよう取り組んでまいりますと答弁がありました。

また委員より、当初予定のスケジュールから、遅れは出ていないのか。用地交渉はいつまでに終わらせる予定なのかとの問いに執行部より、今のところは、おおむねスケジュールどおり進捗しております。今後の地権者との交渉次第にもよりますが、当初スケジュールに沿った形で進めていきたいと考えておりますとありました。

意見といたしまして、事業が遅くなればなるほど、企業は選択しなくなる。地価が上昇する現状の中、用地交渉は難しいと思われるが、当初の予算どおりにはいなくなることも今後想定される。そのため、よりスピードを上げるためには、用地費の値上げなども検討せざるを得なくなるだろうが、その場合でも、きちんと町へのメリットを計算すべきである。企業は、投資額に対するリターンをしっかりと試算した上で、事業を進めていくものである。交渉の中でも、きちんと根拠を持つことが重要であると意見が出ております。

それについて執行部より、本会議の中で、工業団地整備事業特別会計においても、複式簿記の考え方の導入について検討をするようにとの御意見を頂きました。今年度、特別会計の中では、人件費は会計年度職員分のみで、正規職員の人件費については計上しておりません。最終的に、企業へ

の売却単価に跳ね返ることにもつながりますので、今後、人件費等を特別会計に計上すべきか検討してまいります。本会議の中でもう1点、地下水の低下について町民の不安を払拭するような対策はないのかとの御意見をいただきましたが、国県が中心となって対応をされておりますので、県と情報を共有しながら対応をしてまいりますとありました。

議案第64号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第65号、令和5年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

工業用水道課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、令和5年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

都市整備部下水道課におきましては、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、令和5年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてであります。

都市整備部下水道課では、さしたる意見はありませんでした。

意見といたしまして、下水道事業全般に対するものでありますが、企業が進出する際に下水道があるのは売りになるため、先を見通した下水道の整備を考えていただきたいと意見が出ております。

議案第67号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、決算の認定に移りました。

決算の認定とは議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料、条例、要項に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、住民に変わって行政効果を評価します。また、審査の結果は、今年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべきと考えますので、最後に令和4年度決算の問題点と今後の課題を集約して申し述べたいと思います。

まず、認定第1号関連、令和4年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。農業委員会におきましては、委員より、タブレット購入は全国的な農業委員会の要望との説明であるが、町の農業委員会の方はどのような意見を持っておられるのかとの問いに、執行部より、本年7月が委員改選だったため、現地での活用までには至っていない状況であります。今後、現地調査に利用していきたいと考えておりますとありました。

また委員より、タブレットを生かしてほしいと考えるが、全国統一の専用のアプリやソフトが組み込まれているのかとの問いに、執行部より、全国統一の農地に関するソフトが組み込まれております。地図情報により現地で地番の他、耕作者や利用者の設定状況を確認できるようになっておりますとありました。

また委員より、農業者年金の制度があるが、高齢となった場合、農業者の方の収入は農業者年金

で確保できるのかとの問いに、執行部より、農業者年金は新・旧の2つの制度があります。旧制度は現役世代の保険料で支給される賦課方式でありましたが、農業者の減少により平成13年度で制度が終了し、これ以降、新制度の積立方式の確定拠出型年金となっております。老後の備えは国民年金だけでは十分といえないことから、国民年金にプラスして農業者年金の加入を推進しています。税制面での優遇措置や、一定要件を満たす場合は保険料の国庫補助等もあるため、今後も周知を図っていきたいと考えておりますとありました。

産業振興部農政課におきましては、委員より、全国和牛共進会出場にあたり作成した横断幕について、要綱の必要性を考えているか。5年に1度、必ず出場するものか。これは本会議で質疑が出ておりました。執行部より、5年に1度開催される大会であり、直近では鹿児島、仙台、長崎で開催されております。大津町からは、昨年の鹿児島大会に2件、仙台・長崎大会にそれぞれ1件出場されており、農家さんの努力により、過去15年は、毎回大津町から出場されております。農政関連の大会は、対象者の範囲に限られること・大会自体の種類が少ないことから、農政課としましては、その都度農家さんと話し合い、応援の内容を決めさせていただきたい方針であります。今後、対象者や大会の種類が増加した場合には、必要に応じて要綱を定めたいと思います。

また委員より、大会会場への移動だけでも相当な費用がかかるのではないかと。また、大会で優勝した場合は、どのようなメリットがあるのかとの問いに、執行部より、運搬費、高速代、燃料費、PR用品などの費用がかかります。県代表として、大津町の農家が出場されますので、町としては、横断幕を提供しました。表彰を受けると、新聞報道、表彰状、盾などによりブランド化に向けたPRとなるため、知名度が上がるものと思われれます。また、「広報おおづ」や「熊本の畜産」にも全国大会の内容が掲載されております。広報おおづ2022年12月に載っております。

意見といたしまして、努力された結果、有名になり、町としてのブランドが確立されていけば、横断幕の提供による費用対効果は高いと思われる。今後は、メリットや大会の重要性、横断幕の活用状況を提示し、購入について納得してもらえよう説明をしていってもらいたいとありました。この横断幕をよく見てみますれば、大津町の牛を全国へという形で書いてあります。大津町の宣伝をこういった形で広められているところでもあります。

また委員より、補助金を活用し、農業機械を購入されているが、有効に活用できているのか。また、使い勝手が悪い場合、他者が活用できるようマッチングをするなどの流通の仕組みはあるのかとの問いに、執行部より、有効な機械の検証については、県の農業普及振興課が、専門的な研修や実践を行っており、購入前に相談を行っております。補助事業で導入された機械は、汎用性もあり、有効活用されております。現在のところ、中古や下取りなどを希望する話は出ておらず、町に流通の仕組みはありませんが、効率が悪いものがあれば、農家と話し合い、有効活用に向けて取り組んでいきますと答弁がありました。

意見といたしまして、各委員から様々出ておりました。機械のリサイクルや、必要とする地元農家に行き渡る仕組みができれば、この上ないことである。補助金を活用し、導入された機械については、町や農協が、データを集約し、インターネットサイトでマッチングを行うなどの仕組みを作

っても良いとも思う。

また別の意見といたしまして、農家としては、必ずしも新品の機械でなくてもよく、個人間で、中古を売り買いすることはある。また、農協が定期的に出している中古販売の紙面や展示会もあるので、有効利用してほしいと思います。機械購入前に、農協の指導員や周辺の農家に必要な機械を相談したという、新規就農者の話も聞いております。

また別の意見といたしまして、補助金により導入した機械は、有効に使ってもらうことが大前提である。既存のシステムを利用し、機械を有効に活用してほしいとありました。

次に産業振興部企業振興課におきましては、大津南部工業団地内の上水道メーター取替業務委託について説明があったが、周辺に企業も立地してきており、上水道が整備されていれば、この付近はまだまだ企業集積の可能性があるのではないかと。非常にいい場所であるため、戦略的に開発を考えてもいい場所ではないかと。最近の開発状況はいかがかとの問いに、執行部より、大津南部工業団地の上水道につきましては、6月議会で、西原村の給水区域に含めていただくための協議について議決をいただき、工業団地内の企業4社と周辺企業3社の計7社分が、西原村から給水を受けられるところで、準備を進めております。しかし、現在開発を行っている企業様については、西原村の上水道安定供給の観点から、給水区域に含めることができず、自社で井戸を掘っていただくこととなっております。この周辺では、上下水道も整備されていないため、企業で使用し処理した汚水についても、西原村に流水している状況であります。今後も西原村にも協力をいただきながら、各課題について取り組んでまいりますと答弁がありました。

また意見といたしまして、南部工業団地周辺が開発されることが、西原村にとってもメリットとして提示できるようになるよう、今後も関係を密にして取り組んでほしいと意見が出ております。

次に、産業振興部商業観光課におきましては、意見といたしまして、商工会助成金についてであります。商工会事務局の仕事を考えると、町ができない部分をかなりカバーしております。この助成金については見直しが必要だと思えると。本年度の地蔵祭は、商工会と町の協力体制がとれて成功しました。商工会と町が一緒になってやっていることが実感できたという意見が出ております。

また委員より、商工会が商工業者にとって必要不可欠なものだという根っこの部分があって、それに対するバランスを考える必要がある。地蔵祭も盛況で思い出づくりにも寄与しており、町民の皆さんも喜んでいただいた。商工会は、まちづくりに欠かせない団体となっている。金額は足りるか足りないかという考えではなく、内容を精査してスリム化を進めていくべきでもある。また、助成金の申請に期限はあるのかとの問いに、執行部より、期限はありませんが、事業の助成金ですので、なるべく早い時期に申請してもらいます。ちなみに本年度は申請済みで第1回目を交付しておりますとありました。本年度は、1千万円に増額をしておりますとありました。

また委員より、岩戸溪谷遊歩道の現在の状況はどうなっているのかとの問いに、執行部より、令和4年度に「岩戸溪谷遊歩道復旧工事実施設計」を行いました。本年度は事業を予定しておりません。今後、再度現地を調査の上、方針を決めていきたいと考えております。

委員より、予算が付かなかったとは思いますが、設計費が無駄になっているのではないかと問いに、

執行部より、概算工事費が約2千200万円かかり、町単費では難しいので、それに見合う財源を探しているところでありますと答弁がありました。

また委員より、過去に岩戸溪谷の下に駐車場を整備し、岩戸溪谷遊歩道を観光資源とする流れではなかったのか。電源立地交付金では、当該地区で使用されているは、一般会計の予備費不用額が約2億円あったので、それを使えばよかったのではないか。不用額ですね。

答弁といたしまして、町としては、できるだけ有利な補助金を活用して整備していきたいと考えておりますと答弁がありました。

意見といたしまして、需要と供給の観光資源になり得るか、5年、10年のスパンなど、いろんな観点から考える必要がある。何かをすることで得るものが発生することもあるので長いスパンで見る必要がある。山なので整備しても1年後に壊れる可能性もある。今は登れなくなっているのでルート変更が必要だと思う。それから先の運用ができていないと思えると指摘がありました。

委員より、肥後おおづ観光協会のホームページを充実させた方がよいのではないか。各種団体、商工会や明日の観光大津を創る会などとの合意形成ができていないと思える。みんなが一つになってやっていただきたい。観光協会の会員だけでなく、町の公金を使っているので、祭りやイベントとリンクし、幅広く効果があるよう情報発信をしてほしいとの問いに、執行部より、町の公金を投入していますので、早急に改善するよう観光協会と協議しますと答弁がありました。

また委員より、新阿蘇大橋活性化協議会の活動はどうなっているのかとの問いに、執行部より、本年度に名称が「南阿蘇鉄道沿線観光PR推進協議会」に変更となり、構成団体（大津町、南阿蘇村、高森町）で連携し、スクラムチャレンジ補助金も申請し、コロナ禍における観光振興・誘客促進の活動を行っておりますと答弁がありました。

また委員より、肥後大津駅南口のクライモ自動販売機は、県外産を原料としている。大津産ではないのではないかという問いにおきまして、執行部より、クライモの自動販売機は、障がい者の自立促進を図ることを目的に、令和3年度に設置されました。産地は九州産と聞いておりますと答弁がありました。

また委員より、災害対応自動販売機の仕組みはどうなっているのかとの問いに、執行部より、災害時には庁舎内で保管している鍵で開け、無償で提供することになっておりますと答弁がありました。

委員より、鍵の保管場所は、災害時に庁舎内ではわかりづらいので当直室など適切な場所を検討してもらいたいと意見が出ました。

都市整備部都市計画課におきましては、委員より、監査委員より不用額が多すぎるという指摘があっているが、予算計上時の金額の積み上げはどのように行っているのかとの問いに、執行部より、予算計上する際には、各種見積りを徴収しながら、それを積み上げて編成しておりますが、実際予算を執行するにあたっては、最小の経費で最大の効果が発現されるように努めているところであり、今回の不用額で一番大きなものが、令和3年度からの繰越予算における『開発事業等データ化業務委託』1千531万2千円になります。こちらは、まず過年度の県開発・町開発・位置指定

道路関係約1千600件の図書を紙からPDFへ電子データ化する業務を発注したところ、競争入札の結果、予定金額の半分程度で落札されました。その後『電子化データの管理システム構築業務』におきまして、新規システムを導入する考えを再度検討し、同じ都市整備部内の建設課で導入・運用している『道路台帳管理システム』を活用する手法が、最も安価に目的を達成できると判断し、実施したことにより、執行額を抑えることができました。このように、競争入札やシステム導入の再検討の結果により、不用額が大きくなったと考えておりますと答弁がありました。

意見といたしまして、不用額が出ないように予算を無駄に執行してしまうなんてことがあればこれ以上愚かなことはない。しかし、手法の見直し等により合理的な努力の結果、不用額となったのであれば、褒められるべきことであり、不用額となった理由についても根拠をもってしっかりと説明できるのであれば良いと思える。御指摘は御指摘として、改善できるものは今後の予算編成時にしっかりとやっていただきたいと意見がありました。

また委員より、過誤納還付金の内容はどのようなものかとの問いに、執行部より、家賃の再認定を行って還付したものであります。令和3年11月にお子様が生まれた世帯がありました。出生届時に住民課と住宅係と連携がうまくできておらず、町営住宅の台帳に反映されていませんでした。その後、年一回の収入報告時にお子様の台帳への未登録が判明したため、家賃の再計算を行ったところ、家賃の過払いが判明したため、今回、還付を行いました。

意見といたしまして、役場内の連携が取れていないことが原因とのことなので、行政に対する不安にもつながると思える。今後はこのような事案が発生しないよう、しっかり確認をしていただきたいとありました。

また委員より、立石団地の面格子設置工事について、安全面を考慮すると、設計時点で対応しておくべき内容ではないのかとの問いに、執行部より、災害公営住宅は熊本県が設計を行いました。当時、建築基準法上の不備はなく、入居者による部屋の利用に際して、窓際に家具を置くなどし、窓枠に手が届きやすくなるという相談を受けたため、今回、対応を行ったものでありますと答弁がありました。

意見といたしまして、熊本県の設計ではあったが、住宅を長く利用していくために必要な、安全性や耐久性等の面において、町でも確認不足であったと思えると意見が出ました。

また委員より、町営住宅の空き駐車場の有効な運用方法について、どのように考えているのかとの問いに、執行部より、立石第2団地近くに、立石団地入居者用に10台、止められる駐車場を整備しました。現在5台は契約済みで、5台は空いている状況であります。空いている駐車場を、2台目の駐車場として借りたいという要望もありますが、他の団地との整合性や公平性の観点、また要綱上、1世帯1台とさせていただいておりますため、現時点では、許可をしていない状況であります。お客様駐車場や福祉車両の駐車場がない状況であるため、これらの駐車場としての利用を検討しておりますと答弁がありました。

また委員より、駐車場は世帯数分整備してあるのかとの問いに、執行部より、立石団地は昭和40年代に整備された団地でしたので、駐車場の規定がない状況で建設されております。しかし、現

在では車を必要とする方も多くなり、駐車場が欲しいという要望が多く寄せられていたため、まずは10台分を整備したところであります。立石第2団地においては世帯数分を確保しておりますと答弁がありました。

意見といたしまして、余っている駐車場があることは、もったいない状況であるため、有効な運用方法についての検討を重ねてお願いいたしますとありました。

都市整備部建設課におきましては、委員より、地域から原材料を支給してもらえれば自分たちで行うというような意見はないのかとの問いに、執行部より、農道管理で土地改良事業の7割補助の申請はあります。また、原材料支給の申請件数は減少してきております。理由としては、高齢化が進み地域で管理ができなくなっているため、町に管理してほしいとの要望が増加しておりますとありました。

また委員より、事故につながらないように、道路の損傷の情報収集はどのように行っているのかとの問いに、執行部より、スマホを使った道路不具合報告フォームによる住民からの通報も増加しております。今後も広く周知していきたいと思っております。

意見といたしまして、町公式LINEでの発信なども活用し周知をお願いしたいとありました。

また委員より、舗装補修をするにあたり、損傷度合いの基準はあるのかとの問いに、執行部より、平成27年度に町全体の舗装の調査をしております。その中で、舗装状況をランク付けし、状態の悪い箇所から舗装やり替え等を実施していますが、明確な基準はありませんとありました。

意見として、当時の舗装調査から時間もたち状況も変わっているので、舗装補修の基準を定めること等、修繕箇所の見直しの検討をお願いしたいとありました。

また委員より、倒木や街路樹の枝による事故はなかったのかとの問いに、執行部より、台風などによる倒木は、直後のパトロールにより撤去しております。事故等はありませんでしたと答弁がありました。

意見といたしまして、自然災害後の管理責任の法的根拠の把握をお願いしたいと要望がありました。

都市整備部下水道課におきましては、委員より、国費の合併処理浄化槽補助金は前年度から繰越しができるのかとの問いに、執行部より、循環型社会推進交付金の地域計画において、令和3年度から令和7年度の5年間の計画期間であれば、年度間調整をすることができますと答弁がありました。

認定第1号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号、令和4年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

産業振興部農政課では、さしたる質疑はありませんでした。

認定第3号は討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号、令和4年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてで

あります。

工業用水道課におきましては、委員より、キャッシュが1億5千万円あるが使途はあるのかとの問いに、執行部より、令和3年度に策定した更新計画をもとに、設備更新を順次実施するとしており、特に第1水源地と第2水源地の設備更新を行っていきますと答弁がありました。

また委員より、北部地区は企業が進出する上で、重要な地区になると考えられるので、既存の工業用水道施設の更新だけではなく、工業用水道施設の新設を検討はしないのかとの問いに、執行部より、先日の新聞報道でもありましたように、国の補助金の新設工事分受付が再開されることになりました。市町村事業は、日量4千トン以上の給水能力がある施設で補助額が40%を上限として交付されます。参考として、200メートル以上のさく井工事を3か所行い、水源地を新設するという試算を行ったところ概算で約16億円となりました。今後の情勢と採算性を勘案しながら見極めていきたいと思いきますと答弁がありました。

認定第6号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおりで可決すべきものと、また決算については全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号、令和4年度大津町公共下水道事業会計決算の認定についてであります。

都市整備部下水道課におきまして、委員より、下水道の料金の理解は難しい部分がある。赤字の改善の取組は全国的な対応が必要であるが、審議会ではどのような議論になっているのかとの問いに、執行部より、下水道は使用した水をきれいにして流すために多額の設備投資が必要であります。また、令和2年度に事業会計に移行したことで、赤字の状況が見える化したことからこれを機に改定の検討を進めていきます。審議会の中で、料金は上げなくもていいという意見もありましたし、他の市町村の使用料金についての質問もありましたので、流域下水道であります菊陽町や合志市と、処理場を有する県内の自治体などの資料を提示して説明しております。赤字の改善や経営努力の状況を示しながら、改定に向けて審議をしておりますと答弁がありました。

また委員より、熊本市の流域下水道は黒字経営をしているのかとの問いに、執行部より、熊本市の状況はここではわかりませんが、使用料については近隣市町村、類似団体について調査をしており、近隣の菊陽町、合志市は低いですが、他の市町村は3千円から3千900円であり、大津町の2千200円は低い水準となっておりますと答弁がありました。

また委員より、全国的に料金の格差を埋めるような広域で話し合うシステムはないのかとの問いに、執行部より、料金体系については20立米で3千円という金額が国からの基準で示されております。現在の収支計画では、その基準までいなくても大津町は経費回収率が100%になりますので、経費回収率100%の改定率を現在検討しておりますと答弁がありました。

意見といたしまして、受益者負担が原則であり、国が示している基準は根拠がある数字であるから、審議会にも説明して事情を理解してもらう必要があると意見が出ております。

認定第7号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定についてであります。

都市整備部下水道課におきましては、委員より、処理場の現在の能力の余裕はどれくらいかとの

問いに、執行部より、50%程度の余裕がありますと答弁がありました。

また委員より、現時点で多額の赤字であれば、農業集落の流入を増やす取組が必要ではないかとの問いに、執行部より、農業集落排水事業は、工場排水は受け入れられないため、住宅の開発による受入れで対応することになりますと答弁がありました。

また委員より、農業集落排水の統合はできないのかとの問いに、執行部より、矢護川浄化センターは、杉水浄化センターとの統合を検討しており、汚水量の推移を見ながら進めていきたいと考えております。錦野浄化センターは公共下水道への統合を検討しておりますと答弁がありました。

また委員より、矢護川浄化センター、杉水浄化センターを公共下水道に統合することはできるのかとの問いに、執行部より、技術的には可能ですが、かなりの事業費が必要になりますと答弁がありました。

意見といたしまして、下水道は環境の保全につながっているが、農業集落排水事業の経営状況はこれからも課題であるので経営改善に向けて取り組んでいただきたいと意見が出ております。

認定第8号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決しました。

続きまして、令和4年度の決算審査において所管する各課長から現状と今後の課題の報告を受け、町の発展を検討した結果、当委員会では令和6年度の業務執行におきまして、次の2点を提言したいと思います。

町幹部におかれましては、特段の配慮をお願いしたいと思います。

まず1番目が肥後大津駅の周辺の整備についてであります。TSMCの菊陽町進出は大津町にも大きな影響を与えております。その一つにマンションや事務所の開発に関する申請や問合せがかつてないほど増加しているという報告を受けております。都市計画課では、これを町発展の100年に1度のチャンスと捉え、今後国内外から大津町に来庁される方々を見越し、まちづくりの根幹である都市マスタープランの改定や肥後大津駅周辺まちづくり基本構想の策定に向けたワーキンググループを立ち上げ検討を進めているとのこと。今後は県の空港アクセス鉄道事業計画の検討も具体化していくことで、町も基本計画の策定等に関する県との協議も頻繁になっていくものと思われる。空港アクセス道路の肥後大津ルート決定は町民の希望がかない実現した事業であり、このチャンスを必ず成功にさせなければならない。

このことから予算の措置はもちろんのこと、専門知識をもった職員を配置し、難題に対してもしつかりと対応する体制を整えるべきであると思う。

また次に、2番目といたしまして、ビジターセンターの整備についてであります。関連して商業観光課からは、令和6年度はビジターセンターを整備し、利用される方々のニーズに対応したいとの報告を受けた。肥後大津駅の利用客数はコロナ禍以前の水準を超え、阿蘇くまもと空港、JR肥後豊肥本線、南阿蘇鉄道の結節点、玄関口となるビジターセンターの整備は喫緊の課題である。また熊本と台北を結ぶ定期便が就航することにより多様性のある利用者の増加が予想される。具体的には、英語、台湾語などで表記した看板の設置、授乳室、給水器の整備などなど。来庁者のニーズに沿った駅にすることで町のにぎわいと活力の創出につなげていかなければならないと思われる。

こういった提言書を提出します。

以上をもちまして経済建設常任委員会の報告は終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前10時59分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫文教厚生常任副委員長。

○文教厚生常任副委員長（山本富二夫） ただいまから令和5年9月1日に文教厚生常任委員会に付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第56号、議案第57号、議案第59号関連、議案第60号、議案第62号、議案第63号、認定第1号関連、認定第2号、認定第4号、認定第5号の10件であります。

当委員会は、審議に先立って9月4日、関係する3か所の現地調査を行い、その後委員会室403において、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果につきまして報告します。

まず、議案第56号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、国の要綱が改正されたことに伴う改正だが、何が変わるのか。執行部より、放課後児童支援員について、基礎資格を持っていて、県が主催する研修をまだ受けていない方の取扱い方ですが、今までは令和5年3月31日までに研修を受ける予定の人も支援員とみなすこととなっていました。今回はその期間が採用から2年以内へと変更になりました。事業所にも確認しましたが、この変更による影響はないとのことでした。また、今回の要件に該当する人がいる場合は、事業所と相談して町が研修計画を作成することとなっていますので、今後、事業所に改正内容を周知し、研修計画を作成して、2年以内に研修を受けていただくようにしたいと考えています。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第56号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

特に質疑はありませんでした。

また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第57号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号関連、令和5年度大津町一般会計補正予算（第10号）についてでありま

す。

健康福祉部福祉課関係では、委員より、社会参加促進事業は障がいのある人にとって有益な事業であり、車を運転したいという人が増えていると思われる。自動車改造等に補助があることについてもっとPRするべきではないか。執行部より、事業を知っていただくことが基本で、町ホームページや広報による事業の周知、SNSの発信などはもとより、相談時や障害者手帳の交付時などにおいて個別に周知していきます。

委員より、同じく社会参加促進事業について、運転免許取得時に30万円程度かかるが、助成額はどの程度か。また、自動車改造についてはどうか。執行部より、助成額はどちらも10万円を限度として助成しています。

委員より、補聴器購入について、申請して購入するまでの期間が長いという話を聞いた。申請からの流れについて説明してほしい。執行部より、補聴器購入の際は、医師の意見書を添付した上申請書を町に提出します。町は、県に判定依頼を行い、県で専門的な知識を持った職員が、機種や出力レベル等、詳細について確認した上で、支給の妥当性について判断し、町に決定をおろすという流れとなります。県による確認の過程で、医師の意見書の再提出や、記載内容についての詳しい聴き取りが必要となる場合がありますので、結果的に2か月前後で納品となります。

意見として、対象の方にとっては、補聴器が使用できない期間は困るため、支給決定は早い方が良い。できるだけ早く支給できるように県に相談してほしい。

健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、私立保育所等物価高騰対策事業補助金の財源組替について、さらに食材費の値上がりが見られるようだが、現在の補助額で大丈夫なのか。執行部より、現時点で、各保育施設から要望等はありませんが、国の補正予算の動きを見つつ、保育施設とも連携をとりながら対応していきます。

健康福祉部介護保険課関係では、委員より、介護基盤緊急整備特別対策補助金について、多床室の個室化を行うのはどこの施設か。執行部より、介護老人保健施設おおつかの郷が令和4年度に続き、計画的に整備されているものです。

健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室関係では、委員より、新型コロナワクチン接種は、乳幼児などは副反応を懸念して保護者が接種させないという話も聞いている。若い年代は接種率が低くなるのではないかと思うが、秋開始接種はどれくらいの接種率を見込んでいるのか。執行部より、今回の秋開始接種の接種率は高齢者については前年度の春開始接種の接種率と同様の57%、65歳未満の人は昨年秋開始接種率を参考に30%とし、全体の接種率を38.5%と見込んでいます。現在、実施している小児や乳幼児のコロナワクチン接種率はかなり低くなっている状況です。

委員より、10月からインフルエンザのワクチン接種も始まるが、同時に接種することは可能なのか。執行部より、インフルエンザとコロナワクチンは同時接種が可能です。

委員より、新型コロナワクチン接種による健康被害申請の年代や症状はどのような状況なのか。執行部より、現在まで9件の健康被害の申請があり、7件は国の審査結果が出ています。申請者の

年代は20歳代から70歳代まで様々で、疾病名はアナフィラキシーや末梢神経障害、脊髄炎、肩関節周囲炎、髄膜炎などです。重篤な健康被害がある人はいませんが、現在も定期的に通院されている人はいます。

健康福祉部健康保険課関係では、委員より、子ども医療費のシステム改修業務委託は、県からの補助はないのか。執行部より、今回のシステム改修は、補助金申請の様式改正に伴うもので、補助金の対象となっていないため、全額一般財源となるものです。

委員より、県の子ども医療費助成事業費補助金が対象拡充により、前年度までは4歳未満が対象となっていたが、通院については未就学児まで、入院については中学生まで、それぞれ拡充される。その拡充分の県負担は幾ら増えるのか。執行部より、補正予算としては計上しておりませんが、約1千万円の増額を見込んでいます。

教育部学校教育課関係では、委員より、多くの送迎用バスで安全装置の設置が進められているため、発注しても時間がかかるのではないのか。設置はいつ頃を予定しているのか。執行部より、今回、設置を予定している安全装置は、国のガイドライン基準をクリアしているもので、現時点では在庫があると聞いています。できるだけ早く設置できるよう努めてまいります。

意見として、保護者の心情として、子供を安全に学校へ通わせたいと思うのは当然のことで、町として最大限の対策を行う必要がある。一方、スクールバス等については、財源も必要となってくることから、路線バスの補助も含め、総合的に判断し、良い方向に進めてほしい。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、先日、新聞報道であったとおり、給食センターの調理場は暑くて大変だと聞くが、大丈夫なのか。執行部より、施設の構造上、場内全体を冷やすということは難しいため、スポットクーラーやエアコンを活用しながら、調理をしています。また、休憩時間を随時取りながら水分や塩分補給をしているところです。

教育部教育施設課関係では、委員より、大津東小学校の業務用ストーブ購入について、教室にエアコンが設置してあるのに必要なのか。執行部より、エアコンの暖房のみでは、寒い教室もありますので設置している状況です。また、教室以外においても体育館等で活用予定です。

教育部生涯学習課関係では、委員より、生涯学習センターで備品購入する調理室コンロは、利用者からIHにしてほしいという意見はなかったのか。要望についてはありましたが、現在使用しているコンロ6台中の2台が故障しており、その2台の変更になります。

意見として、電気とガスそれぞれに利点があるので、利用者の意見を聞きながら施設運営を行ってほしい。

委員より、図書館のコピー機は長く使われているようだが、10年程度で更新していくようなものなのか。執行部より、来館者用のコピー機については、平成20年度からリース契約を行い、再リース契約を続けながら15年経過しています。故障した場合、製造されていない部品もあり、直せない可能性があるために更新するものです。

委員より、白黒印刷の料金設定が10円となっているが高いのではないのか。執行部より、コピー代につきましては、他の部署での利用料金も踏まえ適正化に努めていきます。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第59号関連については全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号、令和5年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。

また討論もありませんでした。

採決の結果、第60号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、令和5年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。

また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第62号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号、令和5年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。

また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第63号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号関連、令和4年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

健康福祉部福祉課関係では、委員より、主要な施策の成果ページのペアレントプログラムの効果はどのように判断しているのか。また、残された課題のところ、「講師的な役割の修了者により講座を実施し、講座回数を増やす必要がある」とあるが、修了者が講師となることができるのか。ペアレントメンターは補助する立場として増やして良いと思うが、プライバシーの配慮等を考えると、専門の資格を持っている人でないと講師は難しいと思われる。受講した人で講師役ができるのか。執行部より、効果については、事業前後の参加者にアンケートを行い、その回答により、効果を判断しています。ペアレントプログラム事業の講師については、支援者として参加した人は修了証をもらった時点で講師となり得るとされています。

委員より、実際に講師になった人はいるのか。執行部より、講師になった人はいます。大津町ではこのプログラムの支援者コースを修了された人には講師をしてもらっています。

委員より、地域移動販売事業補助金について、利用状況はどうなっているのか。執行部より、移動販売事業は3年目の事業です。昨年度、事業を実施しているJAと協議し、区長さんや民生委員さんにも相談しながら、コースや場所の見直しを行い、昨年度に比べて売上げ自体は上がっています。地域貢献という視点もあり一生懸命頑張ってもらっていますので、相談しながら、住民が利用しやすくなるよう効率よく実施できるように進めていきたいと考えています。

委員より、周知はどのようにしているのか。執行部より、周知については、JAも独自に周知されていますが、町としても、コースを見直した際に関係区長さんを通じてチラシを配布、回覧をお

願っています。利用者が固定化している面もありますが、店舗がない地区の高齢者の買物支援という目的もありますので、JAとも協力しながら今後も継続していきたいと考えています。

委員より、店舗がない地域は定期的に来てもらっているため、助かっているという声も聞く。購入金額はそんなに大きくはないかもしれないが、事業は継続していくべきではないか。執行部より、売上げが上がっていくのが理想ではありますが、一番の目的は高齢者の買物支援ですので、今後も効率よく実施できる方法を検討しながら、事業を継続していきたいと考えています。

委員より、災害時避難行動計画の策定状況について、区長と民生委員が中心となってやっているとは思いますが、地域によってばらつきがあるが、その原因はどこにあると考えているのか。執行部より、これまで、コロナの影響もあり、なかなか地域版防災計画の策定地区が増えていないのが状況です。社会福祉協議会主催の地域福祉推進懇談会でも、実施されている桜丘区の区長さんを講師として事例を話していただくなど、推進に努めているところです。今後も社会福祉協議会と協力しながら進めていきたいと考えています。

委員より、区長や民生委員にリーダーシップをとって進めていってもらえるべきでないか。執行部より、現在地域版防災計画の策定地区は2地区ですが、策定に至っていないものの、防災会議を開催している地区が5地区あり、コロナの影響で地域の会合自体が開催されていないという状況が続いていましたが、それも落ち着いてきていますので、改めて、社会福祉協議会と進めていきたいと考えています。

意見として、荒尾市は専門の業者に委託して防災計画を作る取組をしていたと思うので、検討してみてもいいのではないかと。強力なリーダーシップを発揮して進められるような仕掛けが必要だと思う。

委員より、地域福祉推進員が未選出の地区はどれくらいあるか。執行部より、現時点では45行政区で選任されており、29の行政区が未選出となっています。区長さんを中心に、働きかけを進めていきたいと考えています。

意見として、コロナ禍が明けて、老人会が再開したり、地域の活動が活発になってきていると感じる。区長と地域福祉推進員が協力し活動するのが重要だと思う。未選任地区も推進員がいれば活発になってくるのではないかと。思うので頑張ってほしい。

委員より、民生委員のなり手不足について、昨年度も同様の課題があった。区長が兼任していたり、夫婦で区長と民生委員をしていたりしているのが現状である。対策はどうなっているのか。執行部より、大津町の民生委員の補充率は県内で決して低いほうではありませんが、現在3地区が欠員となっており、社会福祉協議会とも連携しながら候補者を探しています。全国的にもなり手不足している状況です。地域福祉にとって、民生委員の役割は非常に重要だと考えていますので、引き続き選任を進めていきたいと考えています。

意見として、地区によっては、やりがいをもって頑張っている委員もいるので、どうか人材を見つけてもらいたい。

委員より、多機関の協働による包括的支援体制のふくしの相談窓口について、利用の状況や利用

者からの意見などはどうなっているか。執行部より、昨年度ふくしの相談窓口の実績としては、新規相談者は77人、終結したのは74人、継続が81人となっています。支援の種類としては、電話が781回、面談が382回、訪問が354回、支援機関へのつながりが130回などとなっています。相談内容としては、重複がありますが、収入・生活のことが47件、生活保護のことが37件、病気や健康に関することが29件、住まいのことが22件、そのほか、DVや引きこもり、生活資金などもあり、生活困窮の相談から、引きこもりの家族の存在が判明し、アウトリーチによりこちらから出向いていって、1年半かけて接触することができたという事例もあります。生活貧困の相談から家族の障がいの疑いが分かり年金や手帳の取得につながった事例や、認知症の疑いがあるものの病院受診ができていなかった人、包括支援センターと訪問を続け、受診に同行でき、さらに引きこもりの孫にも接触することができるなどの好事例もあります。

意見としては、窓口ができる前は、複数の窓口を行ったり来たりしていたものが、ワンストップで相談できるという窓口があって助かったという意見をいただいています。

委員より、相談窓口として、役割はしっかり果たしてもらえていると思うがいかがか。執行部より、ケース会議等開催する際も、町職員も同席するなど、委託事業者だけで実施することではなく、連携を密に実施しています。

委員より、注目も集まっているところではあるので、相談支援包括化推進員も頑張ってもらいたい。小中学校で不登校のときは学校や教育支援センターが寄り添って対応してもらっているが、高校や社会に出たときにどこに相談していいか分からないという人がいる。ふくしの相談窓口を知らない人が多いので、もっと日常的に周知をしてもらいたい。チラシもあるので、周知に力を入れるべきでないか。執行部より、広報やホームページだけでなく、身近なところでは民生委員や区長を通じて周知をしています。御指摘のとおり十分ではない部分もあると感じています。いろいろな機会を通じて周知に努めてまいります。

健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、子育て短期支援事業について、残された課題として「施設が満員の場合もあり、利用できないこともある」とのことだが何人ぐらい受け入れられないのか。執行部より、町外4か所の児童養護施設に委託し、一時的に養育が困難な場合にショートステイで利用する制度です。各施設の定員は確認できていませんが、県内の方が利用するため満員になる場合もあります。

委員より、施設が満員で利用できないと困ると思うので、なるべく預かってもらえるように町は各施設と連絡を取り合い、すぐに回答ができるような体制をとってもらいたい。執行部より、保護者の話を十分聞いて、どの制度を活用して支援につなげるかを考え、また、施設の受入状況も十分確認の上、寄り添った対応を努めているところです。

委員より、保育体制強化事業ではある程度体制が整理されてきたという。執行部より、保育体制強化事業の対象となっている保育支援者には、保育士の資格を持たなくてもできる業務を担っていただいています。最近では、保育園だけではなく学童保育の支援員も高齢の方がされているところもあり、これまでの経験等も含めた見守りや支援をしていただいています。今後どのような効果が

出るのか、また、人材確保について課題点も含めて保育園側と状況を共有し、より良い方向につなげていければと考えています。

委員より、この決算額により雇用された支援員は何人か。執行部より、令和4年度は10人です。

意見として、第1子の子育ては特に親も慣れていないし、今は核家族も多いので大変だと思う。精神的なフォローも必要だと思うが、保護者に寄り添って取組を充実させていただきたい。委員より、私立保育園の中には定員を減らしてもまだ定員に満たない園もあるようだが、定員に満たない園への入園者を増やすために、町はもう少し積極的に取り組んでいくべきだと思うが、町はどのようなことを考えているのか。執行部より、現在、保育園入所申込書では、第三希望の園まで記入していただく欄があり、更に第三希望までの園以外でも希望するかどうかを記入していただく欄を設けています。

委員より、処遇改善では、実際に賃上げに反映されているのか。執行部より、令和4年4月から9月分について各園からの報告によりますと、全園で処遇改善手当の支給がなされていると確認しています。10月以降この改善計画手当は、施設型給付費の中に加算項目として給付される仕組みになっています。10月以降も継続して園から職員にきちんと支払われているのか、国も関心があるところ、今後調査が行われる予定です。

委員より、過去の一般質問の際、公立園の給料は私立園よりも高いという理由で処遇改善はしないという答弁だったが、今回の処遇改善で同じくらいの水準になったということか。執行部より、町の会計年度任用職員と給与比較につきましては、私立園の非常勤職員の処遇改善後の額よりも、町の会計年度任用職員の保育士のほうが高い水準にあるようです。

委員より、誰が幾ら処遇改善手当をもらっているか把握しているのか。執行部より、実績報告書には、どの職員に幾ら処遇改善手当を支払ったのかが分かるようになっています。

委員より、子育て支援課の業務は多岐にわたるが、今後、今の職員体制で大丈夫なのか。執行部より、相談業務も含めていろいろな業務を行っていますが、様々な状況での家庭をどう把握して支援につなげていけるか、福祉全体でどう連携していくかというところ、今後特に求められていくと思います。専門職も含めた職員の人材育成やスキルアップが必要と考えています。

委員より、ふくしの相談窓口との連携はどうなっているか。執行部より、ふくしの相談窓口で世帯全体の状況を把握する中で、子供がいる世帯で子供の境遇にも大きく影響している場合は、子育て支援課にも共有されています。子育て支援課としては、子供の生活上、安全が図られているかという視点や関係機関との情報共有により連携しながら対応していきます。

委員より、そういった対応のため、6月に子ども家庭総合支援拠点ができたとありますが、どういう状況か。執行部より、子ども家庭総合支援拠点では、保育士等を配置して子育てに関する相談を受け、支援内容の提案や、必要に応じて関係機関との連携を対応しながら協議しています。

委員より、病児・病後児保育事業の残された課題で、予約や予約状況の確認をオンラインでできるLINE公式アカウントの周知が必要とあるが、LINEで予約ができるのか。執行部より、病児・病後児保育事業を委託しているNPO法人みんなのおうちがLINE公式アカウントを作って、

予約等ができるようになっていきます。この4月から始まりましたので、これから更に周知していきたいと思えます。

意見として、せっかく良い制度があるのに、制度を知らないため利用していないというのは良くないので、しっかり周知をしてほしい。

委員より、家庭的保育事業の連携保育所での交流等は、小規模事業所の方は満足されているのか。不満に思われてはいないのか。執行部より、連携保育所との交流等は、連携保育所と小規模保育園4園とで協議をして取り組んでおり、今のところ、小規模保育園からの不満の意見等はありません。

健康福祉部子育て支援課大津保育園関係では、委員より、会計年度任用職員の保育士募集について、担任以外の保育士は、資格は必要ないと思うが、条件を緩和すればもっと働く人が増えてるのではないかと思うがいかがか。執行部より、保育士の資格を持たない保育補助者だけでは子供をみることができず、保育士配置基準の人数も含まれません。あくまでも保育補助者は、保育士と一緒に保育しなければならないことになっています。現在、保育士配置基準は満たしていますが、職員が休みになった場合の補充や要支援児の対応などに必要な保育士が不足している状況です。募集しても見つからない状態が続いているところで、保育補助者への募集変更も視野に入れながら行っているところです。

委員より、資格がネックになっているのか。執行部より、資格職はどの分野でも同様に、募集もなかなか応募がないと聞いていますが、少しでも良い職場環境、子供たちにとって最も良い保育環境になるように対応していきたいと考えています。

健康福祉部子育て支援課大津幼稚園、陣内幼稚園関係では、委員より、大津幼稚園の民営化について、3歳、4歳児の保護者は納得しているのか。また、子供たちは、先生たちが変わるということに不安があるのではないか。執行部より、昨年度から再編方針や民営化についての説明会を行っており、今年度は4月に1回目の保護者説明会を開催しました。移譲先法人が現在運営している園での保育の様子や今後の方向性を話され、今の大津幼稚園の方針も引き継いでいくということでした。2回目の保護者説明会も9月7日に行い、保護者の質問などには丁寧な説明をしていきます。移譲先法人も大津町の会計年度任用職員には、引き続き大津幼稚園での勤務をお願いしたいということなどで雇用についての説明会をされています。

健康福祉部介護保険課関係では、委員より、去年と比較して、今年の老人クラブの数の増減はどうなっているか。執行部より、老人クラブの数は現在18クラブで減少傾向にあります。今年度は、内牧区の新規加入がありました。

委員より、シルバー人材センターの方々が日中、暑い時間に芝刈りや草刈りをしているが、作業時間を早めるなどの改善はできないか。執行部より、熱中症対策を含む安全管理については、シルバー人材センターも重点的に取り組まれているところです。業務を行う時間帯などについては、今後シルバー人材センターと意見を交換していきたいと考えています。

意見として、業務を行う時間帯を変更する、ファン付きの上着の助成など、効率的かつ安全に作業ができるよう話し合ってください。

意見として、刈り払い作業が登園や通学・下校の時間帯と重なるのも困るので、休日に行うなど安全を確保しながら臨機対応をしてほしい。

委員より、インボイス制度の開始はシルバー人材センターにどのような影響があるのか。執行部より、令和5年10月にインボイス制度が始まり、経過措置により3年間は80%の仕入れ税額控除が可能となり20%分の納税が必要となります。しかし、令和6年10月頃までにフリーランス新法が施行される予定となっております。施行されますと、現行のシルバー人材センターと会員が契約を結ぶ形態から、仕事の発注者と会員が実質的に契約を結ぶ形態に見直し、施行後はシルバー人材センターの税負担は発生しなくなり、発注者が納税することになります。つまり、シルバー人材センターとしては令和5年10月から令和6年10月頃までの約1年間は20%分の納税が必要となり、その金額は令和5年度及び令和6年度、それぞれ70万円程度になる見込みです。こちらはシルバー人材センターの余剰金から支払う予定とのこと。インボイス制度の開始により、経理の事務負担が増えるほか、会員の契約書の作成補助などの業務などが増える見込みです。

委員より、高齢者外出支援事業について、将来的に基準の見直しは考えているのか。執行部より、これまでも、基準の見直しは行ってきています。対象者の範囲や免許返納との関係についても地域公共交通計画に基づく取組の状況などを見ながら検討していきます。

意見として、対象者に漏れなくこの事業を周知することが必要である。利用したい人が利用できるように周知してほしい。

健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室関係では、委員より、接種費請求手数料について、町外の医療機関で接種している人は何割くらいいるのか。執行部より、町外の医療機関や県の広域接種センターで接種した場合、国保連合会に接種費請求手数料を支払いますが、全体の2割程度が町外医療機関で接種でした。県広域接種センターでは特に若い年代の方が接種されていました。

委員より、ワクチン接種も落ち着き、ワクチンの予約も取りにくいという話も聞かなくなったが、次の秋開始接種も役場での予約支援は行う予定はあるのか。執行部より、高齢者の接種率は初回接種で8割を超えていましたが、今回の春開始接種では58%弱と接種率も低下しており、当初のような混乱はないものと考えています。電話も高齢者などネットでの予約が難しい人の支援として、秋開始接種でも役場で予約支援は継続していきます。

委員より、ワクチン接種の今後の方向性はどうか。執行部より、今年度までは予防接種法の臨時接種という位置づけで、全額公費負担で実施していますが、来年度以降の実施については現在、検討中であり、国の動向を注視していく必要があります。

委員より、コロナに罹患した治療費は、公費負担がないのか。執行部より、5月8日の5類移行後、検査や診療費は一部を除いて自己負担となっています。

健康福祉部健康保険課関係では、委員より、「子育て・健診センター事業」の施設の保守点検に関し、先日、子育て・健診センターの避難用はしごの現場を見たが、子供を連れて避難するのは難しいのではないかと。執行部より、避難用として、常時子育て・健診センターの2階東側に避難用救助袋を設置しています。避難訓練等の際、町職員及び子育て支援センター2階で勤務されているN

PO法人の職員は、これまでに使用訓練も実施しています。お子様連れの方が救助袋を使用する際は、保護者がお子さんを抱っこすることとなっていますが、安全で迅速な避難のために、状況に応じて建物中央の屋内階段及び建物西側の外階段を優先的に利用し、避難誘導することとしています。

委員より、「自殺対策推進事業」で、町で実際に行っている相談内容や件数を具体的に教えてほしい。執行部より、相談員を雇用し、毎週月曜日を相談日として設けています。相談内容は、主にアルコール依存の方や、精神疾患の家族からの相談で、医療機関へ受診をつなぐなど、令和4年度の相談件数は、延べ27件です。

委員より、「健康ポイント事業」について、アプリ登録者の町の目標人数は。執行部より、今年3月までは1千500人を目標としていました。4月以降も登録者数が少しずつ増加しており、8月末の登録者数は約1千800人で、目標登録人数としては3千人を目標としています。

委員より、「出産・子育て応援交付金事業」について、2回に分けて10万円を給付し、伴走型の支援を行っているということだが、順調に相談につながっているのか。支給だけ受けて相談が進まないなど、形骸化しているということはないのか。執行部より、出産・子育て応援交付金事業は、令和5年2月から行っている新規事業で、全対象者に対して給付金を給付することができました。伴走型相談支援については、妊娠届出時と、出産後の赤ちゃん訪問時に保健師や助産師等専門職が面談を行い、現状の把握と相談への対応などを行っています。また、専門員の支援について、経済的不安があればふくしの相談窓口を案内するなど、必要に応じて他の相談窓口などへつないでいます。

委員より、「3歳児眼科健診機器・プリンター借上料」があるが、大津町は健診において屈折検査機器を導入しているのか。執行部より、眼科健診は3歳児健診の項目となっており、以前は個別に眼科医療機関の受診を案内していましたが、町内に眼科が少ないこともあり、令和2年11月から屈折検査機器をリースで導入しています。リース料は年間約23万円で、5年間リースで契約しています。

委員より、「地域活性化企業人制度負担金」について、民間から派遣されている人が、通いの場等で活躍されているのをよく見かける。健康保険課と介護保険課の両方の事業を担当しているのか。執行部より、派遣されている社員は健康保険課に配属しており、負担金も健康保険課で負担しています。事業の内容は健康増進事業と介護保険事業双方で連携しながら取り組んでおり、7月に庁舎1階で実施したインボディ測定会も新たな健康づくり事業の一つとして取り組んでおります。

意見として、インボディは、測定も簡単で、楽しみながら健康意識の向上につながるため、これからも活用してほしい。

委員より、子ども医療費について、コロナも終息してきたが、どのような状況か。執行部より、令和3年10月から高校生世代まで補助の対象となり、約1千100人が増加しています。扶助費については年間2千万円の増額を見込んでいましたが、新型コロナが長引いたことで、今年インフルエンザの流行により、今年度、全体で2億円を超える見込みです。

意見として、過剰受診を抑制するためにも、しっかりと啓発をお願いしたい。

教育部学校教育課関係では、委員より、フッ化物洗口を実施しているが、成果は出ているのか。執行部より、熊本県は全国でも子供のむし歯が多いことから、その予防法として県が推奨しているフッ化物洗口を本町でも実施しているところです。加えて、令和3年度、令和4年度において大津南小学校が、県教育委員会から「歯と口の健康づくり研究推進校」として指定を受け、研究を深め歯科保健衛生向上・推進を図ってきました。その実績が評価され、県歯科医師会から表彰を受けるなど、広く啓発を行うことができたことから、少しずつですが、着実に成果がでていと認識しています。

意見として、歯と口の健康づくりは、フッ化物洗口も一定の効果があると思うが、まずは家庭での指導、取組を推進してほしい。

委員より、教職員の不足が話題になっているが、本町はどのような状況か。執行部より、昨年度、当初の配置では10名程度の不足がありましたが、町会計年度任用職員の中で教員免許を持っている学習支援員など、希望する職員を講師として採用したケースもありました。また、学校の管理職などによる声掛けのほか、非常勤職員への切替えなどにより不足分を補ってきました。一方、産休などにより新たに不足となるケースもあることから、年間を通じて常時不足分を補うのは困難な状況でした。

意見として、先生たちが苦勞して探している感じがする。引き続き支援をお願いしたい。

委員より、本町における学習用端末の活用はどのような状況か。執行部より、本町では学習用端末に授業支援ツール「ロイロノート」を導入しています。学校情報化先進地域として認定を受けているところですが、児童生徒や教職員のログイン状況を調べていると、活用状況は学校間でバラつきがありますので、効果的な活用を推進するため、適宜、校長会や教頭会などで指導・改善を図っているところです。

委員より、本町における不登校児童生徒数の状況はいかがか。執行部より、コロナ禍において不登校児童生徒数は全国的にも増加しており、本町においても同じことが言えます。背景のひとつとして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業が続いたことや、学校へ行くことに対する考え方が、子供や保護者共に変化したことが考えられます。また、学校の魅力である、人との関わりを学ぶということが、集団活動が制限された中で希薄になったこと、加えて支援が必要な家庭に対する初期対応を含むアプローチが厳しく抑えられ、保護者が子供を学校に押し出す力にも影響したと考えられます。そうした状況を踏まえ、今年度から新たにスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携した取組を強化することで、支援が必要な家庭に対して、様々な角度からアプローチできればと考えています。

委員より、民間教育施設との連携はとれているのか。執行部より、町内の小中学校に在籍している生徒数が利用している民間の教育施設については、施設を見学に行くなど実態把握及び連携強化に努めているところです。引き続き施設との情報交換や連携強化を十分に図り、子供たちが安心して学べる環境の整備に努めていきたいと考えています。

○議長（桐原則雄） 12時過ぎていますので、ここでしばらく休憩します。午後1時より再開し

ます。

午後0時05分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫文教厚生常任副委員長。

○文教厚生常任副委員長（山本富二夫） 教育部学校教育課関係で、午前中に引き続きさせていただきます。

委員より民間教育施設との連携はとれているのか。執行部より、町内の小中学校に在籍している児童生徒が利用している民間の教育施設については、施設を見学に行くなど実態把握及び連携強化に努めているところです。引き続き施設との情報交換や連携強化を十分に図り、子供たちが安心して学べる環境の整備に努めていきたいと考えています。

委員より大津北中学校吹奏楽部の九州大会出場に伴い、学校に対して補助金が交付されているが、民間のクラブチーム等で出場した時の差があるのはなぜか。同じ学校に通う生徒が出場するのであれば、同じ基準で判断すべきではないか。執行部より、学校部活動は学校教育の一環であることから、大会に出場する際に発生する参加費、交通費、宿泊費等を出場校へ補助金として交付しているところです。

委員より、今後、中学校部活動の地域移行が進められていくと思うが、費用分担などはどのように考えているのか。執行部より、中学校部活動の地域移行については、費用負担を含め様々な課題があると認識しているので、今後どのように対応していくのか、一つ日一つ丁寧に関係者と協議しながら進めていきたいと思います。

意見として、九州大会、全国大会に出場することは町のPRにもつながるため、民間のクラブチーム等においても、もっと手厚い支援、検討をしてほしい。

委員より、中学校に通う生徒の出欠について、学校部活動で参加する中体連などは欠席扱いにならないと思うが、例えば日本代表候補として招集され、学校を欠席した場合の取扱いはどうなるのか。また、今後はこのようなケースが増えてくると思うがどのように考えているのか。執行部より、個別のケースについて確認はしていませんが、一般的に学校教育の一環ではない活動のため欠席取扱いになると考えられます。その際、指導要録にその理由などについて記載することになります。なお、出欠席の新たな基準として市町村教育委員会で独自に判断することは難しいため、国や県の動向に注視していきたいと思います。

意見として、もっと予算額を増やしてでも町のPR、本町の教育のために積極的に活用してほしい。

委員より、教職員のストレスチェックについて、委託料は支出が少ないのはなぜか。また休職に至った教職員の数は何人なのか。執行部より、公立学校共済組合に委託して行っているため、一般的な単価より安価で実施しています。なお、休職に至った教職数は1名です。

意見として、この職種において、労働条件を改善することは、若手職員の指導力向上、ひいては子供たちの学びの保障につながると思われる。ぜひ、対象者の声を聞いて対応してほしい。

委員より、就学援助制度について、プッシュ型を取り入れながら実施している状況はいかがか。執行部より、住民税非課税世帯対象者261名中、約81%の212名が認定されており、そのうちプッシュ型による認定者は17名です。引き続き、支援を必要としている対象者に支援が行き届くように事業を推進していきたいと考えています。

意見として、就学援助費の多くは町の単独財源となるため、就学援助制度の対象者であっても、本当に支援を必要としているのか可能な限り精査してほしい。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、給食センター調理員の欠員が多いと聞くが、現状は充足されているのか。執行部より、給食の調理につきましては、調理師の資格が必要な調理員とその補助的な業務を行う給食調理補助員の二つの職種があります。給食調理補助員につきましてはおおむね充足していますが、資格を要する調理員については、現時点では1名の欠員となっています。

委員より、給食センターの食数について、今後児童・生徒数が増えたときにどうするのか、第2センターの建設も含めて検討が必要ではないのか。執行部より、以前から宇城市の新しい給食センターの情報などを提供していただいていますので、そうした事例を参考に検討していきたいと考えています。

委員より、地産地消を生かして魅力のある給食の提供について、カライモデーやふるさとくまさんデーなどをされているとのことだが、子供たちの反応はどうか。カライモデーは、大津町特産のカライモを使ったメニューとして、「カライモサラダ」や「大学芋」を提供しています。どちらも好評だと聞いています。また、本年度、栄養士が、カライモを使った「キャラメルアーモンドポテト」という新しいメニューを考え、献立の幅を広げているところです。なお、ふるさとくまさんデーについては、地元産のニンジンやタマネギなどを使いますが、不足する場合には少し枠を広げて近隣市町や県内産の野菜を使ったメニューを提供しています。

教育部教育施設課関係では、雑入に計上されている「教育用パソコン修理負担金」は、どのような内訳か。執行部より、教育用パソコンの修理費や付属品紛失に伴う保護者などからの負担金になります。借主に過失がある場合に負担していただくもので、昨年は11件あり、主に液晶パネルの破損や付属品の紛失がありました。委員より、使用料及び手数料に計上されている学校施設使用料等について、金額が多いようであるが、どのように利用されているのか。執行部より、小中学校体育館の夜間・休日開放に伴う使用料で、使用料金は、時間やコート面の数により設定されています。社会体育で様々な団体が利用しています。

教育部生涯学習課関係では、委員より、二十歳式について、県内外に住民票を移している対象者に通知していくのか。また、その分の記念品などの準備もしているのか。執行部より、総合行政システムに中学校を卒業した時点での対象者を照会できる機能がありますので、そちらで通知を発送しています。それでも通知が届かない場合には実家に送付しています。記念品につましても対象者

分は準備しています。

委員より、町PTA連絡協議会補助金について、補助金はどのような事業に使用されているのか。執行部より、町PTA連絡協議会補助金の用途につきましては、2月頃に行われる子育てフェスタが主なものです。

委員より、施設予約システムを山鹿市などは導入しているが大津町は導入しているのか。執行部より、社会教育施設の予約システムについては、昨年度よりモニタリングを行いながら検討を重ね令和5年度において導入に向け予算化をしています。8月に選考委員会を立ち上げ、9月20日にプロポーザル等を行う予定です。令和4年度では、その予約システムと連動するリモートロックシステムを陣内地区公民館分館、野外活動等研修センター、矢護川コミュニティセンター、大津地区公民館分館の町内4か所に導入しています。町民交流施設と生涯学習センターを予約システムのみでの運用とし合計6か所のシステム導入を進めています。令和6年度以降につきましては社会体育施設や小中学校の体育館などへの導入も調査研究を進めていく予定です。

委員より、予約システムの導入について、指定管理者との協議はできてきているのか。執行部より、指定管理者とは情報を共有しながら町が導入するシステムを運用していくところで協議しています。

図書館の司書について。他市町村の図書館と比べた場合、正規職員として雇用している司書が少ないのではないのか。執行部より、正規職員の司書につきましては、中学校も含め3名在籍しています。現状としては、図書館を担当する司書は1名となっていますが、イベント等を開催する際は協力しながら対応しています。

委員より、和牛の表彰で横断幕の予算が計上されていた。スポーツ文化関係では今年から横断幕の要綱が制定されたが、町として誇れることに対し横断幕の掲示方針が統一をされていないように感じるがどうか。執行部より、スポーツ文化の横断幕等を作成し掲出する対象者はオリンピック、パラリンピック、スペシャルオリンピックス又はデフリンピックに出場する者となっております。生涯学習課としては本要綱に基づき対応しておりますので、質問の事案については所管外になりますが、町をPRする観点から今後全庁的に考えてなければならぬと考えています。

意見として、スケジュール感をもって施設運営に努めてほしい。

委員より、文化財学習センターに貯蔵されている文化財については、文化ホールなどに展示するなどの考えはないのか。執行部より、現在行っている伝承館での展示入替えと併せて、文化ホールなどでの展示や小中学校の授業などでも活用してもらえるよう計画をしていきます。

委員より、運動公園などの施設が良くなれば利用者も増える。菊陽町や西原村にも体育館が建設されているが、町総合体育館に空調導入は考えてあるのか。執行部より、利用団体や指定管理者の意見も参考にし、空調設備などの大規模な改修について個別施設計画の見直しなども調査研究していきます。

意見として、図書館で行われた夏の終わりのコンサートに参加した。展示だけではなく音楽などのイベントも行うことで利用者が増えると思うので続けてほしい。

討論はありませんでした。

採決の結果、認定第1号関連は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、不能欠損について、額が大きいのが、強硬手段に出ることはできないのか。所管である税務課で差押えを行っているということだが、国保主管課と、対策は行っているのか。執行部より、滞納者については保険証の交付制限があり、有効期限が3か月の短期証を交付しています。それでも支払や相談がない場合は、資格者証を交付しています。また、生活困窮者等に対しては、ふくしの相談窓口につないで生活再建支援などを行っています。

委員より、鍼灸券について、もみほぐし・指圧・マッサージに対する補助は考えていないのか。また、使えるのは町内の鍼灸院のみなのか。執行部より、現時点で補助の予定はありません。治療目的・要件等を確認した上で、検討したいと考えております。

意見として、時代とともにニーズも変化しているので、今後も調査・検討してほしい。

討論はありませんでした。

採決の結果、認定第2号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号、令和4年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、認知症施策推進事業について、令和4年度の認知症に関する相談件数実績が18件とのことだが、来庁して相談された件数か。執行部より、直接、来庁されたケースだけでなく、民生委員や御家族から情報をいただき対応したケースも含まれます。

委員より、家族介護用品支給事業の対象者は、要介護4、5または要介護3で排尿、または排便全介助高齢者を在宅で月20日以上介護する家族となっています。その他にもオムツを使用している高齢者は多いと思うが、オムツの補助を求める要望はあがっているか。執行部より、この事業は、オムツやりハビリパンツ、使い捨て手袋などの介護用品を支援するもので、支給対象者から喜ばれています。今のところ、対象範囲を広げてほしいという要望は特にあがっておりません。今後、国はこの事業への補助をなくしていく方向であると聞いておりますが、町としましては今の基準のまま事業を継続していきたいと考えています。

委員より、特別養護老人ホームの待機者は多いのか。執行部より、特別養護老人ホームは、大津町内にはつつじ山荘と喜寿園があり、令和5年4月時点の待機者数は50名程度です。多くは入院されている中の方や有料老人ホームやグループホームなどの施設に入所されている方です。在宅の方の待機者は20名程度となっています。

討論はありませんでした。

採決の結果、認定第4号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号、令和4年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より「後期高齢者医療保健事業」で、一人当たりの医療費は上昇傾向にあるという記載があ

るが、原因は寿命が延びていることや、医療の高度化によるものとして予算を計上しているのか。執行部より、団塊の世代と呼ばれている方が75歳の年齢到達で、年々被保険者数が増加しています。また、医療の高度化のため、受診実績を勘案しながら予算計上を行っています。

意見として、長生きするだけでなく、健康寿命の延伸が重要である。今後も啓発等を十分に行っていただきたい。

討論はありませんでした。

採決の結果、認定第5号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

また他所所管事項として、教育部生涯学習課より大津町体育施設等指定管理移行後の状況報告について説明を受けました。

資料については、モアノートに記載してありますので、御参照ください。

以上で文教厚生常任委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） ただいまから、総務常任委員会に令和5年9月1日におきまして付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第55号、59号関連と認定第1号関連の3件であります。当委員会は審議に先立ちまして、9月4日に関係する9か所の現地調査を行い、その後委員会室401におきまして、執行部より説明を求めながら審議を行いました。審議の経過について、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下課題と論点を明らかにすべき内容についてその概要と結果、意見につきまして、報告いたします。

まず、議案第55号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、特定新型インフルエンザ等対策の実施の段階にあるという判断は誰がするのかとの質疑に、執行部より、国の対策本部が立ち上げられた段階で町が「派遣手当」を支給できるため、国の対策本部によることになるとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第55号について全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第59号関連、令和5年度大津町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

総務部総務課関係で、委員より、町の職員採用試験は試しで受験をし、県や市を受験する人もいと聞くという質疑に対し、執行部より、昨年からはSPI3という試験を導入していますが、このSPI3に慣れるために受験する人もいと聞いています。

委員より、SPI試験とは具体的にはどのようなものかとの質疑に、執行部より、学力や教養だけでなく、協調性があるか、一人で仕事をすすめられるかなど、本人の性格、性質を図る適性試験となりますとの答弁でした。

意見として、職員募集について転職サイトなどに「大津町」と出てきて、どういった人を募集しているか、ネットに出てこない、情報に触れられない人がいると思うので、転職サイトなどをしっかり活用してもらいたいとの意見がありました。

次に、総務部総合政策課関係で、委員より、移住支援事業補助金について、移住元の住所要件が東京圏と限定されているのは、熊本県の要項に沿ったものとなっているからか。また、現状移住が増えている中で、この補助金はどのように役立っているのかとの質疑に、執行部より、交付要件は県と同様となっています。移住支援金は、東京1極集中を避けるため、東京圏の人口集中地域からの移住を地方に促すことを目的に、国の施策に基づいて行われています。企業立地により移住も多くなっている中で、この移住支援金がどれだけ移住のインセンティブとなっているかは疑問と考えるところがあります。支援金のうち4分の1は自治体の負担となりますので、当町でも、来年度以降この補助金制度を継続していくかどうか、近隣自治体の状況を調査し検討したいと考えていますとの答弁でした。

また委員より、ふるさと寄附金の制度改正もあるが、現在の予算の範囲内に収まるのか。また、募集外経費にはどのような費用があり、募集内外の割合は適切なのかとの質疑に、執行部より、制度改正に対しまして、寄附額は同額で返礼品の内容量などを見直すか、寄附額を増額するのかで対応が分かりますが、基本的には寄附額を増額して対応する予定です。10月以降どの程度の寄附が集まるのか、9月までの駆け込みの寄附があるのかなど見込みが難しい部分もあり、また、募集外経費には、寄附金受領証の発行に係る費用、ワンストップ特例に係る費用などがございます。令和4年度実績としまして、募集内経費が4億8千458万7千78円、募集外経費が1億1千617万6千84円となっており、募集外経費の割合につきましては、他自治体と比較しても適正な範囲だと考えておりますとの答弁でした。

委員より、公共交通会議について、一般の人が発言がしにくい雰囲気であると聞いたがどのような状況なのか。また、運送事業者は自社の運行に関わるため積極的な発言になる。利用者が意見しやすい工夫が必要なのではないかとの質疑に、執行部より、公共交通会議は、区長会や身体障害者福祉会、PTA連絡協議会など各種団体の代表者や運送事業者などで構成しています。事務局としましては、後日書面での意見提出など工夫をしているつもりでしたが、発言がしやすい会議運営に努め、意見を酌み上げられるような工夫を考えていきます。また、今回はまちなかの横断移動をどう解消するのが議題の中心でしたので、公共交通空白地域の困りごとなど話の広がりがなく、その意見が言えないなどはあったかもしれませんとの答弁でした。

次に総務部財政課関係で、委員より、今回示された財政シミュレーションは、必ずしなければならない事業が計上されており、そのために積み立てなければならないという考えか。それとも、不用額が出て、財源の余裕があり、積み立てているものかとの質疑に、必要な事業のために積み立てているものです。また、学校施設以外にも、体育施設改修の必要性も見込まれるため、事業費を精査し、積み立てを行っていきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、住民生活部住民課関係で、委員より、本籍地以外でも戸籍謄本が取れるようになるとのこ

とだが、今後のスケジュール等はどうなっているのかとの質疑に、執行部より令和5年度末から本格運用開始予定のため、現在、全国的にテストを開始しているところです。

婚姻等の戸籍届出の際、基本的には戸籍謄本を添付して提出する必要がありますが、今後は戸籍の添付が不要になります。また、現在の制度では、戸籍は本籍地でしか取れませんが、今後は広域交付が可能となり、本籍地以外の市町村でも戸籍が取れるようになります。これにより、郵便請求は減少すると思いますが、窓口で大津町に本籍が無い方の戸籍の申請が増加すると思われるとの答弁でありました。

討論はなく、採決の結果、議案第59号関連について全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第1号関連、令和4年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議会事務局関係で、委員より、議員個人研修は総数何件あったのかとの質疑に、執行部より、9件です。福島や、宮崎などへの研修に行かれていますとの答弁でした。

次に、会計課関係で、委員より、窓口収納が、約7万8千件となっている。支払方法の状況について、どのような傾向かとの質疑に、執行部より、窓口収納は、金融機関と役場内派出で受けた件数になりますが、令和3年度の実績と比較しまして、あまり変わらない状況となっています。全体の納付件数は2千700件ほど増加しており、コンビニ収納とスマートフォンアプリ収納が若干増えている状況ですとの答弁でした。

次に、総務部総務課関係で、委員より、会計年度任用職員に新年度から勤勉手当の支給は可能なのか、絶対支給すべきものかとの質疑に、執行部より、国の決まりに従って準備を進めたいと考えています。支給した場合の総額は6千万円から7千万円ほどの試算となっています。

また委員より、コミュニティ傷害保険について、保障されているのは自治会活動と防災活動と書かれている。災害時の作業中に第三者にけがをさせた場合など保障の適用範囲はどうなっているかとの質疑に、執行部より、個別ケースで確認していく必要がありますので、防災活動とコミュニティ傷害保険について今後整理して調査をしていきますとの答弁でした。

総務課についての意見として、職員採用募集方法について、募集人数が若干名では応募者にとっては抵抗があり、何名前後など基準を示したほうが良いのではないかとの意見がありました。

また次に委員より、行財政改革費で、現在どのような業務を行っているのかとの質疑に、執行部より、業務量調査の追跡調査や総合政策課と連携し、DXの推進による業務効率化をメインに取り組んでいるところです。また、職員からの業務改善提案の実現に向けた検討や会議マニュアル作成等による、共通業務に関する業務改善にも取り組んでいます。

委員より、業務改善は大事なことではあるが、予算科目が「行財政改革費」という大きな名称になっており、少しギャップを感じる。このまま「行財政改革費」という名称を続けるのか、別のアプローチで改善を進めるのか検討が必要ではないかとの質疑に、執行部より、今年度は、行政改革懇談会の開催を計画しており、その中で民間企業のDXの進め方等もお聞きしながら、検討してま

いますとの答弁でした。

意見として、DX推進を電算部署が行っていることに少し違和感がある。DXは町づくりと業務改善の2面性があるので、業務改善の方は行革部門が行った方が良いのではないかとの意見がありました。

委員より、行財政改革といえば、国が公務員の数を減らすことを目的に推進していたものであり、業務改善とは意味合いが違うと思う。業務改善は重要なことであり、推進するためにも全体的に検討が必要ではないかとの質疑に、執行部より、業務改善は職員の気づきが大事であり、例えば、DXというICT機器の導入と考える職員が多いですが、業務効率化や住民の利便性向上を常に意識することで、様々な業務改善のアイデアが出てくると思いますので、職員の意識改革も行っていきたいと思いますとの答弁でした。

総務部総合政策課関係で、委員より、公共交通について、公共交通会議に諮る会議とは別に乗合タクシーや路線バスについて地域住民の声を聞く会議体を設ける必要があるのではないかと。実際に困っている方の視点から取組を進める必要があるのではないかと質疑に、執行部より、まちづくり懇談会や町政への提案などでの御意見を賜りながら議論ができる場が設置できないか模索していきますとの答弁でした。

委員より、企業立地が進むに伴い、従業員の送迎などで朝から肥後大津駅の北口にマイクロバスが駐車をしている。北口は、通学者などの利用に伴って非常に多くの車両が駐停車しているという声が上がっている。今はまだマイクロバスは数台とのことであるが、これが増えてくると一般住民や利用者の乗降で車を横付けすることはできない。町において情報共有を図ってほしいとの質疑に、執行部より、現在、将来的な駅周辺の整備について都市計画課で検討を進めているところです。関係各課と情報共有し、対応を行っていききたいと思いますとの答弁でした。

委員より、多言語通訳システムや通訳機の導入の際に、両方を導入する必要性として、いろいろな対応方法を試行し効果を検証していきたいという話だったと思うが、大津町の住民である外国人に対してどのように行政サービス、住民サービスを提供していくのかを考えれば、国際交流費から離れて、基幹的な行政事務として位置付けて考えたほうがよいと思うが、どのように考えているかとの質疑に、執行部より、翻訳機関係については相談員同様、今の実態や効果、効能などを検証し、継続の有無を検討しています。令和6年度の予算編成までには、しっかりとした方向性は持ちたいと考えています。予算費目については、検討を進めていきたいとの答弁でした。

総務部財政課関係で、委員より、役場ゲート内駐車場の料金収入が増加傾向とのことだが、増加要因はどうかとの質疑に、執行部より、精算機の月報等に表示される情報は、現時点では合計のみであり、要因の分析ができない状況です。10月から始まるインボイス制度への対応改修に合わせて、表示される情報が増える見込みです。その中で、分析できる情報がないか確認をしていきますとの答弁でした。

次に、総務部防災交通課関係で、委員より、消費生活相談を受けて、解決されるまでのフォローはされているのかとの質疑に、執行部より、基本的には解決するまで対応を実施していますが、消

費生活相談では難しい場合は、弁護士等につないだりすることもありますとの答弁でした。

委員より、消防団の操法大会報償金の支出根拠はあるのかとの質疑に、執行部より、郡操法大会や県操法大会に出場する場合、ホース購入等の費用が生じますので報償金を支出しています。これまで、前例により支出をしており、根拠がありませんでしたので、今後、根拠規程を策定することで進めていきますとの答弁でした。

総務部人権推進課関係で、委員より、各種委員会等への女性登用率が目標値に達していない。その対応策として人材バンク制度が導入されたはずだが、現在も機能しているのかとの質疑に、執行部より、人材バンク登録者は、現在35名です。活動の状況としては、年1回の視察研修に参加していただいています。また、新規登録者については、毎年2名程度ですとの答弁でした。

意見として、更新時期を迎える各種委員会等が、女性の参画を進めるために人材バンクの活用を考えるように、制度の周知をすることが大事だと思うとの意見がありました。

委員より、コロナ禍において顕在化したDVや女性に対する暴力に関する啓発活動について、施策の成果に記載されていないが、きちんと対応されているのかとの質疑に、執行部より、コロナ禍により令和元年度以降、DVに関する町への相談件数は増加しています。今年度も、4件の相談を受けていますが、2件がシェルター等への一時避難を行っており、1件が町営住宅への入居をしています。町の啓発活動としては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、広報誌や町のホームページへの記事の掲載などを実施しています。また、中学生に向けた啓発活動に合わせて、「デートDV」の周知を実施するなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶について、啓発を行っておりますとの答弁でした。

住民生活部住民課関係で、議長よりマイナンバーカードに関して、ひも付けに対する総点検などが話題となっているが、マイナンバーカードに対する住民の動向や、町で把握している状況についての質疑があり、執行部より、マイナンバーカードの交付率は、令和4年度末で64%ですが、8月末時点では73.9%となっています。また、令和5年2月末までに申請した方がマイナポイントの対象となっていたため、それまではかなりの申請件数でしたが、それ以降はあまり伸びていない状況です。なお、マイナンバーカードのひも付け誤りや誤交付等の報道がありましたが、それらの影響と思われるカード自主返納者が3名おられました。

次に、住民生活部環境保全課関係で、委員より、航空機騒音測定について、航空機の飛んでいる時期や時間帯、場所等をしっかりと選定して、測定することは可能か。航空機騒音については、関心の深い問題なので、しっかりと、データの把握を行う必要がある。騒音測定場所についても、小学校ではなく、公民館等を検討してもよいのではないのかとの質疑に、執行部より、今年度、航空機騒音測定装置の配線関係の予算がありますので、今後測定方法についても検討しながら対応を行っていきますとの答弁でした。

委員より、雨水浸透ますの補助について、現在、住民の関心も高い、少し枠組みを増やすなり、幾らか追加で出すなどの制度を検討してもいいのではないのかとの質疑に、執行部より、前年度、前々年度は、申請件数が0件と事業の周知ができていなかった部分がありました。住宅開発の現地

調査の際に事業者に対して、制度の周知を行ってきた結果、今年度既に3件の申請があります。引き続き周知を行い、地下水に関しては、町民の皆様の関心も高いため、研究しながら対応していきたいとの答弁がありました。

あと意見として、し尿収集運搬処理について、現在の町内での下水処理状況は約7割以上であるが、下水道が普及することに伴い、し尿処理は縮減されていくと言えども、町民に対しては100%の安全な処理がなされることが前提の分野であるといえる。そこを踏まえ、下水道の状況もみながら、処理業者が不利にならないように、ひいては住民の生活が不安定にならないように、コストが幾らかかっても行政の責務を全ういただくよう要望するとの意見がありました。

議長より、菊池広域連合でも火葬場についての話があがっていて、その中で料金設定の話があり、例えば2市2町と、熊本市では料金が違うということで、利用する方にとってかなりの差額が生じるため、そこを整理できないかが検討されているという意見がありました。

次に、住民生活部税務課関係で、委員より、本会議で外国人分の不能欠損についての指摘があったがとの質疑に、執行部より、外国人の不能欠損額は個人町民税で20万円程度となります。これは、課税前の1月から3月に国外転出された方の分で、1月1日基準で1年分の課税を6月に行いますが、その課税前に転出された方の分となりますとの答弁でした。

以上の結果、討論はなく、採決の結果、認定第1号について全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄） 引き続き、続けます。

以上で各常任委員会委員長の審査報告は終わりました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 総務常任委員会に対して、質疑させていただきます。

ページの34、35を御覧ください。

まず最初に、この商工会関係のごみ袋の件ですが、今現在電算室においてあるこのごみ袋ですが、これは誰の持ち物か質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） 電算室の1階に保管してあるのは町のごみ袋だと委員会では確認しました。

○議長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） それで今町の持ち物ということでございますので、まずこの34ページの下段のほうの質疑ですね。商工会のごみ袋について、現在電算室に保管してあると思うが、電算室を1棟貸した場合に保管場所はどうかというこの商工会のごみ袋についてという自体はまずおかしいというふうに私は思います。

それとこの流れからきて、その下に答弁がございますが、次のページのまずこの意見ですね、大

津町商工会の倉庫の在庫がなくなったら、住民に影響があるかどうかそこまで影響はないのでは。この時点でもこれは住民の皆さんに対して失礼と思いますし、ごみ袋を動かす時間さえあれば言い訳だから大津町商工会が以前使っていた建物を保管場所として使用するなど、まずは大津町商工会がどこに保管するのかということを前提で考えてもらいたい。それと質疑として元売り裁き人として指定を受けた時点で大津町商工会側が検討すべき問題だと思うというふうにあります。これも言うならいらんこっですよね。全然これはもともとごみ袋自体が町の品物ですから、商工会とこの電算室にあるごみ袋の話は全然別の問題だと思いますが、それを元にしたときに、本来ならば前の34ページに戻ったときのこの質疑に対して、この答弁。ごみ袋の売り裁きについては昨年7月に大津町商工会をごみ袋の元売裁き人として指定し運用を行っているところです。現状としましては、町がごみ袋製造業者へ発注し、商工会の新しく建てられた倉庫に搬入しています。しかし、新しい倉庫は容量が多くなくまた時期によっては売行きが増えるため、ごたごたごたごた書いてありますが、本来ならばこの時点で今私が申し上げましたとおり、電算室のごみ袋とそれと商工会のごみ袋は一切関係ありませんというのが筋と考えますが、質疑いたします。

すみません、それと、ちなみにここに書いてあります新しい倉庫は容量が多くなくということでしたので、私が今旧包括支援センター、今新しい商工会がある倉庫、それと、もともとあった倉庫を見てまいりましたが広さはほぼ変わりません。また、前の倉庫のほうは地藏祭りの備品とか、お地藏さんとか置いている関係で、今のほうがよっぽど広い状況に思いますが、これは私から見れば嘘の答弁ではないかと思いますが、質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） お答えいたします。

執行部からの答弁で、昨年7月から元売裁き人として商工会を指定したと。町がごみ袋製造業社へ発注して、商工会の新しく建てられた倉庫に搬入していると。そういう答弁があったわけですが、これがおかしいというのでありますならば、それは執行部側にぜひ問い正していただきたいと思えます。委員会での答弁はこういうふうになっていたということを記載しているところであります。

それから、委員会の中でその下のほうですかね。この問題の一番最後のほうで委員会の中で出てきたのは、町がごみ袋の製造業社に発注をすると。そのごみ袋一体誰がどこに保管をするのかということが問題になって、電算室にあるのがどっかほかのところに、電算室を今度修理をして貸出しをするという予定ですので、どこにごみ袋を保管をするのかということが問題になったと記憶をしております。それで、委員会の中では、製造業社ですね、一番下にあると思えますけど。製造業社が持っている倉庫、そこで保管をしておいてもらって必要な時だけ運んでもらえばそれでいいんじゃないかという質疑があったわけでありまして。現在も昨年度製造分を製造業社の倉庫へ置かされていただいているという状況ですということで、トヨタのジャストタイムではないですけど、製造業社が自分のとこの倉庫で保管がきくのであればわざわざ電算室に保管する必要はないと、そういう委員会では意見があったところであります。

○議長（桐原則雄） 先ほど発言の中で、不適当な言動等もあったように思いますので、後刻記録を調査の上、措置をさせていただきたいと思います。

引き続き質疑を承ります。ほかに質疑ありませんか。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 総務常任委員会に1点、経済建設委員会に2点質疑させていただきます。

まず総務常任委員会は、大変申し訳ないんですけど、今の質問の続きのようになってしまいうんですが、ごみ袋のことです。生活者視点での質疑をさせていただきたいんですが、先ほどの記録の35ページに在庫がなくなったら住民に影響があるというがそこまで影響はないのではないかという御意見があったようなのですが、在庫がなくなったら困ります。4年前にコロナが始まった時に、トイレットペーパーなど日用品の買占めが始まったのを皆さんも記憶にあると思うのですが、ごみ袋についても他の自治体でも在庫がなくなったなどのうわさが飛び交いました。その時にイオンなど日用品を販売するお店には、問合せや在庫確認など大変御迷惑をおかけしたと記憶しています。また私たち主婦も家の備蓄品の補充、多分皆様の妻と言われる御家庭の方は、多分お店を走り回って買いに行かれたのではないかと思います。一時期そういうことで指定のごみ袋でなくても出せますという話まで確か出ていたのではないかと思います。令和2年3月の議会だよりに掲載されているその時は環境保全課は文教厚生委員会でしたので、そちらでの委員会レポートの中にごみ袋の在庫が一時品薄になったが大丈夫かとの問いに在庫は確保されている。発注は1年間分を見越して作成するが、現在は通常の2倍以上の数量を出荷して対応している。業者の生産拠点は中国だが、新型コロナの影響でほかの地域に拠点を移して生産できるように準備中と聞いている。また国内メーカーにも追加生産を依頼しているという記載があります。その後ですね、結局2倍に増やしてしまった生産量、依頼量をそのままできているのでもしかしたら保管ができないぐらいの量になっているのか。そこら辺の調整がどのように現在なっているのかということと、生活者視点での審議が欠けていたのではないかという2点について総務委員会には質疑をしたいと思います。

続けて経済建設委員会への質疑につきましては、まず私が本会議で最初に質疑をしました。産業振興部農政課の10ページのところです。応援体制について。その時は文化スポーツと比較して応援体制についての質疑をしたのですが、先ほど写真付きで丁寧に説明をさせていただいて、ありがとうございます。文化スポーツでは、文化スポーツ活動の普及振興を図るために例えば全国大会出場報奨金などを決めています。その10から11ページの書き方だと運搬費や高速代、燃料費、PR用品など費用がかかるということが書いてあるのと、横断幕だけ補助があり、その都度応援の内容を決めるということでしたが、そうするとあの時は出したけど、この時は出していないというようなことにもなりかねないので、応援体制についての質疑はなかったのか。横断幕だけではなくですね、そこもお尋ねしたいということと、もう1点が都市整備部都市計画課、18ページ町営住宅の駐車場のところの審議についてです。立石団地は昭和40年代に整備された団地で、駐車場の規定がない状況で建設された。駐車場が欲しいという要望があり10台分を整備したとあります。現在は駐車場の規定はあるんでしょうか。例規集にある町営住宅駐車場取扱要綱に準じているので

しょうか。グーグルマップなどで見ると、住宅の横に車が止まっているんですね。それは違法駐車ということになるのではないのでしょうかという点をお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） 三宮議員の質疑にお答えいたします。

審議記録の中で、在庫がなくなったら影響がないのではないかというそういう意見があったことは確かです。しかし、ここで問題になっているのは、既に在庫を必要だから電算室の床に在庫をとってあるわけですから、これは問題はあたらなと思います。

それから足りなくなったらどうするのかということについては、委員会の中では問題には、質疑はありませんでした。委員会審議の質疑は審議の経過などについての質疑は、お受けをしますけど本来は、一般質問等で正していただければと思います。

○議長（桐原則雄） 永田和彦経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（永田和彦） 2点質疑に対してお答えさせていただきます。

1点目が全国和牛能力共進会出場にあたり、作成した横断幕についてということでありました。このことについての答弁、執行部からの答弁におきますれば再度読ませていただきますけれども、5年に1度開催される全国大会であり、5年に1度毎年ではありません。近年では鹿児島、仙台、長崎で開催されております。大津町からは昨年の鹿児島大会に2件、仙台、長崎大会にそれぞれ1件が出場されており、ここは書いてありますよね。農家さんの努力により過去15年間は毎回大津町から出場されています。答弁ですよ。農政関係の大会は、対象者の範囲が限られていること、大会自体の種類が少ないことから農政課としましては、その都度農家さんと話し合いその都度ですね、応援の内容を決めさせていただきたい方針ですという答弁なんです。要するにその都度そういった大会の内容も変わったりとかいろいろしますので、要項で定めるのは、よほど定性的な大会でずっとあると確定できればできるかと思いますが、この点についてはそういった柔軟な姿勢で対応したいというような答弁でありました。

もう1件が駐車場の問題ですね。グーグルマップとかで見られたという話ですけれども、委員長報告で御報告したとおりでありまして、10台までの確保ということで、それも10台も全部埋まってない。それは監視ができるのかという問題で役場の職員を貼り付けてでも監視をするのか。パトロールの中に入るのかとかたちにはかなりませんで、そこは柔軟な姿勢で考えていただければいいと思いますが、我々の委員会の中でも、もったいないのではないかと誰かに入ってもらえれば空きがなくなるんですね、あそこの場所というのに我々も行きましたけれども、路上駐車もあります。そういったかたちで柔軟な姿勢で、あくまでも低所得者の方々に対する良好な住空間の提供という町営住宅の理念がありますんで、そういったところを勘案しながら我々が厳しくそういったところを線びくわけではなくて、そういったところは柔軟な対応で役場の職員もきちんと対応しているというような内容であったかなとそういうふうに思います。

○議長（桐原則雄） ほかにいきますのでよろしいでしょうか。

先ほどありましたように委員長に対する報告の質疑についての範囲はしっかり考えて質疑をして

いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 総務常任委員会についての報告について質疑をいたします。

先ほどのごみ袋の問題で、いろいろかんかんがくがく何かあったかもしれませんがけれども、要は客観的に考えたときに、ものすごく近い距離に2か所において保管されていると。1か所にできないのかなというのは誰でもやっぱり考えると思うんですよ。1か所にすれば例えば効率的なもの、経費的なものというものもそこにはやっぱり発生してしまうと思うんですよ。わざわざ近い距離に納品させて、製造業社にですね。それを商工会の方が取りに行くのか、入れさせるのか知りませんが、1か所に統括すれば済むことではないかなと。単純にそう思うんですけど、そういった議論はなされてなかったのか質疑をいたします。結局ですね、それが町の会計にとって経費削減につながるのか、分割したほうがどっちが合理的で効率的のかなというふうに考えてまいりますので、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） 永田議員の質疑にお答えいたします。

そもそもごみ袋をどこに保管をするかという議論が始まったのは、旧電算室の1階に大量と言いますか、かなり多くのごみ袋が積んであると。ここは電算室は整理をして貸し出す予定だということで、このごみ袋はどうするんだということから始まったわけでありまして。そこで執行部に対して委員会の質疑の中で、ここが電算室からどこかに運ばないかということになって、執行部のほうではこの場所がもし使えなくなった場合の保管場所については部局横断的に検討していると。ほかに保管場所を検討しているということですね。在庫がなければ事務の方にごみ袋が足らんごつたら困るということで、検討したいという答弁があったわけでありまして。委員会の中では、製造業社が倉庫を持っていて、そこに保管もできるという答弁があったもんですから、わざわざ町の施設に保管する必要はないじゃないかという。だから製造業社ともトヨタの何度も言いますが、部品をジャストタイムで取り寄せるというような方式もありますけれども、そういうところの倉庫があるんだったらそこに保管してもらえればわざわざ町の施設を使う必要もない。またもちろん商工会の倉庫のところにも多大な在庫を押し付けるということもやってはもろんならぬと思いますので、それを検討していただきたいということで委員会では商工会の方に一部失礼なこともあったかもしれませんが、そういう意図は全くないということでお答えをしておきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

そういったやり取りがあったということで、製造業社のほうに保管することができるということであるならば、それは執行部に対してそういったことをお願いしたわけですよね。そしたらもう少しスムーズに行くのではないかとということで、ただその点につきましては、私も実はこういった議

会とは別に、そういった係のほうと話したことが実はあるんですよ。もう少し効率的にできないかということをお話しして、要はその実行がされない。まだ入ったままですよ。だったらすぐでもそういったものの改善に対してからのものが何かあればいいんですけども、私が直接総務課関係に行って、そういった話を聞いたりとか、環境保全とかに今どういう状況だと聞いたときも、改善の余地がまだ何も聞こえてこなかったんですよ。結局そういったものをもう少し効率よく保管して住民の皆様方に迷惑をかけないようにするのであるならば、何らかの足音が欲しいなと思ってしまいうんですけども、そういったものに対してそれはいついつまでというものは恐らくなかったらと思うんですよ。お願いで終わったという感じでよろしいのでしょうか。要はそのところで早急にそっちのほうを進めてくれとか、そういったかたちで商工会の方々とも委託しておるんですよ、三者交えて納入業者、製造業社そういったものをきちんと進めるべきというような道しるべみたいなものは何もなかったのかなど。その点がちょっと気になりますんで、審議の内容の中でそういった早急にやるべきだとか、そういった話というのは出なかったのかなと思います。じゃないと、ここである程度話しておかないと進まないような感じがするんですよ。ここで委員長の答弁なりをお聞きして、執行部もそれで態度は変わると思います。やらなければならないという形になるとしますので、再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） 解決のためには大津町と商工会との契約の中身を確認しなければ何とも言いようがないと思います。どこにごみ袋保管するか。誰が保管するのかという問題があるかと思いますが、ただ電算室は今回の補正予算でまだ採決されてませんが、補正予算で大幅な改修工事が、の予算が出ております。この改修工事が終わるのは多分今年度、来年の3月まで終わるのかと思いますけど、工事を始めるにあたってごみ袋をどこにやるかというのは、執行部側は当然検討されるべき問題であろうかと思えます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私は令和4年度の一般会計の認定第1号について反対の立場で討論を行います。

令和4年度の新年度予算のときにも反対理由を申し述べたところでありますが、福祉課の民生費、社会福祉総務費でいわゆるふくしの窓口を外部委託にしている問題であります。ふくしの窓口に実際行かれた方はおられるかどうかわかりませんが、一番困っている人たちがふくしの窓口に行くと、困っていることを相談に行く、そういう地方自治体にとっては最も大切な仕事の相談窓口がいわゆるふくしの窓口として外部に委託されているということでもあります。委託料は社会福祉士、あるいは精神保健福祉士の国家資格を持った人、あるいは相談実務経験がある人、いわゆる2.5

人が二人と半分ですね、半分というのは常駐してない方がお一人おられるんで、約2.5人の方があのふくしの窓口で町民の方がこれが困った、あれが困ったどうしようかという相談に訪れる窓口であります。ふくしの窓口相談そのものについては大賛成であります。高齢者の相談、障害者の相談、子どもの相談、生活保護、DVの相談、住宅の相談、これを1か所で相談を受けてくれるということは本当に大変喜ばしいことであるはずなんですが、そのふくしの窓口で常駐されている二人は外部から請負として入ってこられる人たちであります。役場の職員ではないんです。そういう人たちが町民の困りごと相談をふくしの窓口で聞き取るわけです。

何が問題かという、一つは町民がこれは困っているんだということを一番先に、窓口で聞き取るのは公務員じゃないんですね。公務員でない人たちがそういった困りごとをそこで聞き取っていわゆる請負でありますから、町民の皆さんから困りごとを聞いて、例えばこの人は生活保護が必要だなということで役場に対して誰々Aさんは生活保護の申請が必要、相談に来られましたという報告を出すという請負であります。ところが、地方自治体においてこうした窓口業務は公権力の行使に関わる問題であります。例えばふくしの窓口でおられる相談員が、あなたは生活保護の相談に来たら、はいすぐ生活保護の申請書を出してあれこれこうしなさいという指示はできないんですよ。それをやったらいわゆる偽装請負になってしまうわけです。ですから公権力の行使に関わる自治体独自の業務であります。ですから、お二人おられる方が相談に来られた方がいろいろ聞かれて判断ができない問題は後ろの役場の職員にこれはどうしたらいいんでしょうなんて言ったらもうアウトなんですよ。偽装請負になってしまいます。ものを作るときに請負で外部に委託することは確かあるでしょう。しかし、困りごと相談、生活の相談、こんなとてもデリケートな個人情報にとって相談に来る人たちは本当に心細い思いをしている人たちの相談を聞くのに、役場の職員は直接聞かないということなんです。こんなことをずっと続けていけば、役場の職員は福祉に関するスキルが全然育たないことになってしまいます。実際、東京の足立区ではそうした相談窓口が裁判によって労働者派遣法の24条の2違反すると。そういう判決が出ているところでもあります。しかし、そうした福祉の相談を受け付けて、窓口の人がいくら専門家でもわからないことがある。あるいはこの人が本当にどこどこに住んでいる誰々さんだろうかという確認、窓口の人はそれはできないんです。それをやったら労働者派遣法に違反をしてしまうということになってしまうわけであり、ます。ですからこうした公務員が町民に対して一番困っていることに対して、相談窓口で立ち会わないということが一つの問題。それから労働者派遣法に違反する可能性が圧倒的に高い。それから窓口に来られている方を私は批判しているわけではないです。この方たちは国家資格を少なくとも持っていなくちゃいけないという、あるいは経験がある人ということが書かれておりますが、お二人と0.5人で2.5人に対して約1千万円の請負料です。国家資格を持った他では変えられないような専門家に対して、2.5人に対して、1千万円ですよ。これはいわゆる下請に出して新たなワーキングプアを増やしていることにつながってしまうわけです。例えば二人分だとしても500万円、人を派遣してもらった事業者ですね、そこは事業者の利益をそれからカットするわけですよ。ですからこの二人に支払われる給料はもっと下がってしまう。そういう意味で、第3のワーキング

ブアだと言われても仕方がない。とても大切な仕事でありながら地方自治体がそんなことをしているのかということが問われているかと思います。いろいろ判例も調べてみましたが、公務員が共同して遂行することが必須である。福祉課があり学校教育課があり老人の福祉の担当があり、DVの人権推進課の担当も必要、こういう人たちが力を合わせて解決をしなければならない業務は、民間事業とは独立して行うことはできないと。そういう業務については、請負には適さない。まして公務員が委託された人たちに指示を出したりあるいは疑問に対して、答えたりすれば偽装請負に該当してしまうと。このことをやっぱり肝に銘じて、福祉は福祉の問題は、最も大切な問題として、大津町がどれだけ真剣に考えているかこのことが問われているかと思うので、即刻こうした制度は改めるべきだと思い、そういう思いからこの認定に反対をするものであります。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 荒木議員の言われました外部委託ということで、言われましたけれども、町としては専門家を雇って十分に町の職員で対応できない部分を補完し700名とかいろんな意味でのいろんな相談事に外部からの委託はされておられますけれども、福祉相談員が実際には今まできちんとやってきておられますので、その点ではほかの事例もあるのかもしれませんが、福祉相談員の外部委託については今のところ何ら問題ないと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。

午後2時31分 休憩

△

午後2時42分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに討論ありませんか。

山本富二夫議員。先ほどの続きですね。山本議員の言葉の続きということでお願いします。

○8番（山本富二夫議員） 町と協議した結果、法令違反にはならないということで、大津町の場合は、それではよろしくをお願いします。法令違反の認識はありません。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決前に休憩をします。しばらく休憩します。あの時計で50分からお願いします。

午後2時43分 休憩

△

午後2時49分 再開

○議 長（桐原則雄） 先ほど50分からとしましたけれども、48分からスタートさせていただきます。休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから採決を行います。まず、議案第55号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第55号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第56号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は、賛成のボタンを、反対の方は、反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第56号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第57号、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第57号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第58号、財産の交換についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第58号は委員長の報告とおりに可決されました。

次に、議案第59号、令和5年度大津町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第59号は各委員長の報告とおりに可決されました。

次に、議案第60号、令和5年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第60号は委員長の報告とおりに可決されました。

次に、議案第61号、令和5年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第61号は委員長の報告とおりに可決されました。

次に、議案第62号、令和5年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第62号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第63号、令和5年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第63号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第64号、令和5年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第64号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第65号、令和5年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第65号は委員長の報告とおりに可決されました。

次に、議案第66号、令和5年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のおりに決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第66号は委員長の報告とおりに可決されました。

次に、議案第67号、令和5年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のおりに決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第67号は委員長の報告とおりに可決されました。

次に、認定第1号、令和4年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は認定です。各委員長の報告のおりに認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、認定第1号は各委員長の報告とおりに認定することに決定されました。

次に、認定第2号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計補正歳入歳出決算の認定についてを

採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、認定第2号は委員長の報告とおり認定とすることに決定されました。

次に、認定第3号、令和4年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、認定第3号は各委員長の報告とおり認定とすることに決定されました。

次に、認定第4号、令和4年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、認定第4号は各委員長の報告とおり認定とすることに決定されました。

次に、認定第5号、令和4年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、認定第5号は委員長の報告とおりに認定することに決定されました。

次に、認定第6号、令和4年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のおりに認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、認定第6号は委員長の報告とおりに認定することに決定されました。

次に、認定第7号、令和4年度大津町公共下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のおりに認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、認定第7号は委員長の報告とおりに認定することに決定されました。

次に、認定第8号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計決算の認定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のおりに認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、認定第8号は委員長の報告とおりに認定することに決定されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（桐原則雄） 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長からタブレットに配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 令和5年度議員派遣について

○議 長（桐原則雄） 日程第5 令和5年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、タブレットに配付しましたとおり、派遣することにし
たいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、令和5年度議員派遣については、配付資
料のとおり、派遣することに決定しました。

日程第5 議会活性化に関する特別委員会の設置及び、委員の選任について

○議 長（桐原則雄） 日程第5、議会活性化に関する特別委員会の設置及び、委員の選任について
を議題とします。

検討会議からの答申を受け議員のなりて不足に伴う担い手確保に対する環境整備及び町民の皆さ
んとの接点や参加機会の充実並びに議会の役割や議会活動に関する情報発信などを強化するため、
お手元に配布しました名簿の議員を委員として議会活性化特別委員会を設置して令和6年12月ま
で調査及び活動をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

よって、本件については5名の議員を委員として構成する議会活性化特別委員会を設置し、これ
に付託して、令和6年12月まで調査することに決定しました。

御連絡申し上げます。

委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選をお願いします。

5名の議員の皆様は、委員会室401にお集まりください。

しばらく休憩します。

午後3時02分 休憩

△

午後3時09分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。委員会条例第8条第2項の規定によって議会活性化特別委員会の委員長に山本富二夫議員、副委員長に佐藤真二議員が互選されました。

これで報告を終わります。

日程第6 議案第68号 大津中学校什器等備品購入について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄） 日程第6 議案第68号、大津中学校什器等備品購入についてを議題とします。

お諮りします。議案第68号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町長（金田英樹） 皆様、こんにちは。本定例会に追加、提案申しました案件の説明の前に、一言、御礼を申し上げます。

本定例会に御提案しました、すべての案件につきまして、御議決、御同意をいただき、誠にありがとうございました。今後とも、議員の皆様の御指導、御助言をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、追加提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第68号「大津中学校什器等備品購入について」ですが、令和5年8月29日に指名競争入札を実施しました結果、熊本県菊池郡大津町大字大津1229番地、有限会社文洋堂、代表取締役、大塚鷹之介様と2千858万9千円で備品購入契約を締結し、財産として取得したいと思うものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 議案第68号の大津町学校什器等備品購入につきまして御説明を申し上げます。

議案集は1ページと2ページ、それから説明資料集は1ページから3ページをお願いいたします。

今回の調達内容につきましては、後ほど教育部長が説明をいたしますので、私からは入札関係について説明をいたします。この備品の調達は大津中学校の長寿命化改修に伴い新たに生徒用の机、椅子や教職員用の事務机等を購入するもので、什器を取り扱う業者からの業者からの調達となります。

入札の方法については、指名競争入札による調達といたしております。業者の選定につきましては、町の業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要項第5条の規定に基づく入札参加者名簿に登録されたもののうちから、県内に本社または営業所があり什器の取扱いがある8社を選考し8月29日に入札を実施いたしました。

説明資料の1ページをお願いいたします。

大津中学校什器等備品購入の概要及び入札結果について御説明をさせていただきます。備品名、品名及び数量については記載のとおりでございます。購入金額は2千858万9千円で、納期は令和6年の3月31日までとしております。購入の相手方は、熊本県菊池郡大津町大字大津1229番地、有限会社文洋堂の代表取締役、大塚鷹之介様でございます。その他の指名業者及び入札金額、入札比率、予定価格については記載のとおりでございます。

なお、辞退がありましたけれども今回の理由としましては、納期までに調達ができないということとなっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） こんにちは。私のほうからは大津中学校什器等備品購入についての備品購入の概要について御説明をさせていただきます。

議案集の1ページと2ページ、説明資料は2ページから3ページとなります。

今回、大津中学校校舎の長寿命化改修工事の1期工場に伴いまして、既存の什器で老朽化が進んでいる備品の購入を行います。主な購入備品は事務机が63台、事務椅子が63脚、教卓が12台、生徒用の机が407台、同じく生徒用の椅子が407脚、保健室用のベッドが4台、金庫が1台、それから会議用のテーブルが5台、それから会議用の椅子が22脚となります。

今後のスケジュールについてでございますけれども、12月をめどに学校とも協議を行いながら教室や職員室などに配置する備品のレイアウト等を決定をいたしまして、第1期工事の管理普通教室等の改修工事が完了次第備品の納品を予定しています。

なお、3月中旬頃改修工事を完了予定見込み。そしてその後、備品の納品を予定しております。4月の新年度からは改修後の新たな校舎で円滑な学校運営ができるよう進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 議案第68号について質疑をいたします。

まず入札の結果を見ますれば、78.23%と2割以上の予定価格よりも下がっておりますが、この点についてでありますけれども、あらゆるものが今値上がりしております。そして建築資材でも何でも値上がりしていますが、こういったところには影響はなかったのかなど。逆に2割も非常にいい値段が出ていると私は思うんですよ。それなのか、予定価格がちょっと高すぎたのかなど思ったりしてしまうんですね。この値上がりというのがここ数年なり何なり全然反映されてなくて、そのままずっと価格というのは上昇見られなかったのかこの点について一つお聞きします。

それと備品の買換えということで、相当年数使ったのではないかなとは思いますが、耐用年数というのがこういったものは出ないと思います。大切に使いばいつまでも使えるんじゃないかなど。そういったものは生徒に教え込んでいかな部分ですよ。ただ今度購入をしました。もちろん丈夫で学校の机とか椅子ですんで、ものすごく上手でかなりの年数もつやつではないかなとは思われます。その時にこの2ページの図面を見ておりますけれども、改修するところのそれこそずぶ替えみたいな感じになるのかなど思ってしまうんですが、北側の特別教室等あたりの備品等はこれにはあがってないみたいなんですけれども、恐らく今回の老朽化が進んでいるということ。使用頻度もあるでしょうけれども、これって恐らく北側の特別教室あたりのいろんな備品も同年度ぐらいに購入されたやつではないかなとも思うんですよ。例えばこれが計画的に今年はこのだけの備品の入替えをやりましたけれども、例えば翌年度なり翌々年度なりに次の買換えを予定しておりますとか、そういう計画があるのならばその点を教えていただきたいと思えます。

質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは永田議員のほうの質疑にお答えいたします。

まず2点あったかと思えますけれども、1点目が備品の買換えに伴います購入の関係で予定価格関係で価格の上昇とかそういったところの点についてということでございました。

担当課としまして、昨年度予算編成、それから今年度の入札前の直近で各業者から参考見積りあたりも徴収させていただいて、対応しております。その中でやはり価格の改定あたりの話も情報もありました。そういった中で予定価格等設定しながら対応をさせていただいたところです。

それからもう一つが今回購入します買換えます備品についてですけれども、今回買換えます備品については、激しく傷んでいるもの、それから老朽化しているものを選出しまして買換えとさせていただきます。これまでもその各年度ごとに著しく傷んでいるものについては買換えをお願いしてきましたけれども、今回は校舎1期工事の南側校舎に係る工事分についての什器の購入ということで今回はお願いをするものでございます。

また来年度は、2期工事ということで、先ほど言われましたように北側の特別教室のほうに工事が移ってまいりますので、そこにつきましては来年度予算のほうでお願いしたいと考えております。以上です。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

内容はわかります。元気のいい生徒たちが勢い余ってということは自分たちも振り返ってみればそんなこともいろいろありましたよね。それはそれでいいんですけども、先ほどの入札の件でありますけれども、納品が間に合わないということがありましたよね。ということは入札をするタイミングが悪かったのかなと考えざるを得ないということです。できるだけ活性化した入札を行わなければなりませんので、辞退というのは相当の理由がない限りはないと考えられます。そんな時に今回の入札を行うにあたっての時期ですね。例えば会計年度は独立の原則がありますので、予算編成がなくて3月に予算編成して認められて、そしたらもちろんいろんな業務が最初当初ですから、たくさんあるはずですよ。しかしながら、こういったものは早めることによってきちんとその指名した業者ですね、が全員が価格を出して正当な競争ができるということが考えられますので、今回の時期に対してですね、入札の時期に対してからのやり方というのが、もう少しもう終わったことで、これ認められるかどうかわかりませんが、次ですよ。そういったかたちで取り組まないと今回の入札に学ぶものがないんじゃないかなと考えられますので、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 入札の話ですけども、指名の入札について毎月1回やっております。確かに納期が令和6年の3月末ということだもんですから、辞退の理由を聞きますとかなりの量があったもんですから、ちょっと間に合わないというような御意見をいただいておりますので、議員おっしゃいますように、もう少し前倒しで入札発注はすべきだったかなというふうには反省しているところです。今後その辺についてはしっかりと検証してできるだけ工期をとるような形で入札をやっていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 新しいきれいになった校舎で新しい備品で勉強できるのはすごくいい環境なんですけれども、この老朽化が進んでいる備品の処分が発生すると思うんですけども、処分については大体業者さんが、家具とか買った場合は業者が無料で引き取りますよとかあるんですけど、その辺についてまた今度補正を組んでくるのか。大体どれくらいの見積りを考えているのか。わかればお願いします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

しばらく休憩します。

午後3時23分 休憩

△

午後3時25分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 大変申し訳ございませんでした。今回学校の備品の入替えをします廃棄分については別途委託のほうで組んでおります。3月に入替えをするときに処分をさせていただくということで予算を組んでおります。

以上です。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） すみません再度質疑します。

それでは、不要になったのは全部処分するという考えでいいんですかね。例えば教室が空いていると思うんですよ。そこに処分代が高いけんて押し込んで、いつまでもそのままということはないのかを確認します。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 今回南棟の1期工事分に着手しておりますけれども、不要な今までも教室にあったような備品も総点検をさせていただいて対応させていただいています。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第68号、大津中学校什器等備品購入についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第68号は可決しました。

日程第7 同意第16号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄） 日程第7 同意第16号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。同意第16号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、同意第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 提案しました議案につきまして、御議決をいただきまして誠にありがとうございました。

次に、同意第16号大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、委員の寺下早苗様が令和5年9月24日をもって任期満了となりますが、引き続き菊池郡大津町大字引水841番地9、寺下早苗様を教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものです。

寺下早苗様は、平成27年度から小学校のPTA会長や菊池郡市のPTA連絡協議会、熊本県PTA連合会の理事を務められるなど児童生徒の健全な育成のための活動などに積極的、献身的に取り組んでおられ現在も県立高等学校のPTAで副会長として活動をされておられます。

また令和元年9月から大津町教育委員会の委員としてこれまで培った経験、知見を生かしながら教育委員会活動の充実に努められており、人格が高潔で教育、学術、文化などに関する高い見識を持っておられ教育委員会の委員として適任と存じます。教育委員会の委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。同意第16号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、同意第16号は同意することに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和5年第10回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後3時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年9月15日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 大塚 益 雄

大津町議会議員 三宮 美 香